

平成 1 9 年 第 4 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号 (1 1 月 3 0 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定 (1 5 日間)	4
1. 日程第 3. 平成 1 9 年第 3 定付託議案第 1 号 名寄市総合計画推進市民委員会条例 の制定について	4
○総務文教常任委員長報告 (佐藤 靖委員長)	4
○修正可決	5
1. 日程第 4. 平成 1 9 年第 3 定付託議案第 5 号 名寄市下水道条例の一部改正につい て 平成 1 9 年第 3 定付託議案第 6 号 名寄市個別排水処理施設条例の一部 改正について 平成 1 9 年第 3 定付託議案第 7 号 名寄市水道事業給水条例の一部改正 について	5
○建設常任委員長報告 (中野秀敏委員長)	5
○原案可決	7
1. 日程第 5. 平成 1 9 年第 3 定付託議案第 1 6 号 平成 1 8 年度名寄市各会計決算の 認定について 平成 1 9 年第 3 定付託議案第 1 7 号 平成 1 8 年度名寄市病院事業会計 算決の認定について 平成 1 9 年第 3 定付託議案第 1 8 号 平成 1 8 年度名寄市水道事業会計 決算の認定について	8
○決算審査特別委員長報告 (佐藤 勝委員長)	8
○認定	8
1. 休憩宣告	9
1. 再開宣告	9
1. 日程第 6. 行政報告 (島市長)	9

1. 休憩宣告	1 7
1. 再開宣告	1 7
1. 日程第 7. 議案第 1 号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定について	1 7
○提案理由説明（島市長）	1 7
○総務文教常任委員会付託	1 7
1. 日程第 8. 議案第 2 号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について	1 7
○提案理由説明（島市長）	1 7
○原案可決	1 8
1. 日程第 9. 議案第 3 号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	
議案第 4 号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 8
○提案理由説明（島市長）	1 8
○原案可決	1 8
1. 日程第 1 0. 議案第 5 号 名寄市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について	1 9
○提案理由説明（島市長）	1 9
○原案可決	1 9
1. 日程第 1 1. 議案第 6 号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	1 9
○提案理由説明（島市長）	1 9
○原案可決	1 9
1. 日程第 1 2. 議案第 7 号 名寄市基金条例の一部改正について	1 9
○提案理由説明（島市長）	2 0
○原案可決	2 0
1. 日程第 1 3. 議案第 8 号 名寄市特別会計条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明（島市長）	2 0
○質疑（田中好望議員）	2 0
○原案可決	2 1
1. 日程第 1 4. 議案第 9 号 名寄市下水道条例の一部改正について	2 1
○提案理由説明（島市長）	2 1
○原案可決	2 1
1. 日程第 1 5. 議案第 1 0 号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について	2 1
○提案理由説明（島市長）	2 1
○民生常任委員会付託	2 2
1. 日程第 1 6. 議案第 1 1 号 指定管理者の指定について	2 2
○提案理由説明（島市長）	2 2

○質疑（黒井 徹議員）	2 2
○原案可決	2 4
1. 休憩宣告	2 4
1. 再開宣告	2 4
1. 日程第 1 7. 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度名寄市一般会計補正予算	2 4
○提案理由説明（島市長）	2 4
○補足説明（中尾総務部長）	2 5
○質疑（宗片浩子議員）	2 5
○原案可決	2 6
1. 日程第 1 8. 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	2 6
○提案理由説明（島市長）	2 6
○原案可決	2 7
1. 日程第 1 9. 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	2 7
○提案理由説明（島市長）	2 7
○原案可決	2 7
1. 日程第 2 0. 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	2 8
○提案理由説明（島市長）	2 8
○原案可決	2 8
1. 日程第 2 1. 議案第 1 6 号 平成 1 9 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	2 8
○提案理由説明（島市長）	2 8
○原案可決	2 8
1. 日程第 2 2. 議案第 1 7 号 平成 1 9 年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予 算	2 9
○提案理由説明（島市長）	2 9
○原案可決	2 9
1. 日程第 2 3. 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	2 9
○提案理由説明（島市長）	2 9
○質疑（谷内 司議員）	3 0
○報告済	3 3
1. 休会の決定	3 3
1. 散会宣告	3 3

第2号（12月12日）

1. 議事日程	3 5
1. 本日の会議に付した事件	3 5
1. 出席議員	3 5
1. 欠席議員	3 5
1. 事務局出席職員	3 5
1. 説明員	3 5
1. 開議宣告	3 6
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	3 6
1. 島市長の発言	3 6
1. 日程第2. 一般質問	3 6
○質問（佐藤 靖議員）	3 6
○質問（高橋伸典議員）	4 8
1. 休憩宣告	5 7
1. 再開宣告	5 7
○質問（宗片浩子議員）	5 7
○質問（大石健二議員）	6 6
1. 休憩宣告	7 6
1. 再開宣告	7 6
○質問（佐々木 寿議員）	7 6
1. 散会宣告	8 7

第3号（12月13日）

1. 議事日程	89
1. 本日の会議に付した事件	89
1. 出席議員	89
1. 欠席議員	89
1. 事務局出席職員	89
1. 説明員	89
1. 開議宣告	90
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	90
1. 日程第2. 一般質問	90
○質問（川村幸栄議員）	90
○質問（駒津喜一議員）	100
1. 休憩宣告	110
1. 再開宣告	110
○質問（渡辺正尚議員）	110
○質問（中野秀敏議員）	118
1. 休憩宣告	128
1. 再開宣告	128
○質問（木戸口 真議員）	128
1. 散会宣告	137

第4号（12月14日）

1. 議事日程	139
1. 本日の会議に付した事件	139
1. 出席議員	140
1. 欠席議員	140
1. 事務局出席職員	140
1. 説明員	141
1. 開議宣告	142
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	142
1. 日程第2. 一般質問	142
○質問（黒井 徹議員）	142
○質問（竹中憲之議員）	153
1. 休憩宣告	161
1. 再開宣告	161
○質問（佐藤 勝議員）	161
○質問（岩木正文議員）	172
1. 休憩宣告	182
1. 再開宣告	182
1. 日程第3. 議案第18号 財産の取得について	182
○提案理由説明（島市長）	182
○原案可決	182
1. 日程第4. 議案第19号 平成19年度名寄市一般会計補正予算	182
○提案理由説明（島市長）	182
○質疑（高橋伸典議員）	183
○原案可決	185
1. 日程第5. 議案第20号 名寄市議会委員会条例の一部改正について	185
○原案可決	185
1. 日程第6. 意見書案第1号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの 継続を求める意見書	
意見書案第2号 沖縄戦「集団自決」に関する教科書検定に対する意見 書	
意見書案第3号 身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求 める意見書	
意見書案第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書	
意見書案第5号 灯油等石油製品の価格を引き下げするための緊急対策を 求める意見書	

意見書案第6号	取り調べの可視化の実現を求める意見書	
意見書案第7号	民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書	
意見書案第8号	メディカルコントロール体制の充実を求める意見書	
意見書案第9号	障害者自立支援法の見直しを求める意見書	
意見書案第10号	米価暴落の緊急対策と品目横断対策の見直しを求める要望意見書	
意見書案第11号	食品偽装事件の根絶を求める意見書	
意見書案第12号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書	
意見書案第13号	後期高齢者医療制度の凍結と抜本的な見直しを求める意見書	
意見書案第14号	被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書	
意見書案第15号	「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書	
意見書案第16号	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書	185
○原案可決		186
1. 日程第7. 報告第2号	例月現金出納検査報告について	186
○報告済		186
1. 日程第8. 委員の派遣報告		186
○総務文教常任委員長報告（佐藤 靖委員長）		186
○民生常任委員長報告（渡辺正尚委員長）		188
○経済常任委員長報告（木戸口 真委員長）		192
○建設常任委員長報告（中野秀敏委員長）		194
○報告済		197
1. 日程第9. 閉会中継続審査（調査）の申し出について		197
○継続審査（調査）決定		197
1. 閉会宣告		197
1. 質問文書表		199
1. 議決結果表		205

平成19年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 平成19年11月30日(金曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|--|--------------------------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第9 | 議案第3号 名寄市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正につい
て |
| 日程第2 | 会期の決定 | | |
| 日程第3 | 平成19年第3定付託議案第1号 名
寄市総合計画推進市民委員会条例の制
定について(総務文教常任委員会報
告) | 議案第4号 名寄市職員の育児休業等
に関する条例の一部改正について | |
| 日程第4 | 平成19年第3定付託議案第5号 名
寄市下水道条例の一部改正について
(建設常任委員会報告)
平成19年第3定付託議案第6号 名
寄市個別排水処理施設条例の一部改正
について(建設常任委員会報告)
平成19年第3定付託議案第7号 名
寄市水道事業給水条例の一部改正につ
いて(建設常任委員会報告) | 日程第10 | 議案第5号 名寄市職員団体のための
職員の行為の制限の特例に関する条例
の一部改正について |
| 日程第5 | 平成19年第3定付託議案第16号
平成18年度名寄市各会計決算の認定
について(決算審査特別委員会報告)
平成19年第3定付託議案第17号
平成18年度名寄市病院事業会計決算
の認定について(決算審査特別委員会
報告)
平成19年第3定付託議案第18号
平成18年度名寄市水道事業会計決算
の認定について(決算審査特別委員会
報告) | 日程第11 | 議案第6号 名寄市職員の給与に関す
る条例の一部改正について |
| 日程第6 | 行政報告 | 日程第12 | 議案第7号 名寄市基金条例の一部改
正について |
| 日程第7 | 議案第1号 公益法人等への名寄市職
員の派遣等に関する条例の制定につい
て | 日程第13 | 議案第8号 名寄市特別会計条例の一
部改正について |
| 日程第8 | 議案第2号 特別職の職員の給与の支
給特例に関する条例の制定について | 日程第14 | 議案第9号 名寄市下水道条例の一部
改正について |
| | | 日程第15 | 議案第10号 名寄市病院事業診療報
酬及び介護報酬徴収条例の一部改正に
ついて |
| | | 日程第16 | 議案第11号 指定管理者の指定につ
いて |
| | | 日程第17 | 議案第12号 平成19年度名寄市一
般会計補正予算 |
| | | 日程第18 | 議案第13号 平成19年度名寄市国
民健康保険特別会計補正予算 |
| | | 日程第19 | 議案第14号 平成19年度名寄市老
人保健事業特別会計補正予算 |
| | | 日程第20 | 議案第15号 平成19年名寄市介護
保険特別会計補正予算 |
| | | 日程第21 | 議案第16号 平成19年度名寄市下
水道事業特別会計補正予算 |
| | | 日程第22 | 議案第17号 平成19年度名寄市食
肉センター事業特別会計補正予算 |

日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告
について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成19年第3定付託議案第1号 名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定について（総務文教常任委員会報告）
日程第4 平成19年第3定付託議案第5号 名寄市下水道条例の一部改正について（建設常任委員会報告）
平成19年第3定付託議案第6号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について（建設常任委員会報告）
平成19年第3定付託議案第7号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について（建設常任委員会報告）
日程第5 平成19年第3定付託議案第16号 平成18年度名寄市各会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
平成19年第3定付託議案第17号 平成18年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
平成19年第3定付託議案第18号 平成18年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第6 行政報告
日程第7 議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定について
日程第8 議案第2号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について
日程第9 議案第3号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい

て
議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第5号 名寄市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第6号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第7号 名寄市基金条例の一部改正について
日程第13 議案第8号 名寄市特別会計条例の一部改正について
日程第14 議案第9号 名寄市下水道条例の一部改正について
日程第15 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について
日程第16 議案第11号 指定管理者の指定について
日程第17 議案第12号 平成19年度名寄市一般会計補正予算
日程第18 議案第13号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第19 議案第14号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算
日程第20 議案第15号 平成19年名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第21 議案第16号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
日程第22 議案第17号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算
日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告
について

1. 出席議員（25名）

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員

2番	植	松	正	一	議員
4番	川	村	幸	栄	議員
5番	大	石	健	二	議員
6番	佐々	木		寿	議員
7番	持	田		健	議員
8番	岩	木	正	文	議員
9番	駒	津	喜	一	議員
10番	佐	藤		勝	議員
11番	日根	野	正	敏	議員
12番	木戸	口		真	議員
13番	高	見		勉	議員
14番	高渡	辺	正	尚	議員
15番	高	橋	伸	典	議員
16番	山	口	祐	司	議員
17番	田	中	好	望	議員
18番	黒	井		徹	議員
20番	川	村	正	彦	議員
21番	谷	内		司	議員
22番	田	中	之	繁	議員
23番	東		千	春	議員
24番	宗	片	浩	子	議員
25番	中	野	秀	敏	議員

生活福祉部長	佐々木	雅	之君
経済部長	手間本		剛君
建設水道部長	野間井	照	之君
福祉事務所長	中西		薫君
上下水道室長	和田		博君
教育長	藤原		忠君
教育部長	山内		豊君
市立総合病院院長	内海	博	司君
市立務大部学長	三澤	吉	巳君
市立務大局学長	成田	勇	一君
会計室長	成田	良	悦君
監査委員	森山		

1. 欠席議員（1名）

3番	竹	中	憲	之	議員
----	---	---	---	---	----

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健	一
書記	間所		勝
書記	松井	幸	子
書記	久保		敏
書記	熊谷	あけ	み

1. 説明員

市長	島	多慶	志君
副市長	今	尚	文君
副市長	小室	勝	治君
総務部長	中尾	裕	二君

○議長（小野寺一知議員） ただいまより平成19年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

12番 木戸口 真 議員

13番 高見 勉 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月14日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月14日までの15日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 平成19年第3定付託議案第1号 名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、第3回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第1号 名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定について委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、総務部長を初め担当職員の出席を願い、10月29日及び11月21日の2回にわたり開催し、本条例の内容などについて担当者から詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行ったとこ

ろであります。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように、名寄市総合計画の実施状況に関する点検と確認、推進状況に関する評価、推進に関する提言などを行うため附属機関として設置し、推進に関する総合的な調査検討を行うものであります。

各委員から出されました主な質疑では、学識経験者及び市内関係団体の代表者とは、また旧風連、旧名寄の総体枠はどう考えているのか、老、壮、青を含めたバランスを図る必要があるのではないかと、市民委員会の開催ペースはとの質問に対しては、学識経験者及び市内関係団体の代表者として総合計画策定審議会の専門部会長、副会長で構成する総務部会委員15名を想定している。総合計画策定審議会に設置した5部会は、名寄地区、風連地区のバランスを含めた人選を行っている。市民委員会は、新年度予算確定後と前年度決算確定後の2回を想定していると答弁がありました。

さらに、総合計画を策定した人が市民委員会委員となることはいかがなものか、学識経験者の表現ではなく近年は有識者が一般的表現ではないかについての質問には、策定審議委員からは進行管理もしたいという声が多かった。他の条例との整合性もあり、学識経験者としたとの説明がありましたが、設置する市民委員会のありようが議論になったところであります。

また、条文表現でも委員は再任されることができるといふ表現はいかがなものか、再任することができる、再任を妨げないが適当ではないかとの質問には、条例規則の中で表現が混在している現状があると答弁がありました。

会議についてもより活発な議論を導くため委員にも招集権を与えるべきではないか、委員会は開かれたものにしなければならない、委員会の会議は原則として公開するとしているが、原則としては不要ではないかの質問には、委員会の活発化は当然、公開があくまでも基本との答弁がありまし

た。

このほか、まちづくりに熱心な市民をふやすように市民に対する積極的な問いかけが弱いのではないか、住民自治への関心度をもっと高めるべき、公募は5人の枠にとらわれず柔軟に対応すべき、人材バンクや人材登録制なども検討すべきではないかなどの指摘もあったところです。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第1号 名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定につきましては、第3条第2項第1号中、学識経験者を有識者に改め、同項第2号を削り、同項第3号を第2号とする。

第4条第2項中、再任されることができざるを再任を妨げないに改める。

第6条第5項を同条第6項とし、同条第4項中、原則として、これを公開するを公開とするに改め、同項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に第2項として、委員長は、委員から会議開催の請求があったときは、会議を招集しなければならないを加えるとす原案の一部修正案が全委員によって提出され、議論の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託議案の審査の経過と結果について御報告いたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成19年第3定付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 平成19年第3定付託議案第5号 名寄市下水道条例の一部改正について、平成19年第3定付託議案第6号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について、平成19年第3定付託議案第7号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

建設常任委員会、中野秀敏委員長。

○建設常任委員長（中野秀敏議員） おはようございます。議長の指名をいただきましたので、平成19年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第5号 名寄市下水道条例の一部改正について、付託議案第6号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について及び付託議案第7号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について、以上付託案件3件について結審をいたしましたので、審査の経過並びに結果についてを御報告申し上げます。

当委員会は、9月21日、28日、10月15日、11月16日の4回にわたり、建設水道部長を初め担当職員の出席と資料の提出を願い、慎重に審査したところです。

付託されました3件の議案は、現行の下水道料金、水道料金について名寄地区、風連地区、いずれも合併前の料金体系で算定されており、料金の格差は受益者間に負担の不公平を生むことから、料金体系の統一を図り、受益に対する負担の公平を確保するため、下水道使用料、水道料金を改定するものであるとの提案説明でありました。

担当者から上水道料金の考え方として、今回は料金改定というよりは統一ということを最優先に考えている。本来的なら試算すると29.8%という高率の改定率となるが、統一をすることから、基本料金については約15%程度、超過料金については10%程度の改定幅とした。名寄地区における用途別の料金体系、風連地区における口径別

の料金体系を風連地区の口径別に統一する。基本水量については、現在名寄地区では5トン、風連地区では8トン、基本水量が多ければ多いほど経営的に楽になることから、全国的にも8トンから10トンという流れはあるが、旧名寄市において8トンから5トンにした経過、少量使用者への配慮ということを政策的に今回も引き継いでいきたいということから、5トンとする。下水道使用料については、基本的には現行の名寄地区の下水道使用料体系を統一していきたい。その際に風連地区の下水道使用料が水洗化を促すという政策的なことから、創設から10年間改定がなかったことから、安価に設定されていて統一の際に大きな負担があることを考慮し、超過水量の部分を1トン当たり220円から200円に20円引き下げた。また、主に地下水を利用している方について、浴槽1つにつき3トンという基準を5トンに見直した。個別排水処理施設については、負担の公平を確保するため、個別排水使用者の定額制を廃止し、メーター設置箇所はメーターへ、それ以外は水量認定へ移行し、料金体系は上水道、下水道を準用することとしたなどの説明を受けたところです。

このような3件の議案は、料金の統一に向け一体となる内容となっていることから、一括して審査することといたしました。

各委員から出された主な質疑では、1点目として新料金の中で上水道、下水道の増収額はどれぐらいになるのかに対しましては、水道料金では年額3,300万円の増額となり、下水道使用料では約1,600万円の減額となる。

2点目、上水道料金では5トン未満で使用している家庭ではお年寄りの方が多いことから、減額措置はとれないのかということに対しましては、お年寄りや単身者、そういった方を配慮して5トン未満ということで基本水量を設定していることから、今回の統一の中で減額措置は考えていない。

3点目として、水道料金に関し名寄地区が口径別になるということで、口径と水量の関係で事業

所や団体で使用している給水管の太さを1ランク、2ランク落としても支障がないということへの周知はどのようにしていくのかに対しましては、説明会開催の案内を個々の営業所や事業所に事前に送り、説明会の中で口径別への対応を考えており、説明会の開催が必要になってくるものと考えている。

4点目として、市民説明会もこれから開催されて理解をいただくということだが、上水道の場合風連地区で使う量によっては約7割の方が20%以上の値上げになるということで、どのような理解を求めていくのかに対しましては、風連地区の下水道使用料については10年間料金を改定していなかったこともあり、上水道と下水道をあわせて15トン使用している方で、風連地区の下水道だけを見ると20%以上アップになるが、上水道を合わせると9%アップになる。

5点目として、20トン以上使う方の上下水道あわせると10%以上値上げとなるが、統合した結果こうなりましたという説明をするときに何か工夫がないと理解が得られないのではないかとということに対しましては、もともと旧名寄市、旧風連町も今まで上水道料金、下水道使用料別々に設定されてきた。今回は、同じ目線で上下水道料を総合的に考えていきたい。市民の方々に納得していただくすべは何かということで、上下水道あわせた形で10%ないし15%アップ率ということで知恵を絞った。

6点目として、今回道内2自治体しかない基本水量5トンという低い設定をしたが、基本料金をもう少し高くしたらどうなのか、超過料金をその分安くしたらどうなのか、その議論経過はに対しましては、通常料金で設定するに当たっては固定経費と変動経費から成り立っており、マニュアルどおり計算すると現行に比べ負担がかなり大きくなること、少量使用者の負担を抑えるため現行料金をベースに調整した。

7点目として、風連地区から見ると、使用水量

5トン以下の約3割の方の水道料金が半分以下になり、下水道使用料が3割減ることになる。一方、7割の方が大幅なアップとなる。基本水量8トン、あるいは10トンの設定のほうが市民負担が平均化するのではないかということに對しまして、風連地区から見ると同じ8トンなので、大きな動きはなくなるが、名寄地区が大きく上がってしまうことから、上下水道双方を考えたときに風連地区は下水道料が上がる、上水道は下がるメリットも含め5トンに設定した。

8点目として、地下水使用者の下水道使用料で浴槽に対する使用料を3トンから5トンに上げた根拠には對しましては、浴槽に約50センチの深さに水を入れると0.3立方メートル程度となり、30日で月9から10トンとなるが、2日に1回沸かすということで5トンと設定したなどの質疑が交わされたところであります。

付託議案第5号 名寄市下水道条例の一部改正に係る討論の中で、特に風連地区市民の約4分の1の世帯が20トン以上の使用料ということで、上下水道料で1万円近い負担増となること、合併協議の中で3年を目途に統一をとるの合意がなされている経過も踏まえ、2段階に分けて上げるなどの配慮はできなかったのかという思いはあるが、今回は新市としての一体感を持つため料金の統一を最優先に考えていること、また後年度負担を考慮するという意見が出されたところであります。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第5号 名寄市下水道条例の一部改正について及び付託議案第6号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について並びに付託議案第7号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について、3件につきましては合併に伴う名寄地区、風連地区の水道料金、下水道料金をあわせた形で格差を抑えた料金統一ということで、市民や事業所を対象としたきめ細かな説明を十分行い、理解を得ていくことから、全会一致で原案どおり可決す

べきものと決定をいたしました。

以上を申し上げ、当委員会の審査経過と結果の報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。平成19年第3定付託議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。

よって、平成19年第3定付託議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成19年第3定付託議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成19年第3定付託議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成19年第3定付託議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。

よって、平成19年第3定付託議案第7号は委

員長報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第5 平成19年
第3定付託議案第16号 平成18年度名寄市
各会計決算の認定について、平成19年
第3定付託議案第17号 平成18年度名寄市
病院事業会計決算の認定について、平成19
年第3定付託議案第18号 平成18年度名寄
市水道事業会計決算の認定について、以上3
件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、佐藤勝委員長。

○決算審査特別委員長（佐藤 勝議員） おはよう
ございます。御指名をいただきましたので、第
3回定例会におきまして決算審査特別委員会に付
託されました議案第16号 平成18年度名寄市
各会計決算の認定について及び議案第17号 平
成18年度名寄市病院事業会計決算の認定につ
いて並びに議案第18号 平成18年度名寄市水
道事業会計決算の認定について、以上3件につ
いて委員会の審査経過並びに結果について御
報告申し上げます。

第1回委員会は、9月3日に開会し、直ちに正
副委員長の互選を行い、委員長には私佐藤勝が、
副委員長には岩木正文委員がそれぞれ選任され
ました。

続いて、第2回の委員会は10月30日に開会
いたしまして、審査日程を10月30日から11
月2日までの4日間と定め、実質審査に入った次
第であります。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の方々の
出席を求め、それぞれの説明並びに答弁をいた
だきまして、慎重に審査したところであります。

その経過につきまして、詳細に御報告を申し上げ
るところではございますが、当委員会は全議員
をもって構成された委員会でございますので、こ
れを省略させていただきます。審査の結果につ

いてのみ御報告申し上げますので、御了承をお願い
するところでございます。

それでは、審査の結果について御報告いたしま
す。付託議案第16号につきましては、国民健康
保険特別会計のほか7特別会計は全会一致で、一
般会計は採決の結果、原案のとおり認定すべきも
のと決定いたしました。

付託議案第17号及び付託議案第18号につ
きましては、全会一致で原案のとおり認定すべき
ものと決定いたしました。

よって、各会計決算はいずれも正確な収支が行
われ、予算の執行が適正であったことが認められ
たのであります。

以上が審査の結果であります。

終わりに当たりまして、委員会開催中は、委員
並びに理事者各位におかれましては、終始慎重か
つ熱心に審議を尽くされ、おかげさまで日程ど
おり決算審査特別委員会を終えさせていただきました。
心から厚くお礼を申し上げまして、委員会報
告とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（小野寺一知識員） ただいま決算審査特
別委員会委員長より報告のありました平成19年
第3定付託議案第16号外2件については、全議
員をもって構成されました特別委員会の審査で
ありますので、この際質疑、討論を省略し、直
ちに採決を行います。

初めに、平成19年第3定付託議案第16号
平成18年度名寄市各会計決算の認定について採
決を行います。

本件を委員長の報告のとおり認定することに賛
成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知識員） 起立多数であります。

よって、平成19年第3定付託議案第16号は
委員長の報告のとおり認定することに決定いた
しました。

次に、平成19年第3定付託議案第17号 平

成18年度名寄市病院事業会計決算の認定について外1件については、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、平成19年第3定付託議案第17号外1件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長(小野寺一知議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長(島 多慶志君) おはようございます。本日、平成19年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞等各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき文化賞を大久保光義さんに、文化奨励賞を名寄吹奏楽団に授与いたしました。

文化賞を受賞した大久保さんは、広く市民に囲碁を普及するため、昭和32年に日本棋院名寄支部を設立。その後、名寄支部長や日本棋院北海道本部の役員を歴任され、囲碁の普及に御尽力いただきました。また、御自宅に囲碁サロンを開設され、私財を投じての普及活動に奔走されました。

さらに名寄市議会議長をはじめとし名寄相撲協会会長など多くの公職に就かれ、市政運営に御協力いただいております。

文化奨励賞の名寄吹奏楽団は、様々な分野の皆さんが、日程調整の難しい中で練習時間を確保し、北海道吹奏楽コンクール一般C編成の部で平成16年から18年まで金賞受賞などの活躍の一方で、

吹奏楽の普及発展のために、昭和62年からの年1回の定期演奏会や、平成9年からの天文字焼きコンサート、さらには、なよろサンピラー国体での音楽隊や中学校での演奏指導など、音楽を通じて市の教育・文化の発展に貢献いただいております。

また、同日、名寄市表彰条例に基づき、自治、社会福祉、産業経済、教育文化、住民運動実践の各分野におきまして、市勢の発展に寄与されました44個人3団体の皆さんに功労表彰を、多額の寄付を通してお力添えをいただきました8個人、13団体の皆さんに善行表彰をさせていただきました。

受賞されました皆さんには、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますと共に、より一層の御活躍と御健勝を願っております。

次に、市民憲章の普及活動について申し上げます。

本年2月26日に制定されました市民憲章の普及活動につきましては、策定に御尽力いただいた12名の市民憲章検討委員会の皆さんに、市内各層代表の3名を加えた15名を「市民憲章推進委員」として御委嘱し、その普及活動について協議をいただきました。

5月から11月まで合計4回に亘る協議でまとめられた提言に基づき、各施設への憲章板の掲示、ふれあい広場、文化賞授賞式等での市民憲章朗唱、封筒等への印刷、さらに市民憲章パネルを各町内会館や公民館へ配布し掲示していただくようお願いし、より広く市民の方々への周知に努めてまいりました。

今後とも、あらゆる機会を通じ普及活動に努めてまいります。

次に、名寄市有料広告事業の取り組みについて申し上げます。

平成20年4月から、広報なよろ及び名寄市ポータルサイトのホームページ有料広告を掲載するために準備を進めています。

行政情報以外の幅広い生活情報を提供するとともに、自主財源の確保にもつなげてまいります。

次に、男女共同参画社会をめざし、庁内ワーキンググループ、並びに市民で組織する策定委員会を設置し、名寄市における現状と課題から基本的な目標と、それを実現するための方針・施策などを定める作業を進めています。

また、男女共同参画社会の実現に向け、広報誌への連載や、講演会の開催など、あらゆる機会を通じて啓発に取り組んでいます。

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成19年11月より、インターネットで利用できる名寄市ポータルサイトにおいて、電子申請・届出及び各種様式のダウンロードのサービスを開始いたしました。

今後も市民への情報通信技術を利用した行政サービスの提供に努めてまいります。

次に、国内交流について申し上げます。

東京なよろ会の総会が10月28日、東京都内のホテルで会員60名と名寄サンシャイン会の皆さんなど関係者が参加して開催されました。今冬の名寄スキーツアーなどの事業計画が承認され、役員改選では、新会長に木原碩美さんが新会長となり、前会長の田中幸一さんは顧問に就任されました。会長として長年に亘って貢献をいただいた田中幸一さんに対し、本市から感謝状と記念品を贈りました。

東京都杉並区との交流では、10月13・14日の2日間、「環境博覧会すぎなみ2007」が開催されました。本市からは、開催趣旨に沿い、消費者に安全で安心な農産物を提供するためのクリーン農業技術と「イエス・クリーン」マーク表示の取り組み、さらに雪氷冷熱エネルギーを利用したもち米の貯蔵方法などを紹介・出展いたしました。また、PR活動としてうるち米「こめごころ」をはじめとした特産品の販売や、販路拡大に向けた道産うるち米に対するアンケート調査を実施いたしました。

名寄市職員会館として使用をしてきた旧西田邸を「名寄市北国雪国ふるさと交流館」として整備を進めてまいりましたが、このたび外構工事も終了し、愛称名を応募により「雪あかり館」とし、11月16日に命名者の島影道子さんに立会いただき、除幕式を行いました。今後は、東京都杉並区や山形県鶴岡市藤島との交流事業の拠点として、また、広く市民の皆さまの諸活動の場として活用されるよう願っております。

次に、第20回目を迎えたなよろ健康まつりを、9月22日に総合福祉センターを会場に、500名の参加を得て開催いたしました。

「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに腹部CT検査、体内健康測定、骨密度測定などの健康チェックを実施いたしました。

また、保健推進委員・名寄市立大学学生コーナーでは、転倒予防に向けた足指力測定や食品展示などを行い、市民の生活習慣の見直しと健康の推進を図ってまいりました。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度4月から9月までの上半期における患者数は、入院が延べ5万9,121名で、前年同期に比べて1,732名の減少となり、外来では延べ12万7,816名で、同じく77名の減少となりました。

次に、収支面では、病院事業収益は32億940万4千円で、前年同期に比べますと、158万3千円減少し、予算執行率は47.6パーセントとなっています。また、病院事業費用は33億7,706万円で、前年同期に比べ、診療材料費や経費の減少により2,717万4千円減少し、予算執行率は48.3パーセントとなっています。

この結果、収支の差額では1億6,765万6千円の収入不足となっています。

医業収益は下半期に増加する傾向にありますが、入院収益などの収入の確保と経費の抑制に努め、経営健全化に向け努力してまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況に

ついて申し上げます。

患者数は、入院で延べ1万8,898名、前年比で100.8パーセントとなりましたが、外来では延べ3,399名、前年比87.0パーセントとなっております。

また、予算の執行状況では、事業収益が3億438万円となり、執行率は52.0パーセント、事業費用は2億8,233万円で、執行率48.3パーセントとなっております。

一方、医師の状況では、9月末で1人が退職され、当面2名体制で診療を行う状況となりました。引き続き地域医療の確保に努めてまいります。

次に、特別養護老人ホーム清峰園の嘱託医について申し上げます。

平成16年度から名寄東病院に嘱託医を依頼し、週1回入所者の健康管理及び療養上の指導を受けてまいりました。

先ほど述べましたように、固定医の退職により、医師が2名体制になり、さらに名寄東病院の機能は慢性期医療であるため、嘱託医の継続は困難と判断され、10月31日をもって辞退の申し出がありました。

つきましては、名寄市立総合病院、市内在住の上川北部医師会及び開業医会と協議し、しらかばハイツの嘱託医で、終末期医療にも取り組まれている風連国保診療所の松田好人所長に引き受けていただくことになり、11月1日から診察をいただいております。将来的に嘱託医の負担を軽減する仕組みを医師会と構築するよう確認したところであります。

次に、敬老事業について申し上げます。

郷土名寄市の発展に御尽力された高齢者の方々の長寿を祝うため、9月17日総合福祉センターにおいて「長寿を祝う会」を開催いたしました。105歳の最高齢者の方から、白寿・米寿を迎えられた146人の方々にお祝いを申し上げ、記念品を贈呈いたしました。

また、老人文化祭を9月15日から3日間開催

したところ、150人から245点の多彩な作品が寄せられ、多くの市民が鑑賞しました。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月1日から実施され、これまで老人保健医療制度による医療を受けている方が対象となります。

保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合が過去3年間の医療費を参考に一人当たりの負担額を決定するもので、平成20年、21年の保険料は均等額4万3,143円、所得割による割合は9.63パーセントと決定されました。

なお、これまで老人保健医療費が実績で全道平均値より低い15自治体には、6年間に亘り保険料が軽減されます。本市もこの措置の対象となり、平成20年、21年の賦課額の14パーセント相当額が軽減される予定です。これは、市民の皆さんや関係者の方々の努力が、医療費削減に結びつき、このような形で評価されたものと考えております。

次に消防事業について申し上げます。

消防施設整備事業につきましては、21年間使用してきました「広報車」を更新いたしました。今後も更なる消防力の向上と、地域住民の安全・安心を最重要課題として、各種災害時の防災対応及び出動体制に万全を期してまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

今年度の防災訓練は10月20日に名寄川流域の9町内会及び自衛隊名寄駐屯地、名寄消防団など11の関係機関が参加して、市民文化センターを避難場所として実施いたしました。

町内会から88人の参加があり、災害時要援護者の応急搬送を含めた安全な避難行動の訓練を行ったほか、洪水ハザードマップの理解、救命処置に関するAED使用法の講習など、各種訓練を通して防災意識を高めていただきました。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

11月20日現在、工事・委託を含め127件、事業費で約22億4,540万円、発注率にして94.1パーセントとなっております。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、木造平屋建て3棟6戸を8月に着手し、12月に完成いたします。

北斗・新北斗団地建替事業は、住み替え住宅建設に向けての仮称南団地の実施設計を8月に着手をし、2月に完了する予定であります。

また、名寄市住宅マスタープラン策定作業は、策定委員会及び作業部会を終了し、12月末に策定作業を完了いたします。

次に、公営住宅簡易ガス事業に係わる損害賠償請求和解について申し上げます。

旧名寄市は、平成元年度と平成7年度において、公営住宅建設に「ガス事業法」に基づき「簡易ガス事業」を取り入れております。

この事業は経済産業省の認可を受けて、民間活力を導入して行ってきたものでありますが、建設開始後に公営住宅法の改正や高齢者対応住宅の見直しにより、ガス供給可能戸数が契約戸数に対し、約30パーセント減少となりました。

補償などについては、ガス供給業者と協議を重ねてまいりましたが、合意に至らず、名寄簡易裁判所へ調停の申し立てを行いました。

調停の結果は、市が屋外配管部分の買取など2,900万円を支払うことで、相手方と9月26日に和解したところであります。

次に、公園の整備について申し上げます。

浅江島公園内トイレ増設は、旧ポンプ施設にトイレの水洗化を行い、9月から利用いただいております。

名寄公園の園路改修につきましては、木蓮ブロックが劣化しましたので、昨年度から透水性アスファルトに改良し、11月より使用を開始しております。

風連地区の天塩川河川緑地パークゴルフ場整備につきましては、ゴルフ場内の植樹を終え、12

月に管理棟及びトイレ等の設置工事を発注し、平成20年3月に完成、6月オープンを予定しております。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

市街地再開発準備会は、10月に事業計画書、基本設計が完了し、11月に全体会議で承認を得て、知事に事業の施行認可を申請しております。認可後は、施行者「株式会社ふうれん」が事業を実施していくこととなります。

市では、施行者と連携を図り、事業を支援してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

本年度、4月から9月までの上半期における上水道の配水量は、147万6,500立方メートルで、有収水量が122万7,500立方メートルとなり、83.1パーセントの有収率となっております。

配水管網整備及び老朽管更新事業につきましては、東7号線の配水管網整備、東8号道路の老朽管更新工事などが完了いたしました。

また、第2期拡張事業では国道239号の配水管布設工事を進めており、12月の完了を予定しております。

次に、下水道事業について申し上げます。

名寄下水終末処理場については、合流式下水道改善事業で進めている滞水地の土木建築工事が完了し、機械設備工事では平成20年2月の完成に向けて施工しております。

また、機能高度化事業の電気設備更新工事については、現在施工中であります。

農村部における個別排水処理施設整備事業では、名寄地区で9戸、風連地区で7戸の計16戸の合併浄化槽設置が完成し供用を開始しております。

次に、道路整備について申し上げます。

地方道路整備臨時交付金事業は、東風連線智烈布橋架替下部工事が10月で完成し、北7丁目通と緑丘第二団地通は、12月に舗装工事を行い完

成の予定であります。

まちづくり交付金事業で実施している、風連地区の東3号通線歩道改修事業は9月で完了いたしました。

単独事業では、臨時地方道整備事業債などで整備しております徳田2号線は10月で完成し、11月5日には地権者を始め多くの関係各位の御出席のもと、道路開通式典を行い、使用を開始しております。

次に、東西線循環バスの路線改正について申し上げます。

10月1日より、利用者の方々から要望のありました名寄東病院への利便性を改善するために、午後の便の始発地点を緑丘第1団地前から名寄東病院前への変更と、商店が少ない東地区の要望を受け、駅前から6丁目を通る路線に変更して、駅前商店街への利便を高めました。また、路線の変更と併せ、利用が少ない日曜日の第1便を減便いたしました。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに本年産の主要農作物の作況ですが、水稻につきましては、6月以降の高温多照、7月上旬からの低温があったものの、8月以降は天候に恵まれたことで、平年並みとなりました。

北海道農政事務所が10月15日現在で公表した作況指数は全国で99、北海道で98、上川管内で103と発表されましたが、本市においては、品質的には「やや不良」、収量的には「並」と考えているところです。

11月19日現在の出荷状況ですが、全量一等米で、うるち米2万2,073俵、もち米17万1,808俵、合計19万3,881俵となっており、概ね88パーセントの出荷率となっています。

畑作につきましては、雨不足による干ばつの影響を受け、「やや不良」、唯一、秋小麦は「やや良」となりました。野菜についても、「やや不良」で、アスパラだけが「やや良」となりました。本年は気温、日照時間共に平年以上となりました

が降水量は極めて少なく、畑作、野菜は品質、収量に影響を受けたところです。

次に、新産地づくり対策について申し上げます。

本年度から、水田農業推進協議会を一本化し「名寄地域水田農業ビジョン」に基づき、売れる米づくり、生産振興作物の定着・拡大、転作作物の本作化、土づくり対策、担い手育成、食の安全・安心の確保及び生産者団体の販売PR活動等を誘導、支援し、生産者、関係機関・団体の理解と協力により事業を推進してまいりました。

本年産の目標数量につきましては、もち米は自主削減により対前年比10パーセント減の1万653トン、うるち米は0.8パーセント増の2,172トン、合わせて8.2パーセント減の1万2,825トンの配分を受け、加工米を含めた水稻作付面積は対前年比0.2パーセント減の3,224.3ヘクタール、耕作者は39戸減の455戸となりました。

産地づくり交付金は、対象農家878戸、助成対象転作面積2,395ヘクタール、産地づくり交付金9億5,782万7千円、耕畜連携水田活用対策5,037万3千円、総額10億820万円を見込んでおり、交付金の概ね9割の年内支払いに向け作業を進めているところであります。

次に、農地・水・環境保全向上対策について申し上げます。

本年度採択の「風連西資源保全活動組織」につきましては、協定農用地1,297.7ヘクタール、交付額3,484万4千円となり、農業者・てしおがわ土地改良区・JA道北なよろ・行政区・PTA等193名で構成され、農用地・農業施設を保全する基礎部分の活動、施設の長寿命化を図る農地・水向上活動、さらに農村環境向上活動として施設への芝桜の植栽、洪水被害を低減するための水田貯留機能増進活動を行っております。

先般、名寄市農業振興対策協議会で地区設定の考え方が承認されましたので、平成20年度採択に努めてまいります。

次に、畜産について申し上げます。

本年度の入牧期間は名寄市営牧野が5月から10月までの149日間で延べ3万4,550頭、母子里地区共同牧場が6月から11月までの151日間で延べ1万3,792頭を市内酪農家24戸から授精対象牛を主体に受け入れました。本年度から母子里地区共同牧場についても、指定管理者制度を導入してまいりました。人工授精業務も順調に進み、良質な粗飼料の給与による増体率の向上と適正な飼養管理により高い受胎率を実現し、個体の資質向上を図ってまいりました。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

道営事業で実施の各工事は、秋の長雨で一部冬工事とした箇所もありますが、ほぼ予定通りの進捗状況となっております。また、「畜産担い手育成総合整備事業」では、名寄地区の佐竹牧場で畜舎の新設に合わせ、上川支庁管内では初めての「搾乳ロボット」を導入し、労働力の軽減を図ってまいりました。今後の頭数増を期待するものがあります。

次に、林業の振興について申し上げます。

本年度、間伐を予定していた市有林が、国の実施する「低コスト作業システム構築事業」のモデル林に選定され、10月25日、関係者約150名が参加し、作業システムモデル案の検討や高性能林業機械による作業実演を行いました。また、北山の植林地では北海道が実施する「林業再生モデル事業」により、保育方法の見直しとして低密度植栽を行いました。いずれも森林の育成や森林の持つ多面的な機能を発揮させるためには、費用と時間がかかることから、試験やデータの集積が必要と考え、上川北部森林組合の協力により実施してまいりました。

次に、商工業関係について申し上げます。

道北地方の景気動向は、日銀旭川事務所による金融経済概況や企業短期経済観測調査などによると、依然として低調に推移しており、本市においても同様に厳しい状況が続いております。市の融

資制度について、年末資金融資に向けて商工会議所、中小企業相談所、市内金融機関と連携して対応してまいります。

次に、住宅リフォーム促進助成事業について申し上げます。

中小企業の新たな支援と、快適な住環境整備を図るため、3年間の時限を設け、本年4月から実施してまいりました。市民及び建築業者からの関心は高く、9月3日で予約実績が150件となりました。

登録業者78者のうち施工業者は39者で、その受注金額は3億603万7千円となり、市内建設産業の振興及び雇用の促進に大きく寄与したものと考えています。

次に、中心市街地活性化基本計画策定事業につきましては、10月に中小企業基盤整備機構及び北海道の担当者が来名し、基本計画策定に向けたアドバイスを頂いたところであります。商工会議所の「活性化特別委員会」につきましては、6回の議論を終えて提言をまとめ、今後市民等が参画する新しい議論の場として「中心市街地活性化協議会準備会」の設立に移行する予定となっております。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄地方の9月末の有効求人倍率は0.51倍、新規求人倍率は1.00倍、新規求人数は220人で、いずれも前月、さらには前年同月を上回っています。産業別では金融、保険、医療福祉、サービス業において若干の増加となっておりますが、まだまだ厳しい状況が続いております。

次に、季節労働者の通年雇用化に向け支援する事業として、通年雇用促進支援事業が10月1日からスタートいたしました。

この事業は、30年続いた季節労働者冬期援護制度の一部が、平成18年度で終了したことに伴う事業であり、道内の季節労働者の通年雇用化を促進するため、通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者で構成される協議会に参画し、国

の通年雇用促進支援事業を受託するとともに、地域独自の取り組みを目的としています。

この協議会では、国から委託される事業と地域自ら取り組む事業を実施するもので、今後12月・1月に離職される季節労働者の方々を対象に通年雇用セミナー、新分野進出研修セミナーなどを開催し、通年雇用化に向け、北海道、名寄職業安定所と連携を密に事業を推進してまいります。

次に、観光について申し上げます。

本年度、上半期の観光入り込み客数は総体で12万8,600人となりました。智恵文ひまわり畑の事業変更による減少がありましたが、道立サンピラーパークなどへの入り込み増加により、前年度同期に比べて5,600人の減少で止められたものと分析しています。今後、冬に実施されるイベントを中心に、観光客の入り込みPRに努めてまいります。

本格的な冬を迎えるにあたり、ピヤシリスキー場では12月8日のオープンに向け準備を進めています。11月27日には安全祈願を行い、シーズン中における安全と無事故を願ったところであります。

次に、道の駅事業について申し上げます。

地域経済活性化の拠点として、より親しまれる道の駅の愛称を募集したところ、市民から154点の応募がありました。去る11月6日に道の駅検討会議委員に加え、消費者代表、生産者組織、報道機関、名寄市立大学の学生代表ら22人で構成する「道の駅なよろ愛称選定会議」において、「道の駅もち米の里☆なよろ」が選定されました。

また、指定管理者については、市内2社から応募があり、株式会社もち米の里ふうれん特産館を候補者として選定いたしました。別途議案として、指定管理者の指定について提案をいたします。

本市の南玄関を飾る新しい施設として、サービス向上や魅力ある道の駅として、来年4月のオープンをめざしております。

次に、市民文化センターの改修について申し上

げます。

昭和58年に建設の市民文化センターは、24年の歳月で老朽化した屋根、外壁、天井の改修と暖房機などの交換を行い、9月28日完了いたしました。

次、市立図書館について申し上げます。

9月30日の「文学バスツアー」は、遠軽町のオホーツク文学館等を訪ね、オホーツク圏を舞台とした著名な作家の文学作品に触れ、読書への関心を深めてまいりました。

読書週間中の普及事業として「サザエさん」展を10月16日から11月11日まで開催し、多くの家族連れの来館がありました。引き続き風連分館でも12月1日から15日まで開催いたします。

次に、プラネタリウム館・市立木原天文台について申し上げます。

8月28日の皆既月食は、道北が全国で最良の条件に恵まれ、NHKの全国放送もあり、観望会には350名が来館し、宇宙の神秘を体験していただきました。

研究観測では、9月30日のすばる食、10月25日には1892年以来のホームズ彗星が大増光した現象の撮影に成功し、名寄の天体観測環境の良さをアピールすることができました。

次に、学校教育について申し上げます。

今年度、風連日進小学校が開校100周年、風連日進中学校が開校60周年を迎え、10月21日に地域の協力を得ながら記念行事の一環として文化祭を開催いたしました。

4月に行われた「学力・学習状況調査」の結果が10月25日に文部科学省から送付されました。これを受け、名寄市教育研究所に指導改善検討委員会を設置し、子どもたちの教育水準の向上にむけ検討を進めることといたしました。

次に、市内各小中学校では11校が教育研究会を開催し、その成果を発表し研修を深めてきました。さらに、文部科学省のキャリア教育実践プロ

プロジェクトに、名寄中学校と智恵文中学校の2校が指定を受け、10月11日に「名寄市キャリア・スタートウイーク実行委員会」を組織し、2校の職場体験活動を実施しております。

特別支援教育では、名寄市立大学と名寄市立総合病院の協力で5月から開始してまいりました、名寄市特別支援教育専門家チーム委員による児童生徒への発達検査は、希望者10名を数え、学校での支援体制構築への助言など、特別支援教育の推進に大きな力となっています。

次に、名寄市立大学並びに市立名寄短期大学について申し上げます。

10月26日、大学開学を記念しての植樹祭が学生や市民、周辺の町内会など関係者50名の参加をいただき開催されました。美しい景観と大学のシンボルとなることを期待し、ニトリ北海道応援基金の助成により、イチヨウの苗木など7種類559本が植えられました。

また、9月から進めてきましたグラウンドの整備もほぼ完了し、来年度から利用できることとなりました。

さらに、高大連携の一環として、名寄高校の1・2年生321名を対象に模擬授業を、10月12日と11月9日の2回実施いたしました。

学習内容や研究の様子を知ってもらい、進学への動機付けにしていただげるよう今後も取り組みを進めてまいります。

一方、開学後初めての3年次編入試験が11月3日に行われ、応募者14名の中から、看護学科1名、社会福祉学科3名の合格者を発表いたしました。11月15日には平成20年度推薦入試、社会人選抜を行い、保健福祉学部では定員55名に対して昨年より5名多い147名が受験し、57名の合格者を発表したところであります。栄養、看護、社会福祉の3学科とも前年並みの受験者を確保することができ、名寄市立大学の存在が浸透してきているものと考えています。

また、児童学科では、定員25名に対して昨年

より17名少ない43名が受験し、合格者は26名となりました。

次に、栄養教諭配置について申し上げます。

学校における食育の推進を図るため、名寄市学校給食センター運営委員会内に検討委員会を設置し、「栄養教諭制度」について調査・研究を進め、この度、検討された案が運営委員会です承されました。今後、学校給食の管理、学校における食に関する指導体制の整備を図り、平成20年4月からの栄養教諭配置に向け準備を進めてまいります。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

昨年に引き続き、「食」に関する理解と、生産から消費までの食育の幅広い推進を目的とする「高大官連携事業」の一環として、名寄農業高校の生徒が生産したミニトマト、鶏卵を学校給食の9月・10月の献立食材に使用いたしました。

また、新たな取り組みとして姉妹都市・山形県鶴岡市藤島との間で、お互いの特産品を学校給食の食材として使用し、食育を通じた交流として、特産の庄内柿を10月と11月の2回、旬の果物として提供し好評を得たところです。次年度以降も継続した取り組みとなるよう検討してまいります。

給食費の未納については、今年度名寄市学校給食会内に未納対策検討委員会が設置され「未納対策アクションプラン」がまとまりました。今後はこのガイドラインに沿って、学校・PTA・学校給食センターが一体となり未納対策にあたり、悪質な未納者には強い態度で臨んでまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

10月8日の体育の日、体育施設を無料開放してスポーツフェスティバルを開催いたしました。各種大会や講習会が行われ、多くの市民の皆さんにスポーツを楽しんでいただきました。

冬季スポーツについては、カーリング場が11月1日にオープンし、11月10日から2日間の日程で北海道知事杯カーリング大会が開催されました。今後、ピヤシリカップカーリング大会など

多くの大会や教室が予定されています。

次に、なよろ健康の森・クロスカントリーコースの利用に関しての調停は、7月19日に民事調停の申し立てをし、8月24日から11月5日までの間、名寄簡易裁判所及び現地において4回行われましたが、調停は不成立に終り、コースを横切る土地の分筆は実現しませんでした。

今年度のクロスカントリー大会は12月24日に開催を予定していますので、コースの一部変更を行い、円滑な大会運営に向け造成の準備を進めています。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

教育相談センターでは、児童生徒の共通課題や個々の事例についての情報の共有化と今後の連携強化を目的に、全ての学校を訪問して、子どもたちの悩みに対する早期対応の方策を確認したところです。また、ハートダイアル、適応指導教室のパンフレットと共に「安心カード」を作成し、全児童生徒に配布いたしました。

青少年センターでは9月26日に2名の高校生を模範青少年として表彰を行いました。今後も、顕彰による青少年の健全育成にも努めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

8月から9月にかけて、旭川開発建設部の委託を受け、一般国道40号名寄バイパスルートの、智北6遺跡の埋蔵文化財発掘調査を行いました。発掘面積は約750平方メートルで、遺物は総数で2,587点が出土し、整理作業を経て来年度に報告書を刊行する予定です。

また、10月から11月にかけては「アイヌ民族資料展」「写真に見る名寄の今と昔」および「遺跡発掘速報展」を開催し、郷土の歴史に触れていただきました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で行政報告を終わります。

10分程度休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時23分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律におきまして条例で定めるべき事項とされている派遣する団体、職員の派遣、復職等の処遇等について定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第2号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定につい

て、提案の理由を申し上げます。

本市は、平成8年度から事業に着手し、平成17年度に完成いたしました公営住宅建設におきましてガス事業法に基づく簡易ガス事業を導入し、市内ガス事業者との間でガスの供給契約を締結いたしました。同事業は、価格が安定し、個別供給方式のガス単価と比較をしても安価であることから、本市は入居者のメリットが多いとの理由より同事業を採用したものであります。この供給契約は、平成7年に契約を締結し、契約時の供給戸数が完成時におきまして住宅政策等の変更から契約戸数を満たすことができず、この間供給業者への戸数変更の手續等がなされない状況が続き、本市は業者側から供給契約戸数の減による損失補償を求められてきました。本件は、相手方が負担をした屋外配管工事費相当額及び解決金の支払いをすることで裁判所による調停が成立し、結果として行政執行上の問題により市民負担を生じせしめたものであります。ここにおわびを申し上げ、執行責任者として私と名寄庁舎担当副市長の減給措置を提案しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第3号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、少子化対策が求められる中、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として育児短時間勤務制度が新設されたことに伴い、本市の職員も同様の措置を講じるべく名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第3号外1件について一括質疑を行います。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号外1件は原案のとおり可決
されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第10 議案第
5号 名寄市職員団体のための職員の行為の制限
の特例に関する条例の一部改正についてを議題と
いたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市職
員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
条例の一部改正について、提案の理由を申し上げ
ます。

名寄市職員団体のための職員の行為の制限の特
例に関する条例につきましても、地方公務員法第
55条の2第6項の規定に基づき、職員が職員団
体のため勤務時間中に適法な交渉を行うために定
められておりますが、本件はこのたび国が定める
準則と異なる条文については是正するよう通知があ
りましたので、準則と同様の条文にすべく同条例
の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上
げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入
ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付
託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されま
した。

○議長（小野寺一知議員） 日程第11 議案第
6号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正
についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市職
員の給与に関する条例の一部改正について、提案
の理由を申し上げます。

本件は、郵政民営化に伴う関係法令が本年10
月1日から施行され、日本郵政公社が解散したこ
と等に伴い、所要の文言整理を行い、さらに本年
度の人事院勧告に基づき国家公務員の給料月額、
扶養手当の額及び勤勉手当の額が改定されたため、
本市の職員も同様の措置を講じようとするもので
あります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上
げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入
ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付
託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されま
した。

○議長（小野寺一知議員） 日程第12 議案第

7号 名寄市基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市基金条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年10月17日に函館市在住の竹内トミ氏から本市で出生し、亡き夫である竹内孝氏の本市の福祉事業に役立ててほしいという御遺志により3,000万円の御寄附がありましたので、福祉施設の環境整備に充てる竹内福祉基金を設けようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第13 議案第8号 名寄市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄市特

別会計条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

現行の老人保健制度にかわる後期高齢者医療制度は、老人医療費を中心とした国民医療費が増大する中、医療保険制度が将来にわたり持続可能なものとするため、高齢社会に対応した仕組みとして、公平でわかりやすい独立した医療制度として創設され、平成20年4月から運営が始まります。

本件は、本市におきましても後期高齢者医療事業を行うに当たり、特別会計を設置する必要があるため、名寄市特別会計条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

田中好望議員。

○17番（田中好望議員） 議案第8号につきまして、特別会計の中で後期高齢者医療事業を加えるということで、本市におきましては先ほどの行政報告の中にもございましたけれども、20、21年の賦課金の14%相当額が減額されるということで、これは負担軽減にももちろんつながるということで、1週間ほど前ですか、ローカル紙なのですけれども、士別でこのことに対して後期高齢者を対象とした説明会が行われているといったことで新聞に記載されていたわけですが、こういう後期高齢者の方々が介護保険料等でまた医療負担がふえるのかという逆な考え方の方もおりますし、本市としてはぜひとも住民説明会、これを行っていただきたいと思うのですけれども、そのお考えがあるかどうか、この1点だけをお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 実は、名寄市のほうでもその準備を進めておりまして、先般から始まっていますまちづくり懇談会の中でも概略を説明していますが、参加される方々が必ずしも

後期高齢者の該当にならない方もいらっしゃると思いますので、11月22日に保険料が決まりまして、議員も御存じのとおり、15市町村が14%の特例軽減、名寄は特例軽減14%受けることに指定されましたので、1月、2月に集中的に各町内会単位に設置されています老人クラブのほうにこちらのほうから呼びかけをしまして、出前講座方式でこちらのほうから町内会単位の老人クラブに向きまして説明会を開催したいということで今現在準備を進めておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第9号 名寄市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市下水道条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、郵政民営化に伴う関係法令が本年10

月1日から施行され、日本郵政公社が解散したこと等に伴い、所要の文言整理を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例第2条に規定されている診療報酬の額の条文整理等を行おうとするものであります。

まず、第2条第1項につきましては、診療に係る料金の条文を1号から4号に区分して定めようとするものであります。

次に、第2条第2項につきましては、180日を超え入院した場合の料金について関係法令、告

示の廃止を受けたことから、条文を改めようとするものであります。

次に、別表の料金表の室料につきまして、E室1日につき420円を削除し、文書料につきましては道内の公立病院との均衡を図るため、一般診断書料1通につき1,575円を2,100円に、特別診断書料1通につき3,150円を4,200円に改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 議案第11号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

道の駅なよろは、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であります。本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入

ります。御発言ございませんか。

黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） このことにつきまして、特に内容について異議を申し立てるものではないと思いますが、若干経過の内容についてお伺いをしたいと思います。

行政報告で2社の応募があったというふうには伺いましたけれども、選定の経過並びにこの会社に決まった中でどのような管理計画が出されているのか、その内容等について若干お伺いをしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 今回の指定管理者の選定につきましては、7月26日から公募要領を配付をいたしまして、8月8日に説明会、8月10日から応募者からの質問を受け付けをしまして、8月17日から22日まで申請書の受け付けを行いました。その後応募が2件ございましたので、8月29日に2社からヒアリングを行いまして、ヒアリング後に第1回の選定委員会を開催をしまして、この場で決め方の基本的なものを協議をして、その後9月14日に2回目の選定委員会で決定をしたということでございます。

それで、選定の方法でございますけれども、評価項目として12項目にわたるものを設けまして、それぞれ評価については大変よい、よい、普通、不十分、全く不十分という採点方式で採点をいたしまして、今回の候補者ということで選定をさせていただきました。特に意図しましたのは、地元にかかわる物産について力を入れてほしいと。それと、名寄市の南の玄関口に当たることから、名寄市というイメージを前面に出したような運営をしていただきたいということでそれぞれ2社のほうにはお話をしまして選考させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 選定の基準の中で大

きく参考にしたというのが地元の物産を前面に出す、あるいは名寄市のイメージを出すというようなことがありましたけれども、その提案の中で特徴的な項目がここに挙げられている特産館の中であったのか、それと名寄市の中での一般財源の額というのは提示をしていたのかどうか、そこら辺をお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 管理部分についての想定をされる数量でありますとか、例えば光熱水費等の年間の所要見込みであるとか、あるいは単価につきましては、これは決まっておりますので、コンサルのほうでこの規模であれば年間このぐらい必要であろうという数字は提示をさせていただいて積算をしていただいたと、こういう内容でございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 2社の特徴的な企画といますか、そういうものについての比較が非常に大事なところでございまして、先ほど中尾部長から話がありました、いかに名寄的な企画をもって商品構成も含めてやっていただけるかと、こういうことであります。このところでは少し際立った違いが出てきたかなというふうに思っています、一方では名寄の特産物のもちを中心にした品ぞろえとあわせてイベント、こういったもの、もう一社は少しその辺が弱ったというところでもあります。ともに地場の産品は扱いますよといいながら、具体的な企画がなかなか私ども選考委員会の立場で受けとめられないと、こういうようなこともありまして、そちらのほうを重視した選考というふうに相りました。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 例えばあそこで地場産品のいわゆる直売所ですとか、そういったものも指定管理者の中の管理下に入っているのかどう

か伺いたいというふうに思います。

また、コンサルである程度の算出をしているのかもしれませんが、トータル的に、これは指定管理者が決めるのかはちょっとわからないのですけれども、年間の入館者とか来訪者等の算定もされた指定管理の方法できているのかどうか、そこら辺お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話しいただきました指定管理者、特産館のほうにということでの指定をさせていただきたい。前にもお話しさせてもらいましたけれども、かつての旧風連のときからも出店者による関係者の会合を持たせていただいております。扱い品目と、それから今後の運営等につきましていろいろお話をちょうだいいたしました。そういった方々にも既にお声をかけさせていただいておりますから、今後は指定管理者が中心となって出店者、出店されるそういった商品構成も含めて指定管理者の手元の中で管理運営、そういった販売等々がされるものというふうに認識をさせていただいております。

それから、通過の人数、それから入り込みの予定なのですけれども、私どものほうの通過人口につきましては先般来よりずっとお話をさせていただいておりますが、いわゆる道路の通行車両ということの受けとめでございます。したがって、その分の数値は受けとめてはおりますけれども、果たして道の駅のほうにハンドルを切っていただける方がどのぐらいいるのかということが今後の課題になってくるだろうと。このことができるだけ多くの方々に入り込んでいただきたい、ハンドルを切っていただきたいというようなことの思いを強くしているものですから、そこら辺については十分に意を配してにぎわいを持てるような、そんな道の駅にしていきたいと思います。行政のほうでも指定管理者のほうと十分協議をしながら、相談をしながら、連携とりながら進めてま

いりたいというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第12号 平成19年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 平成19年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ2,856万8,000円を追加して、予算総額を189億4,548万7,000円にしようとするものであり

ます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして基金積立金3,000万円の追加は、戦前旧制名寄中学校に在籍し、戦後も名寄保健所に勤務していた故竹内孝さんの御遺族で函館市在住の竹内トミさんからの寄附金を新たに創設した竹内福祉基金に積み立てしようとするものであります。また、老人保健事業特別会計繰出金1,014万1,000円の追加は、医療給付費と後期高齢者医療制度創設に伴う準備経費の増加によるものであります。

6款農林業費におきまして農業振興施設等整備事業補助金800万円の追加は、道北なよろ農業協同組合が事業主体となって実施する大豆乾燥調製施設に対する補助金で、全額道支出金を充当して助成しようとするものであります。

7款商工費におきまして道の駅整備事業費の7,402万8,000円の減額は、工事の執行残と外構工事の一部を平成20年度に振りかえたことによるものであります。

8款土木費におきまして風連本町地区市街地再開準備会貸付金3,550万円の追加は、事業を実施する準備会への貸付金であります。また、住宅管理費の公有財産購入費2,000万円及び調停解決金900万円の追加は、過去に公営住宅を建設した際、民間活力で行った簡易ガス事業に基づくガス供給可能戸数の変更によって生じた補償について地元ガス供給業者との調停が成立したことによる解決金などであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、収支不足を繰越金及び繰入金で調整しようとするものであります。

17款財産収入におきまして市有地売払収入300万8,000円の追加は、名寄公園西側道路横の市有地400平方メートルの売却などによるもので、また学校林売払収入344万円の追加は、北海道との契約期間満了に伴い、市内瑞穂道有林に生育する学校林を伐採することによる立木売払

収入であります。

21款諸収入におきまして全日本スキー連盟選手強化助成金500万円の追加は、全日本スキー連盟のジャンプ競技の強化推進に伴う助成金であります。

次に、第2表、債務負担行為補正では、智恵文支所清掃業務委託料ほか16件を追加しようとするものであります。

次に、第3表、地方債補正では、市有林造林事業ほか4件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。議案第12号の16、17ページをお開きいただきます。2款総務費、1項8目企画振興費で、仮称であります。自治基本条例策定事業費の報償費16万円及び旅費10万5,000円の追加は、来月に設置予定の名寄市自治基本条例市民懇話会の委員に対する謝礼とアドバイザーの会議出席旅費であります。

18、19ページをお開きください。3款民生費、1項7目身体障害者福祉費で施設入所支援費1億3,340万8,000円の追加は、8目知的障害者福祉費からの組みかえで、障害者自立支援給付費の支払いが11月分から各事業所ごとから国保連合会へ一括となったことによるものであります。これに伴いまして、歳入の国庫支出金及び道支出金でも一部組みかえが生じております。

24、25ページをお開きください。8款土木費、2項4目道路新設改良費で緑丘第2団地道路改良舗装工事203万5,000円の追加は、冬

期施工に伴う労務費などの経費の増加によるものであります。

30、31ページをお開きください。10款教育費、5項大学費、1目学校総務費で学生募集広告掲載及び配布業務委託料152万円の追加は、インターネットや進学情報誌などを使った学生募集広告に係る経費であります。

また、7項2目体育施設費で体育施設管理運営一般行政経費265万4,000円の追加は、全日本スキー連盟選手強化助成金を充当してのジャンプ台夜間照明設備取り付け等の関連経費であります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。12、13ページをお開きください。19款繰入金で財政調整基金繰入金680万8,000円の追加は、収支不足を財政調整基金を取り崩しをして繰り入れるもので、取り崩し後の財政調整基金の残高は6億609万円の見込みとなっております。

21款諸収入、4項5目雑入で森林国営保険給付金579万1,000円の追加は、昨年10月の暴風雨により被害が生じた森林に対する給付金であります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

宗片浩子議員。

○24番（宗片浩子議員） ページ数でいきますと26、27、土木費、4項都市計画費の中で風連地区市街地再開発事業費のうちの風連本町地区市街地再開発準備会貸付金ということですが、先ほど市長の行政報告にもありました市街地再開発準備会につきましてちょっとお聞きしたいと思います。

この準備会の組織の機構と会の責任体制について、もう一つは貸付金の使用目的についてお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 準備会の組織そのものは、当初ありました期成会というのが地権者たちで組織されておりまして、地権者の方々がそのまま準備会として移行をされております。

それと、3,550万円の使途ですけれども、今現在6月の段階でこの事業に対する基本設計が準備会から発注されておりました。その資金繰りが基本的には特定業務代行という部分で行うのですが、準備会としては大手ゼネコンさんも含めて、それがもう既にこういう事業にはつくという形を持っていますので、ただ名寄市の場合は特定業務代行を地元でしていただきたいと、これだけの経済効果があるという考え方を持っていますから、地元で受けていただきたいという意向もございまして、ちょっと待っていただきたいと、私どもの地元の発注で今検討させていただいた段階で特定業務代行が決まるまでの間その貸付金をしてほしいという準備会からの要請がございまして、市のほうではそれではちょっと特定業務代行が決まるまでの間をこの貸し付けをするというふうにしたというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。やっぱり地元業者に仕事を受注させるということが本当に基本になりますが、今の状況どのような状況になっているのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 名寄の建設業協会あるいは風連の建設業協会、2つの協会に要請というか参画の希望をお聞きしているところがありますけれども、両協会ともぜひ参画をさせていただきたいというふうな希望がございまして、今組織づくりを両協会が進めているというふうにお聞きしていますので、参画には前向きに検討していただいているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はござい

ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第13号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第13号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ1,593万2,000円を追加し、予算総額を33億7,053万6,000円に、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ290万円を追加し、予算総額を1億1,659万5,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。2款保険給付費では、医療費の増加傾向により退職被保険者等療養費におきまして400万円、退職被保険者等高額療養費におきまして1,193万2,000円をそれぞれ追加し、調整を図ろうとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げま

す。3款療養給付費等交付金では、平成18年度療養給付費交付金の確定により1,593万2,000円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。

1款総務費では、本年11月から新たに名寄市特別養護老人ホーム清峰園の嘱託医を受託したことに伴い、職員手当等、血液臨床検査委託料に総額で190万円を追加、2款医療費では医療用衛生材料費に100万円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。

1款診療収入では、外来患者の増により140万円を追加、5款諸収入では嘱託医等収入で150万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第19 議案第14号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第14号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,832万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を34億1,339万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、平成20年4月開始の後期高齢者医療制度創設準備のため232万5,000円を追加し、2款医療諸費では名寄東病院の介護病床60床が医療病床に変更になったことに伴う医療給付費の増により9,600万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。歳出の医療給付費の増額に伴い、1款支払基金交付金では4,910万4,000円、2款国庫支出金では3,126万4,000円、3款道支出金では781万6,000円、4款繰入金では1,014万1,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 議案第15号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして名寄東病院の介護療養病床の辞退に伴う施設介護給付費の減額及び今年度から始まりました介護予防にかかわる認定者と要介護者との比率に当初計画との差異が生じたことにより、歳入歳出それぞれ1億3,868万9,000円を減額して、予算総額を18億2,630万1,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。2款保険給付費では、居宅介護給付費の追加、施設介護給付費の減額、介護予防サービス給付費の減額等により1億3,858万4,000円を減額、3款財政安定化基金拠出金では拠出額の調整により10万5,000円を減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。歳出の事業費の減額により、国庫支出金では6,108万2,000円、5款支払基金交付金では4,296万1,000円、6款道支出金では1,732万3,000円、8款繰入金では1,732万3,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 議案第16号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行おうとするものでありまして、平成20年度における下水終末処理場清掃等業務委託料の債務負担行為の限度額を120万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第22 議案第17号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第17号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、食肉センター整備事業にかかわるものでありまして、歳入歳出それぞれ64万3,000円を減額して、予算総額を2,587万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、BSE検査室設備の充実を図るため23万2,000円を追加、本年度の同センター整備事業の事業費確定により87万5,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款国庫支出金では、同センター整備事業の設置工事に係る保健衛生施設等施設設備整備費補助金を2万8,000円追加、2款繰入金では工事費の確定に伴い一般会計繰入金を67万1,000円減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

1件目の事故の内容は、本年7月25日午後1時20分ごろ、名寄市西7条南8丁目1番地、名寄市立総合病院駐車場内におきまして高齢福祉課所管の公用車が右後方に駐車していた札幌市中央区大通西5丁目9番1号、アステラス製薬株式会社所有の普通乗用車に接触し、破損させたものであります。過失割合は、本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が3万933円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

2件目の事故の内容は、本年8月25日午後4時ごろ、名寄市字日進、なよろ健康の森駐車場内におきまして北国博物館所管の公用車が後方に駐車していた名寄市曙833番地の1、北出聡氏所有の小型乗用車に衝突し、破損させたものであります。過失割合は、本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が12万9,831円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

3件目の事故の内容は、本年10月2日午前8時25分ごろ、名寄市大通南2丁目5番地、市立

名寄図書館駐車場内におきまして図書館所管の公用車が後方に駐車していた名寄市東6条南2丁目58番地60、竹下和博氏所有の普通乗用車に衝突し、破損させたものであります。過失割合は、本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が10万4,548円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

いずれも運転職員の前後の確認不足による事故であり、去る11月16日、関係職員並びに管理監督職員に対しそれぞれ嚴重注意等の処分をいたしました。これからの時期一層気を引き締め安全運転管理に努めてまいります。

以上3件を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） この件につきまして、大変情けないことで、あってはいけないことだと思うのですが、昨年も2件だということですが、100・ゼロの交通事故があった。今回は、まとめて3件来た。この事故を見てみますと、本当に初心者マークがついていてもおかしくないような事故でないかと思えます。バックをしてぶつかった。この3番目の凶面を見たときに、右側からバックしたら自分の窓あければ後ろを確認できるにもかかわらず相手の車にひっかけている、こんな事故があっただけいいのですか。こういう人たちに車を運転させてはいけません。当然この中においても安全教育等がされていると思うのですが、どのような安全教育をしているのか、まずお願いいたします。

それから、このことについて相手方の金額の補償ばかりが出ているのですが、公用車についても当然保険を使って直していると思うのですが、そ

の金額もあわせてお願いいたしたいと思えます。

それと、前回のときには懲罰委員会等という話をしたのですが、なかなかそれが無いということで1年間まとめてやっていたというような回答をいただいたと私は記憶しております。このことについては、当然懲罰委員会で懲罰されたいと思うのです。そして、個人的な氏名という大変何かあると思うのですが、当然懲罰ですからその担当部長なり課長なりの懲罰もあると思えます。せめてどこの課の誰がやったのだ、誰が懲罰委員会でこのような懲罰になりましたよということをお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 議員の御指摘のとおりでございます。議会のたびに事故処理の報告をするということで、安全運転管理者の職にある者としてまことにおわびの申し上げようもございません。決して対応をおろそかにしているということではないわけですが、正直申し上げて特効薬がないと申しますか、なかなかなくすということには至っておりませんが、機会のあるたびに事故防止の啓発につきまして粘り強く進めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思えます。

それから、処分の関係であります。1点目の部分につきましては本人には嚴重注意と、監督者、この場合部長も含め3名おりましたが、口頭注意と。2件目につきましては、本人につきましては訓告、監督者につきましては2名嚴重注意と。それから、3件目につきましては、本人並びに監督者3名嚴重注意ということで対応させていただきました。

それから、賠償のほかに市の修繕費ということでお尋ねございまして、3件とも車庫入れの際の事故なのですけれども、2件につきましては当方の車両の修繕は生じなかったということで、1件だけ3万4,000円ほど修繕費がかかっております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） よくわかるのですけれども、何も講じることがなかったからいいよでないと思うのです。これだったら免許もらえませんかよ、こんな事故やっていたら。ですから、私も思うのですけれども、どうしても交通事故、これは避けて通れない道、それは理解できます。そのことについては、やはり相手にも過失があって、これは自分が何ぼ注意してもだめだったのだというのなら、まだわかるのです。これを見たら、市立病院にしても健康の森にしてもそうなのですけれども、相手車がとまっていたところにバックして入るのです。そうすると、当然後ろを見るでしょう。後ろを見るときに、まして冬だったらいろんな障害物があって見えないかもしれない。夏ですよ。何もありませんよ。天気はちょっとわからないけれども、健康の森にしても何にしても多分このとき、これは私の推察ですと産業まつりのときかなという推察するのですけれども、多分雨も降っていない晴天の日だと思います。そんなときにバックするときに当然窓ぐらいあけて後ろを確認するでしょう。それなのに、これ見ていると右側にバックしてぶつけたというのは、窓なんかあけないでただ横暴的にバックしたのでないですか。そういうことを生じられていて、何の特効薬もありません、それで答弁になりますか。何のために安全教育ってするのですか。一人一人呼んで、こういうことをやったらこうだったのか、当然そのときには窓をあけてこうやって後ろを見ながら、左側をルームミラーなりバッグミラーがあればそこを見てやるなり、そういう安全指導をするのでないですか。それもしないで特効薬ありませんからと、そんなことで済みますか。違いますよ。ちゃんとやってください。

それから、この事故について前回のときにもまとめてしないで1件1件事故が生じたときにはその都度、その都度に懲罰委員会なら懲罰委員会を

やって報告してくれということだったのですが、私言ったと思うのですが、その記憶あるのですが、8月に起きたものが今ごろ、そうしたらまとめてやったということですね、これは。そうでなくて、8月にやったのなら、当然9月にやったのなら9月の定例会もあったのですから、そのときに報告すべしと。それから、一番最後の10月だったら今回で、それはいいと思うのですが、そのような形でやってもらわなければやっぱり困ると思うのです。保険が掛かっているから、何か聞いてみますと、役所の保険という車の保険は何ぼ事故を起こしても掛金が上がらぬような仕組みになっているような話も聞かされていましたが、だからといってやってもいいということになりませんから、その辺をしっかりとやっていただきたいのと、それから今言ったように担当部署ぐらい、この事故については経済部が懲罰だったよとか、それぐらいは教えていただきたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 総括安全運転管理者、もう一つは賞罰委員会の委員長をやっておりますので、あわせてお答えをしたいと思います。

事故が起きて、すぐ事故報告が上がってきて、本人も私のところへ参ります。今谷内議員から指摘があったとおり、同じようなことを私のほうから個別に今後の運転の注意などもしておまして、見るからにおっしゃるとおり全く初歩的なミスということでもありますので、そのときには厳しく本人、あるいは上司と一緒に来ますので、注意をさせていただきます。

特効薬がないと中尾部長が言ったのですけれども、事故が起きる、本当に注意に注意を重ねてもらっているのですけれども、なおまた初歩的な事故が起きるということについては、私どもも本当に一体どうしたらこれが全滅、全事故をなくすることができるのだろうかということで腐心をしている次第でありますけれども、なかなか思ったよ

うに効果が上がっていない点、総括安全運転管理者の安全教育が不足をしているというふうに御指摘をされても、それはもう私どもは甘んじて受ける以外方法はないと思っていますけれども、安全運転管理者ともども今後とも事故を起こした職員の事例などを挙げてこの場合はこうだったと、例えばバックの確認ができなかったのではないか、あるいは出かけるとき時間がなくて急いでやったために事故が起きたのではないかという具体的な事例を挙げながら注意をしているつもりでありますけれども、なおこの事故をまた教訓化いたしまして厳しく指導をしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。指導が不徹底だということにつきましては心からおわびを申し上げたいというふうに思っております。

さらに、賞罰委員会のあり方でありますけれども、御指摘ありましたとおり、ここ数年は事故が起きるたびごとにこの賞罰委員会を開催をして決定をします。ただ、示談が成立をしなければなかなか結果が出せないというものもございまして、今回はまとめて賞罰委員会をやったというよりも、むしろ分割してやっておりますけれども、今回議案として提案するのは3件まとまったということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、このほかに率直に言いまして交通違反をやっている職員もおりますので、交通違反の処分もあわせて賞罰委員会ですらその都度やらせていただき、交通違反をやった者についての処分も本人と上司に対しての処分もさせていただいているということでございますので、今後ともまたこういう指摘を生かしながら交通安全教育を徹底してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をしていただきたいと思いますけれども、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

さらに、部署でありますけれども、部署につき

ましては報告にありましたとおり、1点目については生活福祉部、2件目につきましては経済部、3件目につきましては教育部ということでございまして、職員と、それから嘱託職員も携わっておりますので、職員、嘱託職員、臨時職員問わず処分については同等にさせていただいているということでございます。どうぞよろしく御願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 理解せと言ってもできないのですが、理解しなければならぬのではありません。やはりこんなことあってはならないのですから、やはり100・ゼロというのは本当に全部自分が悪いということなのです。今回の場合を見ますと、本当に初心者であって当然免許取りたての若葉マークがついている人がやったような、そんなような人がやるのかなと思うのです。ですから、口で言ってここはこうだからこうなさい、こうだからと言っても、なかなか当事者にしてみてもこうやってやるのですよと言われても理解できないのかなと私は思うのです。それで、単純に私自身は考えるのですけれども、たまたま我が市に自動車学校があるのです。こういう人たちがこういうことをやった後は注意ではなくて、自動車学校で2日でも3日でも行ってバックの練習させるなり、そういう教育をやらせたらどうですか。とんでもないスピード違反か何かというのは、それはある程度言ってもわかるのですけれども、こういうバックの仕方という、本当に未熟者であってやってはいけないことになっていることであって、やっぱり一から学校へ行って教わる、ここでこうなったときにはこの角にこう当てろ、だめですから、縦列はこうですよということで当然学校で教えてくれると思います。そのような教育を、それはお金は少しかかるかもしれませんが、そんなところで再度2日でも3日でも学校に行って実技をやらせたら、そんなようなことは考えられませんか、よろしく御願いいたし

ます。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 実は、先般行いました最終的な賞罰委員会の席でもそのようにしようということ相なりました。1つは、口頭で幾ら安全教育をしてもなかなか実が上がらないということで、自動車学校と連携をして安全教育をしていただく。いつでもというわけにいきませんので、ある程度固めながらやっていかなければならぬということが1つ。

もう一つは、これはまだ検討事項でありますけれども、運転停止処分を少ししていきたいというふうに思っております、専門の運転手でないわけでありますけれども、もう既に運転も業務のうちに入っているという実態になっておりますから、運転の免許を持っていない者も職員の中におりますけれども、手続といたしましては公用車の運転をしてよろしいですか、許可しますという手続でやっております。その際に公用車の運転をそれではもうしないぞという職員も出てくるかもしれませんが、しかし現状の状況を見てみましたら、運転業務も業務のうちに入っているという状況を考えておまして、そういう意味では交通違反を犯した者、あるいはこういうふうな事故を起こした者、こういった者の運転業務の停止も考えていかなければならぬというふうなことで前回議論いたしまして、結論はまだ得ておりませんが、この結論は早期に出したいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より11日までの11

日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より11日までの11日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時42分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

署名議員 木戸口 真

署名議員 高 見 勉

平成19年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年12月12日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博司 君
市立大局长 三澤 吉巳 君
会計室長 成田 勇一 君
監査委員 森山 良悦 君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1 番 佐 藤 靖 議員
2 5 番 中 野 秀 敏 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。原油価格の高騰に伴う低所得者に対する支援につきまして、一般質問に6名の通告を受けておりますので、ここで基本的な考え方について特に発言をさせていただきます。

世界的な原油価格の高騰は、需要期に入っても依然続いており、1バーレル当たり100ドルを超える異常な状況であります。積雪寒冷地の本市にとりまして、厳寒期は暖房用灯油に大きく依存する中で市民生活を直撃しています。国及び北海道は、この緊急事態に対し高齢者、母子家庭など生活困窮者を対象に灯油購入費助成の支援を行うことを決定いたしました。本市も夏場8月と現在12月の灯油価格が20%以上値上がりが続いており、緊急に低所得者世帯及び施設入居者で生活を営む障害者世帯に対し暖房用灯油の一部を支援する対策を取りまとめ、14日の最終日に補正予算を追加提出させていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、名寄市社会福祉協議会が実施する歳末助け合い運動の義援金配分が12月25日に予定をされておりますので、あわせて支給交付を考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成20年度予算編成にかかわってについて外2件を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次御質問を申し上げます。

1点目は、平成20年度予算編成にかかわってであります。今年度末における国の普通国債残高は547兆円、国と地方を合わせた長期債務残高は773兆円と対GDP比148%になることが見込まれ、主要先進国の中で突出して最悪の水準となるなど極めて厳しい状況にあります。このため、国の予算編成作業においては、経済財政改革の基本方針2007を踏まえ、人口減少下でも持続できる新しい成長の実現、21世紀型行財政システムの構築、持続的で安心できる社会の実現を基本に進められており、特に21世紀型行財政システムの構築においては歳入歳出の一体改革を確実に実現させ、2011年度までに国と地方の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスを黒字化させるため最大限の歳出削減を行うこと、さらには税制改革、予算制度改革、公務員制度改革、独立行政法人等の改革などが盛り込まれています。このことは、行財政制度等審議会が11月19日に財務大臣に提出した平成20年度予算の編成等に関する建議でも強調されており、同審議会では予算編成に向けた考え方でも平成20年度予算は基本方針2006で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算である。財政健全化目標の確実な達成に向け、歳出圧力の高まっている社会保障、地方財政を初めとしてこれまでに行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、最大限の削減を行うべきと強く言及しています。島市長も11月1日に出された訓令の中で、この情勢を認識されるとともに、来年度決算から

適用される地方公共団体の財政の健全化に関する法律を意識され、一般会計はもちろん、とりわけ企業会計の健全化を訴えながら、職員の英知の結集などを基本に編成作業を求めています。これら厳しい情勢下で進められている平成20年度予算に対する基本的なお考えをお伺いします。

まず、事務連絡の中で市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、多くの市民の意見を集約し、予算に反映させることとしていますが、各課ではどのような意見聴取に取り組んできたのか、加えて事務事業の一元化が図られていない事業については一定の様式での提出を求めています。今現在どの程度の事業数があるのか、このことについては副市長、総務部長段階で調整し、市長査定で最終判断をするとしていますが、年度内に一定の方針を打ち出すと考えてよいのかお伺いします。

また、来年度の予算規模及び4日に締め切られた各課からの概算要求額、ハード及びソフトにおける主要事業についてもこの際明らかにしていただきたいと思えます。

この後福祉灯油の実施について質問を予定しておりましたが、冒頭市長の発言もありましたので、最終日に集中審議をさせていただきます。

次に、名寄市立総合病院にかかわってお伺いします。市民の皆さんが健康で安心して名寄の地で生活していくためにも、名寄市立総合病院は市民にとっても近隣住民にとっても欠かせないものがあります。しかし、平成14、15年度に行われた健康保険法改正による患者負担の増加と長期投薬制限の廃止、さらには診療報酬制度のマイナス改定に加え、同病院では16年度には循環器呼吸器内科医師が不在による患者数の減少、翌年には循環器呼吸器内科医師は2名配置されたものの、今度は精神科固定医師の減員という厳しい状況が続いたことから、単年度収支で赤字決算が続き、18年度末では不良債務の発生はないものの、累積欠損額が15億7,374万9,000円に達し、

本年度についてもさきの行政報告では1億6,765万6,000円の収支不足が明らかになりました。また、今年度から10カ年計画で経営健全化に取り組む方針が打ち出されている名寄市病院事業長期計画では、平成24年度までに単年度累積欠損金が続き、同年度末では26億2,300万円に達することが予想されています。さきの平成20年度予算の編成等に関する建議では、平成20年度の診療報酬、薬価の改定年ではあるものの、国民負担の軽減や公平の観点も踏まえ、医療を中心に削減努力を行っていくべきと自助努力を求めていることから同計画のより効率的な実現が求められるところです。

そこで、まず病院事業の運営上の課題の中の経営基盤の強化に盛り込んだPFI、地方公営企業法の全部適用、病院の経営分析や原価計算を担当する部署の充実、事業の検証と評価を行う部門の設置についてそれぞれの考え方をお知らせいただきたいと思えます。

また、駐車場対策について、平成20年度で管理方法と立体駐車場化の検討方針を打ち出していますが、一方では精神科病棟の改築にめどが立つまで他の公共用地などを活用することで関係機関との調整を進めるとしています。この整合性についてお伺いします。

次に、医療スタッフの確保について、これまでも定例会あるいは予算、決算審査特別委員会などで対応策などをただしてきましたが、まずは緊急課題であります精神科医師の確保について進展が得られたのかお尋ねします。

私は、スタッフの確保で懸念していることに看護師の確保があります。昨年4月の診療報酬改定で、最も高い診療報酬が受けられる基準が患者10人に看護師1人から患者7人に看護師1人に変更されました。これにより、全国的に看護師争奪戦が激化しています。このことは、名寄市立総合病院の看護師求人が1次募集30人に対して応募13人、その後3人の辞退があり、10人の採用

にとどまり、最近の2次募集では20人に対して10人の応募、このままでは3次募集を行わなければならない状況になっていることでも明らかでありますし、名寄市立大学に来ている看護学科の求人でも東大附属病院、順天堂大学附属病院などの大学病院、日鋼などの企業病院を初め個人病院からの求人が増加傾向にあります。一方、待遇面も今年度の看護師求人書によりますと、名寄市立総合病院が3年次終了者基本給17万8,800円、4年次終了者18万5,800円に対し最高は埼玉県立病院の26万円、主要手当も市立病院が2万5,000円程度に対して最高は京都大学附属病院の8万900円、さらに総支給額が市立病院が20万円程度であるのに対し京都大学附属病院の29万6,000円、賞与なども市立病院が4.4カ月分に対し順天堂大学では6.2カ月プラスアルファとなるなど天井知らずといった感が否めません。生活水準で考えると、待遇がよいから生活がしやすいとは考えませんが、エスカレートする争奪戦を勝ち抜く策を今からしっかりと講じる必要性を強く感じます。市立病院の経営状況を見たとき、待遇を向上させることは難しいと言わざるを得ませんが、修学援助の増額、早期離職防止策として新卒看護師の交流会の開催、潜在看護師のための研修システムの構築、名寄市立大学看護学科の地域枠拡大、40歳まで拡大した採用を年度途中でも受け付けるなどの諸対策を講じるべきと考えますが、見解をお伺いします。

名寄市立大学の看護学科では、待遇は確かに道外のほうが好条件であります、学生は道内就職を希望する実態もあります。特にその背景には保護者の意向でしょうか、親元に戻る状況もあります。つまり近隣を含めて住民と病院のきずながさらに深まり、病院は自分たちで守るという意識を高める取り組みが必要と考えますが、御見解をお伺いします。

最後に、病院の将来展望についてお伺いします。ことし9月の士別市議会で北海道医療対策協議会

の自治体病院など広域化分科会のメンバーでもある田苅子市長は、不良債務を抱える市立士別総合病院にかかわって名寄のセンター病院を中心としながら思い切って勇断をもって連携していく道しかなければならぬ、これからいろいろな相談をお隣としていかなければならぬ、こういうことで今やっていると発言しております。名寄市立病院の将来にもかわる発言ですので、士別市とのこれまでの検討経過と見通しについてお伺いします。

3点目は、名寄地区中心市街地活性化について質問します。11月7日、名寄商工会議所の中心街活性化特別委員会が答申書をまとめました。並行して進められていた市内の調整会議を含め、これまでの状況と評価、さらに今後のスケジュールについてお伺いします。

加えて、市中心街に出店意向を示したコープさっぽろについて市への説明概要と今後の見通しをお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） おはようございます。ただいま佐藤議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は病院事務部長、3点目は経済部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、平成20年度予算編成にかかわって御質問をいただきました。20年度の予算については、11月1日付で訓令とそれに基づく事務連絡を通知し、各課で予算編成を行い、12月4日に締め切ったところであります。訓令では、多くの市民と職員の協働で策定をした新総合計画の具現化を最優先としながらも、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立したことから、職員の英知を結集し、既得権や既成概念にとらわれないですべての事務事業を見直し、予算編成をするよう職員に指示をしたところであります。

お尋ねの多くの市民からの意見聴取の取り組み

につきましては、日ごろの職場の窓口で、あるいは各種委員会や協議会などの会議開催時に、さらには町内会や育成会などの日ごろの地域活動など職場や地域における日常活動と計画策定時におけるアンケートや懇談会の開催など、さまざまな方法で取り組んでおり、出された意見、要望などは予算編成時の課内会議などで話し合い、予算要求につなげているところであります。

また、事務事業の一元化については、合併協定事項の有無にかかわらず、個別の補助金などを含めて各職場で洗い出しを行い、合併協定にあるものは統一期間内の市民周知の方法、統一の進め方など、また合併協定にない個別の事業、補助金などで差があるものは、1つには平成20年度中に統一、2つには今後2年ないし3年程度かけて統一、3つにはより時間をかけて統一するなどに区分をしまして、一定の整理を図りたいと考えております。また、一元化されていない事業の数につきましては、個別の補助金などを含めて42件と押さえております。

次に、20年度主要事業にかかわってありますが、予算要求の総額は一般会計では歳入で176億円、歳出で186億円となり、収支の差額は10億円となっております。お尋ねのハード、ソフトの主な事業ではありますが、査定前であることから、明確には申し上げられませんが、予定される事業としてハードでは、新規で天文台整備事業、北斗、新北斗団地建てかえ事業、継続では市立病院増改築事業、戸籍電算化事業、風連本町地区市街地再開発事業、風連西町公営住宅整備事業などがございます。また、ソフト事業では、新規で頑張る地方応援プログラムにも盛り込んであるこんにちは赤ちゃん事業、特別支援教育支援員設置事業などが、継続では中心市街地活性化事業、まちづくり推進事業など多くの事業が想定をされます。しかしながら、一方では20年度決算から自治体の財政健全化法が施行されますので、健全化法における指標に留意をしつつ健全な財政運営が図ら

れるよう事業に優先順位をつけ、予算編成を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目第2点目、名寄市立総合病院にかかわってお答えをさせていただきます。

まず、第1点目、名寄市病院事業長期計画に関してでございます。地域センター病院として住民に対し良質な医療を継続的に提供していくためには、病院経営の健全性が確保されることが不可欠であります。しかし、診療報酬のマイナス改定及び医師の不足など、医療を取り巻く環境は年々厳しくなっているのが現状でございます。このような状況で病院経営の健全化を図っていくためには、戦略的にはPFI及び公営企業法の全部適用など新たな経営手法についての検討も必要と認識をしているところでございます。

次に、病院事業の経営分析につきましては、これまでは単に全部門を合算した医業収益という形でとらえていますが、今後部門別原価計算システムを構築することにより、各部門の収支状況、いわゆる費用対効果という数値で出されますので、より詳細な経営分析が可能になると考えております。公営企業として経営の効率化を図っていくには、民間企業と同様に経営指標を設定して評価することが必要であると考えてございます。そのためには、従来の事務組織に経営、比較、分析機能を持たせる必要があると考えますが、それにつきましては新たな担当部門を設置することにつきまして今後部門別原価計算システムが構築され、試験稼働を行う中で検討してまいりたいと思っております。

次に、御質問いただきました駐車場対策についてでございますが、事業長期計画の中では十分に説明されておりませんので、改めて御説明をさせていただきます。現在病院内には約200台の駐車スペースがございます。冬期間は、自家用車で来

院される方も多くなり、大変御不便をかけているところだと思っております。ことしも昨年と同様に近隣の公園用地を駐車場として使用させていただいて、極力御迷惑のかからないようにと考えているところでございます。病院が現在地に改築されたときから駐車場対策につきましては、近隣の空き地を購入することなどでその都度対応していましたが、それも限界に来ており、やはり抜本的な解決策は病院敷地内を有効に活用した立体駐車場化等であろうと考えております。計画別実施計画書では、平成20年度で管理方法と立体駐車場化の検討方針を打ち出すとしてございますが、敷地内には御承知のとおり建物の老朽化に加えまして、医師が減員となったことで現在病棟統合が行われている精神科病棟がございます。敷地内を有効に活用し、立体駐車場化等を図るためには、精神科病棟の改築等にめどがつくことが必要でありますので、それを見きわめて立体駐車場化等についての検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、医療スタッフの確保に関しましての御質問でございますが、精神科医師の確保につきましては現在も以前と同様に引き続き努力している段階でございます。

また、看護師の確保に関しましていろいろ御提言がございました。修学援助の拡大につきましては、学資金の貸与条例により、現在一般的な額といたしまして月額4万円でございます。道内自治体病院の平均を見ますと3万7,000円となっておりますので、現在は増額は難しいのかなというふうに考えてございます。

新卒看護師の対策につきましては、現在卒後1年目研修といたしまして、就職時、3カ月、6カ月、1年目でそれぞれ研修を実施しております。その中でグループワークを実施いたしまして、同期同士で仕事上の悩みや人間関係の悩み等も含め話し合っております。グループワーク後の状況を検討いたしますと、また仕事を頑張れる気持ち

が持てるというふうにスタッフが話してございます。ある程度の研修効果があるというふうに感じてございます。また、各部署では新人教育のため1人ごとに先輩看護師がつき、心理的サポートから看護実践能力のスキルアップを支援するため、プリセプターシップ・サポーター体制をとっております。特に交流会等は実施しておりませんが、今後これにつきましても取り上げたいというふうに考えております。

潜在看護師の研修につきましては、今年度より3日間にわたって実施をしてございます。内容につきましては、病院の紹介、最近の医療と看護の動向、感染予防、あるいは実際の採血の状況、医療安全、接遇等の内容ということになってございます。また、退職をいたしました看護師とのコンタクトについてはどのようになっているのかという御質問かと思っております。退職の事由はいろいろございますけれども、そのときに結婚、出産等の場合は結構ございます。そのような場合には、こちらから復職可能な時期になりましたら連絡をとってよろしいかどうかということを一一人確認をさせていただきまして、一定の時期に連絡をとっているのが現状でございます。

名寄市立大学の地域指定枠につきましては、看護学科で申しますと、1学年50人定員の中5人、率にいたしまして10%、推薦枠の20人の中では率にして25%と優遇措置を設けてきてございます。広く学生を募集することや総務省、文部科学省に提出をした設置申請の関係もあり、枠の拡大は難しいと考えますが、基本理念の一つに地域貢献を掲げていることもございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

また、年度途中での採用の可能性についてのお尋ねでございますが、現在臨時職員等の随時募集等は実施をしてございます。今後は、正職員につきましても中途募集、あるいは採用につきましても検討してまいりたいと考えております。

3番目の自治体病院の将来展望に関する御質

間でございます。近年医師や看護師を初めとする医療従事者の不足、過疎化に伴う患者の減少、さらには医療費の抑制に伴う収益構造の悪化などにより、多くの自治体病院では一般会計から多額の繰り出しを受け、経営を維持している状況に置かれております。自治体自体の財政状況も悪化し、維持そのものが困難になっている病院が道内に多数あります。今後は、各自治体病院が単独でかかりつけ医機能から急性期医療機能まですべての機能を担うのではなく、役割を分担し、相互に連携すること、また近隣の医療機関と広域に連携し、地域に必要な医療を効率的に提供し、経営の健全化を図るとともに、医療に対する安心、信頼を確保することが重要となります。北海道医療対策協議会において、自治体病院等を30の地域と6つのサブ地域に分ける広域化構想について方針がされ、名寄市立病院はセンター病院として、士別市立病院はサブの病院として位置づけをされました。このような状況により、広域連携のあり方について両病院の機能を急性期医療、あるいは慢性期医療、リハビリテーション機能、健診機能、救急医療などをどう分担するかにつきまして一定のシミュレーションを実施しておりますが、結論には至っておりません。今後上川北部保健医療福祉推進協議会での検討に入りますので、この中においても協議検討される状況でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、名寄地区中心市街地活性化にかかわる協議経過と今後の見通しについてお答えを申し上げたいと存じます。

商工会議所の中心市街地活性化特別委員会につきましては、8月から6回開催され、11月に結審をいたしました。これまで会議所青年部、商店街連合会、名寄市立大学のレポートなどを初め各種調査での意見を参考に、主に複合交流施設等の整備、まちなか居住の推進、商業の活性化などをテーマに議論されました。評価といたしましては、

にぎわいの創出に有効な活性化策で活発な意見が出され、また課題や問題点も出されており、今後予定されております中心市街地活性化協議会に移行して産官学を超えたさまざまな方々の参画を得ながら活発な議論を行う予定となっているところでございます。

また、庁内調整会議も7月から5回開催し、コンパクトなまちづくりの観点から、総合計画の事業計画の中での複合交流施設の整備やまちなか居住の推進、公共交通の利用者の利便性など公共事業などを中心に議論を重ねてまいりました。なお、平成12年度に策定をいたしました中心市街地活性化基本計画での市街地整備改善事業で実施済みが2つの事業、商業の活性化事業で実施済み、実施中が3つの事業、実施率に置きかえますと23.8%であります。アーケードの新設、ポケットパーク事業など一定の成果が見えておりますが、残りの事業は熟度が高められず、実効性や実現性に欠け、実施に至っておりません。今後は、バスターミナル、複合交流施設などを中心市街地活性化への事業として位置づけ、さらにはにぎわいの創出に向け、さきの中心市街地活性化協議会でもしっかりと議論を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、コープさっぽろの出店意向に対する概要と今後の見通しについてお答えをさせていただきます。生活協同組合コープさっぽろの出店計画につきましては、11月27日にコープさっぽろの開発本部役員と企画会社、地元建設業者が名寄市と商工会議所を訪れ、JR名寄駅南側の名寄土地開発公社やJR敷地に店舗面積約3,191平方メートル、延べ面積では約3,754平方メートルの店舗を出店したいとの申し入れがございました。販売予定品目は、食品、日用雑貨、薬、酒、米などを予定しておりまして、平成21年のオープンを考えているとの説明でございました。今後につきましては、商工会議所を中心とした中心市街地活性化協議会を通じ広く議論することとなります

けれども、1つ目には名寄市の総合計画との整合性に問題があるかどうか、2つ目にはまちづくり3法の趣旨に沿っているかどうか、つまり中心市街地の活性化に寄与するものかどうか、3つ目には地域の小売業にとって将来にどのような影響があるかなどをしっかりと議論をしなければならぬというふうを考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っておりますけれども、ちょっと順序が逆になるかもしれません。

まず、中心市街地活性化の関係でありますけれども、手間本部長がおっしゃるように、特別委員会あるいは庁内の調整会議ということで一定の結論を導いたわけですけれども、その中で図書館ですとか、複合交流施設ですとか、バスターミナルですとか、いろいろ構想は特別委員会のほうでは出しているのですけれども、前も言ったと思うのです。基本的にそれがにぎわいをつくるという考え方は、これは一つの考え方ですから、いいのですけれども、問題は風連の本町の再開発ではないのですけれども、地権者なりいろんな権利者を含めて、例えば土地の問題です。今のまんま張りついた中でいろいろ持ってこいという議論であるのか、その辺の土地の問題、抛出してでも、あるいは権利返還してでも私たちはやるのだという熱意を含めた議論経過というのはあったかなかったのか、部長はどのような認識をお持ちかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 調整会議の中につきましては、地権者の部分につきましては話題としては出ましたけれども、そう突っ込んだお話しませんでした。ただ、事務段階で今詰めているのは、商工会議所のほうの4名と、それから経済

部、主に産業振興課を中心として7名、合計11名だと思っておりますけれども、その11人会というのを組織させていただいております。その中では協議会の設立、法定協議会になるかどうか、まだ時間かかると思っておりますけれども、今現在では法定協議会の準備会というふうに想定をさせていただいておりますが、それに向けてどういうふうな問題提起をしていくべきかという中に地権者に対する考え方も当然議論の中でしております。今後準備会の中でも必要な地権者につきましては入っていただく、入っていただくことが望ましいというようなことでの押さえをさせていただいております。今後準備会の開催状況に合わせて地権者も含めた消費者、市民、多くの方々の御参加をいただいで議論を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 今の御答弁では、話題にはなつたけれども、地権者については踏み込んだ話はまだしていないと。そうすると、法定の協議会を立ち上げたときは、またゼロからの、基本ベースは特別委員会の答申があるのかもしれませんが、そうすると法定協議会の中では土地の問題を含めて基本ベースでの話し合いからスタートするというと、当初計画にあるように来年度の計画策定というのは非常に厳しいタイムスケジュールになるような気がするのですけれども、例えば極端な例ですけれども、その辺は一定理解できていると、話し合いはそんなに、皆さん中活を使ってにぎわいをつくりたいと、それが中心街を活性化するのだという認識を持てれば、その辺は基本合意を一定程度できているというのなら、来年度中に計画をつくってスタートするというのは、私は可能だと思うけれども、その辺がまだ煮詰まっていなくて、実質議論が来年度から入ったときにそこが最大のネックになるような気がするのですけれども、その辺については部長はどのような認

識をお持ちになっているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 地権者に対する考え方というのは、先般勉強させていただいたところでもいろんな入り方があるというふうに理解しております。最初から地権者に入っただいて、そして議論をしていただいて、参加いただいて、事業にも地権者も含めて御議論をしていただくというものもありましょうし、中には計画を先行させながら、一定の枠取りといたしましょうか、そういうものをしていくと、そして熟度が高まる過程の中で地権者に呼びかけていくというような方法もあるようでございます。したがって、ケース・バイ・ケースなのだろうと思っておりますが、ただ基本的に私どものほうで今進めようとしているのは、行政が主体的に行う事業、道路整備や何かも含めてそうなのですけれども、そういった事業のほかにはいわゆる事業に参加していただく方々、事業化に理解を深めていただいている方々、そういった方々に、私どもぶら下がり事業というふうに呼ばせていただいているのですが、そういった事業に積極的に参加してほしいな、それから展開をしてほしいな、さらにはそうではなくしてまちづくりの観点で市民の方々にこんな協力ができる、こんな中心市街地活性化の一助になればというようなお話も積極的にその事業の中に組み入れて展開をしているというのが先進の事例というふうに理解しております。したがって、先ほど申し上げましたように、準備会の段階で早い段階でやっぱり地権者も含めて議論をしていったほうがいいというふうな判断でしたら、積極的に入っていただくように呼びかけをしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 先日中心市街地活性化フォーラム、どう生かすか名寄の中心街というのを商工会議所のほうでやりました。手間本部長も

パネラーとして出ていましたけれども、その中で部長はソフト、ハード、ソフトという表現をされています。それは、私の考えている部分とひょっとしたら合うのかもしれませんが。部長自身は、あそこで言ったソフト、ハード、ソフトというのはどういう見解を持ってあの発言をなされたのかお聞きします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） コンサルのほうからハード、ソフト、ハードと、こういうのが望ましいのではないかという書き物の活字になっていたのですけれども、私の理解しているのは、例えば例で申し上げますと、帯広でございませけれども、帯広につきましてはあそこでもお話しさせてもらいましたが、中心市街地の今回の計画のみならず、以前から商業の活性化も含めて市街地開発についてどういうふうにしていこうかというコンセプトをきちっと持っていて、計画を持っているというふうな理解をしております。したがって、私どものほうは名寄市の場合にはこれから平面で中心市街地をどういうふうな格好でまちの顔づくりをしていったらいいのかというような議論から入っていくのだろうというふうに思っておりますから、そんな思いからしてソフト、ハード、ソフトというふうな表現をさせていただきました。いずれにしても、多くの方々の皆さんに御参加をいただいて、御理解をいただいて、盛り上げていかなければならない事業でございませるので、そんな意味からすると、ともするとハードが優先して事業ありきというふうなことではなくして、気持ちをしっかり大事に盛り上げていこうというふうな考え方が強いものですから、ソフト、ハード、ソフトというふうな表現をさせていただきました。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 私もそのとおりでと思うのです。どうしてもやっぱり求めるのはハード、ソフト、ハード、まずにぎわいをつくるために物をつくって、さらにそれを生かしながらソフトを

やって、足りなかったらまたハードということはもう今は違って、やっぱりソフト、ハード、ソフトという、あのとき講師の書き物の中にはハート、ハード、ソフトだったかな、何かそんな書き込みだったと思うのですけれども、その辺はいずれにしてもぜひそういうことで、とにかくそういう意味でも地権者や何かとしっかり話し合っていないと、どうも活性化に向けては本末転倒になるのではないかなという懸念がありますので、そのようにお進めいただきたいと。

そこで、新たな課題として浮上してきたのがコープさっぽろということになると思うのです。新聞報道なりを見ますと、予定地は駅の南側、今という土地開発公社が所有している市有地ということになりますけれども、議場に土地開発公社の理事長であられる今副市長もいらっしゃいますので、土地開発公社としてはこの取り組み、コープさっぽろさんのあそこを売ってほしいという話が来た場合の対応についてはどういうふうにお考えになっているのかお伺いしておきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 土地開発公社は、御存じのとおり、行政が使用する土地の先行取得と、こういうことが主な仕事でございます。それで、特に使用目的が決まっている土地を土地開発公社が買って事業年度に市に買い戻していただくと、こういうような仕事をしておりますけれども、清算事業団用地でありました現在持っている駅の南側の土地につきましては、当時まだ確とした使用目的が定まっておりました。ただ、ここは名寄市の将来にとって表玄関となる場所であるし、商業、文化、あらゆる面で大切な土地ではないかと、こういうことで合意をいただいて取得をしたという経過がございます。したがって、土地開発公社として純然に物を考えていきますと、塩漬けと言われている土地をできるだけ少なくすることが条件になります。議論になっております20年決算以降から適用される財政健全化法

にもこのことが影響してくるということでございますので、ビジネスライクで物を考えますと、やはりできるだけ早く土地は処分をいたしたいというふうを考えているところであります。ただ、先ほど手間本部長から答弁をいたしましたように、その使用目的がいかに行行政の使用目的にかなっているかどうか、総合計画と整合性はあるかどうか、まちづくり3法との整合性があるかどうか、趣旨にかなっているかどうか、それらの判断によるというふう考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） その場合、部長のほうからの発言にもありましたように、コープさっぽろさんとしては21年度のオープンを予定したいと。一方、20年度からは法定協議会が立ち上がっていくということになると、単純に考えて21年度オープンを目指したいということは20年度中に対応を、建築着手をしたいという意向だと思っておりますけれども、今の今副市長の答弁によると、まちづくり3法なり総合計画のものだけを見ていく、一方こっちは行政が主体となる協議会が立ち上がると、そこでの整合性を考えたときに、例えば協議会の結論が出ないうちはその土地も手をつけないということなのか、それともそこはそことして総合計画なりまちづくり3法なりに合致する、特に今大きくつくってありますポスフルについても一時期は駅前に出ないかという話もして、そのときにはコンパクトなまちづくりの話も出たわけでありまして、そう考えると協議会とコープさっぽろさんの意向、土地開発公社の現状、市の財政状況、それらを総合的に考えると、20年度、特に来年度については手をつけない、売らないという方針なのか、そのところをもう一回副市長に御答弁いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 協議会の議論経過、まだ協議会が先ほど手間本部長が答弁しましたよう

に正式なものになるかどうか、とりあえず準備会としていろんな議論の場をつくりたいというようなことであります。当然その議論も尊重しなければならぬだろうというふうに思っていますけれども、今その協議会が正式に立ち上がっていない段階で結論を得てからどうのということにはなかなかないというふうに思います。当然準備会における議論の経過や、あるいは世論の動向などは見きわめなければなりませんけれども、必ずしもそのことが先ほど言いましたように市の総合計画に整合性があるかどうかと、まちづくり3法の趣旨にかなっているかどうかと、こういうことであるならば、当然小売商店街への影響なども考えなければなりませんけれども、やるならばやはり先行しての判断もあり得るというふうに考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） もう一つ、土地開発公社が例えば早期判断で売るとした場合、名寄市には名寄市財産管理委員会というのがありますが、その審議を経て決めるということになるのか、あくまでも土地開発公社と市の判断で売れるということになるのか、その辺についてはどういうふうになるわけですか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 先ほど申し上げましたように、行政が使う土地の先行取得というのが主な目的でございます。したがって、行政以外に使う場合については、これは土地開発公社の判断でできるというふうに考えますけれども、趣旨からいまして当然市のほうとの連絡調整が必要というふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、ポスフルはああいうふうに来年の5月をめどに着々と工事が進むと、一方今の予定ではラルズさんは進出をやめたみたいですが、あそこを拡充したいという計画を持っている、さらにはコープ

さっぽろさん、既存の西條ということで、商店街が非常にどうなっていくのかというのは市民注視の中でありますので、それは準備会の段階でありましょうけれども、しっかり議論をしていかなければならないというふうに考えておりますし、いづれにしてもそういうふうに議会の場で一定の報告があると思っておりますけれども、ぜひまた議論をさせていただきたいと思っております。

時間の関係もありますので、次に移らせていただきたいと思っておりますけれども、病院の関係でありますけれども、これは壇上でも申し上げました。私一番心配しているのは、看護師の確保対策なのです。今インターネットでいろいろ調べてみても7対1になるということが、そこが医療の点数が高いというところで、みんな診療報酬が改定されない、あるいは薬価も変わらないという部分の中で、そこに点数を求めて上げていくという取り組みを民間、あるいは大学病院を含めて、企業病院も含めて積極的にやっているという状況からして、市立病院のこれからを考えたときに、例えば市立病院は10対1でいくと言っているけれども7対1にしたい病院のほうに看護師がどんどん、どんどんとられていくと、また既存の看護師もだんだんそういういいところを目指していくと、そういう状況になったときに北海道の医療計画や何かを含めて、近隣の状況なんかも含めて名寄のセンター病院の位置というのはどんどん、どんどん高まっていくので、ある意味では道を含めて医師のほうの確保というのは期待ができるかもしれませんが、看護師の確保というのはなかなか期待できないと。特に事務部長の話の中にもありましたけれども、途中出産、結婚、あるいはいろんな理由で退職されて、そのときには状況を見て出すということではなくて、ある意味ではしっかりその実態を把握して、それは名寄市内、あるいは近隣も含めてでありますけれども、市立病院に勤めていて家庭に入っている方に定期的に通信をするようなシステムで病院状況がこういうふうに変わっています、

こういうふうになりましたというのをやって復帰を楽にさせるという言い方はあれですけども、入りやすい体制をきちっと構築すべきだと私は思います。一定の様子を見て、もうそろそろいいですぬという通信を出すのではなくて、それが年に2回なのか1回なのかはわかりませんが、定期的にきちっと連携をとっていくというシステムを確立すべきだと思いますけれども、その辺について事務部長はどういうふうにお考えになっておりますか。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 今の御質問でございませぬけれども、本当に私もそうあるべきだというふうにそれは認識をしております。例えば病院ニュース等というものを発行している、あるいはそういった現在の市立病院の置かれている状況等について定期的に発信ができればいいとは思っておりますけれども、現在そういったような通信の部分を持ってございませぬ。今後、その部分につきましても検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それと、10対1になってある程度新規の看護師確保も難しくなってくるという、心配されるのは過重労働、過重労働を心配するというのはヒヤリハットを心配することになるのですけれども、そういう意味からすると例えばことは30人募集しました。1次では10人でした。2次では10人でした。そうしたら、20人。それが10対1では大丈夫ですという状況ではもうない。ある意味では、病院経営はありますけれども、内部的な忙しい部署、そうでもない部署があるのかもしれないけれども、一定程度枠を拡大して採用するような努力を経営だけではなくて、これはひいては看護師の労働環境を守ることではなくて、やはり看護師の心に余裕ができれば患者に当たる姿勢も変わってくるということだと思っておりますので、例えば1

0対1だけを考えてやるのではなくて、ちょっと多目に採用するような努力もしていかなないとだめだと。例えば逆に言えば部署によっては有休の消化率が非常に低いと、とれないと、ある意味では休んでいてもだれか緊急に何かがあれば呼び出されるという状況もあると思うのですけれども、その辺に対する部長の考え方をお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 確かにそのような状況はあると思っております。当初30人を募集させていただいたというのは、そういった意味と、それから名寄市立大学での21年度の卒業がないということがございまして、その部分も含めまして先行で多目に募集をさせていただいたところでございませぬ。今議員おっしゃられるとおり、10対1という確保につきましては30人という部分については必要はございませぬ。現在の計算の中では18名程度いればいいという、計算上は成り立っております。今言われましたように、看護師のスタッフの勉強の関係ですとか、有休の関係も含めまして若干多目に採用したいというふうには現在考えているところでございませぬ。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにいたしましても、病院の看護師、あるいはドクターもそうかもしれない。あの病院は非常に勤務が厳しいよという評価が流れてしまうと、幾ら研修を一生懸命やる病院だという評価があったにしても、行ったらつらいと、仕事がつらい、あそこはつらいよという声が出ては私はより厳しい時代になってくると思っておりますので、しかも名寄大学の看護科は全道でも有数のいい教育をしているという評価も得ているわけですから、その人たちが地元貢献ではないのですけれども、名寄市立病院に入りたいというような環境を整えるというのも経営とは一歩、ちょっと違う意味で私は持つべきだと思いますが、その辺はぜひ御配慮をいただきたいと思っております。

病院の関係では、きょうの新聞報道によりますと、昨日の土別の市議会で病院の経営ということのお話がありました。当初18年度ではそんな不良債務は出ないのかなという、9月議会では田苅子市長も言っていたみたいですけれども、18年度末の累積不良債務が十二、三億円ということになると。その発言の中で市長は、今後複数の自治体で一部事務組合や広域連合をつくっての病院運営が求められるということで、センター病院である名寄市立総合病院との連携を進めるため名寄市と意見交換を進めているという発言がありました。これは、当然ながら設置者である市長はいろんな話をされていると思うのですけれども、壇上でも申し上げましたとおり、名寄の市立病院の将来展望にもえらい影響をする部分ですので、このことについては経過、あるいは今話せない状況もあると思いますけれども、ぜひ設置者である市長から御発言をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 御案内のように、北海道は現在の医師不足、なかなか北海道内に医師が定着をしない現況を押さえて、広域連携を構築することで今の医師の人材確保を乗り切っていくと、こういうことで素案をつくって発表しております。11月16日に名寄保健所が事務局を持っております上川北部の保健医療福祉対策協議会というのがありまして、この協議会を開催する中で北海道の素案の説明等がありました。これに前後して、既に土別の田苅子市長は医療対策協議会のメンバーとして北海道市長会の代表として参画をしております、素案の発表前から広域連携の話について情報を持っておりまして、名寄市にぜひ連携協力をという話の申し入れがありました。このことにつきましては、既にセンター病院として名寄の場合には上川北部における地域医療支援室という組織をつくって開業の先生も含めて病診連携というのを実行しておりますから、さらに小児科がことしの4月から土別の総合病院から医師が

全部名寄に集約をされたと、あるいは産科の医師につきましては平成16年11月からですが、こちらのほうも名寄に今統合されているという実態にかんがみて、土別、名寄間の連携というものはしっかりとっていかねばならぬと、こういうふうに認識をしておりましたから、この土別と名寄の病院についての協議をテーブルに着いて議論しております。ただ、人材確保の面だけで議論することではありませんで、将来的には上川北部でどのような医療をサービスを構築して実行できるのかと、そういうシミュレーションもひとつやっけていこうではないかと、こういう全体の理想像の追求と、さらには当面する現実性の追求と、この角度を2方面からしっかりと議論をしていきたいということで現在協議が始まっておりますが、まだ皆さんに御報告をできるような状況までは議論の経過は至っておりませんので、中間でそのような取り組みをしているということだけ御報告をさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 病院の将来展望については、いずれにしてもそう遠くない時期に一定の判断が出てくるのかもしれませんが、私はいずれにしても病院というのは一定の市民の皆さん、あるいは地域住民の皆さんが非常に注目している施設でありますので、事務部長のほうは慢性期は、急性期はという話もありましたけれども、そういう意味も含めればある意味では役割分担が出てきてもそれに対する市民説明なりというのはしっかりとやっぱりやっけていかないとならないと思いますので、ぜひそのことは市長にお願いをしておきたいと思います。

時間がなくなりました。最後に、もっと予算の部分をやりたいのですが、1つだけ確認をさせていただいて終わりたいと思いますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で一般会計と企業会計が連結決算方式になるということでありました。一部市民の皆さんの中では、市立

病院の赤字が入ってくると、当然ながら市の財政は悪くなるというような認識があるようでありますけれども、私はそうは思っておりませんけれども、その点について実態を答弁いただいて、終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御質問にありました20年度決算から施行されます財政健全化法につきましては、市立病院の部分では連結実質赤字比率の部分で出てこようかと思っておりますけれども、現在市立病院が抱えているのは累積欠損金でありまして、不良債務はゼロでございますので、当市におけるこの赤字比率が不安になるということはないと判断をしております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

高齢者、障害者用公営住宅の福祉対策について外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名を受けましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。また、本日は私の息子も来ておりますし、きょうは名寄南小学校6年生のメンバーが議場に駆けつけてきていただきました。私は、この6年生のメンバー、名寄の小学校のメンバーが今勉強をしっかりとやって、よい友達をつくって、名寄の議場に来たということですから、この中から新しい国会議員が出ることを祈っていきたく思います。そのためにも勉強を頑張り、よい友人をたくさんつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。また、各議員には出入りに若干お騒がせする場面もあると思っておりますけれども、お許しをいただきたいというふうに思います。

では、通告に従いまして、質問させていただきます。大きい項目の1つ目の高齢者、障害者用公営住宅の福祉対策についてお伺いいたします。住生活基本計画の中でも何が良質のストックかということについて考えも示されておりますし、住宅そのものについて住宅性能水準を示されており、

住宅に求められるものとして具体的な項目の一つとして高齢者への配慮が挙げられております。加齢による一定の身体機能の低下等が生じられた場合には、基本的にはそのまま住み続けていることのできるよう住戸内共用部分等について段差の解消、手すりの配置、廊下幅の確保等々に関して日常生活の安全性及び介助行為の容易性について適切な水準を確保することを大きな目標にしております。居住環境水準は、高齢者、障害者、子育て世帯の各種生活サービスへのアクセスのしやすさが居住環境に求められる水準の一つになっております。本市において高齢者、障害者の公営住宅の戸数と対象者の人数の状況について理事者の御見解をお願いいたします。

2001年の高齢者居住法やバリアフリー新法などの取り組みも進められている高齢者関係の住宅施策、1987年からシルバーハウス対策以降入居支援に加え、住宅のバリアフリー化、いわゆる福祉のまちづくりと言われる環境整備、さらに最新の新しい動きとしては住みかえ支援など、大きく分けられています。歴史的には入居支援、つまり高齢者の住宅確保の困難さに対応した公共住宅への高齢者の優先入居の対策があり、老人福祉法が制定され、1963年、公共住宅に高齢者世帯が優先入居できるようになり、1980年には高齢者が単親で入居できるようになりました。1987年にシルバーハウジングが厚生労働省と建設省の間で始まり、建設省はハード面で住宅推進を行い、また見守りや住宅支援を厚生労働省のライフサポートアドバイザー、LSAが担当しました。本市としても高齢者、障害者用の住宅推進を進めてきたと思っておりますが、本来の市営住宅の数からも住宅マスタープランを見ても数的にも少ないと感じておりますが、福祉の観点から今後の名寄市の施策について理事者の御見解をお願いいたします。

高齢者居住法など的高齢者のための住宅施策で高齢者の居住の安全確保に関する法律では、高齢

者優良賃貸住宅とともに高齢者円滑入居賃貸住宅について規定をしております。これは、高齢者の入居も拒まない住宅をという意味で、知事に登録されることが必要で、特にハード面で高い条件がなく情報開示が目的の制度であり、特に高齢者向けでは普通の賃貸住宅でも高齢者の入居を拒まないものがあれば広く登録できるようになっております。これに対して高齢者専用の賃貸住宅の登録制度が高齢者専用賃貸住宅と言われる仕組みで、2年前につくられたこの制度は介護と連携という目的があり、高齢者専用住宅の中でも一定の要件を適合していなければならないもので、高齢者専用賃貸住宅としては特定施設の扱いができるようにしたわけであります。民間がどんどんこのような高齢者や障害者の専用賃貸住宅を建てていただければよいのですが、現況はなかなか進まないように感じております。本市のシルバーハウジング、高齢者等々の住宅には限界があり、少子高齢化社会に突入した今、行政としても推進していかねばいけないと思いますが、高齢者、障害者が自立して安心して暮らせる環境整備が必要と思えます。理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目のその2点目、福祉灯油の推進についてお尋ねいたします。先ほど市長より提案されました福祉灯油は、14日に議案として出されますので、14日の集中審議の中でいろいろお聞きしていきたいと思えますので、よろしくお聞きいたします。

3点目、道路里親制度導入についてお聞きいたします。財政が右肩上がりの時代と違って、今は行政がすべて面倒を見る時代ではなく、市民と協働で行政が一体となっていかにまちづくりを進めるかが大きな課題となっております。美化にかかわる団体を決め、道路の植樹を行い、掃除や美化を進めているボランティア団体が全国各地で地域のため住民のために毎日汗を流していただいております。名寄市でも各ボランティア団体が地域で本市のために個人的な時間を使い美化を進めてい

ただいていると思えますが、本市のボランティア活動の状況と実態をお知らせいただきたいというふうに思えます。

道路里親制度は、道路の一定区間の掃除などを企業や住民団体などと契約し行うもので、ボランティア意識や運転マナーの向上も期待しているそうです。1団体が100メートル以上の区間を担当してもらい、道路の掃除、美化の推進を担当してもらい、里親になった団体は名前を記載され、道路の縁に記載板を掲示をし、この企業、団体が社会貢献をしているとアピールできるものであります。行政は、表示看板の経費、事故に遭った場合の傷害保険の保険料、ごみ袋の提供等々を行っております。同様の制度はアメリカで始まり、48州の州で今行われ、成果を上げておられるそうです。住民団体、企業団体などとも協力し、本市としても道路の里親制度の導入の検討をしてもよいと思えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、滞納者へのサービス制限を行うことについてお聞きいたします。市税等の悪質な滞納者に対し、行政サービスを制限する問題について質問いたします。本州の大企業は、景気が回復傾向にあると言われているものの、道北は大変に厳しい状況にあります。その影響もあり、即住民の収入増につながらないということもあって、市税等の滞納額が増加傾向にあることは否めません。市が住民に対して行政サービスを提供する、それを支えているのも住民が納入する市税等であります。その市税を払える余裕や義務があるのに払わない悪質な滞納者が多くなっているように思われます。平成17年、18年において市税等各項目の滞納金額、滞納人数、法人人数をお知らせいただきたいというふうに思えます。

税を納めないのは、生活が困窮しているからだという理由がある方もおられます。しかし、別の方もおられます。課税されるにはそれなりの所得や物件があり、課税される理由があります。地方

税法の第15条7には、滞納処分の停止の要件等があります。滞納処分をする財産がなく生活が困窮している、また不明である等々、また課税後災害を受けたなど理由があれば徴収猶予の措置もありますが、正当な理由がないのに滞納はあり得ないと思います。現状は、職員が徴収率の向上のため日夜奮闘されておられると思いますが、徴収率の向上対策及び実績について理事者の御見解をお願いいたします。

税負担の公平性を確保する上からも、A町では町税滞納制限措置条例を制定し、平成18年4月から施行、悪質な町税滞納者に対し町営住宅入居などの18種の住民サービスの制限をしたそうです。また、同様にS町では町税等の滞納者への行政サービスの提供を一部制限する条例を制定し、4月から施行されております。住民が行政サービスを申請する際、滞納状況を確認し、正当な理由がなく納税を拒む住民に対し、児童医療費の助成や補助金などの24項目のサービスを制限するというものであります。本市もこのように悪質滞納者には行政サービス制限条例の制定も必要と思われれますが、理事者の御見解をお願いいたします。

以上をもちましてこの場での質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 高橋議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目の高齢者、障害者用公営住宅の福祉施策については私から、2点目の福祉灯油の推進については省略し、大きな項目3点目の道路の里親制度については建設部長から、4点目の滞納者へのサービス制限条例については総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、高齢者、障害者用公営住宅の福祉対策について一括してお答えを申し上げます。高齢者向け住宅対策として、まずシルバーハウジングがございます。これは、緊急通報システムの設置やバリアフリー化など高齢者の生活特性に配慮した設

備、仕様が施された公営住宅で、入居者の安否確認、生活指導、相談、緊急時の対応などを行う生活援助員が配置されております。現在当市には市営緑丘第1団地、新東光団地、そして道営マーガレットヴィラの名称で52戸を整備し、67人が入居をしております。また、軽費老人ホームといたしましては、風連爽風会が運営するフロンティアハウスふうれんがあり、自炊ができない程度の身体機能の低下等のため独立して生活をするには不安が認められる人で、家族による援助を受けることが困難な人を対象として定員50人の施設となっております。一方、障害者向け住宅といたしましては、リンゼイ団地に1棟4戸を整備しております。

今後の高齢者福祉住宅対策につきましては、平成20年度から始まります名寄市住宅マスタープランの中でユニバーサルデザインの考え方を踏まえまして、保育、福祉施設等と連携をした住宅環境の整備を図り、高齢者、障害者に対応した住宅改善の支援を推進するとしております。具体的には高齢者福祉対策としては、住宅マスタープランではシルバーハウジングを100戸まで増加する指標を立てておりますし、ケアハウスも増築の考え方で新名寄市総合計画の中に取り込んで検討していくことにしております。また、知的障害者や精神障害者に対するものとしたしましては、総合計画では一体型のグループホーム、ケアホーム3棟12戸の建設を予定しているところでございます。当市の住宅事情といたしましては、公営住宅を初め転勤族等向けのマンションや医療、介護施設等が比較的充実しており、全国的にも住みやすいまちと位置づけられております。これらの状況をもとに、さらに民間と建築部門や福祉部門との連携を強化し、またまちなか居住の促進も含めまして、高齢者、障害者が安心して暮らせる住宅環境の整備充実に向けてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目の3番目、道路の里親制度についてボランティアグループによる市道の花壇、清掃の実施状況についてお答えをさせていただきます。

市道植樹柵の清掃及び花の定着作業、その維持作業に市内で33団体の方々に御協力をいただいております。協力団体は、町内会、町内会老人クラブを初めソロプチミスト、一五会、名寄大学学生寮、名よせ通り商店街、五丁目商店街等々でございます。また、自衛隊、自衛隊関連団体、各小中高校や法人など多くの団体からは道路、公園等公共施設の美化活動をいただいていますし、個人の活動としてそれぞれの家の前の清掃、除草等をしている方々も近年は目につくところであります。行政としましては、ゴミ袋の提供や回収をさせていただいているところであります。ボランティアの活動は、長期的かつ多数の方々に参加していただきたいと思っていますので、その方法としてボランティア団体の表示やお礼状の送付などを行ってきたいというふうに考えています。また、名寄の日進老人クラブは、市道9線と11線道路、健康の森とか道立公園に行く道路でありますけれども、この花壇整備を6回起こったことで北海道観光連盟からことしの10月5日に表彰を受けた例もございます。さまざまなボランティアがあると思われませんが、自主的に長続きできるように行政も支援することで輪が広がり、将来的に自然的に里親制度が確立することを期待しているところであります。

なお、来年度は北海道洞爺湖サミットが開催されます。環境がテーマとされるサミットとお聞きしておりますので、これを機会に名寄市でもきれいな道路づくりと称して住民運動に取り組んでまいりたいというふうに考えています。既に各町内会には毎年道路を中心に市内の一斉清掃日にごみ拾いなどを御協力いただいているところであります。少し趣向を変えまして、名寄地区でいえば、

各学校校区内の通学路を主に市で現在提唱してきます地域自治的な取り組みとして校区内の町内会の御協力や清掃指導員との連携を図り、花壇の整備を含め清掃活動を年1回から2回行っていきたいというふうに考えています。まだ構想の段階ですから、来年度に向けて町内会連合会などに趣旨などを御説明申し上げ、内容については実施時期までに詰めさせていただきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、4点目の滞納者へのサービス制限条例についてお答えをさせていただきます。税の関係でありますので、数字が多くなりますが、お許しをいただきたいと思います。

初めに、市税の平成17年度、18年度における税目ごとの実態についてであります。平成17年度収入未済につきましては現年課税分では個人市民税322件、877万7,576円、法人市民税11件、41万3,900円、固定資産税、都市計画税269件、2,184万2,519円、軽自動車税142件、72万8,900円、合計で744件、3,176万2,895円となり、調定額25億6,880万4,529円に対して1.24%となっています。国保税現年課税分では534件、3,766万8,019円となり、調定額7億1,248万2,900円に対して5.29%となっております。滞繰課税分では、個人市民税827件、2,404万7,694円、法人市民税30件、307万2,200円、固定資産税、都市計画税805件、8,405万8,993円、軽自動車税61件、71万9,359円、合計では1,723件、1億1,189万8,246円となり、調定額1億2,390万4,059円に対して90.31%となっております。国保税滞繰課税分では1,316件、1億4,924万1,241円となり、調定額1億6,699万8,000円に対し89.37%となっております。平成18

年度収入未済につきましては、現年課税分では個人市民税382件、1,238万6,447円、法人市民税9件、67万1,900円、固定資産税、都市計画税295件、2,142万23円、軽自動車税114件、51万400円、合計で800件、3,498万8,770円となり、調定額25億3,942万1,897円に対して1.38%となっております。国保税現年課税分では530件、3,865万869円となり、調定額6億9,987万8,400円に対して5.52%となっております。滞繰課税分では、個人市民税894件、2,610万7,238円、法人市民税40件、322万6,100円、固定資産税、都市計画税838件、8,397万8,969円、軽自動車税218件、110万6,464円、合計で1,990件、1億1,441万8,771円となり、調定額1億3,218万196円に対して86.56%となっております。国保税滞繰課税分では1,568件、1億5,316万3,938円となり、調定額1億7,154万5,466円に対して89.28%となっております。滞納件数内訳につきましては、現年、滞繰ともに税目ごとの合計数値でございますので、実質滞納者数については滞納管理の現状を勘案しますとおおむね60%と想定をされまして、平成18年度市税現年課税では約480名、滞繰課税では約1,190名となり、国保現年課税では約320名、滞繰課税では約940名と押さえております。収入未済の要因としましては、個人市民税では生活困窮、居所不明、納税意識の欠如、固定資産税ではサービス産業4社分の業績不振による未納に加え、生活困窮、納税意識の欠如等と考えられ、高額滞納者の納税意識不足も大きな要因と考えられることから、より多くきめ細かな折衝機会を設け、分納誓約書をとるなど納税相談を実施しております。収納率では、現年分の収納率を全道各市と比較しますと、個人市民税では98.8%で4位、固定資産税では98.3%で7位、軽自動車税では98.8%で5位の状況となっております。現年分、滞繰分を合わ

せた収納率は全市平均で92.7%でありまして、名寄市は94.9%で全道で根室、伊達に続いて札幌市と同率の3位となっております。平成19年度からは税源移譲に伴い、個人市民税の課税総額が増加をしております、適正な税源確保に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、収納率向上の対策及び実績についてお尋ねがありました。市税の徴収体制は、納税係5名でそれぞれ地区を担当し、納税折衝、滞納処分にあつております。また、ことしから始まった税源移譲により個人市民税の課税総額が多くなっていることから、昨年度と比較して納期内に納付されない状況にありますので、適正な税源確保のため電話催告など係一丸となって徴収体制の強化を図っているところです。滞納世帯への徴収対策として毎月徴収対策会議を開催し、課題を協議しつつ戸別訪問徴収の強化、電話催告、文書催告等滞納世帯と頻繁な接触を持つ中で納税相談を進めております。納税強調月間を3月、5月、9月、12月の年4回にわたって実施をし、そのほかの通常月は夜間納税相談窓口の開設を行い、分納相談や夜間徴収など納税への意識を高める働きかけを行うことで滞納世帯対策の実効を上げておりますが、納税意識のない世帯については預金等の財産調査の上差し押さえを行っており、担税力のない世帯については地方税法第15条の7第1項第1号、無財産、第1項第2号の生活困窮、第1項第3号の居所不明により執行停止をかけ、不納欠損処分としております。滞納処分につきましては、納期限後20日以内に督促状を送付し、さらにその日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は地方税法、国税徴収法に基づき滞納処分をすることとなっております。滞納処分は、納税者が自主的に完納しないときにこれを強制的に徴収するための手続でありまして、財産の差し押さえを実施します。差し押さえを受けても完納されない場合には、差し押さえ財産を換価充当する内容となっております。名寄市では、単なる不

注意や特別な事情により納付できなかった場合もあることを考慮し、納期限後電話や文書、訪問をし、できるだけ納付していただくよう折衝しておりますが、それでも何の連絡や相談、納付もなく誠意が見られない場合は期限内に完納された納税者の方々との公平性を保つため予告の上滞納処分を実施しているところであります。近年では預貯金や国税還付金の差し押さえを行い、18年度につきましては預貯金の差し押さえ20件、12万7,847円、国税還付金の差し押さえ37件、91万7,842円、交付要求が6件、564万5,700円、19年度につきましては12月5日現在でありますが、預貯金の差し押さえ65件、57万4,778円、国税還付金の差し押さえ12件、63万1,658円、交付要求が4件、62万1,300円となっております。

次に、サービス制限条例の制定についてであります。悪質滞納者に対する行政サービス制限条例を制定している自治体は道内で約20自治体があり、資格の登録や補助金交付を初め誕生祝金の給付やデイサービス事業など、20ないし30の行政サービスの制限措置がとられていると承知しております。本市におきましては、入札参加資格承認、中小企業融資や補助金交付などにつきましてそれぞれ個別の条例、規則等で市税の完納を条件としております。税負担の公平性の確保や納税意識の高揚など、制限条例制定の趣旨につきましては一定の理解ができるわけですが、ペナルティーを前提に納税を促し、生活や健康にかかわる福祉サービスまでも制限する条例の制定は現段階では考えておりません。収納対策につきましては、広報などを通じて納税意識の高揚、啓発を図ることはもとより、きめ細かな納税折衝を進め、悪質滞納者につきましては先ほどもお答えをしたとおり厳格に滞納処分を実施して収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問と要望を行わせていただきます。

まず初めに、高齢者専用賃貸住宅の部分で若干お聞きしていきたいというふうに思います。先ほど言ったように、風連と合併して公営住宅が大変ふえたと思うのです。その部分でもあるのですけれども、名寄市自体でも高齢者の住宅というのは私的には少ないのかなというふうに思っています。私の知っている人でもなかなかシルバーハウジングに入れない、市営住宅に入れないという方がたくさんおられます。必ず昔のように高齢者が優先だよ、また障害を持っている方は優先だよとなればいいのですけれども、今は全市民が優先で抽せんということになっておりますので、そういった意味でなかなか高齢者の方、障害者の方が抽せんでは入り切れないという部分、またそういう場所もないというのも現状かなというふうに思います。先ほどの中西所長が言われた平成20年に向けて住宅マスタープランに入っているユニバーサル、また高齢者の部分でシルバーハウジングを100棟を目標にしていると、またケアハウスの増強をすると、知的障害者等障害者にはケアホーム3棟を目標にするという本当に心温まるお答えをいただいでうれしいなというふうに思っているのですけれども、これが現状どう進んでいくかというのが一番大事かなというふうに私は思いますし、いろんな自治体を見ても市長がこの住宅政策に向かって住宅関係、また福祉関係、またまちづくりをどういうふうに取り組むかというのが一番重要になってくると思います。自治体の創意工夫でいろんな部分をつくれると思うのですけれども、国土交通省では公営住宅をつくる部分で地域住宅交付金というのが、今公営住宅だけでなくその市町村が公営住宅にかわる提案型の事業に使えるようになっていることもお聞きしておりますので、そういう部分を活用した中で、名寄市は市営住宅というのはユニバーサルデザインということで高齢者が、また障害者も十分対応できる住宅になって

おりますので、安心なのですけれども、その部分をしっかりとつくり上げていただきたいというふうに思っています。これから北斗団地と瑞生団地が建てかえになってくると思いますが、また、北斗団地のほうはある程度高齢者に対応した、また障害者に対応した部分に新北斗を改修するというお話も若干お聞きしているのですけれども、その部分をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在北斗、新北斗団地の建てかえの計画が進んでいるというふうに認識をしております。現在374戸の戸数のうち、220戸程度に縮小されるというふうにも聞いているところでございます。北斗団地226戸のうち約60%のところに高齢者の方々がお住まいになっているというふうに認識をしております。こういった方の住みかえとしては当然高齢者の方々に配慮した市営住宅が建築されるものと期待をしているところでございます。計画の中には車いす対応住宅等についても少数ではございますけれども、検討されているようでございますし、またシルバーハウジングについても受け入れ先の問題等もありますけれども、あわせて前向きに検討するというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） この事業の中で、あそこの北斗団地は60%から70%が高齢者の方々が住んでおりますし、先月帯広のほうに中心市街地活性化の部分で視察に行かせていただいた折、町中にお年寄りを住まわせてにぎわいをつくるという部分で、中心市街地活性化の部分で民間企業の部分が5社、6社ぐらい入って高齢者の賃貸住宅だとか高齢者下宿だとか、それをある程度の中心市街地の法律に基づいて補助金をいただいて建てるという部分で民間が元気に対応していただい

ているのです。名寄市も中心市街地の部分で高齢者住宅を民間がどんどん、どんどん建てていただければいいのですけれども、なかなか前から言われているように北洋銀行跡地に商工会、また6丁目商店街の方々が高齢者住宅を建てるという折に今現状何も建てられないという部分になっておりますし、私は高齢者の施策として行政として何らかの、先ほど言われた数量はわかるのですけれども、高齢者専用賃貸住宅を建てる部分で民間の方が活力になって建てていただかなければならない部分になります。これは、介護、医療がついた部分ではなくて、それがなくても高齢者専用賃貸住宅というのは建てられるみたいなのです。食事もつかなくていいですし、つけてもいいですし、そういう縛りが余りない部分であります。元気な高齢者がその住宅に住んで暮らせるという部分の賃貸住宅なのですけれども、それを民間の企業に建てていただいて、そしてある程度賃貸ですから、まだ名寄市は条例的にはできていませんから、公営住宅として借り上げて公営住宅法で補助金を出せるという状況にもつくると私は思うのですけれども、そういう試みを検討されたことがないのかちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 非常に難しい問題でございまして、今風連の本町地区でも1度その検討した経過はございます。ただ、それが高齢者かどうかということはまた別な問題なのですけれども、制度的に国も20年度の補助金制度とかあるのですが、それが制度が確立されていないというか、20年間でまたどういふようなスパンでどう変わるかということもありますので、その辺がまだ不確定ということもありまして風連は断念した経緯もございまして。ただ、今言われたように、町中の北洋銀行の跡地もそういう民間の方々のお話もありましたけれども、そういう制度があるのです。行政側が全部負わなければならない状

況になってくる場合も考えられるということで、それでまた断念している状況にあります。この辺は、今後まだ研究していかなければならない、議員の言われるとおり、民間活力も非常にこれから大事になってくるというふうに考えていますので、研究課題としてとらえさせていただきたいと、そのように思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知識員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） この高齢者の問題は、これから少子高齢化に向かって本当に私は重要課題に入ってくるのではないかなと思います。地域の部分でいっても北斗団地は今60%から70%が高齢者、今各テレビを見ても、団塊の世代の方が一生懸命元気に働いたころ住宅を建てて、今現状どうなっているか、団塊の世代が退職されたところはもう子供もいない、そういう状況の中で生活するという部分がふえているようであります。名寄もそのような部分にかかわってくる地域がどんどん、どんどんこれから出てくるというふうに思っていますので、先ほど言った借りかえ制度、高齢者の大きい住宅、そこに1人が住むのではなくて、そういう民間で建てていただいた賃貸のところに1人の老人が入っていただいて、老人の方々がみんなで共同で住んでいただいて、大きい住宅を子育て世帯に貸すという制度ができました。そういう部分を活用してどんどん、どんどん高齢者が住みやすい状況をつくっていくというのが行政としても大事なかなというふうに思っていますので、これからいろんな部分で高齢化社会に向かってよろしくお願ひしたいというふうに思います。

住生活基本計画というのが閣議決定されて、これは国と北海道が計画を持っているわけなんですけれども、この閣議決定されたときに各市町村もつくったほうがいいというふうに言われていたのですけれども、そこまで制約はされていなかったみたいなのです。本当にこれから豊かな住生活をするには、その住んでいるところがどれだけよく

なっていくか、いい環境にしていくかというのをやるためにも市町村がこの住生活基本計画を策定していくというのが重要だと言われております。名寄には住宅マスタープランもありますし、しっかりした住環境をつくれると思いますけれども、しっかりと高齢者、また障害者に対応した施策をお願ひし、要望とかえさせていただきます。

次に、里親制度についてお聞きさせていただきます。先ほどいろんな団体が、33団体がボランティアとして道路の美化、または清掃、または植樹等をやっているというふうにお聞きしまして、本当にその33団体には頭が下がる思いでありますし、これからも名寄市のために汗を流していただきたいというふうに感謝を申し上げます。また、いろんな部分で町内会の縛りだとかあります。でも、ずっと私も8号だとかいろんな名寄市の大きい道路を見させていただくと、きれいにされている町内会もあるのですけれども、なかなか植樹帯を整備されていない部分もお見受けするものですから、この里親制度をちらっと新聞で見させていただいて、これは名寄の部分に合っているなということで出させていただきました。建設業の方々や何かは、経営審議評価というのがありまして、経審という、毎年工事を幾らやりまして、こういうものを作って、技術者が何人いてこういうことをやりましたと、工事のときはこういう講習会を開いてこういうことをやって点数をいただいてという、その中にボランティア活動というのがあります。ボランティアをやることによって点数が上がるという制度なのですけれども、私はその制度をやっぱり活用していただいて、しっかり名寄市の美化、清掃のため、または市民のため、または会社のためになると思うのですけれども、経営審のためという言い方は、ちょっと私はそういう言い方はしたくない、名寄市のために企業の方々に協力していただくというのはどうかというのをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今議員の言われるように、建設業協会のほうの経審の対象として地域貢献が点数にはね返るということは理解するのですが、ただ協力の要請は私どものほうも来年度から業界の説明会のときにもさせていただきたいと思っておりますけれども、強制的なことではできませんので、一応そういうこともさせていただきたいという要請はしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知識員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしく申し上げます。右肩上がりの経済でしたらいいのですが、なかなかそういう部分になりません。いろんな部分で名寄市のためにお手伝いしたいという方はたくさんおられるのだけれども、なかなかどうやっていいかわからないという方もたくさんおられますので、ぜひそういった部分、いろんな部分を活用していただいて名寄市の道路、または美化のために住民と行政が協力し合いやっていけることを要望していきたいというふうに思います。

最後に、徴収率向上のためということで若干お聞かせいただきたいと思っております。先日名寄市の給食会でも報告ありましたように、悪質な滞納者にはいろんな部分のことをしていくと。また、きのうも道議会の総務文教委員会でも高校の授業料の未納部分、悪質な未納部分には子供を6カ月の出席停止にすると、また3カ月以内に払わなければ退学にするというふうな処分に決まったみたいです。私は、滞納者全員が悪い方ではないと思っております。本当に生活が困窮していて払えない方もおられると思っておりますし、ちらっと聞いた話では分納して、払えないので、毎月1,000円ずつ税務課に持ってきていただいている方もおられるというふうにお聞きしております。私は、それが本当に市民としての義務でありますし、誠意かなというふうに思うのですが、ある方が税金を納めていないのに何か裕福な生活をしているというお

話を聞いて、それはないでしょうと、名寄市としても税務課が一生懸命滞納の部分で徴収には行っているはずですし、そんなはずはないですというふうに言いました。税務課の方にもお聞きしたのですが、私どもも、なかなか言っても払わないという方もいるそうなのです。先ほど5名の徴収の方々に徴収していると言われました。未納額が滞納繰り越しで2億6,750万円と、固定資産税、国保税含めて2,600名の方がおられる中で5名の徴収で大丈夫なのかというのが疑問で、電話だけすればいいという方もいますけれども、5名の徴収といっても私は1名では徴収には行けないと思うのです。必ず2名で行かなければいけないかなというふうに思うのですが、あるまちでは課長以上が滞納の方々のために徴収に行っているまちがあるみたいなのですが、名寄市はこういう検討をされたのか、また5名の徴収の方々は徴収だけをやっているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 納税係5人で対応していますけれども、5人が果たして十分かと言われると、うんという部分もないわけではないのですが、果たしてそうすると徴収に何人が適正かということもありますので、現行の収納率が決して全道的に見ても厳しい状況になっているとは判断しておりませんので、現行の体制で当面続けていきたいと考えておりますし、もう一つは管理職で集中的に対応している自治体があるということでもありますけれども、管理職による訪問徴収というのは名寄市でもかつて収納率が大変厳しい時期に実施をした経験を持っております。現在実施をしている他市の状況なども伺ってみますと、当然市の姿勢を示すという部分では効果があるわけですが、ただ実際には納税担当者による事前のレクチャーであるとか、あるいは関係資料の準備など相当期間を要して対応しなければならない部分があって、必ずしも効率的には動いてい

ないというのが実態のようでありまして、当面は担当者との信頼関係に基づくきめ細かな納税折衝を進める中で、そうしたことも状況によってはしなければならない局面もあろうかと思っておりますので、ぜひ今後検討してみたいと考えております。

○議長（小野寺一知識員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今5名でちょっと声が詰まった部長の部分は察したいのですけれども、いろんな自治体を見ても徴収の部分は徴収の部分で別個に設置しているところもあるようにお聞きします。名寄はそれがいいのかどうかというのは、ちょっとわからないのですけれども、現状今2億6,000万円、滞納累計でいきますと、3,000件、きっとこの中には名寄市でない方もおられるかなという、どこかに引っ越してしまっている方もおられるのではないかなというふうに思いますし、その5名でやれないこともないのかなという部分もありますし、専門分野を置く計画はあるのかどうかというのをお聞かせいただきたいのと、最後に、本当にそれが最後になりますけれども、この徴収率、先ほど言われたように悪質未納者には預金を回収しましたと、こういう物件をとりましたというのを広報に、名前は出さなくていいですから、納税違反、滞納、怠慢の方、何年間こういう対応をしてこういう部分だったのですと、ですからこういう対処でこういう部分の預金を回収しましたという形で、私は給食もこれからやっていく、道もやっていくという中で、やはりそういう方たちには今まで何もなかったのだよなという形で納めなかった方もおられると思うのです。私は、広報や何かにそういう部分はやはり出したほうがいいかなと。札幌にしるどこにしるこういうオークションをします、こういうふうに回収して滞納者にはこういう部分があったのですよというのがはっきり見えて収納率もアップできる可能性もあると思うのです。そういう部分をしっかり宣伝をしていただきたいなというふうに思います。

最後に、5人の体制を専門分野をつくる云々の検討はしたのかどうかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 納税係の5名そのものが専門分野というふうに私は認識をしております。それで、数でどうかということでもありますけれども、新しい滞納者がどんどん、どんどんふえていくということではないのです。17年、18年で数字もお知らせしましたけれども、ほぼ同じ数の方だと。それと、特に分納しますとかなり長期間にわたって納めていただかないとなかなか整理がつかないという部分もありますので、1人の担当者が一定の方を繰り返し折衝していくということなものですから、特に信頼関係を持った5人の体制ということでぜひ進めてまいりたいと考えております。

それから、滞納処分にかかわって市民に周知をということですが、納税の意識向上、あるいは悪質なものについては毅然と対応するという部分も含めて、ぜひどの部分までできるのか検討させていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市道南2丁目通踏切について外2件を、宗片浩子議員。

○24番（宗片浩子議員） 議長の御指名により、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1、市道南2丁目通踏切についてお伺いいたします。1、市道南2丁目通踏切幅員拡幅について。私は、これまでも何度か市道南2丁目通踏切幅員拡幅について質問をさせ

ていただいております。南2丁目通は、線路東から国道239号までの間に東小学校を含め多くの公共施設があり、市民にとりましては東西を結ぶ重要な生活アクセス道路でもあります。また、平成19年7月末世帯人口統計によりますと13区、14区、旭東区、旭東北区、旭栄区の世帯数は1,585世帯、人口は3,488人で、65歳以上の高齢者は879人を占めている状況の中で生活を営んでおります。また、1日の自動車の交通量は平成17年12月時点では1,000台を超える市内でも最も大きな踏切であるとのことでした。このような地域の状況でありますことから、歩行者が安心して踏切内を横断できるように踏切の拡幅を訴えてまいりましたが、線路のポイント切りかえ部分等設備の関係などにより非常に難しい状況であるが、JRと引き続き協議を重ねていくとのお答えをいただいておりますが、その後のJR旅客、JR貨物との協議は進んでいるのでしょうか、進んでいるとすればどのように協議されているのか伺います。

2点目、また国土交通省から出されました北海道内の交通危険箇所にも名寄市南2丁目通踏切が含まれております。また、北海道が平成18年8月に実施した踏切交通実態総点検において歩道が狭隘な踏切として緊急踏切道で北海道内でも危険な踏切とし、対策が必要とされております。このような状況から、名寄市として北海道との協議は進めているのか伺います。

2つ目、冬期間の踏切の安全対策を。本年も冬の到来となりました。踏切内の幅員が7メートルと車道幅にも満たない状況です。降雪の多い時期は、自動車が交差することはできないことはもとより、人の通行が特に危険な状況になりますが、安全対策をどのようにしていくのか伺います。

次に、大項目の2、障害者福祉についてお伺いいたします。1、障害者自立支援法の見直しと特別対策について。国では昭和56年、完全参加と平等の実現に向けて国際障害者年とし、障害者施

設を推進してまいりました。しかし、近年の少子高齢化の推進や障害の重度化、また措置から利用者の選択による契約等福祉情勢は大きく変化をしてきております。平成16年、障害者基本法の改正がされ、市町村障害福祉計画の策定が義務づけられました。障害者自立支援法は、障害者が地域で自立して普通に暮らし、障害のない人と自然に交わる共同社会を目指すとして平成18年10月に施行されました。名寄市の障害福祉施策は、平成10年10月に策定された名寄市障害者福祉計画に基づき実施されてきましたが、現行の名寄市障害者福祉計画の見直しを平成17年から平成19年までの3カ年とされております。障害者自立支援法は、障害のある人々の自立を支えますとして、1つに障害の種別、身体障害、知的障害、精神障害ですが、これにかかわらず障害のある人々が必要とするサービスを利用できるようサービスを利用するための仕組みを一元化し、施設事業を再編、2つ目に障害のある人々に身近な市町村が責任を持って一元的にサービスを提供、3つ目にサービスを利用する人々も利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実、4つ目に就労支援を抜本的に強化、5つ目に支給決定の仕組みを透明化、明確化を支援法のポイントとしております。名寄市の障害福祉計画の見直しは、どのように行われているのでしょうか。

また、国では障害者自立支援法の円滑施行のため平成20年度まで3つの柱から成る特別対策を実施しております。1つに、利用者負担のさらなる軽減措置、2つ目に事業者に対する激変緩和の措置、3つ目、新法への移行等のための緊急的な経過措置が挙げられておりますが、名寄市としてどのような取り組み方なのか伺います。

最後に、大項目、なよろ観光ひまわり畑についてお伺いいたします。1つに、観光ひまわり畑の中止について。なよろ観光智恵文ひまわり畑は、

昨年まで全市を挙げて宣伝、PRに努めてきました。平成18年は4万2,000人を超える多くの人々がひまわり畑を訪れ、夏の観光の代名詞として人気を集め、なよろ健康の森、道立トムテ文化の森、道立サンピラーパーク、望湖台自然公園と連動して夏の観光ルートへのさらなる集客になるものと思えたところです。島市長は、平成19年度市政執行方針の中で観光の振興でひまわり畑について民間活力と一緒に交流人口の拡大に努めると述べておられます。しかし、本年の智恵文の観光ひまわり畑は、ジャガイモシストセンチュウから守る目的として会場を変更との報道で市民はもちろん、道内外からの観光客は楽しみがそがれた思いに違いありません。智恵文の観光ひまわり畑は、智恵文地区の協力により昨年まで継続できたことです。中止に至るまでの経過等を智恵文地区の人々は理解されたのでしょうか。また、農協との協議はどのようにしてきたのでしょうか、報道前に市民、関係機関に観光ひまわり畑について状況等を周知すべきであったと考えますが、伺います。

2つ目、智恵文は観光ひまわり畑の発祥地を民間活力で継続を。観光ひまわり畑の発祥は、智恵文北山地区において30年ほど前に民間が緑肥として栽培したと伺っております。当時北山地区までの道路は悪路でありましたが、オートバイや自動車でもひまわり畑に多くの人たちが訪れておりました。その後振興地区にひまわり畑が定着し、面積、本数は日本一となり、夏の観光の目玉となったところです。今年は、道立サンピラーパーク、MOA名寄農場が東雲地区、更正地区に、岡本農場が草地をひまわり畑として観光に協力いただきました。観光ひまわり畑の発祥は智恵文であり、この歴史をなくすることではなく、緑肥として消費者が求めている安心、安全な作物を提供していただくことも重要であり、地域の協力をいただきながら継続していくべきと考えますが、考え方を伺います。

以上でこの場での質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま宗片議員から大きく3点にわたり御質問をいただきました。1点目については私から、2点目は福祉事務所長から、3点目は経済部長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、南2丁目踏切改良のJRとの協議についてお答えをさせていただきます。南2丁目踏切の拡幅改良につきましては、平成13年度に現況調査を行い、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の両者と幾度となく協議を重ねておりましたが、当初は通常の踏切改良とは異なり、線路のポイント切りかえ設備の関係が駅構内まで影響することや旅客の線路も下り約300メートルほど敷設がえが必要ということでありまして、経費的には3億円から4億円の経費がかかるというふうに御説明を受けておりました。最近は国の方針が出されたこともありまして、少し状況に変化が見られるようになってまいりました。平成18年度には名寄駅における貨物輸送形態がトラックに変わっていく状況の中で、日本貨物鉄道株式会社所有の軌道の必要性などについて将来展望を照会しておりますし、拡幅改良は現在の貨物3線、旅客1線を残したままと日本貨物鉄道の設備をすべて撤去し、北海道旅客鉄道の1線を拡幅改良する2通りがありますが、経費的にも後者で協議を進めております。JRや道と協議する上で必要な交通量を7月に調査したところ、午前7時から午後7時までの交通量は車両で2,013台、自転車を含む歩行者で775名の方が利用されており、名寄市の道路事業においても最重点課題とすべき道路ととらえておりますし、国においては平成18年度に点検を行い、緊急対策踏切としてリストアップしており、平成18年度から5年間を対象に対策を求めていますから、今後早急にJR各社と具体的に経費低減などの課題や協定内容を調整し、踏切道改良促進法の指定を受け、早期事業

化に努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、北海道との協議についてお答えをいたします。北海道は、道内に名寄市と同様に緊急対策踏切が23カ所ございまして、国、道、札幌市を除くと8カ所あります。これらの整備計画の策定を急いでいるところでありまして、名寄市とはJRとの調整方法など指導を受け、国庫補助事業の採択基準などについて協議を行わせていただいているところであります。

次に、冬期間の踏切の安全対策についてお答えをいたします。冬の踏切は、毎年JRと連携を図り、交通安全に万全を期しているところであります。南2丁目踏切は、幅員が7メートルと狭く、特に冬の間は脱輪を防ぐために狭隘としていますので、車両や人の通行が危険な状況になっていると、議員御指摘のとおりであります。踏切内の除雪につきましてはJRで行っておりまして、本年度も本格的な降雪期を迎えるに当たり、焼きピリ砂、融雪剤の散布を含めた小まめな除排雪とできる限りの幅員確保を北海道旅客鉄道宗谷北線運輸営業所に要請をし、確認をさせていただいたところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目で2点目の障害者福祉についてお答えを申し上げます。

1番目の名寄市障害者福祉計画の見直しにつきましては、議員も触れられておりましたとおり、平成10年度に10カ年計画が策定され、その後国の新障害者プランに基づきまして平成16年度には改訂版を発行いたしました。また、今年度がその最終年度となっているところがございます。また、平成18年度には第1期障害福祉実施計画を策定いたしまして、23年度までのサービスの内容と量の目標数値を定めたところがございます。障害者福祉計画の見直しにつきましては、今後の

10カ年の基本計画でありまして、策定に当たりましては名寄市立大学の御協力をいただき、障害者手帳を持っている方々全員、1,806名の方々全員に27項目にわたるアンケート調査を6月下旬から7月中旬までの1カ月間で実施をいたしました。なお、回答者は1,011名となり、率にして56%の方々から御回答をいただいたところでございます。今回の回答者を男女別で見ますと、ほぼ同数となっております。年齢別では75歳以上の方が364名で回答者の36%、次いで40から64歳の方が260名で25.7%、65歳から74歳までの方が241名、23.8%の順で、回答者総数の約60%が65歳以上の高齢者となっております。現在名寄市の65歳以上の高齢化率は、25.6%と4人に1人が高齢者であり、加齢とともに体の衰えによる体や内臓の機能の低下等によりまして、その可能性も含めて障害者の数は増加する傾向にあるものと考えております。今後は、福祉サービスの提供とあわせ、疾患等を未然に防ぐ予防対策を関係機関と協力し、実施していくことが重要と考えております。また、就労についても企業の御協力をいただき、障害の種別や程度に応じた仕事につくことができる社会を築いていくことも重要と考えているところです。計画の策定については、障害者の皆さんから出されたアンケート調査や調査結果の分析等をもとに現状と課題等を整理しながら素案を作成し、名寄市保健医療福祉推進協議会を初め関係機関、団体等からの御意見を反映させて年度内に完了すべく作業を進めております。

2番目の障害者自立支援法の特別対策の取り組みに関する御質問でございますが、障害者自立支援法の施行に伴い制度が大きく変更になりましたのは、議員お話しのとおりです。支援法の施行に伴い、新たに精神障害者を加えた3障害の方々が福祉サービスの利用を選択することができるよう改正された一方で、かかるサービス利用料の1割負担等により日常生活を営む上で生活費を切り詰

めるなど厳しい状況が見られます。そこで、国は新法に移行できない事業所を初め、就労に対する利用者負担の軽減等を盛り込んだ特別対策を平成19年度と平成20年度の2カ年にわたり実施しているものです。名寄市の取り組み状況ですが、1つ目として事業者に対する激変緩和措置ですが、事業円滑化事業と通所サービス利用促進事業において助成をしております。2つ目として、就労意欲促進事業については、入所施設で工賃を得て働く者のうち、食費負担等にも配慮した給付金を支給し、就労意欲の向上と就労を通じた自立を促進するための支給をしております。3つ目として、進行性筋萎縮症者療養給付事業では、療養介護事業の対象者で大幅な負担増となる場合、生活支援を行い、生活環境の変化を緩和するための給付を行っております。4つ目としては、障害児を育てる地域の支援体制整備事業において保護者が気軽に利用できる交流の場を整備し、育児不安の軽減を図るとともに、相談支援の充実を図るための整備に取り組んでおります。5つ目として、障害者自立支援法施行円滑化事務等支援事業については、支援制度の基盤安定と適正な運営を図るため制度変更に伴う必要なシステムの改修を行いました。また、国では平成20年度において事業の大幅な改正が見込まれておりますが、具体的な内容につきましては明らかにされていないことから、今後の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、ひまわり畑についてのお尋ねをいただきました、お答えを申し上げたいと思います。

初めに、ひまわり畑の休止までに至る経過等についてのお答えでございます。名寄の夏を代表する観光スポットとして定着してきました智恵文のひまわり畑は、広さ12ヘクタールの畑に70万

本のひまわりが咲き、期間中に道内外から4万2,700人の観光客が訪れたところでございます。しかし、近年シストセンチュウが発生し、昨年は道内において新たに8地域に被害が出ております。一度発生すると智恵文の農業は壊滅的な影響を受けることとなり、新たな移転先につきましてもJAなど関係者で検討いたしました。シストセンチュウ問題が払拭されない限り継続は困難であり、食の安全を考慮し、やむなく休止する決定をしたところでございます。休止するに当たりましては、今までの間に御尽力賜りましたひまわり作付農家、智恵文地区の関係者及びJAなどに市の考え方について新聞報道前に協議をさせていただきました。平成19年度市政執行方針における観光の振興に対する考え方に全く変わりはありませんけれども、来年度は道立公園サンピラーパークがガーデンアイランド北海道2008のサテライト会場になっていることから、サンピラーパークでの開催を予定させていただいております。今後とも観光まちづくり協会とともに道内外に情報を発信してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、智恵文地区におけるひまわり畑の位置づけについてのお尋ねでございますけれども、観光ひまわり畑は昭和62年に智恵文の農家有志の協力を得て始まり、地区を変えながら開催してきましたが、残念なことにシストセンチュウ問題から本年は食の安全性を考慮し、休止させていただきました。来年度からシストセンチュウ問題に影響を受けない道立公園サンピラーパークでの開催となりますが、本年は智恵文地区でMOA農場あるいは岡本農場さんにもひまわり畑として観光に御協力をいただきました。ひまわり畑につきましても観光まちづくり協会とともに広くPRし、地域の活性化及び交流人口の拡大につながる取り組みを進めたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番(宗片浩子議員) それぞれお答えいただきまして、ありがとうございました。再質問、それから要望をしていきたいと思えます。

市道南2丁目踏切幅員拡幅について伺います。お答えいただきましたように、名寄駅における貨物輸送体系はトラック輸送に変わってきました。JR貨物の軌道の将来展望について照会されるとのことでしたが、また幅員改良についても2通りで協議を進めているとのことでした。経費もかかわることなので、少しでも少ない経費と効率のよい改良をJRと協議を進めていただきたいと思います。お答えでは、今年7月における交通量調査で午前7時から午後7時の時間帯で車両は2,013台、自転車を含む歩行者が775名とのことでしたが、その時間帯以外の時間、午前7時前と、それから午後7時以降の交通量ですが、どのようにとらえているのかお知らせください。

また、国では平成18年度点検において2丁目踏切が緊急対策踏切として道内8カ所の一つに名寄がリストアップされており、18年度から5カ年間を対象に対策を求めていますということでした。市としては、踏切道改良促進法の指定を受けて早期事業化に努力するとのことですが、着工、完成時期をいつのころと考えておられるのかお知らせください。

○議長(小野寺一知議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 最初に、交通量のお話であります。南2丁目通は日常生活の活動を支えることが主体の道路ということでありまして、朝7時から夜7時までの昼間の12時間における交通量が一番多いと考えられております。国土交通省では道路センサスといったものを出しております。その中に1日24時間の交通量を昼間の12時間の交通量で割ったデータで昼夜率、昼と夜の率というものがあります。一般的な地方道路ではこの数値を1.29倍というふうに押さえておりますので、先ほどの交通量に24時間の交通量を想定すると、1日24時間で車両に

ついては2,600台の交通量が想定されるというふうに考えているところであります。

もう一点、着工と完成の時期という御質問でございます。なかなか相手があることなので、非常に難しいというふうにも考えていますけれども、日本貨物鉄道株式会社とは年明けの1月に私どもの照会に対する回答を、札幌支社としての考え方をいただくということで再度協議をさせていただくことになっております。このあたりで仮に金額ないしは貨物の考え方、例えば駅構内の線路までも見てくれというような考え方が変わってくれば、私ども国の関係でいうと18年から5カ年と、ちょうど私どもの総合計画の前期と重なりますから、この段階に今現在は後期の遅いほうにランクづけされていますけれども、この時点の話が少し進めば前期の事業として位置づけをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長(小野寺一知議員) 宗片議員。

○24番(宗片浩子議員) 今部長のほうからお答えいただきましたが、JRとの協議を円滑に進めて早期着工をお願いしたいと思います。交通量ですが、昼間の1.29倍、2,600台、丸1日、これほどの多くの車両が通行する、本当に事故があってはならない、事故が起きないのが不思議なような踏切の間です。1月にまた回答ということですので、着々と準備を進めていただきたいと思います。

冬期間の踏切の安全対策ですが、お答えをいただきましたように、冬の間は毎年本当に危険な状況になります。踏切内の除雪については、JRと十分に協議をされて、車両や人々が安心して通行ができるよう要望いたします。

平成18年度から平成22年度第8次名寄市交通安全計画で計画の根本的な考え方、少子高齢化及び過疎化が急速に進む中、高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を確保する人優先の交通安

全思想を基本とし、あらゆる安全施策を講ずる必要があると述べております。市道南2丁目通踏切については、地域懇談会のたびに要請を行っておりましたが、相手がJRとのことで受け入れられない経緯や状況等が長年続いておりました。そこで、市長にお伺いいたします。市長は、南2丁目踏切についてどのような見解を持っておられるのかお聞かせください。

○議長（小野寺一知識員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 先日も東小学校で東地区の皆さんのまちづくり懇談会、私は歩いて会場まで行きまして、冬の踏切における除排雪がどのように今シーズンなるのかということも含めて現場を通らせていただきました。先ほど建設水道部長から答弁をしておりますように、JRの踏切改良の幅、貨物が全くこれから使われないというふうに会社のほうが判断をして改良しますその改良幅というのは、非常に縮減できるわけでありまして、これらの手続ということが今取り組みをしている最中でございます。以前は、相当多額の金額ということでどうしても事業の優先順位は承知しながらも事業に取り組めないという、こういう状況が続いておりましたけれども、この幅員をカットできればお答えしています金額よりも相当下回る金額で改良ができるのではないかと。しかも、補助等のメニューもあるわけございまして、その取り込みができることによって東地区の皆さんの期待に早期にこたえることができるのではないかと、私もそのように考え、機会をつくって積極的にこうした協議にも参加していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知識員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。南2丁目線路東側から国道239号までの数百メートルの間に東小学校、この学校にはコミュニティーカレッジみずなら学級が、市内から多くの人々、それからその中には高齢者が随分いらっしゃいま

す。この方々が学びを求めて通っております。夜間には市民吹奏楽、バレーボール等体育系の練習の場として利用されております。また、第3老人クラブ、東保育所、子育て支援センター、保健所があり、南2丁目踏切はまた東小学校の子供たちが放課後コロポックルに通う児童の通路となっております。私は、東地区の現住所に昭和40年度から住み、現在まで鉄道を含む東地区のさま変わりを見てきておりますが、時代の変化とともに交通体系も大きく変わってきました。その当時は空き地も結構ありまして、民家もそう多くありません。ですが、20年ぐらい前から急速に住宅が建ち並びまして、人口も先ほどお話ありましたように急激に伸びております。また、自動車にしましても一家に一台であった時代から家族がそれぞれ所有するようになってきております。また、高齢者の方が多く通行されますが、足元がよくない上に狭隘な踏切のため、より危険な箇所となっております。この冬は、買い物をされたお年寄りが両手に荷物を持って踏切を足元を気にしながら歩く姿を見まして、そこへ車が来たらどうなるのだろうか、そのような危険をもう冬のたびに私は心配しております。踏切改良の事業を早急に進めていただきますよう要望いたします。

次に、障害福祉についてお伺いいたします。名寄市においては、平成18年度に第1期障害福祉実施計画を策定、23年度までのサービス内容と量の目標数値を挙げたとのことであります。障害者福祉計画の見直しは、10カ年の基本計画であること、策定に当たっては障害者手帳を持っておられる1,806名全員にアンケートをとって、名寄市立大学の協力をいただき、その回答を得たとのことでした。調査回答の結果、高齢者の方、75歳以上が36%ですか、方が多いということが高齢者の方御自身が身近なことととらえているように推察されます。特別対策について、名寄市の事業の取り組みについてお知らせいただきました。

そこで、質問させていただきます。ただいまお答えいただきました事業の具体的な内容についてお知らせください。また、障害者自立支援法によって原則1割負担が導入されましたが、負担が重過ぎるのではないのでしょうか。さらなる負担軽減を行うべきではないのでしょうか。今回の特別対策で地域生活への移行や就労支援のための対策としてはどのような支援がなされるのでしょうか。障害程度区分判定については、知的障害と精神障害については適切な判断がしにくく、見直しが必要ではないのでしょうか。障害者が障害程度によってはいずれ施設を退所しなくてはならず、将来が不安であると訴えておられます。このことについてお伺いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 多方面にわたって御質問いただきましたけれども、まず最初に事業所に対する激変緩和措置という部分からお答えをさせていただきます。

1点目の事業円滑化事業につきましては、全事業が現在のところ対象になっておりますけれども、内容といたしましては報酬が日払い方式に変更すること、方式に対応することが困難な事業所につきまして従前の月払いによる報酬額の80%を保障するという激変緩和措置でございます。また、新体系に移行した場合についても従前の報酬単価の90%を保障し、事業所の安定的な経営を確保するために措置されているものでございます。

それから、2つ目の通所サービス利用促進事業につきましては、事業所が行う通所サービスの利用につき平均10人以上の利用と週3回以上の送迎を行っている場合について送迎に要する費用を助成し、利用者からは燃料費相当分の実費を除き負担を求めないという内容になっております。現在利用者につきましては、旭川市に通っている方、それから室蘭の施設の方お二人に利用をいただいております。なお、丘の上学園につきましては、人数不足のためにこれに該当しないということに

なっております。

次に、勤労意欲促進事業でございますけれども、内容につきましては先ほど御説明を申し上げたところでございます。対象者につきましては28名、事業所数としては13事業所で、名寄につきましては丘の上学園が行っております。

それから、進行性筋萎縮症者給付事業でございます。給付対象は、現在受給者であって引き続き利用する方で一定要件、低所得者1の区分になりますけれども、を満たしている者とされております。現在国立療養所道北病院にお一方この給付対象となっております。

次に、障害児を育てる地域の支援体制整備事業でございますけれども、子育ての先輩方と気軽に交流できる場を通じまして育児に対する不安等の軽減を図ることを目的とし、療育センターが実施しておりまして、現在の事業の内容といたしましては消耗品やマットレス、遊具等の購入をするもので、現在児童デイサービスを利用している保護者は毎月45名前後が御利用をいただいております。

それから、円滑化事務特別支援事業につきましては、従前毎月事業所からの実績に基づきまして直接市に御請求をいただいております。平成19年10月利用分から国保連合会に実績を報告の上請求することに改正がなされまして、市町村には国保連合会が事業所から報告された実績の内容を審査の上請求し、支払うことになりました。そうした業務処理を行うために必要なシステム回収に係る経費を国が負担したものでございます。

それから、障害者自立支援法に伴う1割負担の負担感の問題でございますけれども、特別対策によりまして上限額がさらに引き下げられました結果、低所得者の負担水準は平均5%を下回っている状況でございます。しかしながら、食費等の実費負担があるほか、法の施行前につきましては低所得者の居宅通所サービスに利用者負担がほとんどなかったということと比べますと、なお負担感

があることは事実と考えております。見直しに際しましては、現行の応能的負担を改め、低所得者の負担をさらに軽減するなど、負担の応能的な性格を一層高めるとともに、特に障害児を抱える世帯の負担感や子育て支援の観点を考慮することを検討するものとなっております。

次に、障害者区分の判定について御質問いただきましたけれども、区分判定につきましては名寄市以北中川町までの1市3町1村で名寄地区障害程度区分認定審査会を共同設置しており、5名の委員で構成されているところでございます。平成18年度には118名の方々の程度区分の認定を、程度を判定していただいております。障害程度区分認定につきましては、調査員が直接訪問して106項目を聞き取った資料と医師からの意見書をもとにコンピューターによる1次判定を行いまして、その後これらの資料をもとに委員による2次判定を行いまして、障害区分認定が決定され、利用者の意向に沿ったサービスを利用するため、障害福祉サービスの受給証を交付し、利用していただくものとなっております。見直しの方向といたしましては、実態調査を踏まえましておのおの障害特性を反映した調査項目と判定基準となるよう大幅なものになるというふうに見られております。

最後に、利用者が障害程度によって退所することの不安感という部分でございますけれども、旧体系で運営されております事業所につきましては平成23年度までに新体系に移行するという事になっております。その場合障害程度によっては退所しなくてはならない状況が生まれることはあり得ると思っておりますけれども、事業所においてそういった方々をグループホーム、ケアホーム等に入所していただきまして安心した生活が営めるように計画されていると聞いているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） この言葉言っているかわからないのですが、本当に猫の目のように変わる福祉施策です。担当される方もやっと落ちついたと思ったら、また違う福祉施策というのですか、制度が来て、職員さんはもとより、これを利用される障害者の方につきましても本当に心配でならない、安心して生活ができていけるのかなと、そんな思いでいられると思います。障害を持っていらっしゃる方、私たち健常者と同じ生活が皆さんとともにできるような、そんな行政であってほしい、また私たちも支えながらまちづくりをしていかなければと、そんな思いでございます。

最後なのですが、なよろ観光ひまわり畑についてお願いいたします。智恵文発祥のひまわり畑の継続なのですが、今年度はシストセンチュウの問題から今までの丘陵地をやめて道立公園サンピラーパークでの開催でした。MOA名寄農場、岡本農場が観光ひまわり畑に協力をいただいております。しかし、智恵文地区の人たちは、農村の景観として多くの人々に喜ばれているひまわり畑がなくなることは寂しいと言っております。何とか再現したいと考えている人がいるとも聞かされておりますが、市として協力することはできないのでしょうか。また、あるとすれば、その支援内容はどのようなものがあるのかお知らせ願います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先般地域の代表者の方がお見えになりまして、そんな要請を受けたところでございます。私どものほうは、今サンピラーパークのほうに来年から場所を移さしてほしいと、食の安全を智恵文の中できちっと確保したいという思いからそんな取り組みをさせていただいております。その折にちょっと申し上げればよかったのですが、後から実は御説明を申し上げました。というのは、昨年から取り組ませていただいております農地・水・環境保全向上対策事業、この分の事業に智恵文地区でも、地域の活動組織がそれは了解しなければいけないのですけ

れども、管理メニューの中にそういったひまわり畑に対する一定の応援の措置もとれるというふう聞いておりますから、実は先般智恵文地区のほうに入らせていただきまして、地域の方々ともひぎを交えて御懇談させていただきました。ぜひそんなことで地域の活動組織の中に取り込んでいただいて取り組みを進めていただけないかというようなお話をさせていただいておりますので、また詰まりましたら御報告させていただきますけれども、そんな状況にあるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。今部長のほうから希望の持てるというのでしょうか、明るいニュースとしてとらえさせていただきます。やはり名寄はひまわり、それがもう定着というのですか、観光に来られる皆さんは名寄に来ればひまわりがあるというふうにインプットされております。そのことにつきましてやはり智恵文地区の代表、名寄の代表としてひまわり、観光としても、それから緑肥としても有効利用していただきたい、そんな思いであります。名寄の夏の観光の目玉はひまわりとして、お話ししましたように大勢の観光客が訪れておりました。喜びといやしを与えていただきました。ですが、道内シストセンチウ被害の状況や地域の影響を考えると島市長御自身が報道にもありましたように苦渋の選択をされたとお察しいたします。来年以降も智恵文地区を含めたひまわり畑につきまして観光まちづくり協会とともに強くPRしていただきますよう強く要望して、これで終わります。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 以上で宗片浩子議員の質問を終わります。

第1次新名寄市総合計画からについて外2件を、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 御指名をいただきましたので、これより3件6項目について順次質問を

させていただきます。

まず最初に、本年初頭に制定されました新名寄市総合計画についてお伺いをいたします。私は、この第1次新名寄市総合計画について直接的なかわりを持つことができませんでしたので、この機会をとらえて3点ほどお伺いをしたいと思いません。新名寄市総合計画は、2007年の本年度から2016年までの10カ年の期間設定でスタートし、はや10カ月が経過しています。この総合計画は、昭和44年の地方自治法改正により、第2条第4項に基本構想の規定が設けられたことに伴い、地方自治体ごとに策定することが定められた長期計画です。同法も本年度で制定以来38年が経過、名寄市の総合計画は合併以前も以後も基本構想、基本計画、実施計画の3層構造あるいは3段階で構成をされています。ここへきて基本構想策定後の政治、経済、社会、それぞれの情勢の進展など外部条件の変化により基本構想と現実の乖離が著しく、その形骸化、実効性の欠如が指摘されています。名寄市においてもこの3層構造の構成である総合計画について今どのような見解をお持ちであるのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

あわせて、総合計画の期間についてお伺いをいたします。私は、新名寄市総合計画はある意味において昨年4月の名寄市長選挙で当選をされた島市長のマニフェスト、政策綱領でもあろうというふうに考えております。御承知のとおり市長の在任期間は4年ですが、本年度からスタートした総合計画の前後期10年という計画期間中に2度の市長選挙が予定をされております。今後の市長選挙では、ローカルマニフェスト、地方政策綱領と云うのだそうですが、これらを制作して立候補する候補者の出現が予想される中で財政的な裏打ちをしたマニフェストを総合計画に反映させることに支障を生じていくことはないのかどうか、この点についてもあわせてお伺いをいたします。

続いて、計画行政についてお伺いをいたします。

総合計画の策定時に予測されなかった、し得なかった事業について新たに行う必要性が出てきたとき、事業化するためにはどのような手続が必要なのかお知らせください。

また、現在平成20年度予算の編成が行われておりますが、総合計画に基づいた計画行政を執行する上で現行の予算編成の手順等についてお知らせをいただければ幸いです。

引き続き、事務事業の評価についてお伺いをいたします。10年という長期総合計画も一年一年の積み重ねであり、その単年度末の総合計画等における事務事業の評価方法、手順、過程についてお知らせをお願いいたします。

次に、名寄市自治基本条例についてお聞きをいたします。市では平成21年の名寄市自治基本条例制定に向けて原課の地域振興課が主体となって取り組んでおりますが、11月21日に締め切られた自治基本条例市民懇話会委員公募の状況と現在までの進捗状況についてお知らせをお願いいたします。

また、あわせて地域自治区の創設についてお伺いをいたします。明年度の地域自治区創設に向けて、その一環でも行われたであろうまちづくり懇談会が11月26日から12月6日までの延べ10日間にわたって開催をされました。市民の皆様から寄せられた多岐にわたる要望、意見、質問を聴取した上で今回のまちづくり懇談会の総括とともに、今後それぞれ特色のある個性と特性を持った個別町内ごとの活動、実態を把握するために各町内会ごとの現況調査を行う考えがあるかどうか、この点についてお知らせを下さい。

最後に、改正中心市街地活性化法についてお伺いをいたします。午前中にも同じ趣旨の御質問がございましたので、重複をしない程度で結構ですので、御答弁をお願いします。先ごろJR名寄駅前生協が平成21年9月の出店計画を公表いたしました。また、名寄商工会議所が立ち上げた中心市街地活性化特別委員会が結審、答申も行われ

ました。さらに、12月4日には中心市街地活性化フォーラムが開催されるなど、中心市街地活性化に向けた取り組みが行われておりますが、中活法に基づいた基本計画認定申請に向けて現在の進捗状況、今後の活動日程についてお知らせをお願いいたします。

以上、この場での質問を終えます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま大石議員から大きな項目で3点にわたって御質問をいただきました。1点目、2点目は私から、3点目は経済部長から答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、総合計画にかかわって計画の構成と期間についてお尋ねがありました。新名寄市総合計画は、平成18年6月以降100人の策定審議会委員のお力をいただき、平成19年2月の臨時市議会において基本構想が承認、可決されました。計画期間は、平成19年度から平成28年度までとし、その構成は基本構想、基本計画、実施計画から成っております。地方自治法では、基本構想を定めることを明記していますが、その他については市町村の裁量によるものと解しております。本市におきましては、まちづくりの行動指針として計画がより明確となり、具体的となるよう基本構想とあわせて基本計画、実施計画を定めております。また、実施計画のうち前期5カ年の個別事業について市民要望や実施熟度が高いことに加え、財政的な裏づけにも配慮して計画を着実に推進するために策定をしております。ローリングにつきましては、毎年予算編成の前段に新年度以降3カ年事業について緊急性、進捗状況等の点検、見直しを行い、年度ごとの安定した予算編成に努めているところであります。なお、平成19年度は総合計画スタートの年でありましたので、予算編成での調整といたしました。これからの総合計画の構成は、従来の手法にこだわらず策定すべきという点では、北海道の総合計画策定では全国を上回

るスピードでの人口減少、グローバル化、環境問題、エネルギーの逼迫、財政の危機など歴史的な転換期ととらえて基本構想附属資料の分野別計画のみとして具体的実施事業は示さないとしております。本市におきましても、今後の総合計画策定では時代の変化に柔軟に対応してこうした手法についても検討していく必要があると考えております。

次に、新総合計画の実実施計画推進と予算編成についてもお尋ねがありました。まず、事業担当部局は個別事業実施計画台帳を作成し、事業の点検、修正や事前評価と優先順位の決定を行った上で企画と財政部局へ提出をします。次に、市長ローリングにおいて各部局のヒアリングを行い、総合計画と中期財政計画との調整を図り、3カ年を単位とする実施計画の原案を作成いたします。次に、総合計画庁内推進委員会で原案の協議をして実施計画を決定し、企画部局が取りまとめて事業担当部局へ通知をいたします。事業担当部局は、実施計画に基づき予算要求を行い、予算編成をすることになります。このように総合計画と財政計画に基づいて行政運営を行いますので、企画と財政部局が一体となって取り組んでいるところであります。また、総合計画に登載されていない新たな事業の取り組みについてもお尋ねをいただきました。これらにつきましては、ローリング、あるいは総合計画推進委員会の中で議論されるべきものと考えております。

次に、事務事業の評価についてもお尋ねをいただきました。合併前の名寄市では、平成15年度から平成17年度までの3カ年において事務事業評価システムを導入し、総合計画の登載事業と補助金を含めた主要事業で合計241件の事務事業評価を実施をいたしました。また、平成17年度は庁内の内部評価に加え、総合計画等推進市民委員会の皆さんに市民の視点からの客観的な評価検証と助言や提言をいただくために初めての外部評価を実施いたしました。平成17年度実施の事務

事業評価につきましては、合併準備における旧両市町の事務事業の一元化協議の中で確認をし、新市において見直しを行い、平成18年度予算に反映をしたところであります。新市における事務事業評価は、スタートした総合計画に沿って実施をしていくこととしておりますが、18年度の事業につきましては基本的に評価対象といたします。また、ローリング調整で変更になった事業を含めて総合計画の進行状況は市民委員会への公表とあわせて広報紙、ポータルサイトで公表をしております。

次に、改選によって市長が変わった場合における総合計画の見直しについてもお尋ねをいただきました。基本構想については、法の趣旨からして変わることはないものと考えております。ただ、実施計画につきましては、マニフェストあるいは選挙公約等が市民の多くの支持を得ることになれば、当然変更もあり得ると考えているところでございます。

次に、自治基本条例にかかわってお尋ねをいただきました。自治基本条例は、地方分権の時代にあって自治体運営の基本的な仕組みを確立し、まちづくりの主体である市民はもとより市や議会の役割を明確にしながら、市民と協働して個性豊かな活力ある地域社会の実現を目指すためのものと考えております。取り組み状況であります。昨年11月に庁内での自治基本条例制定に向けての準備や環境整備を図るため、係長や若手職員20名で検討委員会を設置し、研究を進めてまいりました。直近の状況では、全庁的な推進体制を図るために、11月19日に職員研修会の一環として、職員を対象に札幌大学の浅野先生を講師に迎えて「自治基本条例の意義」と題した講演と庁内検討部会で検討してきた内容についての報告会を開催し、意見交換をいたしました。また、12月7日には17回にわたる庁内検討部会での検討結果について報告書により報告を受けたところであります。この条例づくりにつきましては、条例の目指

す方向、目的からも条例案の策定過程が大切であると考えております。このためできるだけ多くの市民がかかわり、幅広い論議を積み重ねて取り組む必要があることから、市民の代表で組織する市民懇話会の設置の準備を進めております。公募委員と市内の有識者合わせて15名で構成するもので、12月の広報、ホームページで公募を募り、12月21日で締め切りましたが、3名の応募がありました。今後市民懇話会による論議を中心として幅広い市民意見を募りながら、条例案策定に努めてまいります。

次に、地域自治区創設に向けた取り組みについてもお尋ねをいただきました。12月26日から開催された名寄地区でのまちづくり懇談会では、市の人口様態の変化と財政状況をお話する中でこれからの地域づくり、まちづくりをテーマにそれぞれの地域での活動、町内会の取り組み内容や活動を進めるに当たっての課題、またその課題を広域で取り組むことによって解決できないかとの観点から意見交換をさせていただきました。ここでは参加された市民の方と行政だけの意見交換ではなくて、市民と市民、時には主催をする町内会連合会の役員さんの意見も交えながら進めてこられました。合併協議における新市建設計画の中で提起された地域自治区ではなく、あくまでも単位町内会を核とした小学校区単位での町内会の連携を切り口として市民の皆さんと一緒に考えていくことを基本に進めてまいりました。議論を始めるためのたたき台をまとめるに当たりましては、町内会自治活動交付金申請のときに提出いただく実績報告書を参考に1つの小学校区域をサンプルに町内会ごとの会員数や活動内容などを整理をし、創設に向けた考え方としてことし1月の町内会長交流研修会に臨んだところであり、交流研修会でいただいたさまざまな意見を踏まえ、また議会でいただいた多くの提言をもとに素案を練り、6月から町内会役員会での説明会や町内会連合会役員会とも機会あるごとに意見交換を行い、今回

のまちづくり懇談会で市民の声を聞かせていただきました。今後は、これまで重ねてきた町内会長初め市民との意見交換による声をまとめて具体的な展開を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、中心市街地活性化法認定申請に向けての取り組みについてお尋ねをいただきました、お答えを申し上げます。

名寄商工会議所の中心市街地活性化特別委員会につきましては、8月から6回開催され、11月に結審いたしました。これまで会議所青年部、商店街連合会、名寄市立大学生のレポートなどを初め各調査での意見を参考にして主に複合交流施設等の整備、まちなか居住の推進、商業の活性化などをテーマに議論をされてまいりました。にぎわいの創出に有効な事業について活発な意見が出され、また課題や問題点も出されており、今後予定されている中心市街地活性化協議会に移行してさらに多様で主体的な参画を得ながら活発な議論を行う予定となっております。また、民間事業の洗い出しも同時に進めることとなります。なお、認定申請は平成20年度末を目指しておりますけれども、内閣府中心市街地活性化本部の事前相談として北海道経済産業局や北海道開発局、あるいは北海道などと幾度となく協議を重ねなければなりません。内容の精査につきましてもきめ細かな対応が求められますので、今後精力的な議論と事務作業を進めたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。ちょっと順不同にはなりますが、再質問させていただきたいと思っております。

まず、中心市街地活性化についてお聞きをいたします。先ごろ、名寄商工会議所中心市街地活性

化特別委員会の答申書を拝見いたしました。その中で、委員会としての見解に触れている部分がございます。その中には、ちょっと読ませていただくと、中活計画に組み入れるべき事業が出せない、あるいは実施責任を持たない事業立案も慎重にならざるを得ない、商店街自体も時点対応に追われて再生プランを出せない、こういった内容の商業者として、あるいは委員会としてのある意味限界に近いなど、限界の心情を吐露されているなど、そういうふうに私は受けとめました。こうした経過から見て、基本計画の中では民間活力がかなり大きなウエートを占める部分がございます。そういった観点から、このまま準備会あるいは法定協議会を設置していく中で民間活力の起爆剤となるような果たして打開策をお持ちなのかどうかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） まず、基本的な行政の押さえといたしましては、総合計画の中に盛り込まれております前期計画の中に盛り込まれている幾つかの事業、複合交流施設整備事業でございます。この中にはバスターミナル、それから幾つかございました。それらを中心にしながら、中心市街地活性化計画の中に盛り込もうというのが行政のスタンスでございます。それから、もう一つは、商工会議所を中心としながら事業起こし、事業家づくり、つまりこの事業に参画していただける方々、こういった方々を広く皆さん方に募っていただけて参加していただくというのが1つの考え方でございます。それから、もう一つの考え方は、市民参加を求めていこうと、いわゆるボランティアも含めて、それから緑化事業、美化事業、そういったものを含めてこういったボランティア事業、いわゆる住民のボランティア事業等々に、この事業参画に入ってもらおうというふうに、大きく分けて3つというふうに受けとめております。まだ4つ目、5つ目と出てくるかもしれませんが、私どものほうは今の段階ではそうい

った仕組みだろうというふうに押さえています。

それで、特別委員会の答申は僕はまだ見ていないのですが、新聞紙上で見ている限りにおいては今議員御指摘のとおりの報告がなされたというふうに受けとめさせていただいております。この計画につきましては、その中活計画に盛り込まれる事業がなければ必要がないですと、中心街活性化事業を進める事業計画にマッチしませんというふうになると思われます。したがって、市のほうで持ち出す総合計画に基づく計画にそういった事業化計画、事業計画を付加していかなければこの中心市街地活性化計画そのものが成立しないといひましようか、承認されないというふうになるかと思っておりますので、ぜひとも私どものほうはこれから商工会議所を中心に働きかけをしまして、そして広く皆さん方に呼びかけをしていきますけれども、何とか事業に参加をしていただく、事業化の計画に乗っていただくというようなことの働きかけを、呼びかけをしていきたいというふうに思っていますし、それから市民の方々にも広く呼びかけをしていきたいと。その協議の機関は、多分準備会になるのだらうと思います。法定協議会は、まだずっと遅くなるのではないかとというふうに私どもは受けとめておりますが、準備段階の中でしっかりと議論をしていくことが前提となるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 9月であったかなと思うのですが、私は中心市街地活性化に伴う質問をしたのですが、そのとき市内の商業者による打ち合わせに近いようなこういう組織ができて、その中で練り上げていくみたいなお話があったかなと思うのですが、そのとき非常にその構成されるメンバーに一抹の不安を持っていたことを御記憶にあらうかと思うのです。なかなか土地一つとっても地権者と借地者の問題、あるいは借家している方々の問題だとか、いろんな微妙なバランスのもとで成り立っている中心市街地ですから、いろい

ろ支障が出るだろうなという予見はございました。そういった中で、メンバーにはぜひとも新規事業を考えている方だとか、若い次代を担う経営者だとか、そういった方々の人選をできるだけ市としてもアドバイスをさせていただきたいというようなお話をしたのですが、なかなか土地に絡む、人に絡む、いろんな面があって先ほど申し上げた特別委員会の中身といいますか、限界の心情を吐露した中身になっているのだろうと思います。この後また準備会という段階を経ていくようですけれども、果たしてこのままいって特別委員会の審議内容と発展させていくような議論が煮詰まっていくのかどうかという不安があります、まだ、正直申し上げます。そのためには、話し合いを活性化させる触媒といいますか、そういったものが何かなければ同じ轍を踏むだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員がお話される御心配の向き、全くそのとおりでというふうに受けとめております。したがって、このままの状態ではやっぱり糸口が開けないだろうというふうに思っておりますから、私どものほうの先ほど申し上げました11人を含めて、今そちらのほうで実は水面下といたしまししょうか、若い方々、それから若手の事業主さん、そういった方々に呼びかけをして、この準備会の前段になるか横になるかわかりませんが、そういった方々にお集まりをいただいて何とか知恵を出して御相談をできないかというふうなことで今相談をさせていただいております。しかし、相手のいることですから、それからどういった方々にとということもあらうかと思っておりますので、先ほど言いましたように水面下なのですけれども、年前に、できれば議会終わった後に早い段階で1回目のそういった寄り合いをして御相談を、正直率直な話し合いを進めたいというふうに思っているところです。そういった考え方、受けとめ方をして進めたいというふ

うなことを思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 部長のほうで今水面下で同じ轍を踏まないための取り組みをしているということをお聞きいたしましたので、水面下で行われているのですから、余り水上に出すと問題があるのかもしれないから、この辺にとどめておきたいと思います。

次に、地域自治区について再質問をさせていただきたいと思います。2点ほどお願いをしたいなというふうに考えていますが、最初にそちらのほうで質問したときの内容なのですが、準備ができた町内会ごとに順次地域自治区をスタートさせたいというお答えであったと思うのですが、その前に本来であれば各個別の町内会の特性、個性をやっぱりとらまえておく必要があったらうと、私はそう思います。ですから、この地域自治区を実施する以前に個別町内会の特性、個性をとらまえる現況調査を行う必要があったのではないかと、いうふうにお聞きしたのですが、改めてこの点についていかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） お答えをする前に、1つ、自治基本条例にかかわって市民懇話会の公募の締め切りを11月21日と言うべきところを12月21日と申し上げました。それから、もう一つ、地域自治組織にかかわってまちづくり懇話会の開催を11月26日と申し上げるところ、12月26日と過って申し上げましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

地域自治区でなくて地域自治組織ということで私のほうで9月の時点で御答弁申し上げたと記憶しておりますけれども、各町内会の実情を十分調べた上で計画を進めることのほうがよかったのではないかと御指摘ですが、従来はまちづくり懇話会、3年に地域を1サイクルということで3つの地区に分けてしてございましたけれども、

今回は町内会連合会さんをお願いをしてこれからの地域づくりというお話をさせていただくということで10カ所で地域全体、皆さんに御出席をいただいとすることで対応させていただきました。その中で、特に各集まりの中でそれぞれの町内会の役員さん等も出席をいただきまして、やはり大きな町内会については単独ではいろんな活動がし切れると、これだけ少子高齢化あるいは人口減少になってくると一定の規模以下の町内会はやはり単独での活動がなかなか難しくなっていると。特に子供の関係では、交通安全対策とあわせてこのところの不審者対策ということも大きなテーマとして地域でも受けとめておりますし、また防災の関係でもなかなか町内会が連携しないと機能しないと、こうしたネットワークづくりはぜひ必要だという多くの意見をいただきまして、特に東地区が今いろんな関係でそういう環境にございますので、できましたら早い時期にこうした防災の関係であるとか、あるいは子供の見守りという幾つかのテーマでぜひネットワークづくりといいますか、町内会同士の連携を図っていきたくと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 私と、ちょっと質問と答弁がかみ合っていないのかなと思うのですが、個別の町内会の実態だとか、あるいは抱えている問題、あるいは端的に言うと総会のやり方だのどうのこうの、役員の年齢構成だのどうのこうのと、そういった特性というか個性、それぞれ態様が町内会によって違うと思うのです。こういう自治組織を構成していく、どのように今後発展していくかわかりませんが、少なくとも第1段階の組織づくりのときにはやはり個別の町内会の特性、個性、態様をとらまえておく必要があったらうと私は思っているのです。そのために各町内会ごとの現状を踏まえた現況調査を行う必要があったのではないかというふうにお聞きしているのですが、い

かがですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御質問にあります各町内会の実態の把握が十分だったかどうかという部分については、その向きもあったのではないかというふうには率直に思っておりますけれども、ただ今回の取り組みを進めるに当たってそれぞれ四十数回、各町内会、単位ごとの町内会の役員会等に出向きまして実情も伺っていると、そうしたことで一定の把握ができた、そういうことでの進め方をしたということで御理解をいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 準備ができた町内会単位、あるいは組織が水面下で進められているのかもしれないが、今後五月雨式にそうしたコミュニティづくりが進められていくのもいいのですが、前回第3回定例会でもお聞きしたときに6つぐらいの課題がある、町内会あるいは市民と名寄市の間でいささかの意識の隔りがあるのだということをお答弁されていたように思うのですが、これらがすべて埋められたとは私も思っておりませんし、幾つかは埋められているのかもしれませんが、こうした状態の中で1、2の3で五月雨式にA地区のどこそことというような組織づくり、あるいはスタートをさせる、自治組織をスタートさせる、いいのかもしれませんが、ただ同じような組織をスタートさせようとして思いとどまったという町もあるようです。市もあるようです。そういったところを見ますと、一様に足並みをそろえてスタートさせたほうがいいのか、準備ができたところからスタートさせてモデル地区として見ていくのほうがいいのか、ちょっとその辺が私もジャッジできないところなのですけれども、ただまだ準備段階が十分に、ウォーミングアップが十分になされているように思えない。ここはひとつ、有名なアルピニストというのが言った格言があります。登山家です。山頂の天候が思わしく

なければ、登山を見合わせる判断も必要なのだよと、撤退をすることも必要なのだよと、そういった言葉あるいは格言を吐かれているアルピニストもいるというところで、何が何でも来年からというように焦ることなく、性急に事を進めるのではなくて、一たん山すそでビバークしてもう一度入念な準備をしながら天候回復を待って再チャレンジするのも有効な手だてなのかなというふうに考えるのですが、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 地域自治区、地域自治組織といいますか、いずれにしても町内会の活動を基本にして広域的な活動をしていく組織という作り方をしていこうということで話し合いをさせていただきました。何度か町内会の役員の方や、あるいは先般まちづくり懇談会でいろんな悩みもお聞きしまして、ある意味では町内会の活動の実態や悩みなども把握をしながら、できれば本当に一斉にスタートが一番私がいいと思っております。小学校の校区単位で1つの組織をつくっていったら、何をやるかというのはいろんなテーマがありますけれども、一番市内は一斉にスタートさせたほうがいいというふうに判断をしているところでございます。

そこで、今までの町内会に出向いてお話をしたことと、それから今回のまちづくりとあわせて、1月に入りまして、たしか1月20日ごろだと思いますけれども、町内会長さんの研修会を予定しております。そこに案を出すということになっているのであります。今回の話の中でも随分出ましたけれども、改めて町内会の役員の方々と意見交換をした際に、6つほどの問題を整理しなければならぬ点もありますから、その整理とあわせて今回のまちづくり懇談会に出された意見をうまく組み合わせて、では今なら、こういう状況なら校区単位の組織ができるのでないだろうか、こういう素案を改めて提示したいと。そこでもし全体的にこの案でよしということであれば、合意

をいただいて、その先発隊と、それから何年かおくれてというところが出るかもしれません。私たちは、一点突破主義をねらって、まず1つ成功させて、それから広めていこうという気持ちはございません。全体の合意をまずつくって、できることはやっていくという方式もあり得ると。できれば全部そろってやっていただきたいということですから、全体の合意がないままに先行部隊をつくっていくことについては、これは御質問の中に話があったとおり、登山に例えられましたけれども、ビバークの仕方が意思統一ができていないということになりますから、ビバークするときはしっかりビバークするような意思統一をしていくと。そして、その上で、ではできるところはやっていくかという選択にするのか、あるいは一斉にやれるような状況が何なのだという議論をして進んでいきたいというふうに思っていますので、1月以降の町内会長の研修会、それ以降の町内会の会議、そしてお話がありました、何よりも町内会を全部崩すということではございませんけれども、町内会同士の連携が大切ですから、各町内会の総会、ここなんか非常に大きなポイントになるなというふうに考えておりますので、そこら辺を町内会連合会と打ち合わせをしながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 残りが16分になってしまいましたが、では急いで御質問させていただきます。

自治基本条例の中で予算編成についてお伺いした点について、先ほど個別台帳を各原課から上がってきたものを企画と財政に上げてというお話がございました。総合計画の中で……これは総計のあっちのほうでしたね、申しわけありません。自治基本条例のほうでは、3名の方の応募があったということでしたね。3名は、5名に2名足りないということですが、2次募集を行う必要性はないですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 一定の期間を設けまして公募をさせていただきましたので、これが今の時点でいただいたすべてかなというふうに判断しておりまして、あとは有識者の中で選考していきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それでは、最後の総計のほうに再質問をさせていただきます。

計画の構成と期間ということでお伺いをしたのですが、名寄市の総計、お話にありましたように、基本構想、基本計画、実施計画、このうち基本計画と実施計画は非常にリンクしているという部分です。この部分が総合計画書の最初のページの3、4ページぐらいに図で出ているのですが、基本計画と実施計画、これについての必要性が私は余り感じられなかったということで、私考えたのは基本計画の前期の部分、前期5カ年のところに実施計画、これは実行するという意味合いのニュアンスを含めた実施計画、残りの5年を、後期5カ年をやりたい、やっていかなければならないという展望に近いものを載せていく構成でやれば、今のよう基本構想、基本計画、実施計画という、こういう3階建ては必要ないだろうと。物の本によりますと、いやいや2階建てでなくても1階建てで十分なのだという、そういう諸説がいろいろあるのですが、とりあえずは名寄市の場合の基本計画と実施計画、図をお帰りになってごらんになっていただければわかるように、余り意味を持っていないように思う。だから、すぐ変えるということにはならない、もうスタートしていることですから。毎回総計をつくるたびに判で押したようにこの3層構造の計画構成であったということも十分に踏まえながら、次期の総計では対応していただければと思います。

あと、期間の問題で、この10年間の間に2回にわたって市長選挙が予定されています。22年と26年にそれぞれ市長選挙が行われるのだろう

と思うのですが、今後の市長選挙では、わかりません。私も予測で物を言っていますので、何とも言えませんが、今後の市長選挙、首長選挙では財政、あるいは実施の部課まで、係まで書き込んだようなマニュアルを制作して、私としては市長選で勝てばこういったものを政策として実施をしてまいりますというようなローカルマニフェスト、首長選挙が実施されるだろうというときに、この期間を見ていきますと非常に整合性がない、市長選挙と実施計画と実施計画の前期、後期にそれぞれ非常にふぐあいが生じるように思えてなりません。この点についていかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 総合計画は、先ほど1番目の質問でありました自治法に基づいているのでありますけれども、基本的には首長が私の公約だから、あるいは私の政策だからということで首長の任期期間中に権限を利用してやると、そのことが結果的に例えば財政の問題で後年度負担が多くなってしまう、こういうようなことになってはいかぬと、計画的な行政をしなければならないということで計画をつくるということで自治法にうたわれているということなのであります。したがって、当市の財政計画とリンクをするのでありますけれども、首長選挙で当選をした首長さんが持っておられる政策、これはやはりそのときに決められている総合計画の中でどう任期についている期間中に生かしていくかということになってくるのではないかというふうに思っております。したがって、基本構想そのものがどうしても受け入れられないということであれば、議会での議決をし直さなければなりませんけれども、基本構想そのものがところによっては3つに分けているところもありますし、8つに分けているところもありますし、いろんな分野ごとでやっているところもあります。そのことの中で自分の政策を生かし切れないということになると、もう一度やはり基本構想の一部変更になるか、全部的な変更になるかと

いうことになってくるのではないかと思いますけれども、やや今までの各地域の例を見ますと、基本構想はそのまま生かし切っていて実施の段階で自分の政策を生かしていくという手法をとっているというふうに思っています。

なお、首長の考え方でありますけれども、知事で総合計画こそ地域を疲弊させている計画だというふうに言い切っている知事さんもいます。これは、時の首長のリーダーシップと、それから財政ぐあいを見てやっぱり市民の皆さん、住民の皆さんの要望に当てはまるような行政をやればいいのかと、こう言っている首長さんもいらっしゃいます、知事さんで。私は、少し違和感を感じておりますけれども、いずれにしても大石議員心配されているように、総合計画期間内で首長がかわって、その当選した首長の政策はどういうふうに生かすことができるのだろうか、全くだめなのだろうかということの議論だと思いますけれども、私が言いましたように手続的にも十分にそれを生かすことができるというふうに思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 事務事業評価についてお聞きをしていきたいのですが、私もちよっと聞き漏らしたのですが、18年度の内部評価、外部評価というのは行われたのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 18年度実施事業については、これから評価をしていくということでありまして、これからであります。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） これからですか。もう新たな20年度を迎えようとしているのですが、18年度はこれから評価をするのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 総合計画の推進市民委員会が今回付託されておりまして、3月議会で恐らく判断が出ると、それから委員を選出をして

いくということでありまして、その委員でもって評価をしていくということでありまして、これからということ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） その部分は、また近くなったら行われるのだらうと思っておりますが、続いて総計の中で予算編成についてお伺いしたいと思うのですが、予算要求が原課から上がってきたものを個別台帳として企画財政に提出していく、企画財政と一体になって云々というふうにおっしゃられたようなのですが、これからの事務事業というのは何においても十分福祉にかかわる分野がかなり多いだろうと私は思うのですが、ぜひとも企画と財政だけではなく、ここはひとついろんな事業、全部、すべてとは言いませんが、そのほとんどがやっぱり福祉にかかわる部分が多いだろうというふうに思うのですが、ひとつここは企画財政、生活福祉というふうに、生活福祉の観点からも査定というのでしょうか、第1次チェックというのでしょうか、よくわかりませんが、行う必要があるというふうに考えるのですが、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほどの質問で私勘違いをしております、派遣条例について付託をいただいたということで、今回の部分につきましては既に委員会で審議をいただいて本会議で議決をいただきましたので、公募をかけまして1月中には立ち上げていきたいということですので、それからの作業ということ御理解をいただきたいと思っております。

それから、総合計画につきましては、総合計画を練り上げていくといいますが、まとめ役が企画ということでありまして、しかし計画は財源の裏づけがないと実施できないということで財政も加わりまして、ローリングにしましても市長の予算査定にしましてもそれぞれが企画も入り、財政も

入りということで対応させていただいております。

御質問の件でありますけれども、確かに生活福祉部、これから少子化対策であるとか高齢化対策であるとか福祉施策のニーズが一層高まることが予想されますが、社会福祉関係につきましては他の部局と同様にローリング等の中でしっかりと協議をして、十分な論議をする中で政策決定をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今回質問に当たりました随分関係図書あるいは資料だとか御提供いただいたのですが、その中で非常に気になる今でも印象に残っている言葉があるのです。総合計画は、役所の作文、ローカルマニフェストは絵そらごとという、そういうような総計にかかわる書籍を3冊だけ読ませていただいた中で、いろいろ表現は違ってもこういった表現が結構、基本構想のレトリックというか、修辞、美辞麗句というか、そういった内容は決して、さまざまな計画が明文化される以前に役所のほうで下書きをするのだみたいな内容について触れている本を読んでいて、私も何度か人に聞いたり会ったりして、あるいは読み進むうちに名寄市の総合計画を眺めていく中で、何度か申し上げたように3層立て、あるいは計画期間と今後行われるであろう2回に及ぶ市長選挙、そういったものを兼ね合わせていくとあながちむちゃくちゃな乱暴な言い方ではないなというふうな印象を持ちました。大変失礼な言い回しで恐縮なのですが、先ほど申し上げた総合計画は役所の作文、ローカルマニフェストは絵そらごとというような大変失礼な言い回しなのですが、今副市長どのようにお聞きになりましたか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 市の業務、あるいは関係する団体や機関で出される計画あるいは方針などについては、いろんな角度から批判が出たり、あるいは賛辞が出たり、両方だと思っております。

やはりこれでいいよという人もいれば、それはおっしゃったような表現をなさる人もいると、いろんな角度からそういう評価をされるなというふうに思っております、いろんな角度から評価、批判をいただいたことがまた1つステップとなって次のいいものをつくっていくのだなというふうに私は判断をしておりますけれども、一面的に総合計画は役所の作文ですよと、あるいはローカルマニフェストは絵そらごとですよと、これはある意味皮肉を込めて言っているだけで、問題はどうか実行していくかという、実施をするところでどういうふうな手だてをしていくのかと、このことをきちんとしてみせるか、あるいはやる前にきちんとして明示するか、こういうことがあれば、求めていることなのだなどと、こういうふうに今お聞きしまして感じました。したがって、総合計画は皆さんの手でつくっていただいて、確かに文章は意見を聞いて役所の職員がまとめて再度これで行くか、という表現は直したほうがいいですねというふうなことでやりとりをしながら決めるのでありますけれども、問題はどんな表現をしてもいろんな批判なんかありますけれども、繰り返しになりますが、どうか実行していく段取りをつけていくか、あるいは実行していくための展望を出し切れるかと、このことが非常に大事だというふうに、今回の大石議員の引用文でありますけれども、聞きまして、感じたところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時02分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境保全と創造について外2件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） 議長より御指名をい

ただきましたので、通告順に従い質問してまいります。

平成19年も残すところ半月余りとなりました。現在国会は、重要案件が防衛省関連問題でなかなか進展を見出せない状況にあるわけであります。私も自衛隊OBとしてこの厳しい局面に立たされている防衛関係者であります。とりわけ日夜淡々と訓練に励んでいる名寄駐屯地の隊員の胸のうちを察するに胸が熱くなります。自衛隊協力会長であります島市長さんも私と同じ気持ちでおられるものと御推察申し上げ、質問に入らせていただきます。

第1点目の環境保全と創造についてでございますが、初めに地球温暖化対策についてお尋ねいたします。京都議定書後の地球温暖化対策を話し合う国連気候変動枠組み条約締約国会議COP13が12月3日からインドネシアのバリ島で開催され、14日の最終日に向けて詰め段階に入っております。冒頭オーストラリアは石炭などのエネルギー輸出に頼っており、前ハワード首相は発展途上国に削減義務のない議定書の比準で産業と雇用を奪われるなどと拒否しておりましたけれども、ラッド新首相は地球温暖化防止のための京都議定書を批准する文書に署名いたしました。このようにこの地球温暖化対策は、国際社会においては今後避けて通ることのできない重要な問題となっております。

今この地球の平均温度がこの100年の間に0.6度C上昇し、北極周辺では約5度Cも上昇し、日本は約1度C上昇いたしました。この異常は過去にないことで、自然現象ではとても説明ができないということでありまして、これは人間が原因をつくっている可能性が高いと科学者は指摘しております。なぜ上昇するのかというと、地球を取り巻く大気中の濃度が急激に増加し、これに伴い地球の温度を上昇させるということであります。この大気、すなわち温室効果ガスの中でも二酸化炭素が地球温暖化に最も大きな影響を及ぼしてい

るのは御承知のとおりであります。日本において排出される温室ガスの9割以上が二酸化炭素であるということであります。二酸化炭素は、化石燃料を燃やすことによって大きなエネルギーを得るわけでありますが、反面大量に大気中に排出するわけであります。森林や海によって吸収されますが、車社会にいる私たち人間は排出も大きいわけでありますから、二酸化炭素削減に努力する義務もあるべきだと考えます。来年は、洞爺湖で日本が議長となって取り組むわけでありますから、道民として、市民として地球温暖化対策に真剣に取り組むべきだと考えます。

そこで、身近に防止対策ができないものか、私たちが参画できるものはないものかということですが、暮らしの中で省エネをすることによって達成できるものがあります。これは、経済効果があり、健康的なもので、家庭でできる取り組み10項目というものがあります。ちょっと御紹介いたしますが、冷房の温度を1度高くして暖房の温度を1度低く設定することによって年間33キロの二酸化炭素削減と約1,800円の節約になると、あるいは週に2日往復8キロの車の運転をやめると年間約148キログラム二酸化炭素の削減と約2,900円の節約になるということであります。10項目ありますが、それは再質問で御説明いたしますが、このようにちょっとの心がけで達成できることばかりです。今までもったいない、無駄なことをやり続けてきたのではないかと思うわけであります。これは、行政として早急に市民に協力をいただく働きかけをするべきと考えますが、御意見を伺いたいと思います。

また、別の観点から光害対策のあわせて見解をお伺いいたします。環境省が平成10年に屋外照明の適正化等により良好な光環境の形成を図り、地球温暖化防止に資することを目的に光害対策ガイドラインを策定しております。名寄市では、平成21年度に完成予定の道立公園内に新天文台が建設されることとなっております。夜空の明るさ

が増大することで天体観測等への障害となるということでもあります。また、照明の不適切、または過剰な使用によるまぶしさといった不快感、交通信号等の重要情報の認知力の低下、野生植物や農作物等への悪影響を及ぼすということでもありますので、光害対策意識高揚施策等について御見解を伺います。

次に、名寄市環境条例及び計画（仮称）の策定についてお尋ねいたします。近年の環境問題は、従来の産業公害にかわり自動車の利用の増大による交通公害、消費者活動やライフスタイルの変化に起因する廃棄物の増加や生活排水による河川、海の水質汚濁など都市型、生活型の問題の比重が大きくなってまいりました。それに加えて、オゾン層の破壊や前述いたしました地球温暖化問題など、地球環境問題も国際的に重要な問題として活発に論議されているところであります。

先般私は、三重県松阪市を視察した際に環境問題について学ばせていただきました。その中で環境に関する条例の策定に当たっては、最初に本当に重視すべきことを話していただきました。環境問題は、通常の経済活動に起因する環境の負荷が集積して発生する問題であり、産業公害における排出規制などの規制措置では解決することが難しいということでもあります。なぜなら、高度成長期の産業問題を質の問題とするならば、現代のような社会経済の構造に起因する環境問題は量的な問題であるということでもあります。したがって、新しい環境政策は質的な問題から量的な問題に対象範囲を変化させて、このような構造的環境問題を解決する上で自治体に求められる役割は住民一人一人に対する量の管理をいかにするかということでもあります。しかし、現実問題として課題もあると言っております。例えば生活排水による水質悪化を改善し、海や川の水をきれいにする、この施策に異論を唱える人はまずいないわけですが、そのために下水道の接続や合併浄化槽の設置というような具体的な事業となると、個人の利益

と公共の利益をてんびんにかけると異口同音ではないという状況が生じてしまうということがあります。いわゆる総論賛成、各論反対、または総論反対、各論反対という、総論と各論との一致を前提とした責任ある公共的論議を経た合意形成プロセスが必要であり、そのことが住民との真のコーポレーションをつくり上げる絶対的条件であると言っております。

そこで、今後の環境に関する名寄市環境条例（仮称）の制定並びに計画についての見解をお尋ねいたします。近年では環境条例を定め、環境を基本とした施策を実施しようとする自治体は確実にふえ続けております。名寄市は、過去に環境に関する条例は存在しておりませんので、ぜひ誠意ある検討を期待するものであります。

第2点目の協働のまちづくり推進策についてお尋ねいたします。初めに、名寄市まちづくり懇談会についてお伺いいたします。先月26日からまちづくりの懇談会が再開中ではありますが、名寄地区は終了したと思いますので、これまでの中で将来の主役である学校区での開催が過去の公共施設を利用した場合と違いがあったのかなかったのか、また現在までの主な意見、提言、質問、要望内容についてお知らせいただきたいと思います。それに対して行政として今後どのような取り組みをするのか、お知らせいただきたいと思います。

先般の大石議員からもあったところで重複している部分もあると思いますが、お知らせいただきたいと思います。

次に、行政広報についてお伺いいたします。協働のまちづくりを進めるに当たって、まちづくりは住民が住むまちをどのようにしていくかが目的であります。当然主体は住民であります。しかし住民が主役だからってまちづくりのノウハウはわからないわけであり。そこで、これを補完できるのが行政広報だと思っております。地域住民の参加と協働を実現するための必須の実践概念であると思われ。地域のことは、自分たちの

手でよくしていかなければならないという住民の自立心をどう醸成していくかがまちづくりを推進するために重要な課題だと認識しております。このような主体的な住民を育成するためには、地域の課題に対する的確な判断を可能とするような住民への行政情報を提供し、それに基づいて住民同士、あるいは行政と住民との徹底的な議論を通して地域政策を決定していく、実績を地道に積み上げていくということが重要であると考えます。さきのまちづくり懇談会の開催も同様であります。広報広聴の観点から行政広報のあり方がまちづくりに欠かせないものであります。定期的なものになっていたり、紙質にこだわったり、体裁の格好よさにこだわったりせず、市民に真実でわかりやすく早く知らせるべきだと考えます。したがって、平易に時宜に応じて安価なものでよいと思われま。また、予算が足りなければ補正も考慮すべきだと考えます。それで住民と行政が行政情報等に関して共有できるのであれば、行政広報の目的が達成できると思われま。また、配布されている広報紙があらゆる分野のものが一度に来るため、何が重要なのか、何を知らせたいのか、聞きたいのか、活字ばかりで市民にも浸透していないのではないかと考えております。また、民間広告をできる限り進めて広告料を徴収して少しでも広報予算に反映すべきだと考えます。そこで、広報の取り組み方について御見解をお伺いしたいと思ひます。

次に、コミュニティーバスについてお尋ねいたします。市内の循環バスの中で旧風連町側のバスの循環経路は、将来の道の駅、あるいは風連市街地を通る経路に拡大すべきだと考えます。それによって旧風連町と旧名寄市との交流となる足を確保して、より一層のまちづくりに貢献できるものと思われま。

また、公用車の活用についてであります。現状は風連庁舎と名寄庁舎と離れているため、会議、打ち合わせ等に支障があると思われま。私有車

での行き来をやむなくしているのではないかと考えま。そこで、公用車の定期便を運行することによって解消されると思ひますので、御見解をお伺いしたいと思ひます。

3点目に、福祉灯油制度でございますが、本日冒頭に市長さんから御説明ございましたので、この質問は割愛させていただきます。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） ただいま佐々木議員から大きな項目2点について質問がありました。1点目は私から、2点目は総務部長からの答弁となります。3点目は、省略をさせていただきます。よろしくお願ひします。

地球温暖化対策につきましては、2005年2月発効の京都議定書によりまして2008年から2012年の間に温室効果ガスの6%の削減が求められることになりました。本市におきましてもごみの分別収集の強化や減量化対策を初め、公用車の購入にはハイブリッドカーの導入、休憩時間における電気の消灯、コンピューターの電源のシャットダウン等を行い、エネルギー消費の節減に努めてまいりました。本庁舎を含む主な公共施設において2005年度以降車両や暖房に使う燃料のほか電気、ガス等の消費量調査を実施しており、地球温暖化防止対策ニュースとして広報で公表を行っています。16年から18年までの3カ年間の調査の結果では、燃料、電気、ガス等の使用料が減少しており、二酸化炭素排出量ベースで18年度と17年度を比較しますと約5.7%の削減ができたこととなります。今までは行政の取り組みが中心で、今後は個々の家庭や事業所における具体的な削減対策をどのように実行していくかが急がれる課題であると考えております。策定がおくれておりました地球温暖化対策実行計画は、年度内をめどに策定し、自家用車の利用及びアイドリングの抑制、ノーマイカーデーの実施を検討し、日常の買い物の際にはマイバッグの使用をお願ひ

するなど、温室効果ガス削減や資源の節約に対する市民及び事業者への周知等実施に努めてまいりたいと考えています。

光害対策につきましても、大型店の開店に伴い天文台の観測障害等が生じることがないように、既に教育委員会を通じまして申し入れを行っております。国が定めた光害ガイドラインに基づき広告物を設置する際の周知の徹底を行うと同時に、会社や各家庭における屋外照明の改善をお願いする等の対策を検討してまいりたいと存じます。

名寄市環境基本条例及び基本計画の策定についてお答えします。国は、平成5年に環境基本法の制定並びに翌6年に環境基本計画を策定し、地球の温暖化、オゾン層の破壊、森林の荒廃と砂漠化などに対応すべく地球環境保全の新しい視点に立った対策が求められることになりました。また、本道におきましては平成8年に環境基本条例が制定され、全道35市のうち18市が現在までに制定を終えています。本市におきましても道内市部の環境基本条例の制定と状況調査を行い、内部検討を進めてまいりました。その内容は、基本計画策定期間に2ないし3年、条例制定期間を含めると3ないし4年かかり、費用は3,000万円ないし4,000万円、配置職員は専従で2ないし3名が必要で、策定後もさらに進行管理に人的配置が必要というものでした。平成14年には、富良野市を担当したコンサル会社から具体的な企画の提案がありました。基本条例の制定から基本計画の策定まで4年、費用は4,000万円、国の環境基本計画事業補助金は初年度に2分の1の補助が出る、策定に係る人員は専従職員で2ないし3名、計画の推進、実施状況の評価、計画の見直しなど進行管理に専従職員2名という厳しい内容で、財源確保の課題が残りました。その後旧風連町との合併協議が始まり、平成18年度に策定した新名寄市総合計画では当面環境保護の規制については北海道環境基本条例及び基本計画の基準を超える市独自の規制が現時点では想定されないこと、他

の事業費の2分の1が補助される国の支援がなくなり、他市の策定状況をさらに調査し、策定経費の圧縮を検討すること、策定及び進行管理に要する人的配置は必要最小限とするよう検討を行うこと、また合併に伴う事務事業の一元化は計画的に実施しても一定期間必要なこと、担当する生活環境課は住民生活に直接影響する事業を多く抱えていること、これらを総合的に判断して後期計画に登載されることになりました。条例の制定並びに基本計画の策定につきましては、国の補助金がなくなった現在、コンサルに委託をしないで、または必要最小限にとどめ、手づくりも視野に入れて低コスト化を目指すための情報収集、研究を重ねてまいりたいと思います。後期計画にこだわらず、可能なものから取り組んでまいりたいとも考えております。計画策定にはいましばらく時間をいただきますが、来年は北海道で環境サミットが開催されることになっており、議員から提案のありました啓発、啓蒙活動の絶好の機会ととらえておりますので、地球温暖化対策に寄与する具体的な行動を市民とともに実践してまいりたいと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、協働のまちづくり推進策についてお答えをさせていただきます。

初めに、まちづくり懇談会にかかわってお尋ねをいただきました。名寄地区では、名寄市町内会連合会主催で11月26日の名寄小学校を皮切りに市内5カ所の小学校と智恵文地区は多目的センターで12月6日までの9日間、10回にわたりまちづくり懇談会を開催いたしました。懇談会は、地域住民の声を市政に反映させてまちづくりを進めるものであります。町内会連合会主催のまちづくり懇談会は、これまで20年余り地域の公共施設を利用して続けてまいりましたが、今回は今までとは趣を変え、地域や子供たちのつながりの現

状と単位町内会を超えた少し広い範囲でのまちづくりの必要性について意見交換を行う目的で、各小学校の協力をいただいて初めての試みとして校舎を使用して懇談会を開催いたしました。名寄市の少子化、高齢化の実態と市の財政状況を市側から説明をし、これからの地域づくりの参考にするために町内会の悩みや取り組みについて住民の皆さんと意見交換をしたところです。少子高齢化の進行や個人重視の生活様式が広がる中、隣近所とのつき合いが希薄になり、以前は当たり前に関わり合えたことが協力しづらくなっている状況のもとで、3世代交流や子供たちへの声かけ運動など地域を活性化させる取り組みの報告があり、また多様化する課題の中には、子供の安全や防災については広域で取り組む必要性が出てきている状況についても報告がありました。今後は地域の皆さんの意見を踏まえ、安心して暮らせるネットワークをどう構築していけるか検討していきたいと考えております。また、地域からの要望、意見、質問も多く出されました。あらかじめ出された事項については、建設水道部が33件で、主なものでは道路関係15件、河川、排水関係6件、雪の関係2件でありました。生活福祉部では10件で、主なものでは交通安全関係5件、高齢者関係2件でありました。ほかに経済部5件、総務部3件、教育部1件、合わせて52件あり、これらにつきましてはあらかじめ文書で回答をさせていただきました。また、会場内でも多くの地域要望があり、担当部長のほうから対応について説明をいたしましたが、一部には現場の確認をしなければならないものや持ち帰って検討させてもらう事項などもありました。いずれにいたしましても、これら多くの地域の皆さんの声を大切に、行政に反映させるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、行政広報についてもお尋ねがありました。市民と行政との協働によるまちづくりを進めるために、情報の共有化が重要であります。具体的な

手法として、月1回発行の広報なよろを基本としてタイムリーな地域情報を伝えるために地元新聞に名寄市広報欄を設け、さらにFMラジオ放送で1日3回の情報提供を行っております。名寄市ポータルサイトでは、担当部局からの情報提供を初めとして伝言掲示板、行政相談、施設予約などのメニューがあります。また、各種懇談会や施設見学会、出前トークを充実するなど、市民の自主性が醸成されるよう努めております。これらの情報伝達手段のうち紙によるものは、広報なよろのほか議会だより、ボランティア、町連、体協だより、またイベント案内、各種お知らせなど、公共公益にかかわるあらゆるものが全戸配布や回覧でもたらされております。配布経費や町内会の配布の手間を軽減するため、広報なよろと同時に提供することでボリュームがあることも事実であります。それぞれの情報提供主体者が市民に伝えたいとの思いも御理解をいただき、必要な情報の取捨選択をしていただきますようお願いいたします。

また、回覧板のおくれの防止につきましては、閲覧日の記入や留守宅の飛ばし、左右からの回覧など、町内会の工夫が結果を出しているところもございまして、参考にさせていただきますようお願いいたします。

次に、有料広告事業であります。新たな財源を確保するとともに、幅広い生活情報の提供によって市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るために来年度から導入をいたします。当面は、広報紙とホームページでの取り組みとなりますが、可能な限りほかの媒体にも拡大していくよう努めてまいります。

次に、コミュニティバスについてお答えをさせていただきます。市内循環バスを風連地区まで延長するには、バス会社との協議が必要となりますが、現状での乗客数の見込みを考えますと、非常に難しいと考えております。また、風連市街を通り名寄市街に向かう路線バスは、道北バスの名寄線、名士バスの風連御料線、下多寄線が運行さ

れております。名士バスの路線につきましては、現在国、道、市が助成しており、路線を変更するには走行距離と乗客数の関係で赤字がさらに拡大することが予想される場合には許可がないことがあり、現状での運行経路を変更するには相当の困難があると考えております。現在風連地区においても各路線、停留所ごとの利用状況を調査しており、また高齢者など交通弱者を中心にアンケートを実施することも考えております。今後これらを整理をして、どのようにバス運行を改善すれば利用者の利便性が図れるかを検討してまいりたいと考えております。

次に、公用車の運行についてであります。現在名寄庁舎及び風連庁舎での会議などでの移動の際には公用車を使用しております。御指摘の私有車での移動は、会議が遅い時間の場合にはそのまま帰宅できることから、使用する場合も一部ありますが、原則としては公用車を使用しております。御提言いただきました公用車の定期便の運行につきましては、一定の公用車の台数が確保されていることと待ち時間の問題などあることから、当面は現行どおり各課の公用車での対応を続けていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 大変ありがとうございます。各私の質問に対して御答弁をいただきましたので、再質問と要望を述べてまいりたいと思います。

まず初めに、環境保全と創造についてでございますけれども、先ほどの御答弁でこれからどんどん進めてまいるといことなのですが、北海道の経済産業局がやった道内での女性のアンケートによりますと、やはり省エネとか地球温暖化というのは、このエネルギーには関心ありますよという人は8割に達したということなのです。それから、こういうものをではどういうふうにして具体的に取り組んでいくか、小学校、中学校から積

極的に取り組んでいったほうがいいのではないかとというのが70%ぐらいいるということです。そこで、名寄市での環境問題について具体的なアンケートというのはどのぐらいのものになっているのかお知らせ願いたいと思います。

それと、今学校の問題が出ましたが、ドイツ、この間の道新の新聞によりますと、学校で省エネ、要するに環境問題も含めて勉強の一環として週2日ぐらい取り組んでいるということなのですが、そして省エネをやって、例えば部屋の暖房なり、あるいは消費電力なり、いろいろそういう省エネを通じて経済が、例えば学校の予算を縮減してその分を今度は学校で自由に使えるという取り組みをやっているわけなのでありますが、日本の場合はちょっとそういうものは難しいかと思いますが、それにしても例えばせっかく削減した経済的な無駄遣いをしないそういうものを何とか学校にまた還元してやるとか、公共施設でもそういう無駄遣いをしないで省エネをやって予算を縮小したということについて、何かそういう施策があれば、あるいはそういう取り組みについてちょっと考えを聞きたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） アンケート調査の関係については、私の記憶では今言ったようなものは実施していないというふうに考えています。

それと、ドイツの省エネ教育の関係につきましては新聞で私も見ました。それで、教育委員会のほうに確認しますと、総合学習等も使いついて環境保全についての勉強はしていますということで聞いております。

それと、温暖化対策を実施しますと燃料消費を削減できるということで、経費の節減も図れることは議員のおっしゃるとおりだと思っています。それで、似通った例で、私が財政課長時代にインセンティブ予算ということで、大きな都市でありますとそれぞれの部局に予算担当官がおりまして、

そこで行革を推進するとその2分の1とか3分の1を翌年度の予算で独自予算で上乗せをして行政サービスを拡大するというをやった例があります。それは、そういうことも流れでできないかということでの議会での質問もあったようにちょっと記憶していますが、そのときの判断は名寄のような小さな財政規模では必要な要求を原課から上げてもらいまして、最終的には市長査定で張りつけるのが精いっぱいな現状と、19、20につきましても4億円から5億円程度の財政調整基金に依存しなければ予算編成ができないという現状では、環境対策を進める面での一つの方策とは理解できますが、現状で取り組むのは難しいかと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 先ほどのドイツの小学校のこともあれなのですけれども、環境問題については興味はあるものの、実際にやるというのはかなり難しいのではないかと。私もこの問題に取り組んでから、いろんな自分でできることは自分で意識することによって節減できるわけなのです。それで、これは先ほど御答弁いただきましたけれども、大人とか家族が本当に真剣になって取り組まないとだめだと思うのです。したがって、そういう環境教育というか、そういう普及のものというのは、今後真剣に考えるのであれば、しっかりとそういうようなものに取り組まなければいけないと思うのですが、その辺の御見解をお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 議員のおっしゃるとおり、国ができるのは高度な技術開発、それから国家レベルで広範囲に業態の指導も含めて大きな形で取り組む部分だと思っております。それと比べて行政と市民と、それから地元の事業者というレベルでいいますと、行政は積極的に環境教育、環境学習の啓発活動、PR活動を積極的にやって

量的な問題で住民の方に協力をさせていただいて量的削減を図るというのが重要なテーマだと考えています。それで、先ほど言いましたように、環境基本条例及び環境基本計画についてはその辺を具体的に盛り込んでどう展開していくかということを書かなければならないのですが、その分については先ほど後期計画の中でつくってまいりたいということでは先ほど言っているのですが、実際問題はできる分から取り組んでいきたいなと思っています。それとあわせて、地球温暖化の実行計画につきましても、先ほど言いましたように、年度内に各審議会等の委員からの意見も聞きまして早急に計画をつくり上げていきたいと思っています。その結果、住民、それから事業者の方に対する周知活動についてはこれからは積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 環境問題は、市民と事業者も関係があると思うのです。したがって、市民、事業者、あるいは市と一体となって取り組まないと、各部門だけ取り組んだのでは全然だめだと思うのです。それで、今後基本条例のこともありますが、早急に取り組まなければいけない問題がこれだと思うのです。これは、後でも述べますけれども、広報とか何かの場合しっかりと市民のほうに教えてやって、それで意識がずっと伝わって行って、それがひいては名寄市の温暖化対策ができるのではないかと、こういうふうに思うわけですが、先ほど私が言いました10項目、これは当面先に進めるべきだと。それで、こういうような広報を、簡単な広報紙をきちっとつくって、そして渡すべきだと思いますけれども、どうですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 議員のほうから具体的に10項目の提案をいただいておりますので、まず行政から出てくる情報の最先端は広報だと思っておりますので、いろんな手法を通じまし

て広報を活用したいと思っています。

それと、具体的に今動いている話につきましては、廃食用油につきましては地元の会社が機械を導入しておりますので、11月から12月にかけて各飲食店も含めて、廃食用油は投げればごみ、それは有価物として処分すればごみの減量化に、処分というか有価物として買っていただければ処分費用がかからなくなって収入としてなるよと。それから、12月の頭からはモデル町内会さんに入らせていただきまして、年度内3カ所から5カ所ぐらい入り込みまして、顔と顔を突き合わせて、マイバッグを最後にモニターになっていただいて具体的に地球温暖化の対策にひいてはつながって地球の環境保全に役立つのですということもお願いしまして、モデル町内会とも取り組んでおりますので、身近でできることは率先して直接現場に入ることも視野に入れまして作業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） それと、先ほどの光害についてですけれども、ポスフルさんにも天斗夢視さんのほうからでも光のことについては要望書を出しているみたいなのですけれども、これからまた新しいコープさっぽろとかいろいろ大型店、あるいはパチンコ店とかが光を出す部分、まちの中から光を出すことによってせっかく新しい天文台が効果を発揮できないというような環境をつくったのではぐあいが悪いと、こういうふうに思いますので、しっかりとその辺のまちに対する協力、特に大型店、あるいは中心市街地、そういう大きな建物、これに対する御協力のほどを行政のほうで、何か考える施策がございませんか、御見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 先ほど質問にありました光の害、これは特に天文台をこれから建設するという、今の天文台もそうでありますけれども、

天文観測環境が日本で一番だと自負している名寄市としては大切だということで、今回ポスフル建設に当たりましてほかの要望事項もたくさん、市としての要望事項もあるわけでありましてけれども、光の関係だけ先行してポスフルさんに文書で、先ほどお話がありました環境基準出ていますので、これを守ってほしいということで出しました。ちょうどまだ設計をしているという段階でありましたので、まだお返事いただいておりませんが、それらを含めて設計の中に生かしたいと、こういうような話をいただいています。

なお、ポスフルだけではなくて、特にパチンコ屋とか大きな建物の照明を上に向けているようなところ、こういったところの対応などもこれから対応していかなければならないだろうと。ポスフルに申しあげましたのは、とにかく天文台と、さらにまた超新星を発見したというほどすばらしい環境なですと、こういうことは全然わかっていただけませんでした。ただ、聞いて驚いていて、早速対策しますと、こういうお返事をいただいています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 環境問題について、この条例をつくるに当たって、名寄市では公害という苦情等というのは余り聞いていないのですが、苦情とかというのは過去に何かございましたか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 苦情というよりは、最近新聞で出ました、ことしの6月、7月ごろに出ましたボイラーの煤煙関係の調査の報告の数値が改ざんされたとかという新聞が釧路方面で出まして、それで製紙工場関係につきましては全道一斉の調査が入りまして、地元のほうでは特に問題なかったというふう聞いています。

それからあと、河川のほうに石油等が漏えいしてきて河川の水質汚濁につながったという部分がありまして、それはうちの環境衛生係と維持セン

ターと対応しまして、オイルフェンス等で処理をさせてもらった、そういう部分がちょっと環境に対する苦情というか、問い合わせ等も含めてあった情報というふうに理解しています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 名寄市は、すばらしい自然環境があるわけでございますので、ぜひこの条例を環境を保存等するためにしっかりとつくっていただきたいと、いろんな皆さんの英知を集集して取り組んでいただきたいと、このように要望しておきます。

次に、協働のまちづくり推進策について御質問してまいります。先ほどまちづくり懇談会のことについて御説明をいただきました。こういうことを頻繁にやることによって市民が行政情報を共有できるということに関しては、生の声を聞くと、生の声を広報すると、そういうことでは大変重要なものだとは私は思っておりますので、今後とも何か私も参加させていただきたいのですが、やっぱり集まりが悪いということでもありますので、なるべく集まっていただくような事前情報を町内会等に働きかけてやっていただきたいと、このように思います。

それから次に、行政広報でございますけれども、先ほど御答弁いただきました。私は、今までのやっている名寄市の行政の広報のあり方というのが別に悪いということではございません。さらによくするためにどういうふうにしたらいいのかなということで、私も広報は本当に先ほど申し上げたとおり、その行政の情報がこの広報の神髄と同じで正確に早く、それから余り偏りのない、そういうものでないとだめだと思っております。先ほど御答弁いただいたとおりでございますけれども、まず行政広報というのは基本的な4項目というのが、アイドマという法則があるのだそうですけれども、これはアイドマ、要するにA I D M Aです。これは、広報においてよく言われる概念だということでもあります。つまり広報は相手である受け手

が注意、アテンションを引き、興味、インタレストを抱き、欲求、デザインを起こさせ、記憶、メモリーされ、そして行動を起こしてもらうことを目的とするということでもあります。このアイドマの法則を徹底して今までやってきていただいたと思っております。ただし、これはただお知らせ型だけではだめだと思っております。これは、今言ったとおりに相手に興味を引かせて疑問を持たせて相手の意見を引き出すような広報でないとはだめだと私も思っています。これは、受け手である住民のニーズとかけ離れていたのではぐあいが悪い、こういうふうに思いますので、ひとつ行政の広報のやり方についてもっとわかりやすく言いますと、私もこの間行ったときに資料といいますが、持ってまいりました。視察に行ったときの資料でございますけれども、これは高槻市の資料なのです。広報。これは漫画なのです。漫画で市の仕事を楽しく紹介している。あと、こういうような簡単な、名寄市のものはもっと立派なのですけれども、簡単、薄っぺらなものでつくってある、あるいはこういうふうにとしっかりと簡単なもので新聞をつくってある、いろいろと予算もありますから、こういうような方策とか何か、今後のこういうやり方について、私もこういうふうに使っていただきたいと思うわけですが、その御見解をちょっとお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） まちづくり懇談会につきましては、10カ所で237名の参加をいただきまして、ここ一、二年の開催状況から見ると、町内会長さん初め御協力いただきまして、割と集まったほうなのかなと感触を持っております。今後また開催の時期であるとか、あるいは時間等も含めまして、联合会さんとも相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

それから、広報につきましては当然公平、公正な立場でということ編集に努めておりまして、なかなか広報が目につれないという点、今御指摘

ありましたけれども、作り手とあわせて読み手と
いますか、受け手の協力もないとなかなか読ん
でいただけないということもございますので、今
回広報に関するアンケートということで、長く名
寄に住んでいる方、あるいはここ数年内に名寄に
入られた方と広報の現状どうであるかとか、ある
いは広報に何を求めるかとか、そういうことでア
ンケート調査をさせていただきました。極めて回
答率が低くて、なおかつ回答いただいた方が一定
の年齢以上の方が大半ということでありましたけ
れども、ほぼアンケートの結果がまとまりました
ので、これらをまたもとに今後広報をどういうふ
うにしていったらよりすぐれた広報になるかとい
うことも研究しながら対応してまいりたいと考
えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 行政広報としまして
は、いろんな、先ほど御紹介いただいた地元のF
Mラジオも使っているということもございますけ
れども、町内会としては要するに市の職員とかが
住んでいれば市の職員にどういふものかというこ
とは聞くとおもうのです。それで、市の職員も一つ
の広報マンだと、聞く広聴マンだということで大
切なことだとおもうのですが、例えば市の職員
の方はそういうような取り組みというのは今までや
っていらっしゃるのですか、ちょっとお聞きした
いと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 従来日常的にそう
いう活動ということは特に承知しておりませんけ
れども、市の職員といえども市民でありますし、町
内会の一員でありますので、そうしたかかわりが
一層今後強くなるような職員の啓発に努めてまい
りたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） これからさらに住民
にわかりやすい広報に心がけていただきたいと思
います。

あと、今ここにマスコミの方もいらっしゃるの
ですが、マスコミに対する対応というのはどうい
うふうなことを留意されてやっているのかお聞き
したいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 市の広報につきまし
ては、月1回の発行でございますので、なかなか
タイムリーに市民の皆さんに情報提供できるとい
うことには現実問題なっておりません。その点F
Mを初め地元紙に市の広報欄であるとか市の情報
提供のものを設けていただいて、積極的に御協
力をいただいているということで承知をしており
ます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） マスコミの方がいる
から、余りあれですけども、ある程度知るとき
に本当に知るべき人がおくて知って新聞に先
に出してしまったとか、こういうことのないよう
にひとつよろしくお聞きしたいと思ひます。

それで、行政広報につきましては、私も風連、
駅前再開問題についても、これはもっと早く
からわかりやすく、特に名寄地区の住民の方には
説明もらえれば納得していただけるのではなかつ
たかと思うのでありまして、そういうことも私
も言われましたので、なるべくわかりやすい
広報で対応していただきたいと、こういうふう
に思ひます。

最後に、コミュニティーバスですけども、
循環バスが無理だと、予算上無理だということ
でございますけれども、将来今お話ししました
風連におきましてはせつかく道の駅とつくる
わけですよ。それは、しっかりそこを守って、
観光ではないですけども、そういう交流を名寄
からもこう行く、そういうものがあってもいい
のではないかと私は思うわけです。したがいま
して、要するにそこを経由してくることによ
って交流ができるのではないかとおもうので
すけれども、前向きに考えていただきたいと思
ひます。

それからあと、公用車の活用ですけれども、私が心配しているのは、自分の私有車で事故が起きた場合にこれはどういうふうに対応するのかということが問題になってくるのではないかと思うので、これは公用車をしっかりと活用して定期便を走らせていただきたいなど、こういうふうに思います。それに便乗してできれば市民の方も名寄市に書類をとりに行きたいというときにも活用にもなるのではないかということで、ぜひ前向きに御検討いただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 中 野 秀 敏

平成19年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年12月13日(木曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博司 君
市立大務局長 三澤 吉巳 君
市立大務局長 三澤 吉巳 君
会計室長 成田 勇一 君
監査委員 森山 良悦 君

○副議長（熊谷吉正議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 植松正一 議員

24番 宗片浩子 議員

を指名いたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

国保税の市民負担と後期高齢者医療制度について外5件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） おはようございます。日本共産党の川村幸栄です。通告順に従いまして、お伺いをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、国保税の市民負担と後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。先月11月28日、内閣府が発表いたしました11月の地域経済動向では、全国11地域のうち北海道の景況判断を持ち直しが穏やかから持ち直しに足踏みに引き下げて引き続き最低ランクといたしました。ほかの10地域は、据え置きのままです。そして、北海道ではさらに追い打ちをかけるように石油製品のたび重なる値上げです。このように生活への負担は非常に大きなものとなってきています。こうした中でことし1月から値上げとなっています国保税は、国保加入者の多くを占めています年金生活者にとってますます重い負担になってきています。あれは、どう考えても上げ過ぎだ、あの計算は本当に間違っていないのか、こういった声が多く聞かれます。9月議会では、窓口への問い合わせなどが144件とお聞きいたしました。その後こうした市民の皆さんからの問い合わせや確認、支払い方法の相談などはどのようになっ

ていのでしょうか、お聞きしたいと思います。

また、こうした市民への負担増に対してどのようにお考えになっているのか、見直しの検討はないのかお伺いをしたいと思います。

さて、後期高齢者医療制度ですが、知れば知るほど怒りがわいてくる制度です。ほとんど知られていないのが実態です。75歳以上を後期高齢者としてほかの世代と切り離し、保険料を一人一人に負担させ、月額1万5,000円以上の年金受給者からは介護保険料とともに年金から天引きし、受けられる医療も別建てにして差別化しようとするのがこの医療制度です。高齢化時代に入り、高齢者への保健医療を制限し、医療給付費の抑制を図ることが政府のねらいです。特に団塊の世代が後期高齢者となる時期を見据えて、国の財政負担がふえないよう国民負担と給付抑制の仕組みをつくろうとしているのがこの後期高齢者医療制度です。人はだれでも年をとります。高齢になればいろんな病気も出てきます。若い世代より医療費がかかるのは、当然のことです。医療費がかかるといって高齢者を邪魔者扱いする、現役世代と差別をする最悪のこの制度は中止してもらわなければなりません。

そこで、お伺いをいたします。さきの行政報告では、11月22日に開かれました第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会で決められた保険料と6年間にわたり保険料が軽減される措置があることが報告されました。制度がよくわからないことも非常に不安がありますけれども、どれだけの負担、保険料になるのかが最も知りたいところであります。年金収入、例えば150万円の方、200万円の方などのために試算等がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

次に、福祉灯油についてであります。このことについてはあすの最終日に追加補正予算が提案されるということですので、質疑はそちらに移したいと思います。福祉灯油に対する基本的な考えを述べさせていただきたいと思います。今回の

石油類、灯油の高騰は言うまでもなく緊急事態です。この緊急事態に対して我が党も北海道委員会を中心に対策本部を設け、道民の命と暮らしを守ろうと国や道へ要請を行ってまいりました。米軍に給油するくらいなら我が家のタンクに給油して、こんな悲鳴のような声が全道各地から上がりました。こんな中で全道各地に福祉灯油事業が広がり、道の消費者団体連絡会の調べでは12日現在で全道180市町村のうち約98%の176市町村が実施、検討していることが明らかになりました。旭川市では政令都市、中核都市として初めて福祉灯油を実施する考えを示しています。こうした中で、いよいよ国も重い腰を上げました。一昨日の11日には北海道など寒冷地の低所得者を対象に灯油の購入補助を行うことなども決め、年内にも始めることとしています。原油価格高騰の主な要因となっています投機資金の流入などヘメスを入れることや緊急事態への対応として国内備蓄の放出など、引き続き国会の中で、外で住民の皆さんの命と暮らしを守るために奮闘してまいりたいと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度についてお伺いをいたします。本年4月からスタートしました住宅リフォーム助成制度ですが、市内業者やリフォームを希望している市民の皆さんに大変喜ばれる制度となりました。市長からの行政報告にもありましたが、受注額が3億603万7,000円となり、市内建設産業の振興及び雇用の促進に大きく寄与したことはもちろんのことですが、地域経済にも大きく反映されたのではないのでしょうか。しかし、工事費用100万円以上について20万円の助成という今回の内容ですが、もう少し基準を下げてくれたら我が家もリフォームしたいのだけれども、こういう声も寄せられています。このように利用したいと思っている市民の方々の中にも、100万円の工事はちょっと手が出ないという方たちも多くいるわけです。また、今年度この制度に登録した78の業者のうち半分の39社が受注

を受けているとの報告がありました。板金業や塗装業などの方たちのお話を聞きますと、一般住宅での屋根の張りかえや壁の吹きつけ塗装などでは大体50万円から60万円、多くて70万円くらいの事業になると言われます。ですから、今回のこの助成制度の内容ではなかなか対象にならないというわけです。

そこで、お聞きしたいと思います。今年度実績の150件の中で一番件数の多かった受注金額、どのくらいになっているのでしょうか。また、100万円の基準を下げてもっと多くの業者や市民の皆さんが利用できる制度の見直しをするお考えはないのかお聞きをいたしたいと思います。

次に、風連地区からの市立病院などへの通院手段についてお伺いをいたします。現在風連地区では国保診療所があり、高齢者医療を初め地域の皆さんの医療を守っていただいています。高齢になるにつれて受診する科目もふえ、市立病院を初め名寄の病院へ通院する方々も多くいらっしゃいます。夏の間は自分で運転して通院されている方も、冬は危ないからと家族にとめられているなどで冬期間はバスを利用する方もふえているようです。しかし、高齢の方たちが多く住んでいる北栄団地や風舞団地、そしてケアハウスの方たちは風連駅前や25線の停留所までは距離があり、雪道を歩くのは大変です。合併をした中で、智恵文地区のように医療バスの運行を風連でもしてもらえないかの声も出されています。昨日の佐々木議員への答弁にありましたが、利用状況の調査中であり、アンケートも考えているとのことでした。路線の問題等あるとは思いますが、地元バス会社とも協議しながら、冬期間だけでも路線の変更、団地周辺への停留所の増設を要望したいと思います。いかがでしょうか。

次に、ポストフル店周辺の交通安全についてお伺いをいたします。来年5月オープンを目指し建設が進んでいる徳田地区のポストフル名寄店においては、大きな工事車両が頻繁に出入りしている

わけですが、この雪の季節になり、周辺の交通安全が危惧されます。また、小中学校が近く、生徒、児童の通学路はポスフールの向かい側の歩道とはなっていますが、交通量もふえ、心配は尽きません。さらに工事が進めば、各種工事関係者が頻繁に出入りするでしょうし、開店準備のための搬出入車両の出入りもかなりの数になるのではないかと思いますけれども、あれだけの店舗面積ですので、どれほどの車両が出入りするのかが予想するだけに難しい状況です。10月に行われましたポスフル店の新設の届け出にかかわる説明会によりますと、1,300台を超える収容が可能な駐車場があり、そのほかに従業員用が80台分あるとのことでした。ポスフルからの交通安全等の配慮の説明では、駐車場内の安全確保とともに出入り口看板、一たん停止表示、交通整理員の配置や自家用車ででの来店軽減を図るなどとし、それほど大きな影響はないだろうと予測しているとのことでした。8号道路、国道40号線と17線の交差点は、今でも土日になると非常に交通量はふえています。最近国道側に右折信号がつけましたけれども、17線の風速方向への右折がなかなか進まない状況にあります。市民の交通安全を守るためのお考えをお聞きしたいと思います。

最後に、全国学力テスト、学力・学習状況調査についてお伺いをいたします。ことし4月に行われました全国学力テストの結果が10月に公表されました。基礎的な力に比べ応用する力が弱い、朝食を食べる生徒のほうが正答率が高いなどがわかったといえます。しかし、その多くは既に明らかになっていたことです。今子供たちのうつ病がふえているといえます。いじめの問題も深刻です。学級崩壊も非常に多くなっています。そんな実態は、今回のテストではつかめていません。これでは子供のためではなく、国が教育の目標を定め、学校や教育行政を管理するために利用しようと言われたと言わなければなりません。そして、文部科学省が都道府県別の平均点を公表したことで順

位づけがされてしまいました。競争と序列化がますます進むのではないかと危惧されます。道内小中学生の成績が全国下位だったことを受け、道教委は異例の提言、5つの提言を出して各学校と保護者に呼びかけ、学力向上を働きかけました。身近なところから始めませんかと題した提言ですが、一人一人の子供のつまずきの背景や本質に対応するものではないと思います。子供がどこで何につまずいているのかを丁寧に見ることがその子を伸ばすことになるのではないのでしょうか。本市においても学力テストの結果を受けて名寄市教育研究所に指導改善検討委員会を設置し、子供たちの教育水準の向上に向け検討を進めるとの報告でしたが、どのようなお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

また、全国一斉学力テストには準備も含めると90億円を超える税金が投入されたと言われております。そして、テストの問題や解答用紙の発送から回収、採点、集計まですべてを受験産業である民間企業に丸投げをしています。そして、こうしたこの学力テストを来年も実施するとしています。今年度の学力テストでは、京都の犬山市のように実施を見合わせたところもあります。プライバシーの保護も含めて競争と序列化を加速させるこの学力テストはやめるべきだと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） おはようございます。ただいま川村幸栄議員から大きな項目6点にわたりまして質問をいただきました。1点目と5点目は私から、2点目は省略させていただきまして、3点目は経済部長、4点目は総務部長、6点目は教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いたします。

1点目の国保税の市民負担と後期高齢者医療制度について答弁いたします。平成19年度国保税

の賦課に係る市民からの問い合わせにつきましては、10月以降電話あるいは窓口での対応としては少なくなってきました。この時期に他の保険を離れ国保に加入される方につきましては、税率等を示し、大体の税額、所得の確認できる方については税額を試算し、任意継続との比較についても情報を提供するなどして御理解をいただいております。後期高齢者医療制度のスタートにより、本市の国保から約3,300人の方が後期高齢者医療制度に移行します。これにより国保はゼロ歳から74歳までの約8,000人の被保険者で運営されることとなり、これまで優良な納税世帯であった75歳以上の世帯が抜けることで国保税の総額にどのような影響が出るか、現在検討しているところであります。ただ、平成19年度賦課確定時における全道各市の賦課状況で比較しますと、当市の1人当たりの賦課額は35市中27位と下位の位置に位置しており、税率改正で所得割に重点を置いたことにより、一部年金世帯に重税感を持たれた部分をどのように是正していくか、後期高齢者医療制度と整合性を図りながら作業を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、後期高齢者医療制度について簡単に説明しますと、これまでの老人保健医療制度がこの制度に変わったということでもあります。対象者は、75歳以上の方及び特定の障害を持つ65歳以上の方を対象とした独立した保険制度でありまして、これらの方が含まれる世帯では対象者は後期高齢、その他の方はそのまま国民健康保険で医療を受けられることとなります。その場合国保税は残された方のみで計算され、後期高齢者について国保税が重複して課税、賦課されることはありません。後期高齢者に賦課される保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が11月22日に保険料を決定いたしました。広域連合がこれまでの老人医療に係る費用から賦課額は1人当たり平均で8万6,280円と算定し、その半分を均等割として4万3,143円、過去2年の平均所得で割

り返した率が所得割で9.63%となっております。ただ、過去3カ年の1人当たり老人医療費の額が全道平均の医療費と比較して20%以上少ない15自治体には、特定税率の適用を6カ年使用できることとなりました。当市では平成20年、21年度の2カ年は均等割で3万7,116円、所得割で8.29%と約14%低い税率が適用されることになりました。その税率から試算しますと、収入は年金のみで夫婦の世帯で課税所得がどちらかお一人の場合、年金160万円、200万円、280万円と3つの区分に分けて説明させていただきます。年金160万円では、名寄市の被保険者は2万8,000円、これは7割軽減を受けられる方になります。広域連合ベースでは3万2,500円、差額が約マイナスの4,500円負担が軽減されず。年金世帯では9万8,300円、これは厚生年金の平均的な208万円を想定して200万円ということで試算をしました。ここには2割軽減が適用されまして、名寄は9万8,300円、広域連合では11万4,200円、差額で1万5,900円のマイナス。年金280万円ベースでは、名寄市では17万9,500円、ここには軽減がありません。広域連合では20万8,500円、マイナスの2万9,000円になると考えております。これは、当市が医療施設、病床が充実している中で全道の市の中で唯一この特定税率を使用できるのは、昭和63年に保健センターを建設して以来、毎年5月にチャレンジデー、9月に健康まつりを実施してきて多くの市民に参加をいただいたこと、さらに日ごろから軽スポーツに親しみ、健康づくりを進められてきたこと等により医療費の伸びが抑制された結果であると考えています。

次に、制度周知につきましては、これまでも進めてまいりましたが、根幹となる保険料が決定されていないこともあり、一部限定した部分について情報提供を行ってまいりました。今後は、1月号広報紙への掲載、市のホームページに掲載、出前講座方式で老人クラブ等へ直接周知を積極的に

進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目のポストフル店周辺の交通安全について答弁いたします。近年名寄市においても大型店の進出が目立ち、交通量も市街地から郊外へと大きく流れが変わってきております。特に徳田地区においてはショッピングセンター、遊技施設等があり、現状でも交通量が多い中、ポストフルの進出により交通量はさらに増加することが予想されます。出店予定地の隣接地には小学校、中学校及び通学路もあることから、店舗へのアクセス道路などに交通整理員を配置するなど交通安全、事故防止について万全の対策を講じるべく要望しているところであります。また、国道40号と17線交差点の信号機に11月末に矢印右折信号が整備され、国道の車の流れも若干ながら緩和されてきているものと考えています。さらに、要望を続けておりました東8号道路と国道40号との交差点にも来年1月に信号機の設置が決定いたしました。市では関係機関と連携をして交通安全対策を講じてきましたが、道路整備等の抜本的な対策には相当時間を要するものと考えております。当面店舗建設に伴う資材搬送については、地域住民の生活及び通学時間帯等に影響が出ないように強く申し入れをしたいと考えております。店舗オープンに伴い交通量を見きわめながら交通安全看板等を設置し、利用者には安全運転について協力を求めながら関係機関とも連携を図り、事故防止に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。私からは、住宅リフォーム助成制度についてお答えを申し上げたいと存じます。

住宅リフォーム促進助成事業につきましては、本年度から3カ年間の期間を定めた事業でございまして、快適な住環境の整備と市内建設産業の振興並びに雇用の安定を図ることを目的に、住宅の

改修に係る金額が100万円以上に対し定額の20万円を助成するという制度でございます。当初予算では50軒、1,000万円の予算計上いたしました。その後予想以上の申請がありまして、最終的には150軒、3,000万円の予算をもって終了いたすことといたしました。申請者は150名で、改修に係る総工事費は3億600万円で、1戸当たりの最高工事費では1,700万円、1軒当たり平均では204万円となっております。御質問の一番多い金額幅では、200万円以下の方が106件、総体に占める割合は70%であり、そのうち150万円未満の方が70件で46%を占めております。工事の内容につきましては、外壁、屋根、内部改修などが多く、これまでのリフォーム工事では1軒当たり80万円前後が多かったと聞いておりますけれども、この制度により内装、窓枠、ふろ改修などの工事も追加発注するなどの傾向が見られ、市内経済の活性化と雇用の安定に結びつき、好影響を与えたものと考えております。

また、制度の見直しについてのお尋ねでございますけれども、本助成事業では本年を含む3カ年事業として取り組ませていただいております。既に市民に本制度の趣旨が浸透し、享受されているというふうを考えておりますので、期間中の取り扱いは変更せずに当初の目的に沿って進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、4点目の風連地区からの市立病院などへの通院手段についてお答えをさせていただきます。

昭和60年6月、当時智恵文で開院していた診療所の先生が亡くなられたことでやむなく診療所を休診することとなりました。それまで診療所に通院していた住民の皆さんが安心して医療を受けられる対応策として、スクールバスを活用して智恵文地区医療バスとして昭和60年8月から運行

し、今日に至っております。風連地区には医療機関として住民の皆さんが何かと安心して利用できる診療所があり、智恵文地区とは実情が違っておりまして、現状では医療バスを運行する予定はございませんので、御理解をお願いをいたします。

次に、路線バスの時間帯につきましては、バス会社独自で路線全体の利用状況を想定し、各停留所の時間を設定をしております。現在各停留所の利用がどのような状況にあるのか調査をしております、その状況を整理の上、バス会社と協議をしたいと考えております。また、運行経路を変更して停留所をふやすことにつきましては、風連御料線、下多寄線とも国や道の補助を受けておりまして、変更により赤字がふえると想定される場合は路線の変更は困難な状況にあります。今後とも地方バス路線の維持、確保に努めてまいります、あわせて地域住民が利用しやすい公共交通体系の確立について研究をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、全国学力テストにつきましてお答えをいたします。

ことし4月に行われました全国学力・学習状況調査につきましては、10月24日に文部科学省がその調査結果を各学校に送付いたしました。名寄市教育委員会といたしましては、実施要項にありますとおり、序列化や過度な競争を生じさせることのないよう数値については開示しないこととし、各学校にも周知をいたしました。現在名寄市教育研究所に全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会を設置し、調査結果の活用について検討しているところであります。御質問にありました北海道教育委員会の学力向上に向けた5つの提言についてでございますが、この内容はこれまで名寄市教育委員会が各学校に対していろいろな場面で指導してまいりました1つとして早寝早起き朝ごはん運動の奨励、2つとして読書活動の充実、

3つとして家庭学習の奨励の3点と同じ視点に立った内容となっております。特に読書活動では各学校で朝読書として取り組まれており、定着してきているとの報告も受けてございます。今後もこの3点を中心にして、道教委から出された5つの提言の内容がさらに充実するよう取り組んでまいります。

次に、教員の増員についてお話がございました。このことは、学力向上に向けて大きな要素の一つであると考えており、今後文部科学省では学力・学習状況調査とはかかわりなく教員定数の改善を図り、学力の一層の定着を目指す方針を立てております。名寄市教育委員会といたしましては、チームティーチングなど少人数指導における教諭の加配を北海道教育委員会に強く要望してきており、現在名寄市内各小中学校には言語通級を含め15名の加配教員を配置いただいております。今後も都市教育委員会連絡協議会など、いろいろな機関を通して文部科学省に教員の増員を要望してまいりたいと考えているところでございます。

今年度の調査は、あくまでも小学校6年生、中学校3年生の2個学年における国語、算数、数学という学力の一部を調査したものであり、これをもって名寄市のすべての子供たちの学力の傾向をつかんだとは言いがたいものがあります。今後も継続することにより、名寄市における全体的な学力の傾向を把握することができるのではないかと考えておりますが、調査の公正さや方向性、あるいは個人情報保護及び調査結果の取り扱いなどについては十分吟味し、検討してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。それぞれに御答弁いただきましたが、引き続いて再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、国保税の市民負担と後期高齢者医療制度についてでありますけれども、今回4月に

値上げされた国保税ですが、大変な負担になっているわけです。ぜひ、所得割が9%から13%と大幅な値上がりなわけですから、このところを早急に見直しを図っていただきたい、このことを強くお願いしたいと思います。

また、後期高齢者医療制度ですけれども、70歳から74歳までの前期高齢者の医療費負担を国では1年間をめぐりに2割を1割に据え置くだとか、社会保険の家族となっていた75歳以上の方々が新たに保険料を支払うことになるわけですが、これも半年間の凍結など、政府の一部先延ばしの動きへの対応に準備を進めている各自治体の皆さん方は、本当に来年4月のスタートもままならないのではないかという状況との声も聞かれています。あわせて、内容の変化に伴い、その都度システムの変更が必要になると言われます。これにかかわる経費負担も非常に大きなものになるのではないかと危惧をしているわけですが、名寄市においての現況についてお知らせいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 後期高齢者医療制度に移行しまして残りました国保の関係につきましては、19年度の国保税の賦課につきまして議員から数回にわたり議会でも御質問がありまして、内容を分析しますと、今御指摘のとおり、所得割が9%から13%に高率になったことによりまして、退職者の方々のほうにはその所得割の伸びがそのままストレートに反映されまして、重たい負担になったということで考えております。この点を考慮しまして、所得割につきましてはマイナスの方向で、逆に資産割についてはプラスの方向で被保険者間の負担の均衡を進めてまいりたいというふうに考えています。

制度が国のほうで被保険者に対する負担を軽減することも含めまして是正が急遽決まったことに伴いまして、システムの改修が必要になってきます。大きい部分では広域連合でのシステム改修が多いのですけれども、それに関連して名寄市側の

ほうでもシステム改修が出てきますので、そのシステム改修に係る費用負担については国の責任でということが与党プロジェクトの中で出ておりますので、今後発生するであろう経費については国のほうにしっかり要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 地方自治体にこれ以上負担をさせないように、ぜひ国のほうにもしっかり言っていただきたいなというふうに思います。

また、先ほどこの後期高齢者医療制度の周知の点について出前講座、老人クラブ等の皆さん方のところへ行って出前講座を行うというお話がありました。先ほど年金収入のところを詳しくお話をさせていただいたわけですが、こういった内容で皆さんに本当にお一人お一人が納得できる説明をぜひしていただきたいと思っているわけです。先々月北海道後期高齢者医療広域連合が行ったパブリックコメントの結果でも563件の意見、要望がある中で制度の広報、周知に関する要望が87件もあったと言われております。こうした制度が多くの人に周知されていない現状だと思っておりますので、ぜひ積極的な周知にかかわっていただければと思います。

しかし、周知するのは当然なのですけれども、この制度、本来は喜ばれるべき長生きが本当に長生きを否定するような、こんな制度になっているわけです。しっかり見直してもらわなければならないわけですが、多くの皆さんがしっかりとこの制度を理解するまで、来年4月の実施はたんやめて根本から議論をやり直すべきだと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 市民周知の関係につきましては、保険料の決定がおくれたことに伴いまして、1月、2月に出席講座を使って集中的に周知をしたいと、説明会を開催したいと思っております。そこで、この間のまち懇でも説明さ

せてもらったのですが、老人クラブの会合等を利用させていただきまして、できれば75歳以上の該当者と家族の方も同席していただいて、具体的にこの辺の所得の年金額についてはこのランクになりますよという簡易表をつくりまして、自分がどの位置にランクされているのか、どのランクの保険料を負担させられるのかということについての説明はわかりやすく十分徹底してやりたいと思っております。

それから、後期高齢者医療制度の関係につきましては、平成18年の医療制度の改正の中で、1つは若い世代が、現役世代が支えています社保、健保等のいわゆる健保組合のほうから老人保健拠出金というのをいただいております、老人保健医療制度を運営しています。現役世代が一定以上の負担をしていただいて高齢者全部を支えているという仕組みになっておりまして、この制度が老人保健医療制度から後期高齢者医療制度のほうに変わったというのは、議員のおっしゃるとおり財源の問題がありまして、ふえ続ける高齢者等に一定の医療負担をお願いするにはどうすべきかということで作られた制度と聞いております。国の医療保険制度に対する財政負担については、いろんな御意見がありまして、時には政治判断も絡むかと思いますが、老人医療制度を廃止して後期高齢者医療制度に移行するということを含めると、見直すべき点については、来年20年の見直しについては与党プロジェクトが案を決めましたので、問題はその後負担軽減についてはさまざまな議論が活発に行われるべきでないかなとは思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。やはり知れば知るほど本当に腹の立つ制度ですけども、皆さんと知恵を出し合いながら見直すべきところを見直しながら、また声を大きくして、今回先ほどもちょっとお話ししましたが、負担を

少し先延ばしにするというような動きも政治判断の中で行われているという状況もありますので、また皆さんと力を合わせていきたいというふうに思っています。

次に移りたいと思います。住宅リフォーム助成制度についてですけれども、今お答えいただきました。200万円以下の方が非常に多かったという答弁でしたけれども、この金額になると本当に市民の皆さん、なかなか手が出ないという方たちも多くいるわけです。今回のこの制度は、非常に評判がよくてというか、大変好評で、当初50軒だったこの制度を2度の補正予算を組んで150軒にふやしたという経緯もあるわけですから、希望している、より多くの市民の皆さんが利用しやすいように見直すこと、このこともこの制度を充実したものにしていくために必要ではないかというふうに思っているわけです。そして、この事業の名称が名寄市住宅リフォーム促進助成事業とあるわけです。リフォームを促進させると、そして市内経済の振興のためにも見直しが必要ではないかというふうに考えております。現在定額の20万円の助成というふうになってはいますが、これを定率の20%に基準枠を決めて、例えば基準を下げて50万円から100万円などにして20%の助成をする、こういった積極的な検討をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどお答えさせていただきましたことには重複しますからお答えをいたしませんけれども、いずれにしても今議員お話ありましたように、どういった方々の声があるのか、住宅リフォームを促進するという概念をしっかり受けとめて今後とも皆さん方の声を聞いていきたいと思っておりますが、ただお話ありましたように、20%ということの議論もなかったわけではないのですけれども、定額のほうがわかりやすいだろうというようなことで定額の措置をさ

せていただきました。今後に向けましては、また引き続き、残り2年あるものですから、それらについて十分皆さん方の声を踏まえて、新たな制度に移行すべきなのかどうなのかも含めて今後十分検討していきたいし、受けとめたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 3年間の事業ですけれども、先ほど申し上げましたように、2度の補正予算を組んで150軒に枠を広げた、こういう経験もあるわけです。ですから、この制度の中身を見直し、市民の皆さんが本当に喜ばれる中身にしていくこと、本当に必要ではないかというふうに思うわけです。総合計画の基本理念の一つの活力の中に、地域の特性を生かしながら産業間の連携を進め、自立的に発展する活力あるまちを目指しますとあります。ですから、この立場で名寄市民に喜ばれる独自の制度を充実させていくこと、このことを強く求めていきたいと思えます。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に質問を移らせていただきます。次、風連地区からの通院手段についてであります。路線の問題等本当に難しい問題があるとは思っておりますけれども、合併したという中で風連の皆さんの中に同じ市の中で地域間格差というのがないような、そういう施策をぜひ進めていきたいというふうに思うわけです。それで、バス代についても往復すると、御料線についても下多寄線についても大体往復で700円ほどになるというふうに言われています。以前発行されておりました老人バス券の発行も含めて検討をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 風連地区からの市立病院における交通の足の確保につきましては、総務部長のほうから答弁させていただきましたけれども、さまざまな情報を収集しながら対応策を考えていきたいという答弁になっているところで

ございます。

高齢者のバス助成につきましては、このたび見直しをしたところでございますけれども、その財源につきましては肺炎球菌のワクチン助成のほうに振りかえた経緯がございます。これをまた再度見直して助成をしていくというところまでは現在のところ難しいものというふうに考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 先ほどバスの利用者の調査等もされているということでしたので、そういった小さな声もぜひ拾っていただいて実現に向けて御尽力いただきたいというふうに思います。

次に、ポスフル店周辺の交通安全について再質問させていただきます。実は、ポスフルの説明会開かれた中では、大規模小売店舗のほうへの来客が駐車場を利用できる時間帯、午後10時までとなっております。そのほか、2階の飲食店やアミューズメントの閉店時間が午後11時となっているのです。それで、この11時まで、ですから駐車場が利用でき、車の出入りがあるわけです。ですから、周辺の住民の皆さんはもちろんのこと、市民生活にも大きな影響が出るものと考えております。先ほどお伺いしました資材配送だとか、そういったところ辺の交通安全について要望を出しているというふうにお聞きしましたが、快適で安全なまちづくりを目指す名寄市としてのお考えをお聞かせいただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） ポスフルの出店に伴います諸課題については、非常に多くございまして、特に市議会の特別委員会の中におきましても植村社長が出席をなされていろいろと地域貢献を中心にしてお話をされたところであります。その中にもありましたけれども、ぜひ交通問題や、あるいは青少年対策等を十分にしていくという言質がございました。私どもとしましては、この18

日に北海道イオンを訪問いたしまして、今まで出されましたいろいろな諸課題について整理をいたしました。11項目にわたる整理でございますが、その中には今川村議員のお話がありました交通対策、それから青少年対策も含めて要望をしているところであります。とりわけ交通対策については、交通事故が起きないように円滑な交通の形態を図ることはもちろんでありますけれども、駐車場に駐車をする車が非常に多いということから、温暖化防止のためにアイドリングストップを確実に呼びかけていただくと。これは、かなり台数が多いから、集中的に呼びかけないと大変なことになると思っていますので。それらも含めて11項目に及ぶ内容になっていきますし、また青少年対策につきましては今お話がありましたとおりアミューズメントコーナー、ゲームコーナーもたくさんあるわけでありまして、そここのところは青少年のたまり場になっても困るということですから、青少年の補導委員会の中では類似する施設の巡回をしておりますから、ここについてはきちっと巡回をさせていただき、指導をさせていただくと。また、北海道青少年健全育成条例によりますと、事業者も責務を果たすことになっております。これについても遵守願いたいと、こういった意味での申し入れもきちっとしていくということでもあります。問題は、申し入れはしますけれども、開店後の状況はどうなのかというところが一番大事なところでありまして、今回の申し入れの中にも開店後の地元町内会、あるいは地元関係機関、行政も含めてでありますけれども、そここの関係、連携をきちっと保っていただくということを第一に挙げております。開店いたしますと、今までの大型店の例でいきますと、ほとんどが本部に聞いてみると、こういうようなことでありますから、決してそうではなく現地で責任を持って対応していただきたい、このことを中心に諸課題を要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。この冬道ですし、8号道路は非常に交通量もふえて、子供たちが朝登校、下校時不安が絶えないわけです。そうした父母の皆さん方の心配も予想するだに余りあるほどだと思っておりますけれども、そういった部分でぜひ市としても積極的な対応、要望等を出していただけたらというふうに思います。

最後になりますが、全国の学力テストについての再質問をさせていただきます。先ほど御答弁いただきましたが、全体の学力の把握ができるのではないかというふうなお話でしたけれども、学力の部分もそうですけれども、先ほどもお話ししましたが、子供たちの心の問題、いじめの問題、本当に深刻になっています。こういった部分でぜひ知恵を出していただきたいなというふうに思っているわけです。今必要なこと、これは競争と選別、これをやめて一人一人の子供たちの学力の底上げを進めるということが必要だというふうに私は考えています。11月7日に中教審の教育課程部会の審議のまとめが決定いたしまして、この中で教職員の定数増や、また教科書、学校図書館の充実にも言及しています。先ほど加配教員15名、名寄ではいらっしゃるというふうにお聞きしました。こういった中でも教員の皆さん一生懸命、たまに新聞には出たりすることもありますけれども、総じて教員の皆さん一生懸命頑張っていらっしゃるわけです。過労死ラインで働きながらも授業準備や、また子供たちと向き合う時間を確保しながら頑張っているわけですから、こういった教職員増、急務だというふうに思っています。共産党もずっと30人学級を主張してきましたけれども、本当に必要だなというふうに思っているわけです。そして、こうしたところにお金を使ってもらいたい、この思いは強くあります。こういった部分について教育長の御見解をお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず、全国学力・学習状況調査につきまして、今川村議員のほうから心がけなければならないことについてもいろいろお話をいただいたと、こんなふうに考えております。実は、通称学力テストと、こんなふう呼んでいるのでございますが、正確には学力・学習状況調査でございます。今回の小学校6年生と中学校3年生は学力とあわせて学習状況についても調査をいたしております。これは、具体的にどうということかという、家庭での学習環境はどうなっているかとか、あるいは本人が家庭でどのように過ごしているかとか、こういうことなどについてもかなりきめ細かに調査をしております。したがって、学力に係る部分については報道などでも御存じのとおり全国で北海道は非常に下位にあるという、このことはこのことでしっかりと受けとめなければならないと、こう考えているところでございますが、もう一方の学習状況等については、これはやはり各学校が子供たちが今どういう学習環境で勉強しているのか、あるいは学校生活を送っているのか、こういうことをしっかりと把握する意味で大変役立つものであると、こう思っているところであります。したがって、名寄市教育委員会としては、一方では教育研究所に学力に係るさまざまな要因、基礎、基本は全国と比してきちっと身につけている、しかし応用力についてはやはり全国と同じようにやや劣る部分があるとか、こういうところを少し分析して指導改善策を考えると、あるいは名寄市内でも今までかなり実践的な取り組みを進めております。こういうものについての指導例を示すことによって各ほかの学校も参考にさせていただくと、こういうことを考えており、その一方で各学校が学習状況調査についてしっかりと踏み込んで今後さらなる子供たちの学習環境の整備に役立てていく、こんなことを考えているところであります。そういう意味では競争とか選別とか、あるいは学校間の比較とか、こういうことは名寄市教育委員会としては一切考

えておりません。そういうことによって教員に、あるいは学校に、あるいは別の部門でプレッシャーをかけるとか、そういうことがあっては大変でございます。こういうことはしない方針でおります。あるいは、教職員の定数増について、それからもう一つは30人学級についてもお話がございましたが、これについては北海道都市教育長会議とか、あるいは都市教委連などでも国に要望を続けております。これからはまた引き続き強く要望していきたいと、こんなふうに考えているところであります。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。学習状況を把握するのに非常に役に立ったというお話でした。しかし、先ほども私もお話しさせていただきましたが、学習状況の把握についてはいろんな方面、研究者の方たちの研究によっても、朝食の食べる食べないが学力にどうなっているか、そういった部分も含めて明らかにされてきているかというふうに思うわけです。ですから、今度のこうした巨額のお金を使った、また民間企業に丸投げをしている、序列をしてしまうような、こんな学力テストは私はやめていただきたいというふうに思っています。今教育長のほうからお話がありました少人数学級の問題等、引き続きまた御尽力をいただいて子供たちをぜひ健やかに育てる、そんな名寄市になってもらうためにも御尽力をいただきたい、そのことを要望しまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

次に、中小零細企業への支援について外3件を、駒津喜一議員。

○9番（駒津喜一議員） それでは、議長より御指名がございましたので、さきの通告どおりに質問をさせていただきます。

まず、大項目の1番目といたしまして、中小零細企業への支援について質問をさせていただきます。

す。中小企業庁の中小企業基本法による定義によれば、零細企業は小規模事業所として製造業で従業員数20人以下、商業、サービス業で従業員2人以下の規模を定義しておりますが、今回は中小企業を含めた商工業者への支援策を質問いたしたいと思います。

最初に、市融資制度についてですが、新規開業資金、中小企業経営資金特別融資、それぞれの申込先は市内金融機関に直接申し込み、相談をしておっせんとなり、金融機関の実績報告により保証料の一部を支払うという一連の流れですが、この融資の性質といたしまして、事業主が従来からの良好な金融機関との取引があれば問題はありますが、新規に事業を開始する方は金融機関との従来からの商取引がない状態で、かつ自己資金が不足していることで相談をし、また経営資金に至っては経営の安定化を図る目的で経営状態が最良の状態でない内容で申し込み、相談をするのが大部分でございます。市内商工業の支援策である市の制度融資であります。金融機関の融資基準、あるいは保証協会の保証判断により返済能力のみで審査されることが心配されます。これから事業を起こして将来に向けて意欲ある方、または経営の健全化を目指す事業者に対してこの市融資制度のあっせんが建設的に融資指導ができるように公的融資あっせん所に相談できる仕組みづくりが必要と思いますが、御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

また、市内の事業所においてはガソリン、灯油の高騰と資材、商品の仕入れ価格の値上がりにより経営状態はさきの景況調査よりかなり厳しい状況になっています。中でも従来からの金利負担も大きくなっているわけですが、保証協会の借り入れ基準では借入金の借り入れは原則的には難しい仕組みになっております。市の負債も繰上償還により財政の負担が減少することと同様に、市内事業所に対しても市の融資制度に新規に借りかえ資金制度融資を新設できないものか、あわせてお聞

きしたいと思ひます。

続いて、次の小項目として、企業立地促進条例について質問いたします。工場、研究施設等、旅館、ホテルを新設、移転した場合に支給される助成制度ですが、零細中小企業の中でこの制度を利用して積極的に事業を拡大したいと考えている人も、小規模事業所での限られた設備投資の範囲で規定内の2,700万円以上の設備投資は難しい現実がございます。この制度が過疎地域自立促進法の指定を受けている規定に従っていることは理解しておりますけれども、事業規模が限られている零細企業にとって2,700万円以上の設備投資はハードルが高いと思ひられますので、行政のできる範囲で基準緩和ができないかお伺ひしたいと思ひます。

続いて、大項目の2番目といたしまして、雇用についてお尋ねいたします。さきの職業安定所の調査では、9月末現在で来春高校卒業就職内定については管内企業の求人が昨年より少なくなつて依然厳しい状況と予想されております。名寄市内で働きたいという就職希望者に対しては、求人側企業の協力も不可欠であります。市としても高校新卒者の就職をどのように支援し、とらえているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

あわせて、名寄大学での新卒者就職状況についてもわかる範囲でお聞かせいただきたいと思ひます。

また、企業の倒産、あるいは人件費の削減等によるリストラ等により再就職を希望している方も多くなつている中、どうしても地元で働きたい希望者に対しての支援が必要だと思ひます。道内では都会を中心に就職相談窓口としてジョブカフェなどが設置され、就職相談やカウンセリングができますが、名寄市でも現在設置されている労働問題相談窓口に再就職に関する情報などを提供できるように機能を持たせて支援することも必要だと思ひますが、御見解をお聞きしたいと思ひます。

次に、大項目の3番目として、市内に点在する

遊休土地の利活用について、特に広大な空き地となって長期にわたりそのままの状態が続いている3カ所についてお聞きしたいと思います。

まず、駅前の遊休地については先日の一般質問におかれて質問され、回答いただいて、重複する部分もあると思いますが、現時点での駅前遊休地についての活用について改めてお聞きしたいと思います。

次に、営林署跡地についてですが、この遊休地は名寄警察署の移転が予定されていましたが、現在どのような状況になっているのかお聞きしたいと思います。また、この土地については道の財政予算にかかわることですので、答弁いただける範囲の中でお知らせいただきたいと思います。

続いて、旧雪印名寄工場跡地についてお聞きいたします。この遊休地は、前段の2カ所とは違い、民間企業が所有し、また一番長く空き地のままの状態が続き、広さも1.2ヘクタールにも及ぶ住宅地の真ん中に存在する遊休地です。隣接する住民からは、民間所有地であるがゆえに雪捨て場としての利用を初め、夏場の草刈り時期も自由にならない土地であり、何年も前から管理面についても整理できないかと要望されている遊休地でもあります。また、近隣住民からのそうした要望の大半では、この遊休地に公園などの公的施設の設備を望んでいるのではなく、空き地のままでの利用を望む声が多くあります。近隣の町内会にとっても夏場は子ども会育成会の行事、あるいは運動会などの利用、冬場は高齢者の健康増進のための歩くスキーなど、一年を通じたオールシーズンの利用を希望しております。さらに、近隣の町内会に限らず冬場のパークゴルフ場としての利用を望む声も市内のある団体からも希望されております。こうした市民の要望が多いこの雪印旧工場跡地の遊休地について、お考えをお伺いしたいと思います。

最後の大項目といたしまして、市内小中学校の教員住宅についてお聞きしたいと思います。子供たちを取り巻く教育環境は、年々多様化していく

と同時に、教育指導に従事している教職員にも新教育法の対応はさらに保護者からのモンスターペアレントなどかなりの精神的負担も多くなっていくことも推測されます。子供たちに適切な教育指導ができるように、指導する現場の教員に対して生活環境の支援も必要なことだと考えます。特に衣食住の住の部分は、最低限の支援が必要だと考えます。名寄市内に点在している教員住宅の中でも特に浅江島公園に面している教員住宅は、外見からもかなり老築化している状態が見られますが、現在の教員住宅の状況についてお尋ねをし、あわせて同じ公共の施設を有効利用するという観点で市営住宅との共有使用はできないか可能性をお聞きいたしまして、この場での質問を終わらせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま駒津議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目につきましては私のほうから、3点目につきましては総務部長から、4点目につきましては教育部長からのお答えになりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

初めに、中小零細企業への支援についての市融資制度についてのお尋ねでございます。市制度融資の経営資金、新規開業経営資金につきましては、現在金融機関への直接申し込みを行い、あっせん申込書を市に提出していただき、融資を実行しているところでございます。一方、設備資金に関しましては、風連商工会、名寄商工会議所、中小企業相談所を介したあっせん申し込みで、市の同意をもって融資実行となっております。経営資金は、あくまでも中小企業者の円滑な資金調達を目的としており、資金の用途が運転という性質上、申し込みから審査、実行までの流れを円滑に進めるためにも現行の取り扱いが適切と考えているところでございます。設備資金につきましては、引き続き設備投資の必要性及び企業の経営状況などを商

工会、中小企業相談所において審査を行うあっせん融資という形をとってまいります。市制度融資の取り扱いにつきましては、新年度が始まります前に取り扱い金融機関の担当者にお集まりをいただいで新年度の資金の種類、融資利率について協議をいただき、あわせまして取り扱いの留意点の確認、また制度のPRについてもお願いをいたしております。また、借りかえ融資制度の新設につきましては、現在金融機関で取り扱っていただいている経営資金は保証協会つきということ、また保証料の補助を行っていることもあって各金融機関で単なる長期資金の借りかえだけではなく、限度額内での調達資金の増額を含めた運用をするなど柔軟に対応していただいております、その役目は果たしているものというふうに考えております。今後も引き続き金融機関と連携を図り、必要に応じ融資制度の見直しの検討を行うなど中小企業者が利用しやすい融資制度になるよう努力してまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、企業立地促進条例についてのお尋ねでございます。名寄市企業立地促進条例の中には、助成の対象として本市に立地する工場であってその新設、移転または増設のための投資額が2,700万円を超えるものとあります。その要件を満たして指定事業者となった場合、助成措置として工場等設置費補助金、それから工場等建設用地取得費補助金、環境緑化整備事業費補助金、雇用奨励補助金を交付できることとなっております。企業立地促進条例の対象業種は、工場、ソフトウェアハウス、試験研究施設、または旅館などとなっております。市内中小企業者にとって2,700万円の投資額についてはハードルが高いとの御指摘もございましたけれども、この規定は昭和36年に施行されました低開発地域工業開発促進法、つまり低工法と呼んでおりますけれども、この法律に基づき企業立地促進条例が制定されたものでございます。現在は、低工法は期限到来のため適用除外となりましたが、かわって平成14年4月から過疎

地域自立促進法による地域指定を受けたことから、この法令に基づいた条例となっております。なお、税制改正があったときには条例改正を行っております。その他業種の事業につきましては、名寄市中小企業振興条例に基づく助成メニューで対応してまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、雇用対策について申し上げます。市立名寄短期大学の就職状況でございますけれども、昨年18年度卒業生の状況を申し上げますと、卒業生204名、うち進学が20名、就職が169名でございます。市内就職は16名で、医療関係9名、内訳では看護師が7名、栄養士が2名、それから教育関係では5名、これらは幼稚園、保育所の関係でございます。金融機関に2名、それから事務系1名となっております。来春の卒業生の状況でございますけれども、看護、児童ともに求人票をもとに学生の希望に沿って就職対処を講じているところでございます。市内の高等学校の平成18年度の状況で申し上げますと、卒業生330名、進学230名、就職76名で、うち名寄市内の就職は20名となっております。来春高等学校卒業生の状況でございますけれども、308名中進学希望者が226名、就職希望が82名、就職内定39名、うち7名が名寄市内に内定をいただいております。少しずつ景気が上向きにありますので、優秀な人材を市内、管内に就職できるよう商工会議所、ハローワークと連携を密にいたしまして雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

再就職の支援についてでございますが、平成8年から始まりました人材育成事業、養成事業の名寄で働こう奨励補助金では、平成18年度までに延べ208名の方が補助を受けており、一定の成果があったものというふうに理解をしております。19年度をもって廃止の方向を見てございますけれども、これらの支援にかわる新しい支援策を講じ、今後ハローワーク、商工会議所と話しする中

で対応してまいりたいと思っております。

また、労働相談時に就労相談もできないかというお尋ねでございますが、現在労働相談につきましては労働相談員を6名委嘱させていただいております。定期的に8月から3月まで毎月第2水曜日の午後より労働相談を実施しております。労働相談も雇用に係る相談が多いというふうに聞いておりますので、労働相談員と協議を行い、可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、市内遊休地の活用についてお答えをさせていただきます。名寄市内3カ所の遊休土地利用計画について御質問をいただきました。

まず、名寄駅前広場南側の土地につきましては、名寄土地開発公社が平成6年から平成12年にかけて日本国有鉄道清算事業団及び北海道旅客鉄道株式会社から取得したもので、面積は1.2ヘクタール、用途指定は準工業地域となっております。土地の形態は、間にJRの通信施設や車庫、倉庫が建つ用地約0.2ヘクタールがありますので、連続一体のものとはなっておりません。新総合計画では、バスターミナルを核とした複合交流施設の建設を掲げておりますが、一方で共同購入宅配サービスを道内一円で展開する会社が11月27日に同位置に出店の意向打診を明らかにしましたので、中心市街地活性化協議会等での総合計画との整合性、中心市街地活性化に寄与するものか、さらには地域の小売業への将来的な影響などについての検証結果を踏まえて今後の土地の活用を決めていくことになるものと考えております。

次に、西2北1の旧名寄営林署跡地については、名寄土地開発公社が道警名寄警察署の移転候補地として平成15年に取得をいたしました。面積は0.52ヘクタール、用途指定は第2種中高層住宅専用地域と一部が準住宅地域であります。取得した折以降、道警の総務課、旭川方面公安委員会に

名寄警察庁舎を改築する際には候補地としていただきたいとの意向を伝えておりますが、北海道における改築年次がいまだ明らかになっていない状況でございます。

次に、東1北3から東2北4の雪印乳業株式会社工場跡地について申し上げます。昭和34年に用地取得後、施設整備を行い、操業をしておりますが、昭和55年に閉鎖され、今日に至っております。宅地割りにされた25筆で、総面積1.23ヘクタールの土地で、用途指定は第2種中高層住居専用地域となっております。平成16年に用地等の管理と特に夏の間の環境整備について協議をしました折に、近隣町内会での利用要望を打診をしておりますが、貸与は一切できないし、一部の売却もしない、売却は全面積としたいとの回答を受けておりますので、お尋ねの利用につきましては現状難しいものと判断をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、教員住宅の管理についてお答えをいたします。

教育委員会で所管している教員住宅は、現在名寄地区で107戸、風連地区で51戸の総数158戸でございます。入居状況でございますけれども、名寄地区82戸、入居率76%、風連地区35戸、入居率69%となっております。平均建築経過年数では、名寄地区24.2年、風連地区18.4年で、最長35年、最新1年という状況であります。維持管理につきましては、建物内外の補修、劣化損耗に伴う取りかえなど、毎年5月に学校校舎の営繕現地調査とあわせて住宅調査を実施し、修繕内容、日程を決定し、実施をしているところであります。また、直接入居者からの修繕依頼についてもその都度現地の調査を行い、必要な対応を図っているところであります。空き住宅についてでございますが、名寄地区が25戸、風連地区が16戸となっております。うちブロックづくりは32戸の80%、木造は9戸の20%という状

況であります。建築経過年数は、両地区とも平均35.3年となっております。空き住宅の公営住宅などへの活用についてであります。教員住宅は補助的事業建築物ということでございまして、財産の処分制限があります。その処分制限期間は、ブロックづくり45年、木造24年と定められてございます。ブロックづくり耐用年数で8ないし12年の残存期間があるものは30戸ほどありますが、処分制限期間内の公営住宅などへの転用については、文部科学省などへの財産処分に係る申請を行い、許可を受ける必要があります。また、老朽化が著しく、建築年度も古いことから、老朽修繕、防寒改装など相応の改修が必要であり、経費負担も見込まれることとなります。今後は、市民のニーズや住宅マスタープラン、民間賃貸住宅の状況など総合的に検討し、関係部署とも協議を進め、有効な供給であれば対応を図っていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問と要望をさせていただきたいと思っております。質問の順番が前後いたしますが、お許しいただきたいと思っております。

最初に、雇用について再質問をさせていただきたいと思っております。高校の新卒者につきましては、新聞報道あるいは職安の情報によりある程度周知しているところではございますので、あえて再質問はいたしませんけれども、大学の新卒者ということで、この部分については今現在は短大の卒業生という形になっておりますけれども、今後2年後に4大の生徒が卒業されるということで、そういった意味で今の現状の数値がどの程度変わっていくのか、予測されるのか、就職の人数が。予想している部分がありましたら、お聞かせいただきたいのと、普通大学といえば就職情報というのは壁に一面に企業の名前が張ってありまして、それを学生が自由に選んでその就職先に当たるという

のが通常なのですけれども、名寄の大学今のところは短大の卒業生ですけれども、そういった学生への就職情報はどのように提供されているのか、この点だけちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 三澤市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 今御質問いただきましたが、先ほどの答弁にございましたように、名寄大学につきましては開学2年目ということで卒業生はまだ出ていない状況でございます。市立短期大学の生活科学科の部分での卒業生、あるいは地元の就職状況を先ほど御説明をさせていただいたところでございますが、名寄大学の部分につきましては2年後に就職対策等が出てくるわけなのですが、いずれにしても先ほどございましたように大学直接に求人情報等が、求人要望が入ってきます。それを踏まえましてコーナーを設けまして、学生の皆さん方が閲覧をする中で就職担当の教員あるいは職員も対応する中で対応していくと、こういうことで今後におきましては就職担当の部分充実する中で対応策を図っていくというふうに考えてございます。それで、現在の部分では、ハローワークとの部分では当然情報の共有化といいますか、連携を図るということで協議会の中には実は大学からも学生部長が参加をして情報交換をしながら対応してきているというふうな状況になってございます。いずれにしても、4大になって今後卒業生が数多く出てくる部分がございますので、その部分につきましては今後十分対応をとって進めていきたいというふうに考えております。まだ学内では4大以降の4大化卒業生をどうするかと、こういう部分については今検討中でございますので、今後進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） わかりました。大学の

卒業率といいますか、卒業される先、せっかく地域に大学があるので、できるだけ地域で就職するという形が一番望ましいところではありますけれども、産学官の連携といいますか、地域の商工業者の中には大企業との人脈がある方も何人かいらっしゃいますし、またその地域の事業者たちの協力も得るといっても一つの就職のあっせんの手ではないかと思っておりますので、こういった点も市内の企業に協力を求めるという手法も今後とも検討していただければより一層の見通しが明るくなると思います。大学を選ぶ募集に際しては、やはり大学の就職先というのも重要なポイントになりますので、そういった意味で市内の企業の協力も得るといってこれからは検討すべきでないかと思っておりますので、求めておきたいと思っております。

続いて、再雇用に対する支援なのですけれども、残念ながら今年度で名寄で働こう助成金が終了してしまうということで、一定程度の成果を得たということでございますので、それはそれなりにいたし方がないことなのかなと思うのですけれども、こういった再就職に関してまた違った形で支援する考えがあるのか、またこの名寄で働こうという助成金をある程度の時期が来れば復活して再度利用してもらうのか、今のところ名寄で働く支援金というのは特に新しくは見当たらないので、今後そういうお考えがあるのかちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどの答弁と重複するかと思っておりますけれども、実は働こう会の補助金につきましては18年度ということでございます。今ハローワークあるいは商工会議所のほうとも会議がございますものですから、その中で意見交換をさせていただいております。これに取ってかわるものはどういうものか含めて、今後も協議を進めてまいりたいと思っておりますし、実効の上がるものが制度として見つければなというふうな考え方をしておりますので、今後詰

めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） 結構私の身の回りにも若い方が新卒で就職されてもいろんな事情によりやめてしまい、ニートというか、フリーター、そういった形で生活している若い方もいらっしゃいますので、できるだけそういった雇用のきっかけをつくるような助成金というのも今後検討していただいて、できるものであれば名寄で働こうという助成金に沿った助成金を新設されることを望んでおきます。

あと、私先月建設常任委員会の行政視察へ行ってきました。加茂市というところに行ってきました。そこで市役所の1階にコーナーがございまして、そのコーナーでは市の各助成金の案内をされているコーナーなのですけれども、そこでは特に一連の商工業者への支援、あるいは雇用の支援の窓口であるのですけれども、その窓口にはパンフレットをちょっと見かけまして、母子家庭の母親がパートから常用雇用になれば事業主に、企業に30万円か20万円ぐらいですか、助成金が当たるといふパンフレットを見かけたのですけれども、これは厚生労働省で出している助成金だというふうに記憶しているのですけれども、それは北海道の名寄市においても該当するのかわからないかちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今事業主に対する常用雇用転換奨励金というようなことでの名寄市での該当ということですが、お話ありましたように厚生労働省で取り組ませていただいている事業でございます。これにつきましては、中に道が入るわけですが、今お話ありましたように、事業主が母子家庭のお母さんを常時雇用するに転換した場合につきましては1人当たり30万円を支給するというような、こういう制度がございます。今お話ありましたように、ほかの課とも関連すると

思いますので、こういったPRにつきましてはまたしかるべきところに相談をさせていただいて、統一的なPRができるかどうか含めて検討したいと思っておりますが、今お話ありました制度につきましては名寄市では該当するというふうなことで押さえさせていただいております。

○副議長（熊谷吉正議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） わかりました。こういった制度を知らない方が多いと思います。また、こういったことは厚生労働省ですから、職安を通じて事業主には伝わっていると思いますけれども、受給を受ける資格のある母子家庭とか一般市民には余り知られていない助成金だと思うのです。そして、パートから常用雇用に転換するというのは、今季節雇用の転換ということで非常にいろんな助成金のメニューが羅列されているわけですから、そういった支援の枠も事業主だけではなくて従業員のほうにも周知する必要があると思います。たまたま加茂市に行ったときに市役所の1階の一番目立つ一角にそういった支援金のコーナーがあるということで、一般市民にも目につきやすいところにそういった助成金のたぐいのものを周知するというのでPRをしていただくようお願いしたいと思っております。

また、労働相談窓口につきましては、今スタッフが6名いて、どういう方がやっておられるかちょっとわからないのですけれども、労働問題も非常に重要な問題でございますし、期間が限定されているとはいえ、いろいろと業務も多忙だとは思いますが、今ジョブカフェが都会向けでございますけれども、いろいろと就労に際する悩みなど気軽に相談できるような、そういった機能を持たせていただければ、また若年層の再就職の率も、就労率も高くなると思いますので、そういったことも御検討いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

続いて、次の広大な遊休地の質問でございますけれども、1点目の駅前遊休地につきましては、

きのうの佐藤議員の質問と答弁をお聞きしまして大体状況は把握できましたし、今総務部長の答弁でこれから法定協議会の準備会ですか、を経てこれから協議されていくという部分ですので、あえて再質問は避けたいと思います。

また、名寄警察署の移転先の予定地でございますけれども、これも状況的には今の段階では要望できる状況ではないのですけれども、誘致に関してそれぞれの活動というかやり方があると思えますけれども、誘致活動に関しましては引き続き運動を続けていただきたいというふうに考えておりますが、誘致活動って過去において何回か行かれた経過があるのかどうかちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○副議長（熊谷吉正議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 営林署が名寄から撤退をするということで、跡地の処分が構想として出されました。私どもも市内の一定のまとまった敷地ということで非常に関心を持っておりましたけれども、この庁舎に隣接をする名寄警察署の狭隘さ、敷地の狭隘さ等も含めて、ぜひ警察署の建てかえのときには適地でないかと、こういうことも含めて土地開発公社に先行取得をお願いをした経過がございます。その後地元選出の加藤道議とともに北海道の警察庁舎の建てる順番、このことも含めて要請活動を続けておりますが、北海道はここ一、二年この種の建物の新築については計画を先送りしていると、こういう実態をお伺いしております。しかし、ぜひ私どもはこのように土地の手当てをしているということも含めて順番を早めていただきたいと、毎年要請行動を続けております。決してそのような事情があっても名寄の事業が途切れることのないようにということで要請行動を努めておまして、地元の警察署長を含めてこれからも要請行動を続けていきたいと、こんなふうに考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） わかりました。ぜひ引

き続き誘致について要望していただきたいというふうに求めておきます。

続いて、3番目の旧雪印工場の跡地でございますけれども、名寄市は民間の私有地ですか、広大な面積を過去帝国製麻株式会社ですか、今麻生町内会がございまして住宅の1帯でございまして、あそこに帝国製麻株式会社の亜麻工場がありまして、あそこが閉鎖になってしばらくの間空き地になっていたのですけれども、御存じのようにスポーツセンターと南小学校、そして住宅分譲ということで一応の成果というか、まちが形成されているわけなのですけれども、ちょうど同じ時期というか、それよりちょっとずれ込んで後なのですが、55年です。昭和55年に撤退したということなのですけれども、それにしても非常に長い期間そのままになっているということ、総務部長の御答弁ではなかなか借りることもできないということで、全部買ってこれという相手側の要望ということなのですけれども、ただやはり亜麻工場を例に例えるのはちょっと違うかもしれませんけれども、地域の住民としては最初にあそこは住宅は余りなかったのですけれども、近年かなりの数の住宅が隣接しておりますので、そういった中で長期にわたりあの広大な土地がそのままだというのがもったいないという面が非常に多いということ、また浅江島とかいろいろな運動する設備はあるのですけれども、高齢者の方は交通の便が悪いとか、足が悪いとかということではなかなかそこまで行くのは大変だと。西側の浅江島と旧雪印の跡地、この2カ所が冬の運動場として使うことができれば、かなり地域住民にとっては健康増進のための有効な活用ができると思いますので、難しい面は理解しましたけれども、再度相手側の所有者に対して借用できないかという要望を今後も折衝していただきたいというのは要望いたしますので、お願いいたしますと思います。

あと、次の小中学校教員の住宅管理でありますけれども、同じ公共施設でありながらいろいろそ

ういう耐用年数が過ぎるまでは共有はできないということでございますので、その耐用年数を過ぎれば共有ができるということで理解していいのですか、確認でちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 教員住宅については、補助が入って建設されているということであります。それで、処分制限期間を過ぎればそれは転用できますけれども、処分制限期間内でもことし智恵文の3つの教員住宅について三、四年空き住宅になっていたということも含めて、また市のほうで活用したいということもありまして、文科省のほうに許可申請を出してそういった手続をしているということで、必ずしも処分期間を経なければできないということではなくて、そうした転用が、活用ができるということであれば、そうした申請をできるということになります。

○副議長（熊谷吉正議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） 教員の住宅のローテーションと言ったらおかしいのですけれども、さっき答弁されたような管理をされておりますので、ぜひ教員の方も転勤者でございまして、よその地区の学校に行くと名寄の公宅は余りよくなかったという評判を立てられても困りますので、名寄の住宅の環境も古いけれども、生活はできたよと、快適とはいかなくてもそれなりの住まいであったよというぐらいの程度になるように管理のほうもお願いしていききたいと思います。

また、耐用年数を過ぎなくてもそういった共有ができるということでございますので、逆に教員住宅のほうに余って空き家がふえるという状況もふえてくると思います。道営住宅とか共済住宅ですか、こういったものも共有できるというか、自由に住めるということですので、そういった面で逆に教員住宅が余る、空き家になるというケースもあると思いますので、またそこに一般市民が市営住宅として入る可能性も多いわけですので、そ

ういう共有ができるのなら進めていただきたいと思
いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、一番最初に質問をさせていただきました
中小零細企業の施策についてお伺ひしたいと思
うのですけれども、市融資制度については一連の
流れによりこの2つの融資に関しましては金融機
関のほうがスムーズにいくだろうという観点も含
まれていると思うのですけれども、とある方が新
規に開業したいということでこの融資を申し込ん
で金融機関に断られたというパターンがございま
して、私のところに来た方なののですけれども、い
ろいろお聞きしましたら、やはり銀行と取引がな
くて、そして自己資金も余らないということで、
金融機関の基準でいえば断られてもしょうがない
のかなという部分があるのですが、ただ本人は開
業に向けて非常に意欲のある方で、そしてこれか
ら利益を上げる計画をしっかりしているのです、こ
ういった面でもっと金融機関の相談が償還能力だ
けではなくて、そういった面を考慮していただ
ければこの融資を受けられたケースなののですけ
れども、結局は国民金融公庫で手当てを受けて開
業したという形になっていますけれども、そうい
った面非常に、せつかくある制度融資ですので、
有効に使われるには時と場合によってはあつせん
所である中小企業相談所に相談してから行くとい
うパターンも特例で設けていただければ非常に助
かる、有効に活用できる融資だと思ひますので、
この点考慮していただきたいと思ひます。

あと、借りかえ資金は、そういった事情で無理
ということなののですけれども、一応今の保証協
会の基準も大分緩くなってきました、従来は絶対
だめという形で、借り入れの借り入れは絶対だ
めですよというふうに言われていたのですけれ
ども、最近はいろいろな規制緩和の影響もあり
まして、借り入れをすることによって経営の内
容が改善できるのであれば、借入金の借り入れ
償還は目をつぶりましょうという部分があり
ますので、その辺そういった申し込みをされる
事業所も中身は大変

でございませうけれども、いろいろとそういう
借りかえ資金も内容によってはできますよとい
う文言も制度融資の説明書の中にも必要では
ないかというふうに思ひますので、その辺入
れられるものであれば入れていただきたいと思
ひます。

あと、企業立地条例の部分なののですけれ
ども、先ほどの答弁の中で2,700万円とい
うハードルを越えない事業所は振興条例のほう
で対応してくださいということなののですけれ
ども、振興条例のほうは300万円以上の設
備で20%の補助率で限度額が100万円、
20%の補助率で100万円満額もらおうと思
ったら500万円ですか、500万円の設備投
資をすれば満額もらえるという形なののです
けれども、一方2,700万円のほうは同じ20
%の補助率で最高額2,000万円の補助とい
うことで、こちらのほうも1億の設備投資とい
うことで、本当に満額もらおうと思えばそう
いう金額になってしまうのですけれども、その
間の振興資金のほうで500万円以上設備投
資しても同じ100万円しかもらえないよとい
う意味なののですけれども、非常に差があり
過ぎると思ひます。そして、何回も言いま
すけれども、中小企業2,000万円以上の設
備投資するというのはかなり勇気の要ること
で、これをハードルを再度下げただけならば
かなり意欲的に使おうと思ひますので、その
辺今後とも過疎地の特別措置ではございま
すけれども、法令にのっとっているわけでは
ありませんけれども、その辺の市内の中小
企業の支援ということで、別メニューでも構
いませんので、その辺振興資金のチャレンジ
資金の限度額を上げるか、企業立地条例の助
成金のハードルを下げるか、今の段階では非
常に差があり過ぎますので、その辺考慮して
いただひいて御尽力いただきますようお願ひ
を申し上げたいと思ひます。

以上、中小企業に関しましては雇用をしよう
と思ひてもなかなか自分のところの経営内
容がよくならないということでま
まならない部分が多いの

で、雇用と中小企業の活性化というのは非常に関連がございまして、中小企業の活性化を図るためには、ぜひ支援策を、従来の支援策に増しているいろいろな支援を考慮していただくよう求めて、私の質問を以上で終わりたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

13時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経費削減について外2件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から指名をいただきましたので、さきの通告順に従って、質問をしてみたいです。

まず最初に、経費削減について伺います。私は、以前から経費削減については民間企業の発想を取り入れるべきだと思います。小さなことでまことに恐縮ですが、電気代にしても節約することによって1年間ではかなりの節約になると思いますが、お考えがあればお知らせください。

また、名寄庁舎と風連庁舎の年間の電気代はどの程度なのかもお答えください。

次に、今後の工事発注についての考えをお聞きます。前回お聞きしたときに指名入札から数年後に一般競争入札に変えていきたいとの答弁をいただきましたが、それと連動して設計施工のときにVEを取り入れるべく準備すべきであると思います。以前にも言いましたが、バリューエンジニアリングとは発想の転換でコスト削減と価値のある社会資本整備を両立している、そして今後の公共工事には欠かせないものとなってきておりますので、ぜひ前向きに検討すべきと思いますが、お考えがあればお答えください。

次に、道路特定財源の影響について伺います。私から言うまでもありませんが、道路特定財源は

道路利用者が支払うガソリンや自動車取得に係る税金を財源にして国や地方の道路整備に使う目的税であると理解しています。つまり受益者負担という原則に沿って道路整備や維持管理に使われるものだと思います。来年3月31日で暫定税率の期限が来ますが、もし暫定税率が廃止になった場合地方自治体への影響はどのようなものと理解していますか、お答えください。

次に、余った財源を一般財源化しようとする動きがあるようですが、私は明確に反対します。一般財源化するのであれば、特定財源は目的税なのだから、道路以外に使うのであればその分は税率を見直すべきでないかと思いますが、地方自治体の立場からの答弁を求めます。

次に、地域医療を初めとした日常生活への影響について伺います。名寄市立総合病院は、地方センター病院としての役割を担っており、旭川以北の稚内、留萌、紋別などの広域分散型地域の高次元医療を受け持つ重要な病院です。鉄道は宗谷本線1本のみで、自動車に頼らざるを得ない地域です。出産や心臓、脳外科の病気、交通事故など救急搬送において、幹線道路が法定内速度になっているため、患者が間に合わないとか、後遺症が残るとか、いろいろな事例があると聞いています。人の命を守るのは、道路しかありません。また、北北海道地域及び名寄市は冬の除雪の課題があります。道路特定財源の縮小によって国道や市道などの道路の除雪サービスが落ちることは、許されることではありません。道路特定財源は、新たな道路をつくることだけでなく、日常の道路の維持や除雪の費用にも欠かせないものです。高速道路等の道路整備がおくれ、また冬の除雪サービスが低下することは、緊急医療を初めとした日常生活において名寄市や北北海道の人々の死活問題になるのではと思います。そして、ますますこの地方の過疎化は進むものと思います。道路特定財源の中央での議論について名寄市の市民の生活にどう影響するのか、理事者の考えについてお答えくださ

い。

次に、冬期除雪体制について伺います。旧名寄市と旧風連町の除雪体制は違いますが、合併協議の中では5年間据え置きにすると記憶しておりますが、準備期間を初めいつごろ一緒にする計画なのでしょうか。準備期間を含めお答えください。

名寄の除雪体制は、随意契約で行っていますが、いつまでも随意契約でよいとは思いません。なぜ随意契約なのかもお知らせください。

次に、高齢者除雪サービスについて伺います。先月の話なのですが、ある市民から先月中旬にどか雪が降って業者に頼んだら、12月から3月までの4カ月契約なので、行けないと言われたと言っていました。もう少し柔軟に対応してもよいと思いますし、業者への指導のまずさが出たと思いますが、お答えください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま渡辺議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目は私から、3点目の（1）は建設水道部長から、（2）は福祉事務所長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、経費節減についてお尋ねがありました。市といたしましてもあらゆる部分での節減に努力をしております。蛍光灯については名寄庁舎で器具取りかえの際に個別のスイッチつきのものにし、昼休みはもちろんですが、必要な部分以外は執務中であっても消灯するなどの取り組みをしております。電気料金につきましては、平成18年度名寄庁舎で770万円、風連庁舎で390万円、両庁舎の合計で1,170万円となっております。平成17年度、18年度につきましては合併の準備や合併直後の事務で超過勤務や各種委員会等の会議が多く開催されたこと等により、増加傾向となったものと分析をしております。暖房用の重油につきましては、この間のウオームビズや暖房機

の細かな温度調整の徹底等により、平成18年度では使用料で3,000リットルほど減っておりますが、単価の上昇によりまして結果として前年比3万8,000円ほどの増加となっております。このほかにも用紙の節減や節水、リサイクルの徹底などあらゆる分野での節約、省エネをさらに強めて経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に、工事発注にかかわって御提言も含めてお尋ねがありました。VE方式につきましては、国道では試行期間を経て本格実施をしております。国が発注した実績を見ますと、設計VEは平成6年度から試行を開始し、平成8年度本格実施、平成18年4月までの12年間で53件、入札時VEは平成13年度から試行導入をしまして、平成18年4月までの5年間で7件、技術提案型総合評価方式は平成13年度試行導入し、平成18年4月までの5年間で8件、契約後VEは平成11年度試行導入し、平成18年3月末までの7年間で5件の実績がありましたが、技術的難度が高く、工事費が高額な大規模工事が対象となっているため、実施件数が少ないのが現状であります。このVE方式を導入するに当たっては、設計担当とは別に発注者側に技術審査委員会等の設置、発注者、受注者のスキルアップとクリアしなければならない問題もありまして、今後の名寄市の発注予定を考えますと、大規模工事も見込めないことから、技術審査委員会等の設置は困難な状況であります。VE方式の効果を検証し、職員の研修等現在入札制度改善庁内検討委員会で検討中であります条件つき一般競争入札の実施とあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、道路特定財源についてお尋ねをいただきました。御案内のとおり用途を道路整備に特定をした税金でありまして、国税では揮発油税、石油ガス税、自動車重量税の3種類があり、地方税では地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、軽油引取税、自動車取得税の5種類があ

ります。この地方税のうち市町村に譲与されるのは、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、自動車取得税となっております。名寄市の平成18年度決算における収入額は、地方道路譲与税で8,313万9,000円、自動車重量譲与税で2億4,159万5,000円、自動車取得税交付金で9,519万2,000円となっております。議員御指摘のとおり道路特定財源となっているこれらの税金は暫定税率が適用されておりまして、暫定税率の適用期限は自動車重量税が平成20年4月末日、他の税金は平成20年3月末日となっております。御質問のこの暫定税率が廃止された場合の影響額についてであります。平成18年度決算で算出いたしますと、地方道路譲与税で1,385万6,000円、自動車重量譲与税で1億4,495万7,000円、自動車取得税交付金で3,919万6,000円、合計で1億9,800万9,000円が減少することになり、一般財源に大きな影響が出るものと考えております。

道路特定財源のあり方につきましては、現在政府与党内で活発な議論があることは御案内のとおりであります。政府は、昨年末暫定税率を維持した上で余剰分は一般財源に回すと閣議決定いたしました。道路関連に限定すべきとの意見や暫定税率の一部引き下げを求める意見もあり、また総理大臣が道路整備の中期計画素案の事業量の精査を指示したこともあって、道路特定財源をめぐる情勢は不透明となっております。

お尋ねの一般財源化に対する考え方についてであります。議員御指摘のとおり、道路特定財源は目的税であり、北海道内、とりわけ道北地方については道路整備がおこなわれていることから、一般財源化については明確に反対であります。名寄市は、高速自動車国道旭川・名寄間建設促進期成会、一般国道40号名寄・稚内間整備促進期成会などに加入をして高速道路、高規格道路の整備を進めております。今後も一般財源化の動きに反対をしながら、期成会の活動を通して高速道路の整備促

進を進めてまいりたいと考えております。

次に、道路特定財源の医療に対しての影響についてもお尋ねをいただきました。さきに北海道内、とりわけ道路整備がおこなわれている道北地方においては道路特定財源は大変重要な財源であることを申し上げました。名寄市立総合病院は、道北地方の地方地域センター病院として救急、高度、専門医療などを含めて包括型、完結型の医療を担っており、地域住民の命と暮らしを守っております。議員御指摘のとおり、高速道路は一般道と比べて救急搬送の際など時間短縮と安全な走行ができることから、搬送者が重篤で一刻を争うような場合に特に威力を発揮いたします。高速道路並びに高規格道路の整備が着実に進展することで、救急搬送の時間短縮がより一層図られることになり、地域医療の充実の面からも道路特定財源が維持されることを強く望んでいるところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。
○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、冬期除雪体制についての両地区の違いと随意契約についてお答えをいたします。

合併当時名寄地区、風連地区の委託による除雪体制は、実施方法、積算方法等に大きな相違がありまして、平成18年度、19年度に積算方法、燃料費等を重点的に一定程度統一化してきたところであります。なお、風連地区で行っている直営方式は、職員数の問題などがあり、現在部内で調整をしておりますし、市街地の排雪回数は地域特性もありますので、両地区の住民サービスの低下とならないように配慮しながら、今後統一に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、随意契約についてお答えをいたします。除雪業務の契約は、名寄地区は名寄三信環境整備事業協同組合に、風連地区は風連環境保全事業協同組合にそれぞれ随意契約をして委託契約をしているところであります。両組合は、それぞれの地

区の除雪を受注できる建設業者がほとんど加入し、結成された官公需適格組合で、現在のところほかに両地区の除雪業務を申し出ているものがないため、見積もり合わせによる契約を行っているところでございます。また、官公需適格組合は、中小企業の集合体であり、国が認可した法人であること、中小企業の雇用の確保等を目的として受注機会の確保を図るなどの施策を講ずるよう国から要請も受けているところであります。除雪事業は、市民ニーズが高まり、建設事業の中でも関心が高く、要望、苦情が多い事業であります。単独事業でありますから、安価で実施することは大変重要であると考えておりますが、それぞれ組合に加盟している業者間において小さな心遣いのある市民サービスを競っていただきたいと考えておりますし、シーズンの初めに当たってそのように指導をしまいたいというふうに考えています。

なお、今後新規参入希望業者が届け出があるなど状況に変化があれば、入札制度改善庁内検討委員会に諮り、入札方式を検討をしまいたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目3番目の（2）、高齢者、障害者世帯を対象とした福祉除雪サービスについてお答えをいたします。

名寄市街区域では、1シーズンの門口除雪委託料は1戸当たりで平均では3万円程度と推計をしております。当除雪サービスの契約方法といたしましては、一昨年までは市が除雪業者と委託契約を締結し、利用者は非課税世帯は6,000円、課税世帯は1万円を市に納付し、残りの事業費を市が負担することで実施をしまっていました。昨シーズンからは利用者と業者で除雪範囲を含めて個別契約をする方式に変更し、市からは非課税世帯は2万4,000円、課税世帯は2万円の助成券を交付し、残額を利用者が負担してもらう仕組みと

いたしました。また、市として、個人と業者との契約となることから、金額や面積等を含めて12月から3月までの契約書を取り交わすことを指導してきたところでございます。

さて、今シーズンは例年になく早い降雪によりまして11月19日から市道の除雪作業が始まりました。早速利用者から連絡があり、門口除雪の依頼について業者に電話をしたら、契約は12月からだからできないと言われて困っていると、議員御指摘のような苦情を数件連続して受けたところでございます。担当といたしましても、12月からというのは助成券を4カ月の月別に交付するための事務処理、便宜上のことであり、契約は基本的に1シーズンととらえ、契約日のいかににかかわらず柔軟に対応してほしいと業者に連絡し、業者も了解の上対応をしていただいたところでございます。このことから、本サービスの開始時期も含めまして利用者や業者にまだまだ説明不足、連携不足の点があったと反省をしております。今後もさらにきめ細やかに利用者の方々に不安が生じることのないよう、説明の徹底化と臨機な対応に努めさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 答弁いただきましたが、再質問していきたいと思っております。

蛍光灯に関して言えば、私がいたトヨタ系のディーラーでは、約30年ほど前だったと記憶していますが、そのメーカーのトヨタでは蛍光灯を三、四列ついているものを1つないし2つ消して経費節減に努めていました。これを風連庁舎で施行してもよいと思いますが、現在の状況から少しでも電気代の節約になるのではないのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま風連庁舎の照明について御質問をいただきましたけれども、確かに名寄庁舎と風連庁舎の照度が少し違うのか

なという実感も持っておりまして、どの明るさで執務がふさわしいのかという照度の点も調査をさせていただきますまして、検討してみたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 私も確認しましたが、名寄庁舎の総務部にはひもがついた蛍光灯になっていて使用後は消しているようですが、その結果1カ月でも2カ月でも1年でも構いませんが、幾らぐらい節減になっているのでしょうか、これにもお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 確かに総務部のところにひもがついていまして、それぞれ場合によっては夜勤をするときに自分のデスクのところだけ明かりがつくようにということで小まめに点灯、消灯をしておりますけれども、実際に1年間ですれほど違ったのかという数字は現在押さえておりませんので、改めて検証してみたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 質問をかえます。10月10日の新聞紙上では、郵政民営化を機に道路にある郵便ポストに対し国、道、市町村が道路占用料の徴収に乗り出しているとありましたが、名寄市としてはある意味徴収することによって経費節減にもつながるのではないのでしょうか、これについて検討した経緯があるのか、またどのようにする計画なのかをお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） それぞれ市の関連のところでのポスト設置につきましては、道路部分と道路部分でない敷地という点がありまして、道路部分につきましては道路占用料等の規定で対応できるというふうを考えておりますけれども、敷地につきましては現在のところ規定を持っておりません。それで、行財政改革推進計画の中で20年度中に各種使用料、手数料の見直しをするということにしておりますので、収入の確保を図るという意味も含めまして、他市の状況も参考にしな

がら規定の整備を含めて進めてまいりたいと考えております。

なお、市のほうで要請をして設置をしていただいている部分もありますので、これらもあわせてこのほうはどういう手だてができるのかということも含めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 新聞によると、650円から1,300円程度だと聞いていますけれども、それもかなり数があればいろいろと収入になると思いますので、検討していただきたいと思います。これについては要望しておきます。

経費削減にはさまざまな方法がありますが、例えば現在は分庁方式にしていますが、無駄がないのかをお聞きします。現在は、教育委員会が名寄庁舎で、建設水道部が風連庁舎です。そこで、お伺いしますが、ある市民の話では水道のメーター交換も風連より名寄のほうが五、六倍多いと聞いておりますし、現在の燃料の高騰の折、分庁前と現在では建設水道部にどの程度の差があるのかをお知らせください。それに、教育委員会と建設水道部の入れかえによって、現在かかっている経費と引っ越しの経費を引いても数年後には十分に採算が合うと思いますし、私は見直しが必要だと思いますが、そのような検証や計画をしていただければお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま御質問いただいた個々の点について具体的なデータは持ち合わせておりませんが、分庁方式そのものが合併協議の中で位置づけられたものでありまして、確かに庁舎が2つ存在することで御不便な点もあろうかと思いますが、それによって旧両市町が融和をしていくということもありますので、ぜひその辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） でも、建設水道部に

ついで言うと、こちらから風連庁舎に行って、それからまた公用車を使って来てやっているというのが多いと思います。合併の論議は論議として見直すべきだと思いますが、お考えがあれば。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） もともと2つの自治体であったものが1つになって、2つのもともともある庁舎を活用して行政運営をしているわけですから、3部、2部ということで、それは教育部と建設水道部ということでもやはり3つはこちらに、2つは風連庁舎にということで、当然それは出てくるわけでありまして。それと、全体5部通してももともと風連に勤めていた職員がこちらのほうに来る、あるいはもともと名寄庁舎に勤務していた人間が風連庁舎に行くということも、これは分庁方式をとっている以上当然のことです。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 私が言っているのは、水道にしても建設にしても工事は名寄市内が多いので、風連庁舎に行ってから名寄へ来るというのが多いと思うのです。それで、かなりの燃料代がかかっていると思うのですけれども、燃料高騰の折ですから、しっかりと検証して削減に努めてほしいと思います。これは要望しておきます。

次に、発注問題に移ります。建設水道部と経済部に多いと思いますが、一昨日の新聞では釧路市では来年度から5,000万円以上だった一般競争入札を1,000万円以上にすると書かれておりました。名寄市も数年後に一般競争入札と設計VEを両方とも実施していただき、これをすることによって職員の意識改革にも寄与しますので、名寄市はこの地域の先進的な取り組みを行うべきだと思いますので、これについては強く要望しておきます。

次に、北海道は除雪費が必要であることから、本州などと異なり維持管理に占める予算をウエー

トが大きいと思います。そのような中で暫定税率が廃止された場合は、新たな道路整備ができなくなるのではないかと危惧をしているところです。政府与党は、12月7日に特定財源の見直しについて決定したようですが、道路整備における暫定税率の必要性についてどのように認識していますか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、道路整備の長期計画の中で今後整備をすべき路線と事業の総体量がほぼ数字として出ております。現行の税率を維持した上で全体計画が成り立つという計画でありますので、当然暫定税率がその計画をすべて終了するまで継続することを強く望んでおります。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 昨年秋の東京要望のときには、全道各地の首長さんの意見を沿って行ってきました。そのときには島市長からも意見をいただきましたことに対して、この場をかりてお礼申し上げます。

ことは、10月に高速道路の要望に全道各地から十数名で行ったときに、要望書の中に枝幸と中川町の妊婦さんの意見も沿って要望しました。その文書をここで紹介します。

枝幸町のK. Mさん。現在妊娠中で名寄市立総合病院に通院中だが、住んでいる町からの通院は長時間で足がむくんだり、腰が痛くなったりと車の移動でも大変つらいと感じる。陣痛が起こった場合、同じ市町村の病院であれば移動時間も15分から20分程度でさまざまな交通手段で病院に行くことができるが、遠い町からの移動の場合いつ陣痛が来るか予想も不可能ですし、夜間の場合は自家用車での移動でしか手段がありません。冬道、吹雪や道路凍結など一層心配。高速道路での移動は、冬も除雪等が行き届いており、その点では現在よりも安心して移動することができます。高速道路の早期完成、名寄市までの全線完成を強

く要望します。

次に、中川郡中川町字中川のN. Mさん。3年前に中川町に転勤となり、ことしこの町で結婚し、妊娠しました。この町に来て3年もたつと買い物の不便さにはなれ、日常の生活では特に困難なことなくなってきました。しかし、初めての妊娠をし、この町に病院がないということで精神的に大きな不安を感じました。毎回健診を受けている名寄市立病院までは、車で1時間半はかかります。健診のたびに往復3時間、それに健診の時間を合わせると丸1日がつぶれてしまいます。健診のたびに仕事を丸1日休まなければなりません。妊娠してから体調がすぐれないことも多く、もし何か救急なことが起こったらどうすればいいのだろうという不安も大きくなるばかりでした。病院の先生にもし突然ぐあいが悪くなったらどうすればよいか聞くと、車で長時間移動は体に負担がかかるので、とりあえず病院に電話をかけて家で安静にしてください、よほどのときにはすぐに来てもらうことになりますとのことでした。すぐにとっても1時間半、しかも長時間移動は体によくありません、ますます不安になりました。何とかならないだろうか。もっと速く名寄まで行けたらと感じたことでしょうか。今は妊娠9カ月、次の健診からは1週間に1度となります。おなかも大きく一人で運転をして病院に行くには不安もあり、夫に連れていってもらわなければなりません。病院がない町に住む患者の体にとっても家族にとっても、なるべく速く病院に行けるという環境がつけられることを心から願っています。

これは、相手方にも随分インパクトがあったと思いますが、これを今お聞きになっていて、名寄市立総合病院が頼りにされていると私は感じましたが、今副市長の感想をお聞きします。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 病院の特に地域医療の関係について、今日ほどいろんな社会問題になっていることはないというふうに思っております。

どんどん医療の再編成が起きてきまして、今お話があったように特に産科の縮小、それからまた小児科の縮小などは不安要素というのは非常に大きいものがあるというふうに思っております。名寄市立病院がその意味では道北地区の中心、センター病院として大きな役割を果たしているということは間違いのないというふうに思っております。それで、住民の皆さんは絶えず、子供を抱えているお母さんなら小児科の、妊娠をした方なら産科の関係での不安というのは非常に大きなものがあると思います。それを唯一カバーできるとすれば、最低限の不安を抑えるとすれば、道路だろうと。何かのときにすぐ行けると、確実に行けると、安心して走れると、こういう道路があるのではないかとこのように思っております。私も先月道路関係の要望に参加した折には医療と道路というふうに結びつけて、特に北海道のこの地域における広範な範囲内の医療と道路というものについて地域事情を訴えてきたということでございまして、今一番不安な医療に対するかすかな安心感を与えるとすれば、道路だろうというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 次に、医療のほかにも物流、観光、地域間交流などさまざまな活用がありますが、それらの解決のためには高速ネットワークを整備するほかにないと思いますが、名寄市としてどのような課題があると思いますか、また課題があれば解決のためにどのような活動を行いますか、具体的にお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 道路の果たす役割というのは、1つには生活道路というのがきちんと確立されなければならないだろうというふうに思っています。これは、例えば名寄市に置きかえますと、名寄市の生活道路が果たして十分か、まだまだ不十分なところがあると思いますけれども、それだけに住民の要望が高いというものになってお

りまして、それにどうこたえていくかということについては計画的に道路の改正をやっていくということでもあります。

もう一つは、近隣の町村間を結ぶ道路、これをどうしていくか。これは、主に道道で結ばれておりますけれども、この道道の整備。さらにまた、目的によってその範囲が広がっていく、例えば通学のため、通勤のため、あるいはもう少し言うと物流や観光のためということになってくるのではないかと思います。ある意味では骨幹となる道路、物流や観光は必ずしもその地域に限りませんから、骨幹となる道路の整備が必要と。現在までは、その役割を国道が担っておりました。あるいは、鉄路が担っておりました。空路もそのとおりでございます。道路でいいますと、やはり国道の整備というのは非常に大切なものだろうというふうに思っています。今申し上げました医療、防災、さらに観光、物流、それら多岐にわたる要素を道路が持っているというふうに思いますから、それぞれの用途に応じた道路の整備というのは、どんなところにもひとしく恩恵を受けるべきだというふうに私は考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 次に、北海道開発局で事業が進められている縦貫道の士別剣淵一名寄間や名寄バイパス、美深道路への影響はどうか、また名寄から稚内間の高速ネットワーク形成がどうなるのか心配です。島市長は、高速ネットワークなどをどのように認識していますか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 国土交通省が昨年からことしにかけて道路の中期整備計画というのを作成をいたしました。この10月に発表があったわけではありますが、日本列島の中で向こう10年間のうちに幹線道路を含めてどこまでの整備を図るか、こういう内容のものであります。士別剣淵一多寄間というのは、もう既にくい打ち着工がされておりますけれども、多寄一名寄間12キ

ロについては全くゴーサインが出ていないという状況でありまして、また名寄から稚内間は非常に距離があるということでバイパス事業でつないでいくとしても何年かかるのかと、こういう展望が明確でなかったわけではありますが、今回の中期計画の中では名寄一稚内間については一部現国道の1.5車線といたしまししょうか、幅員等も含めてバイパス以外の方法の整備を図って10カ年の間にやり抜くと、こういう展望が示されました。本州と比較をいたしますと、本州の高速道路の供用率等については六十数%いっております。北海道内は、まだ42%ということでありまして、本州と比較をして非常におくれていると。その中で道路特定財源の議論が出て、場合によっては整備が終わった地区の納税者の皆さんがもういいのではないかと、こういうような御意見があるのかというふうに思っておりますが、私はこの一、二年、特に私どもの地域の実態を申し上げて、さらには今、副市長からも答弁をしております医療の問題については、これは産科について申し上げますと、名寄、北のほうに向かっては途中ありません、稚内と。ですから、そのような小児科も含めてなのですが、非常に病院に通院するのに現在の車事情であっても相当な時間がかかるということでもあります。それだけに名寄市のセンター病院の充実はもちろんなのですが、センター病院までかかってくる時間短縮は道路の整備以外にないと、こんなことを考えて、これからはしっかりと、立場もございまして、要請行動を起こしていくというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 私もそう思います。稚内一名寄の間を面積にすると、東京都の約3倍以上あるのです。そこに稚内と名寄にしか産科がない。私は妊娠したことないので、わからないのですけれども、妊娠すると生まれるまでに14回ぐらい通わなければいかぬ。中川町と枝幸町の妊婦の方から切実な訴えをいただいて、これを持っ

て行ってまいりました。こんなことで遠いから子供はつくらないとなったら、どんどん過疎化が進むわけです。それは許されません。さっき副市長もおっしゃいましたけれども、どこにいても同じサービスが受けられなければだめだと思います。そのほかにもまだいろいろあるのですけれども、牛を運ぶときに長距離運搬で体重が減るとかで価格が下がってしまうとか、前なのですけれども、猿払の漁協の方に聞いたら、稚貝を噴火湾から運ぶときに高速道路を使わないとかなり死んでしまうのだと言っていました。そんないろいろな弊害があるわけですから、田舎に住んでいても同じようなサービスを受けられなければだめだと思いますし、今後とも要望活動を続けていただきたいと思います。

次に、高齢者除雪サービス事業については、高齢者福祉の観点から利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスが必要だと思いますので、事前に除雪事業者とのしっかりとした打ち合わせを要望して、私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知識員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

農業、農村の振興について外2件を、中野秀敏議員。

○25番（中野秀敏議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大項目で3点お伺いをいたしたいと思います。

初めに、農業、農村の振興でございます。本道の平成19年産米の作況指数は、99ということではやや不良と。先日の最終的な新聞報道では、98に下がったというふうな情報もあったわけですが、にもかかわらず農家の手取り価格は1俵1万円であり、農水省が示した新たな米需給調整システムが機能せず、地域農業は今や崩壊の危機に直面しているのが現状であります。米価低落の要因としては、31府県に上る過剰作付、米消費の低迷、政府備蓄米の放出などいろいろな問題が挙げられております。政府は、10月、米緊急

対策を決定し、その内容は備蓄米34万トンを年内に政府が買い入れ、その販売を当面は抑制することとし、全農は10万トン相当を飼料米とし、処理し、費用の半分を政府が負担することとしました。これにより、現在の入札価格は多少上向いているというのが現状でございます。また、12月5日、農水省は平成20年産米の生産目標数量を発表し、北海道においては前年比1.2%の減、59万8,930トンとなり、面積換算で1,311ヘクタールの減少となったところであります。本名寄市においては、後継者あるいは担い手不足によるもの、また品目横断経営安定対策の導入によるもの、また高齢化によるもの等さまざまな問題の中で離農が進んでいるのが現状であります。平成19年の農地流動化の現状についてをお知らせいただきたいと思います。

また、農地の流動化により、規模の拡大は図られているのが現状ですが、1家族経営における農地の分散、団地数の増加等で作業効率が低下しているのも現実であります。将来を見据えた農地集積の考え方についてお伺いをいたします。

2点目に、農地の流動化が進む一方、個人経営では資金力、労働力に限界があり、また遊休農地の発生が懸念されることから、数戸による農業生産法人の育成を強力に進めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目に、風連地区の住民自治組織移行についてであります。地方分権一括法により国と地方自治体の役割分担が見直され、新しい地方自治を確立しようとする情勢の中、まちづくりの流れは従来の画一的なものから個性を生かした自立的、主体的なまちづくりへ着実に移行しており、住民自治においても地域の身近な課題への取り組みは地域住民自治が行動して解決する仕組みが求められています。さらに、住民参加という概念を一層進め、住民と行政の協働の役割分担を通してともに協力しながらまちづくりを進める必要があります。現在風連地区においては、地域自治区に移行する

ため、その前段で行政区制度から住民自治組織移行に向け、6月に審議会が設置され、審議が行われている状況であり、審議委員各位の御苦勞には心から敬意を表するところであります。今日まで懇談会等を行われておりますが、住民自治組織移行に当たり住民の不安も多いわけですが、特例区としての考え方について次の4点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

初めに、今日までの審議経過と今後のスケジュールについて。

2点目について、住民自治組織移行に伴い、現在それぞれの各行政班があるわけでございますけれども、この再編についての考え方について。

3点目に、地域住民と深いつながりを持つ公民館分館のあり方についてどのように考えておられるか。

4点目に、住民自治組織移行に伴い各地区にあるコミセン管理については自主管理とするのか、どのような考え方をしているのかお伺いをいたします。

3点目として、小学校の適正配置と地域整備についてお伺いをいたします。全国的な少子高齢化と人口の都市集中が進む中、名寄市においても少子化や地域全体の人口減少などにより児童生徒数の減少が著しく、市内15校の小中学校とも学級数が減少し、さらには学級間、学年間の人数にもアンバランスが生じております。次代を担う子供たちの良好な教育環境を確保するためには、適正な規模での学校教育が行われることが望ましいところですが、将来的にも人口や児童生徒数の減少が予測される中、小中学校の配置体制が現在のまま推移すれば、良好な教育環境や望ましい教育効果が得られない状況を生ずる懸念があります。こうした背景の中、名寄市教育委員会では平成18年8月、教育長の諮問を受け、適正規模、適正配置はどうあるべきか、市民の立場から検討することを目的に小中学校適正配置等検討委員会が設置されたところであります。第1期においては19

年2月に答申を受け、平成19年5月には第2期の検討委員会が設置され、現在も審議が行われているところでありますが、今日までの検討委員会における審議の状況についてお知らせ願ひたい。

2点目に、老朽化、未耐震化の学校施設の整備に関する考え方と適正配置との関連についてをお伺いをいたします。

以上を申し上げて、この場からの質問といたします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま中野議員から大きな項目で3点にわたってお尋ねをいただきました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては総務部長から、3点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたしたいと思ひます。

初めに、農地流動化と農地集積についてのお尋ねでございますが、農業経営の規模拡大は農地の集団化とあわせて行うことで作業効率の向上やコスト削減など、より経済効果を発揮することができると考えております。平成18年、19年の農地流動化に伴うあっせん、賃貸借の状況でございますけれども、名寄地区では平成18年、これにつきましては1月から12月の1年間でございます。あっせんで37件、面積に置きかえますと145.1ヘクタール、賃貸借では48件、178.5ヘクタール。平成19年は、1月から11月まででございます。あっせんで14件、63.9ヘクタール、賃貸借で70件、224ヘクタールとなっております。風連地区では、平成18年では同じ期間でございますが、あっせんで23件、74.3ヘクタール、賃貸借で28件、62.5ヘクタール、19年ではあっせん33件、面積では106.4ヘクタール、賃貸借では69件、面積では203.4ヘクタールとなっております。平成17年以前は、例年名寄、風連地区とも70ヘクタール前後のあっせんでございましたけれども、18年度以降品目横断的経営安定対策の導入により高齢

農家や小規模農家を中心に離農が進んでいる実態にあり、急増している状況にあります。

流動化に当たっては、農地の面的集積を図る手段として、売買による農地保有合理化事業の活用や近年の農地移動の実態を踏まえ、賃貸権設定による面的集積の推進についてもあわせて取り組んでいるところでございます。

なお、担い手経営拡大支援対策として、担い手への農地集積を目的として新産地づくり交付金においても支援しているところでございます。

御質問の交換分合事業などの農地集団化につきましては、農地の面的集積に極めて効果的な事業と考えており、土地改良法に基づく交換分合事業を行うと、1つ目には圃場から圃場までの通い作の距離が短縮され、移動時間の節約になること、2つ目には団地数を減らすことで農作業ロスを少なくし、農業機械を効率的に利用できること、3つ目には集団化と同時に経営規模の拡大を図ることができる、このことから低コストで高い生産性を実現し、農業経営の改善を実現でき、国の補助制度や税制上の優遇措置もあります。個人相対による交換につきましては、土地の条件などから難しい面もありますが、交換手続が大幅に簡素化されますので、地域の話し合いの中で取り組みの合意形成が可能であれば農業委員会、JAと協議し、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、農業生産法人の育成の取り組みについてのお尋ねでございます。本市の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、国際化や市場価格による農産物価格の低迷により一段と厳しく、農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が急速に進行する中で地域農業を支えるすぐれた担い手の育成確保や法人化を進めることが重要な課題となっております。現在農業生産法人については、名寄地区では6農業生産法人、1農事組合法人となっており、また風連地区では3農業生産法人、1農事組合法人の合わせて11法人となっております、

一戸一法人が7法人、数戸による法人が4法人となっております。また、風連地区におきましては、来月新たに1農業生産法人より届け出を予定していると聞いているところでございます。これまで法人化を推進する取り組みにつきましては、農業セミナーや各種講演会の開催、先進地視察などを実施してきており、農業委員会では例年北海道農業会議から講師を招き、農業生産法人についての研修会を実施しており、本年2月には風連町農民連盟主催によりますところの学習会を開催し、風連、名寄地区合わせて40名の参加をいただいたところであります。また、旧名寄地区におきましては産地づくり対策の中で法人化対策の助成制度も盛り込んだ経緯もありますが、実績は残念ながらございませんでした。また、本年度から家族経営協定についてJA、普及センター、市、農業委員会など関係機関連携のもとに準備を進めているところであり、これらについても将来農業生産法人化に結びつくものと考えております。農業従事者の高齢化や離農が進行する中で、組織力を活用した経営規模の拡大によるコスト削減や離農跡地の受け皿、労働力の余剰を新たに農業部門への展開、雇用労働力の確保、経営資金の調達、さらには労働条件の改善などを図る上からも地域連携型の農業生産法人の育成が必要と考えており、若い農業者にターゲットを絞りながら上川管内農業生産法人ネットワークや関係機関、団体と連携をし、調査研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、2点目の風連地区の住民自治組織移行についてお答えをさせていただきます。

住民の一番身近な自治組織として旧名寄市が町内会、旧風連町が行政区と組織形態が違うことから、合併協議の中で特例区設置期間内に行政区から新たな住民自治組織に移行することになり、現

在特例区では風連住民自治組織移行審議会を設置し、移行に向けての審議を重ねているところがあります。審議会委員の精力的な議論の中から、新組織の名称、区域の再編見直し、移行年月日などを素案としてまとめ、各行政区に提示し、地域の意見等の集約を行い、素案の調整から現在原案づくりに至っていますが、特に区域の再編見直しについては高齢化の進行や世帯数の減少による小規模な行政区の増加が今後の住民自治活動や地域活動に支障を来すことが懸念されることから、小学校区や公民館分館活動などの地域活動を重視した再編案を示したところ、大部分は素案どおりで集約されましたが、一部の行政区から異論があり、原案での調整課題となっております。今後の移行スケジュールについては、審議会での審議の進捗状況に左右されますが、平成20年10月ごろをめぐりに審議会の答申をいただき、その後特例区協議会に諮り、住民説明を経て、平成22年4月に新しい住民自治組織に移行していく予定をしています。

次に、移行に伴う行政班再編の考え方についてですが、現行の行政班の世帯数が農村地区では減少傾向が続いている現状を踏まえ、新組織移行後の班のあり方など、審議会でごこまでかわるのかを含め協議をしております。審議会の意見を踏まえて方向性等を示していく考えでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、移行に伴う公民館分館のあり方についてですが、住民自治組織移行審議会を初め移行に伴う住民説明会や行政区長、町内会長懇談会などの席上で数多くの方から分館活動について御意見をいただいております。また、風連公民館においても住民自治組織移行と大きなかわりを持つと考えておりますので、公民館分館長主事会議と公民館運営審議会において住民自治組織移行と並行して公民館としての考え方をまとめる予定をしております。

次に、コミュニティー施設の管理のあり方につ

いてもお尋ねがありました。風連地区に設置されている各地域のコミュニティー施設の管理については、合併協定に基づき地域による自主管理を基本とし、地域組織と協議を進め、協議が調った施設から地域組織への維持管理委託を行うこととなっていることから、地域組織が現在区域の再編を見据えた新しい住民自治組織に移行するために協議を行っている最中でありまして、新組織発足後該当する地域組織と協議を進めることとなりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、小中学校の適正配置と施設設備についてお答えをいたします。

初めに、適正配置検討委員会の審議の状況についてお答えをいたします。平成18年度における第1期の名寄市小中学校適正配置等検討委員会は、適正配置計画の前提となる小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方についての諮問に対し、小中学校の適正規模に関して名寄市街地区では1学年50人から60人で12学級、360人程度を望ましい規模とする一方で、適正配置に関しては具体的な報告提言をまとめるには至りませんでした。そのため、次期の検討委員会において具体的な検討素案の提示により検討協議すべきとの報告を受けました。これにより本年5月に設置し、再開されました第2期の名寄市小中学校適正配置等検討委員会では、1つとして、小中学校の適正配置の基本的な考え方について、2つ目に市街地区の小中学校の適正配置のあり方について、3つ目に郊外地区の小規模校のあり方についてを主な諮問事項として、30年から40年後の地域や児童生徒数の将来見通しと具体的な検討素案を示して現在審議をいただいているところでございます。検討委員会では、現在まで7回の審議会を開催し、11月14日には名寄市町内会連合会、風連行政区長会、名寄市PTA連合会の代

表の方々と検討委員の皆さんによる市内小中学校の適正配置に関する意見交換会を実施するなど、精力的な検討協議が進められております。この意見交換会では、地域社会が一体となって支えてきている小規模校のあり方、児童生徒にとってよりよい学校の教育環境のあり方、校区再編に伴う交通事故や不審者などからの児童生徒の安全確保などについて活発な意見交換が行われました。今後検討委員会では、これらの意見等を参考にして答申案の検討に入り、来年1月を目途に答申が行われる予定でございます。

次に、学校施設の整備に対する考え方と適正配置についてお答えをいたします。現在建築後40年を超過している学校施設は、風連中学校校舎及び屋内運動場、名寄東小学校屋内運動場の2校3施設であり、平成28年度までに建築後40年を経過する学校施設は6校10施設となります。また、昭和56年以前に旧耐震基準により設計建築された学校施設は、さきの施設を含め11校18施設あります。平成18年度において、風連中学校を除く10校16施設について学校施設耐震化優先度調査を実施いたしました。この調査の目的は、耐震化対策が必要な学校施設を多数保有する市町村が中長期的な計画により耐震化事業に取り組むとき、耐震上の危険度を簡易に判定し、耐震化事業の優先度を検討するための技術的な調査でございます。今後名寄市小中学校適正配置等検討委員会からの答申を受けて名寄市小中学校適正配置計画を策定いたしますが、これと連動する名寄市学校教育施設整備計画においてその整備に関する基本方針等を示していくことになります。学校は、児童生徒が日常の大半を過ごす学習と生活の場であるばかりでなく、地域の皆さんにとっては生涯学習活動やスポーツ活動などに利用される身近な公共施設であるとともに、災害の発生時には応急的な避難場所ともなる施設として重要な役割を担っております。整備計画では、校区の再編や学校の統廃合の見通し、老朽化の状況、バリアフ

リー化、安全安心な室内環境の確保などを耐震化事業とあわせて総合的に整備していくために基本方針と基本計画を示し、学校施設の計画的な整備を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） それぞれ答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきたいと思うのですが、初めに農業、農村の振興についてでありますけれども、まさにとまることなく農地の流動化が進んでいるというのがあらわに示されたわけなのですけれども、最終的にはやはりすべての農家でこの農地を守り切るというのはなかなか個々の経営の中では難しいというふうに私も考えているので、法人化という部分の取り組みにあえて意見を述べさせていただいたので、現在新聞等で限界集落という表現がよく出てきているわけなのですけれども、先日のテレビの中でも全国で7,800余りと、先日の新聞では全道に319と非常に細かい数字を出して新聞報道がされたところなのですけれども、初めに名寄市において現状限界集落という認識はどういうふうにされておられるのか、またこの全道319という数の中に入っている数字があるのかなのか、この部分についてちょっと確認をさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 議員既に御承知だと思いますけれども、今ありましたように、国土交通省の調べによりますと、道内では319の限界集落が確認されたというふうなことで報道されました。

さて、我が名寄市でございますけれども、12月1日現在の集落の実態調査をいたしましたところ、農村部の1集落、1つの集落が限界集落に当てはまるということでございます。残りといひましようか、9集落につきましては心配されるのですけれども、65歳以上の高齢者が40%を超え

た、つまり準限界集落というふうには呼ばせていただいておりますが、これが9集落あるということで押さえさせていただいております。今後につきましては、あらゆる面で影響が出てくるのだらうなど、農業に限らずいろんな地域活動も含めて支障が出てくるのではないかというふうな認識をしております。また、今自治会の話にも結びつくかと思うのですけれども、それらのほうとも連動しながら今後対応していかなければならないもの、そういうふうな認識をさせていただいております。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） 名寄市にも1集落が65歳以上の方が半分を超えるというような状況があると、さらには準限界集落、さらにはこの間のテレビでないのですけれども、これが進むと崩壊集落と、最終的には農業が崩壊するというような状況が起きるわけなのですけれども、そういったものを当市においては決して起こしてはならないというふうに思うところなのですけれども、この法人の部分については道内で非常に進んでいるところが南幌町のようなのです。南幌町では、ちょっと調べたのですけれども、2001年から2006年までで11法人が立ち上がった。これは、やはり行政、農協、農業委員会が新規法人設立に対する支援を明確にしながら、この11法人で1,300ヘクタールと、南幌町の4分の1弱の面積を担っているというような状況なわけです。ですから、それによって南幌町の結果としては、個人的な大規模農家というのは50町、60町はあるのですけれども、そういう面積の人はどうしても野菜が作付できなくなると、個人経営では。しかしながら、ここの11法人については野菜の面積ウエートが非常に伸びてきているというような状況があるというふうに出ているわけなのですけれども、さらにはその法人の設立に当たっては地域ぐるみ的なものではなくて、やる気のある農家を中心に組織をしたと。さらには、設立に当たっては負債を抱えているが、優秀な後継

者、そして意欲のある農家を積極的に構成員に取り入れたというふうな経緯があるというふうにかかれていっているわけなのですけれども、本当に今高齢化のみならず予期せぬ年齢の方が農家をやむなくやめていっているという現状もあるわけでありまして、そういった部分でやはり法人という部分をつくり上げていくというのは大事なことだということふうに考えるわけなのですけれども、今の答弁にもあるのですけれども、講習会、これは旧風連時代からも毎年やっているわけなのですけれども、なかなか進まないというふうな現状なわけなのですけれども、ここはしっかりと将来を見据えた中で新規法人に対する支援策をきちっと考えるべきだと思うのですけれども、この点について答弁をいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、かつて旧風連時代からも農業生産法人、農業法人、これらにつきましては進めるべきというようなことで取り組ませていただいておりますし、議員御承知のように、なかなか芽が持てないし、花が咲かないという、つぼみが持てないというようなことでございました。しかし、今ちょっとお話をさせていただきますと、わずかといえども旧風連の中でも法人がふえてきているのかなと。これにつきましては、やはり先ほどお話ありましたように、やる気のある農家、あるいは意欲のある農家に呼びかけ、働きかけをして生産法人にということでございますが、今お話ありましたように、地域連携型の農業生産法人というのも一方でやっぱり検討していくべきではないのかというふうに考えております。つまり地域集落の中で取り組むというようなことの生産法人も一方で考えるべきでないのかというふうな受けとめをさせていただいております。支援の方法につきましては、また機関と御相談をさせていただきますけれども、今とりわけ風連の中では新たに来月1法人立ち上がるということでの手続をされるよ

うですから、今後きめ細やかに、また粘り強く皆さん方に呼びかけ、働きかけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） 農業政策の部分は、行政、そしてJA、普及センター、あるいは農業委員会とですか、それぞれ連携の中で進めるというのが非常に大事な部分だと思います。ハード部分は、非常に目に見えるのですけれども、ソフトな部分でというのはやはり根気よく、たとえ人数が減ってでもそういった部分は推し進めていくというか、そういう意欲のある、数人ででもそういったものを決してあきらめることなく取り組むことが非常に大事だなというふうに考えますので、この生産法人の部分についてはそれらの横の連携を、これは農協の仕事だ、これは行政の仕事だということなく、たまに職員からそういうような言葉を耳にすることがあるわけですし、JAの職員、風連の職員、名寄の職員というわけではないですけれども、そういったことのないようにその連携というのはしっかりととりながら、将来の名寄の農業の姿をつくり上げていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

続きまして、自治組織の部分について何点かお伺いをしたいわけですが、本当に今審議の途中ということで余り深入りするのは審議委員の方々にも失礼だというふうに考えるところですが、それぞれ地域での説明会を開催しているところですが、見直しがかかることによって分館の部分が変わるというのが本当に風連地区の住民にとっては心配をしているというか、今日まで非常に地域性をつくり上げてきた部分なのですけれども、やはりどこかで見直しをかけなければならぬという部分も当然あるのですけれども、その部分でその組織の見直しと同時に住民が思っている部分というのは、どうしても今までそのことによって交付金等お金がやっぱりついてきているわけですから、それぞれ組織の運営をするために、

そういった部分が住民自治組織の移行とともになくなってしまわないかというふうな心配をしながら、そこも審議会で審議をせよということには私はならないと思うのです。やはり一線はきちっと行政側から示してあげなければ、すべてそれは移行してから考えますとかというのではなく、そういった部分についてしっかりと先に示していくべきだというふうに考えるのですけれども、この部分についての見解をちょっとお聞きをしたいと。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） ただいま再質問でありましたが、行政組織のあり方について、旧名寄、旧風連とそれぞれ違った形でまちが育ってきた、地域が育ってきたのかなと思っております。特に風連の農村部では、公民館活動と行政区活動が一体となった取り組みがなされていると。公民館活動の中には、1つの学校区を中心としながら進んできた。その中に区というのがございまして、何区かございます。そういったものを今、公民館組織のある学区ごとの編成をしようではないかということで論議がされております。したがって、名寄市にも公民館が6つほどございまして、その扱ひも風連とはかけ離れております。したがって、地域自治区を再編するに当たっては、その辺が避けて通れない問題としてあるわけですが、この辺は公民館活動の問題についてはさらに名寄との整合性も合わせながら、こういったものをその地域で守って育てていくのかと、そのためには行政として、また公民館活動としてどのような援助ができるのかという問題がまだ積み残しになっております。したがって、そういう問題が不安をあおっているのかなというふうに考えておりますし、今私も名寄市の各町内会を集めた会議にもずっと出させていただいておりますが、名寄市は総じて風連で言う行政区の活動と公民館活動が一体となったような組織運営がされているようでございます。それらを学校ごとに連携をしていこうという提案をしながらしておりますが、その中で

もまだ問題があろうかと思えます。そういうようなことも含めて考えていかなければいけないわけですけれども、特に風連の場合、行政区の区長に対する報酬だとか、役割とか、それと公民館主事に対する手当の問題とか、事業に係る助成の問題とか、こういった問題がありますから、十分に協議していかなければいけないのかなと。しかし、今、先ほど言っておられました高齢化がますます進んできておりました、特に風連の場合には準限界集落というか、これは区ごとにちょっと出してみたわけですけれども、ほとんどが準ということになっておりました、その中で残るほうが少ないという実態を目の当たりにしながら、将来に向けた再編のために十分な話し合いと、そして特にその地域で守っていかなければならない問題はどこにあるのだということもこれからのまちづくり懇談会の中で十分地域の意見も聞きながら、さらには審議会がございますから、その中でもそういった問題点を整理しながら進んでまいりたいなど、このように思っておりますし、先ほどスケジュール等についても中尾総務部長が言われたとおりのある程度の日程をつくりながら進んでおりますが、基本的には十分な論議の場を設けながら進んでまいりたいなど、このように思っているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） 小室副市長については、特例区の区長ということで2枚看板ということでございますので、ひとつ副市長の看板は横に置いて特例区の区長として風連地区区民のためをお願いをしたいと思うのですけれども、本当に当然今の審議会、あるいは特例区の協議会もあるわけなのですけれども、やはりそこに示すためにはどういう体系にしますよという部分、最低限の部分は行政側でのきちっと方向づけは出しておかなければ、丸投げで審議会に何でもということには私はならないと思うのです。それで、懇談会に入ってもまた同じ答弁しか返ってこないというので

は、そこに自治区に移行したときの不安がより増してしまうのです、やっぱり住民は。ですから、今も質問させていただいたコミセンの管理の問題、こういった部分についてもその後は話し合いますよと、ですけれども非常にそれぞれ持っているコミセンは大きなコミセンです、風連地区の場合は、行政で建てて、地区の会館とはちょっと違うわけです。その辺も本当に30戸、40戸、100戸余りのその再編された中ですべてを自主管理せよと、金銭的なものはこれから考えるよという部分ではなくて、そこはやっぱり一番心配、みんなが不安に思っているのはその部分だと思うのです。分館にしても、コミセンのあり方にしても、金はどうなるのだろうと、金銭的なものはどうなるのだろうと、そこはやっぱり行政側できちっともう少しもんでいただいて、議論をして、そして風連の現状はやっぱり小室特例区区長がしっかりと伝えていただいて風連の体制を守るというふうな形をしていただきたいというふうに考えるのですけれども、改めてここは答弁、区長からお願いをしたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 2枚看板ということで非常にづらいところがあるわけでございますが、今素案を出している部分については地域をどういうふうにしようかと、区画割りをどういうふうにしようかと、どういふスタンスで進んでいくのかという問題が先に出たということで、この中ではどういふふうにしましょうという話をしたのですが、素案をつくってこいということで苦肉の策で事務的な観点だけをとらまえて、こうあると公民館活動と地域活動が一体になってくるのではないかなというように踏まえて素案を出したと。素案が出ないと論議にならぬぞと、こういう論議の中から地区割りの論議を先にさせていただいたということでございますし、先ほど言っているとおり、コミュニティー活動の拠点となっております会館等の維持管理の問題、それから公民館活動の問題

含めて大きな問題としてあるわけでございます。その問題は、今その審議会の中では論議はしていないと、地域割りを中心に先に進んでいるということですので、並行して事務的な、それから市としてのすり合わせをきちっとして方向性を出していきたいなど、それをさらに審議会にかけていきたいという考え方で進んでおりますので、ちょっと2段階、3段階になろうかと思いますが、時間をかけて論議をしていきたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） そういった部分にはやはり行政側の方針というものをきちっと持ちながら、きのうの地域自治区の名寄市においても同じ部分と言える部分もあるかなというふうに思いますので、やはり行政としてやらなければならない部分というか、方針を示さなければならぬ部分はしっかりと今後も示していただきたいと思いますというふうに要望しておきたいと思っております。

次に、小中学校の適正配置という部分についてお尋ねをしたいと思うのですが、現在築後40年を経過している部分につきましては、風連中学校の校舎と屋体、あるいは名寄東小学校の屋体になっているわけなのですが、この部分については早急に整備計画をつくらなければならないという部分だと思うのですが、差し当たりこの40年を経過している2校3施設ですか、についての考え方をお聞かせをいただきたいと思うのです。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、40年経過している部分につきましては今おっしゃられたように風連中学校の校舎と屋内運動場であります。風連中学校につきましては、平成10年に耐力度調査を実施しております。また、平成11年度に北海道教育委員会から危険改築対象施設として認定されているという状況にあります。もう一方、名寄東小

学校の屋内運動場でありますけれども、本年度に耐力度調査を実施しております。東小学校につきましては、今後北海道教育委員会の審査及び現地調査を受けて年度内に認定を受けるというような運びになってございます。これら2校3施設の整備については、新名寄市総合計画の前期計画にも盛り込んでいるということでもあります。しかしながら、今後策定される学校教育施設の整備計画で具体的に整備に関する方針、あるいは方向性を示して計画的な整備を進めるということになっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） 一番急がれている2校なのですけれども、整備計画の中において基本方針を示すということなのですけれども、風連中学校においては道教委から風連高校が募集停止というふうに決定をしたわけでございまして、風連高校の跡地についての利用の部分については3月に私質問した部分があるわけなのですが、当然これでいきますと22年3月には閉校というような状況になるわけですが、この整備計画の基本方針を示すに当たり、この風連高校の跡地利用もあわせて考えていくという方針なのか、この部分についてちょっとお聞きをしたい。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 風連高校につきましては、それぞれ皆さんお考え方あるかと思っております。現在適正配置計画と整備計画の中では、先ほど申しましたように、30年か40年後ということで子供たちの将来推計も含めてということで今検討委員会での答申を待ちながらその計画をつくっていくという状況になります。学校施設の利活用という部分の中では、文部科学省では現在財産処分の手続の簡素化だとか、あるいは国庫補助金相当額の納付の弾力化だとか、そんなことで地方公共団体において有効に活用されるような制度改正を今行っている状況にあります。そうしたことから、有効活用の事例としてはいろいろあるわけですが

れども、公共用、公用施設への転用だとか、あるいは学校法人、社会福祉法人への貸与といったようなことがございます。現在風連高等学校の閉校後の学校施設の利用について、道教委からは何も特に取り扱いについて示されているものはございませんけれども、地元としてもやはり積極的に検討していかなければならないというふうに考えております。ただ、現校舎が中学校として活用していくことができるかどうかということもまだこれから十分に検討していかなければならないなど。これは、そういう中学校として利活用していくという選択肢を持っているならば、種々の条件等で道教委とも今後協議を進めるということになってくるというふうに思います。また、地域としても今後、今18日から風連では地域まちづくり懇談会が行われますけれども、そうした中でのお話だとか、あるいはそうした跡利用を考える会だとか、そういったことの中で地域の皆さん、あるいは父母の皆さん、そうした方々の意見を伺って本年度内には跡利用について方向性を見出していきなというふうに考えております。先ほども述べましたけれども、適正配置検討委員会の答申が1月ごろということになっておりますので、その後配置計画、整備計画の中で具体化されるというふうになってきます。正式にはそうした手順を踏んでということで物事が決定されることになりましても、現在私の個人的な考えとしては風連高校の跡利用は風連中学校として利活用することが望ましいのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） 今部長の見解で中学校とすることが望ましいというふうに言われたわけなのですが、3月の私の質問の中でも跡利用については有効に考えるべきだというふうに申し上げて、教育長もその部分については十二分に検討していきたいというふうな答弁をいただ

ているわけなのですけれども、風連地区の住民にとりましては前期の総合計画にも載っているというふうな状況の中では新築を、建てかえをするのが当然だろうという意見、あるいは風連高校がなくなるといふ、閉校するということがはっきりしたわけですから、有効に利用すると。そこは、中学校が改築時期なので、有効に利用したらいいのではないかという意見も2つあるわけです、私自身聞きますと。そういった部分で、ここは教育委員会としての一定方向というものを出して住民との話し合いというものに入るべきだというふうに考えるわけなのですけれども、この部分についても教育長の見解の伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほど部長のほうから小中学校適正配置等検討委員会の経過についてお話がございました。その中で、実は学校を3つの種類に分けているのであります。1つは、普通規模校。これは、名寄市街地を中心にして小学校であれば12学級程度を維持できる、中学校でいえば9学級以上を維持できる、こういうのを普通規模校。そして、もう一つは小規模校というランクを設けております。これは、小学校では1学年最低1学級は維持できる。言ってみれば、小学校では6学級、それから中学校も1学年1学級ですから3学級、そしてこれは風連市街地を想定しております。そして、もう一つは極小規模校。これは、郊外あるいは農村地帯のいわゆる複式学級などの学校と。こういう3つの規模の中で今議論を進めておまして、その中で風連市街地については、今小中連携教育が盛んに進められております。そういったしますと、あの風連地区の構図から考えましたら、今の風連高校、風連中学校、あそこが一つの文教地区として小中連携から一貫校まで踏み切る、そういう地域的にも、あるいは教育環境的にもいい場所になるのではないかと、こういう考えを私自身はちょっと持っているのであります。したがって、検討委員会でもそのことにつ

て今検討されている。ですから、この小中一貫校まで風連市街地の教育が踏み込むということであれば、まさに風連高校の跡地に中学校が移り、そして例えば風連中学校の跡地に新しい風連中央小学校ができる、そしてその中で小中が本当に階段を渡るような感じで一貫教育ができる、これはまさに全道のモデル校になるのではないかなと、こんな考えを私自身は持っております。ただ、これらにつきましては、今中野議員のお話のとおり、地域のこれまでの風連高校の歴史だとか、中学校の歴史、あるいは地域のいろいろな考えもございしますので、今後またしっかりまち懇、あるいはその他のお話を聞く機会などを特別に設けていろいろ考えてまいりたいと、こんなことを思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） 今教育長の思いはわかかったわけなのですが、この部分についてはしっかりとこの後まち懇あたりでもいろいろと投げかけるといような部分で答弁をいただいたのですが、決してこれだけではなく、非常に大きな問題だというふうに、もし方向転換をするということであれば風連地区にとっても大きな問題なわけがありますから、そこはひとつ時間を惜しむことなく十二分な議論、話し合いを進めていただきたいというふうに考えるところであります。

また、本当に跡利用としては道の持ち物ですからなかなか名寄市がどうこうというふうには現状ではいけないところでもありますけれども、ひとつこれからの協議の中で決して風連高校が閉校したと同時にコンパネを張ってしまうというような状況がないように、そういったことになりますと非常に風連地区としても景観が悪いわけですし、何か跡利用の部分については十二分に検討いただいて有効活用できる体制をつくっていただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で中野秀敏議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

風連地区街路灯の負担状況と今後について外3件を、木戸口真議員。

○12番（木戸口 真議員） それでは、議長のお許しをいただきましたので、これより順次一般質問をさせていただきたいと思っております。議員、また理事者におかれましては大変お疲れのところかと思っておりますけれども、最後となりましたので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今定例会に私は3件の質問を島市長並びに教育長に質問いたします。名寄市の経済状況は、国内の景気の上向き状況とはほど遠く厳しい状況にあります。特に1次産業であります農業は、価格低迷による減収となっております。JA道北なよろによりますと、農産物前年取り扱い高74億円、平成19年度農産物取り扱い決算見込みは67億3,000万円で、実質6億7,000万円の減収が見込まれます。年々販売額が落ち込んでいる状況にあり、農家の経営状況は厳しさを増す一方と思っております。農協も補助金等の年度内支払い、営農資金の金利補てん等の対策に取り組みを進めていると聞くところであります。農協と協議で支援できるものがあれば、対応していただきたいと思うものであります。

それでは、質問に入りたいと思っております。1点目に、風連地区街路灯等の負担状況と今後について。合併2年目を迎え、住民サービスの違い、利用料などの統一が徐々に進められています。名寄市民の公平なサービスの統一が一体感を持ち、まちづくりの基本となるものと考えております。私は、昨年年第3回12月定例会において風連地

区の街路灯等の統一に向けた考え方をお聞きいたし、今後は名寄方式で調整したいとの御答弁をいただきました。このことから、風連町市街地区街路灯管理組合が長年にわたり風連地区の管理運営をしていただき、感謝を申し上げるとともに、住民負担が200万円弱ありますので、名寄地区の住民との負担の差が出ているものであります。さきに述べましたように、早期の統一が必要と考えるものです。今年度、平成19年度事業予定内容と統一に向けた話し合いの経過と今後について市長にお伺いいたします。

2点目の灯油等の高騰による弱者に対する影響と支援対策につきましては、昨日市長より灯油支援の考えを案提案されますので、割愛させていただきます。

3番目に、風連地区ふれあいプラザの処分にかかわる経過について。先日11月30日、地元紙2紙の新聞公告に市有物件を売却との公告に目がとまりました。風連地区ふれあいプラザであります。市の財産の取得または処分に関する条例によりますと、2,000万円以上でなければ議決は要らないので、問題はないのでありますが、旧風連で2年前に寄贈していただき、寄贈された方より住民の皆さん方の利活用に使っていただき、再開発事業で事務所等に利活用していただきたいとのことで町として受け取ったものと考えられます。現在は、市が賃貸で貸し付けで軽食、小宴会場、会議場などに利用されております。そこで、寄贈を受けて2年が経過し、来年度から本町地区市街地再開発事業のスタートがなされ、これからの利活用が期待される中での売却方針となった経過をお聞きいたします。

さらに、競売でなく公示価格での売却についての理由と年も迫る中、異例の公告公示による住民周知の理由と中心市街地にふさわしい利活用計画と1年以内に事業展開ができる方と規定をかけた理由を市長にお伺いいたします。

最後に、4点目に名寄市小中学校の特認校の状

況と支援対策について。近年経済状況の厳しさと雇用の場も縮小され、地域では高齢者の増加とともに少子化が顕著にあらわれ、地域の学校は軒並み複式化され、子供たちが確保できなく地域の学校が崩壊の危機にあります。そうした傾向にある中、名寄市でも小規模校における通学区域外特認校の指定を受け、地域の学校として存続し、活気を得ている学校もあります。また、認定校となっても環境の整備が必要であり、対象となる生徒の確保がされない学校があると聞くところであります。名寄市内の特認校の現状はどのようなものか、また問題はありますか、特認校の支援対策と今後についてどのように考えておられるかを教育長にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま木戸口議員から大きく4点にわたり御質問いただきました。1点目は私から、2点目は省略させていただきました。3点目は総務部長、4点目は教育部長からそれぞれ答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

最初に、風連地区街路灯の負担状況と今後についてお答えをいたします。まず、平成19年度の事業内容についてであります。風連市街地区における街路灯の維持管理については、昭和39年に明るい地域づくりに寄与することを目的に市街地区街路灯維持管理組合が設立されて以来、行政からの補助金並びに地域住民から電気料を含む維持管理費の一部について御負担をいただきながら、組合として街路灯の維持管理に努めていただいたところあります。平成19年度における住民負担の関係につきましては、組合予算総額の36.7%に当たる234万円を住民から御負担を願っており、1戸当たりになりますと平均で2,130円の負担となっているところあります。事業内容については、通常の維持管理業務のほか、損傷のあ

る照明器具140灯のうち40灯の改修を行う計画となっております。

次に、統一に向けた話し合いの経過と今後についてですが、街路灯の維持管理につきましては旧名寄市と旧風連町との間に取り扱いに相違があることから、合併協定書の中では街路灯の設置基準及び電気料の負担、修繕料の取り扱いについて合併後に調整し、再編すると明記されており、その業務については特例区で行っているところであります。最近街路灯の維持管理については、名寄地区と同様に市で行ってほしいとの多くの住民の意見が寄せられていることもあって、組合と街路灯業務の取り扱いについて数回にわたって協議をいたしました。当初組合としては、照明器具等の改修を4年計画で実施したいとの考えもあってなかなか理解が得られませんでした。が、本年の10月に組合から改修を平成19年度と平成20年度の2カ年で実施し、その後街路灯の維持管理については市の事業として取り組んでほしい旨の要望が市に対してありましたので、その取り扱いについて庁内で協議をさせていただきましたが、調整のついたものから統一していくという基本的な考えから、特例区期間終了前ではありますが、平成21年度から風連地区の街路灯維持管理業務を市の事業に組み入れてまいりたいと、このように考えているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、風連地区ふれあいプラザの処分にかかわるお尋ねにお答えをさせていただきます。

風連地区のふれあいプラザにつきましては、旧風連町が寄附を受け、その後平成17年12月に株式会社ふうれんの要望にこたえて無償貸与し、現在に至っております。また、風連地区では現在中心市街地の活性化を図るため風連本町地区市街地再開発事業を実施し、新たなまちづくりを進めております。お尋ねのふれあいプラザを売却する

に至った経過であります。ふれあいプラザが中心市街地の中で中心市街地再開発地区に隣接していることから、中心市街地の活性化をより一層促進するため、プラザのさらなる利活用を求めて売却を検討し、今回公募するに至ったところであります。売却に当たりましては、風連地区の市街地に立地していることから、広く市民に周知して売却することがより公平な方法と判断をし、11月に開催をいたしました名寄市財産管理委員会で価格や公募条件等を諮り、決定いただいたところであります。公募の条件につきましては、市街地再開発地区に隣接する物件であることから、より公共性のある利活用をお持ちで早期に事業展開していただく方が適当と考え、事業計画書の提出や事業期間などの条件をつけて競売方式でなく公示価格方式といたしました。また、応募者が複数の場合には副市長、関係部長などによる選考委員会を開催をし、より公共性の高い方を選定をする予定をしております。

なお、貸付先との協議におきましては、市の計画を説明をさせていただき、御理解をいただいているところでございます。市民の皆さんへの周知につきましては、地元新聞の公告に2回掲載するほか、名寄市のホームページで周知を図っているところであります。また、公募に当たりましては、さきに説明いたしましたことを考慮し、期間の設定をさせていただいたところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、市内の特認校の状況と支援対策についてお答えをいたします。

特認校制度は、住所を変更することなく通学区域外からの就学を認める制度でございます。本市は、平成10年から小規模特認校制度を開始し、小学校2校、中名寄小学校、智恵文小学校、それから中学校1校、智恵文中学校を指定、平成18年には風連地区の小学校1校、東風連小学校を指

定をしております。児童生徒の就学の弾力的運用を図っているところでございます。平成20年度からは、新たに風連地区の小学校1校、中学校1校、これは風連日進小中学校を指定いたしました。各校の就学状況につきましては、平成19年11月末現在で小学校1校、中名寄小学校に8名、中学校1校、智恵文中学校に12名となっております。小規模特認校は、少人数で地域を生かした活動を通じて教育が受けられ、心身の健康増進や豊かな人間性を培うことができる制度であることを認識してございますが、反面、専門科目の教員の確保や通学に適した交通機関の時間設定、就学児童生徒の確保など解消しなければならない課題が数多くございます。今後関係機関との協議を重ね、解決に向けた検討をまいります。小規模特認校に関連する支援であります。就学児童生徒の交通費について遠距離児童生徒補助要綱に基づき公共交通機関運賃の2分の1の補助をしてございます。今後も継続して実施してまいります。また、児童生徒の確保については、各特認校が学校環境や教育環境の特色を広く広報することは最も重要であります。特認校に対する保護者や地域の期待や関心も高く、市教委といたしましても広報なよろなどを通じて市民への周知を図るとともに、各特認校との協力関係をさらに構築してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ただいまるる御答弁をいただきました。

それでは、順番に従いまして、風連の街路灯負担状況と今後についてということで再質問をさせていただきますと思います。今答弁があったわけですけれども、私も先ほど言ったように、昨年12月の段階でも特例区の中で事業としてあったわけですけれども、しかしながらこういった街路灯の負担の早期解決をということでお話しさせていただいて、その後街路灯組合と協議があったと今

答弁があったわけですけれども、街路灯組合におかれましても40年来風連の街路灯の維持管理をしていただいたことには大変感謝を申し上げます。ところで、しかしながら合併したことによりまして名寄地区が街路灯の負担がないということで、そうした中で先ほども答弁にありましたように、市民の中からもぜひとも名寄に合わせて市のほうで維持管理をしていただきたいという声が強くなったという答弁をいただきました。それで、まずはそういった経過をもう少し説明していただきたいのと、今御答弁の中に照明器具の改修事業、これ19年もやっておられる、また当初4年間を街路灯組合で予定した中で20年度でというお話だったと思うのですけれども、そういったなかなか協議がスムーズにいかなかったというところと、あと19年と20年の2カ年にわたって照明器具の改修事業、この内容をまずはお知らせしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 改修の内容なのですが、今木戸口議員言われたように、40年にわたって街路灯の組合の方には本当に維持管理に対してお世話になったということも含めて4回ほど協議を持たせていただいたのですけれども、改修の内容については平成19年度では、残りの改修をしなければならぬ街路灯が140灯ほどあるということなので、140灯のうち40灯を19年度で改修をしていただくと、平成20年度では残りの100灯と、あと危険な柱といいますか、木柱の部分だとか、柱の斜めになっている部分を取りかえたりするというのを100灯分行いまして、平成19年度と20年度で総体では620万円の予算を見込んでいますけれども、組合の積立金が480万円ございまして、不足する140万円は市のほうの予算で補助をしていくという形をとっていきたいというふうに思って、平成20年度でこの事業を完了させて、先ほど答弁させていただいたように21年度から市の事業とし

地再開発事業と絡んだより広域性のある用途に使っていただきたいというのが1つありました。それから、もう一つは、行財政改革推進計画の中で市有財産について活用の道のない部分については収入の確保を図る上で売却をしていくという方針が1つございまして、今回再開発と一体の公共性の強い事業を展開していただける方がいればということで公募をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今の答弁お聞きしましたけれども、それは行政側の取ってつけたような答弁かなと。住民が聞いたときに、やはりもうちょっと住民に周知期間があっても私はよかったですと思いますし、今の答弁でいいですと、本当に行政側の取ってつけた、そしてこれだからこうなのだと。きのうからもちょっと自治基本条例ですか、基本条例をつくるのに当たって公募してこれから1年かけてやろうというときに、自治基本条例の中では住民に情報を提供していこうと、そして行政はその情報を与えた中で一緒に協働でまちづくりをしようというときに、これでは全然、結果を後で住民に知らせる、それはその担当部長が、これから住民自治基本条例をやろうとしている、進める方がそういったものをちゃんと踏まえて進むべきと私は思うのですけれども、今でこれから自治基本条例を進めるに当たってこんなこといいと思いますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ふれあいプラザの跡利用につきまして、今使われている方がお返ししますといった段階のときに、地域の方に活用する方法があるかどうかという確認をしなかったということについては、確かにその点あったのかなと感じておりますけれども、ただ再開発事業がもう既に大きく動き出しておりますので、そこと連動する土地に市の物件があるということでございますから、よりその活性化事業の機能を高めるための公

共性の強い用途でお使いをいただける方がいればということでの今回の対応でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） そういった趣旨で、そういった答弁も理解は決してしませんけれども、つらい立場の中で答弁しておられるのかなということ解釈いたしまして、それでは競売でなく公示価格になったと、これ公共性が高いということも答弁の中でおっしゃっているのですけれども、しかし本当に広く市民に周知して公平な方法でやるとなると、普通は同じような優劣がつけられないような方がいれば、やはり競売で高い方という、それこそ先ほど言ったように財政健全化の中でも少しでも高く市の財産を売るというのは、これは市民に理解されやすいと思うのですけれども、このことについての御説明をいただきたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 通常市の財産を売却するに当たりますと、価格の高い方ということで競争入札をするのが常でありますけれども、今回の場合につきましては先ほども説明をさせていただきましたけれども、中心市街地の大きな事業と連動しての事業展開をということでございますので、価格につきましては評価額と、さらには売買実例価格を参考にしまして財産管理委員会のほうで検討いただいて、今回は使用目的を最重視するというので価格を公示をして応募していただくという方法をとらせていただきました。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 公募される条件、結構細かく、早期に使っていただきたいという先ほど答弁もありましたので、そういった意味もあるのかなという部分もありますし、先ほど寄贈された方も産業の振興に使っていただきたいという、そういう言葉も残していることは間違いありませんし、それとその寄贈された方も当初は再開発の中

で核となる事務所だとかそういったものに、もちろん再開発で事務を委託されるので、そういったニュアンスの言葉というものを使いながら、株式会社ふうれんがやっていくというようなお話もあって議員協議会の中で決定して、これは議会でも議決したのは名義をかえて（株）ふうれんに貸し付けたと、その貸し付けするにはどうしても議会の議決が要するという中で2年前に議会の議決を得た、それぐらいこの物件というか、この市有財産は大変重要な物件だと私は思っていますし、このことについてこの公募の条件もかなり厳しくというか、選考されているという、ここに選考されたということはそういった希望者があるという中でこういった公募の条件つけたのか、普通だったらこんなに簡単に1カ月もたたないうちに公募してこれだけの条件つけて簡単にはさっと手を挙げる方っていないのかなと思うのですけれども、これについてどうなのですか。可能性としてはいるという判断の中でこういった公募の条件をつけられたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） この物件につきまして利用したいということでの照会者はございました。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） そういった希望者がいる中で進めたという考え方でいいのかと思いますけれども、この件について市長にちょっとお聞きしたいのです。今のお話聞いていても、これは大変重要な物件でありますので、本当にこれが活用されるというのは、これは行政側の考え方としてもそんなに私は間違っていないのかなとは思っていますけれども、しかし住民への周知の仕方や何かを見てもどうも早急だったと。そういう面では、行政として協働の取り組みからいってももう少し期間を設けながら、またまち懇の中でもお話ししたりなんかすることもあってもよかったのかなと考えますし、その点と、あともう

一点、これから12月18日からまち懇が始まるわけですけれども、このふれあいプラザについてもやはり風連地区で大切な財産でありましたので、そういったお話を報告になるかちょっと私わかりませんが、そのお話もする考えがあるか、2点お聞きします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 風連の市街地再開発の隣接地にあります物件ということでは、風連地区の皆さんの関心が高いのだろうと、こんなふうに思っております。合併前の寄附ということで、私どもも当時の風連町議会で議論をされた中身については十分承知はしておりませんが、やはり私ども引き継ぎを受けた財産として、これはただ単に市が管理していればいいという物件ではないと、さらに今借りている方が使わないというふうにお話が出てきますと何らかの対処をしなければならぬと、これは当然のことです。今回の市街地再開発の中では、商業者の皆さん方が一定の再構築をあのブロック内とする、さらには周辺も含めて一定の再整備というふうにつながってくるというふうにご期待をしております。この物件がそうした市街地再開発本町地区の再開発と連動して高度な利用されることが寄附をいただいた寄附者にもこたえる道ではないかと、そんなふうにご期待をしております。この後議会終わりましたから私ども風連地区のまちづくり懇談会、このテーマは御案内のとおりこれからのまちづくりをどう進めるのかということでは当然関連してくる課題だと、こんなふうにご思っておりますし、今回の財産処分そのものは私どもはやはり前段申し上げましたように風連地区の中心市街地のにぎわい、あるいは商業集積というものがしっかりと発展の方向で使われる、このことを願っての処分だと、そういうふうにご説明はしっかりしていきたいと、こんなふうにご思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） もう一点、先ほど

2点質問したのですけれども、今回のふれあいプラザの売却の先ほど私も申したように住民に情報提供がおくれたというか、不足していたのではないかと、その点については市長はどうなのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） これは、受けとめ方いろいろあるかと思いますが。現在地元紙等で公告をさせていただいておりますから、見る機会がなかったと、こういうふうには受けとめられる方が出るかもしれません。しかし、市内の2つの地元紙を通じて広報活動をさせていただいておりますので、関心のある方はそれなりに見ていただいているのではないかと。申し上げますけれども、商業地区ですから、あそこで住居を構えるというふうを考えるのは処分としては適当でないといえますか、どうしても商業者に一定程度幅が限定されるのではないかと、こんなふうには思っておりまして、御指摘のように不十分だという考え方の方もいらっしゃるかもしれませんが、私は一定の周知は図れたものと、こんなふうには思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） この件については、処分に至る経過や何か12月18日から始まるまち懇の中でも皆さん方に情報提供していただければと思います。

それでは、次に特認校の関係でお聞きしたいと思います。先ほど御答弁いただいて、特認校が今回智恵文小中学校、中名寄小学校、東風連小学校、そして今回20年から日進小学校が入るということで、それで実際的には中名寄小学校と智恵文の2カ所であって、18年にも東風連が特認校になったのですけれども、まだそういった対象者はいないということで、それで名寄市はそういった中では特認校の地域の要望があれば認定しているよというお話もいただいたのですけれども、そういうことで市内にもそういった子供たちがいろんな環境の中で選べるという枠が広がったという解釈

もされるかと思えます。

そこで、教育委員会のほうにもちょっとお尋ねしたいことがあって、特認校で教育委員会としてどういった支援しているのですかというお話をいたしましたところ、これは地域の要望であって実際的な支援というのはなかなかできていないというお話も聞いたわけですけれども、でもこれだけ、学校にしたら4校だと思うのですけれども、中学校を入れると6校なのですけれども、ふえた中で東風連、日進はこれからなのですけれども、そういった地元からの要望があれば行政としての支援、大きな支援は今までもないと私は聞いているのですけれども、それが違ったらまた報告していただきたいのですけれども、これからそういった東風連や何かのバスの問題、日進もそうですけれども、まずは環境づくりもそうですし、交通機関を整えるというのが一番かなと思うのですけれども、この交通機関に対する行政としての考え方、また支援というのは何かあると聞いたのですけれども、その辺は今回はどうなのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほども支援の部分につきましては、遠距離通学の補助、これは学区内が決まっている子供たちが遠距離から通学するときに全額補助するという制度ですけれども、それを準用する形の中で特認校に通う子供につきましては2分の1の補助をしているということでありまして、また、特認校に通う条件として公共交通機関を使うということになっておりまして、そのときに例えば東風連小学校につきましてはバス路線が若干違っているわけですけれども、現在工事の中でバス路線が変更になっていると、そのバス路線をそのまま生かしていただければ特認校として優位性に立つといえますか、便利になるということで学校から、あるいは地域からもそういったような要望がありますので、市としてもそうした方向でバス会社等にも要望しているという状況にあります。

また、風連日進小中学校につきましても10月に地域の行政区長さん、そして小中学校のPTA会長さんが連名ということで要望されていまして、それらをかながみて、公共交通機関、バスがあそこを走っているわけですが、停留するという部分が若干少ないと、通過する便数はあるのですけれども、とまる便数が少ないということで、そういったことが簡単に、運輸省といいますか、そういったところに言ってとめていけるかどうかということで内部で精査したところ、そうしたことができるような状況がありましたので、11月の教育委員会の中でもそうしたことがあるということで承認を受けて、そして学校にも連絡をして20年度から指定をするということにしています。ただ、これからまだ具体的なバスの設定といえますか、それは詰めていかなければなりませんけれども、そうしたことでの協力といいますか、支援といいますか、やっているということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ただいま、やはり特認校に指定しても行政の支援が目に見えるというのはなかなかなかったかと思えますけれども、そういったできる範囲の中で、特に交通機関は大事なものですから、やはり足となりますので、そういったまず確保からしなければ子供たちは集まらないのかなと思います。

それで、先ほどもちょっと小中学校の適正配置等検討委員会1月に答申ということで、小規模学校、特に郊外型の学校は今さっき私も質問の中にも言ったように地域で大変重要な学校の存在というのがありますし、どうしても残したいという言葉がいいのか、存続させて地域の活力にしたいという思うがあると思えますので、いろいろな問題点はあるとは思いますが、いろいろな形で支援していただきたいと思えます。そして、また学校の先生方、校長先生、校長会だとか教頭会なんであると思えますけれども、そういった中でも情

報を提供しながら、子供たちにそういった環境をつくっていかねばと思いますけれども、特認校には先ほど規則や何かを見ますと1年以上というものもあるのですけれども、この1年以上というのは上位法というか、国が定めた特認校のを引用しているのですか、それとも市が1年ということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 特に国からの定めということではなくて、市で設定をしているということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） それでは、そういったお話も聞きまして、今せっかくそういった6校が特認校に、また智恵文、中名寄、実際に活用しているということの中で、今名寄市内にもやはり不登校の子供たちが若干いるというお話も聞いております。そこで、女性児童センターですか、そういったところで専門指導員による教育も数名やっておられるというお話も聞いております。そういったものも成果を出していると思っておりますし、しかしこういった6校の名寄市内に特認校ができた中で、そういった児童センターに通われているお子さんも本来なら、子供はもちろん義務教育は特に学校で学んで学校で育つのが一番だと思いますので、そういった考えについては教育長どうなのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 特認校制度につきましては、まずもって平成19年度は入学通知書の中にも特認校希望などについては教育委員会にぜひお知らせくださいと、こういう文書を出しております。そういう中でそれぞれ特認校として頑張っている学校に光当てる、そんな努力もしているところであります。これは、今中名寄小学校と智恵文中学校と、この2つが本来の生徒よりも多い数が特認校制度を利用して入学しております。しか

し、結果的にはやや趣が変わってきているのかなと。小学校としては、本当に自然に親しみ、そして少人数の中で、異学年といいたまうでしょうか、1年生から6年生まで一緒になって活動する、そういうことに教育の価値を見出して保護者が送り込んでいる、こういう傾向が非常に強い部分がある。一方で、中学校の場合は、むしろ大勢の子供たちにやや不適応な子供とか、こういう子供たちが入学する傾向も一部あるところでありまして、そういう中で、例えば智恵文中学校でも適応指導教室でしょうか、今のお話は適応指導教室だというふうに受けとめましたが、適応指導教室に行かなければあるいはという感じの子供も実際は通学している、そういう中で学校は学校ぐるみといいたまうでしょうか、先生方と、それから生徒たちが一緒になって学校生活を送っているということでありまして、木戸口議員のお話のとおりであります。子供たちは、本来は学校へ行って、そしていろんな友達と交わりながら学習をしていくというのが大事でありまして、それぞれの学校もそのことをしっかり努めているわけでありまして、残念ながら現在通学しているというか、適応指導教室に通園している3名の子供はなかなかそれもままならない子供たちでございます。昨年は、中学生も3名おりました。幸いといいたまうでしょうか、ことしは中学生は適応指導教室には行っておりません。そういう中で、適応指導教室の本当の目的は学校へ戻すことでありまして、したがって、毎日学習や触れ合いを通して、やがて学校へ戻ることを目標に職員も頑張っているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 最後に、そういった意味で適応指導教室、そういった子供さん方、やはり学校に戻して教育するのが本来であると。そうしたときに、先ほど申しましたように、この取り扱い要綱の中に1年以上の通学入学に限ると。こういったものも子供たちに柔軟な中で、この規定はそんなに変えなくてもそういった理解のでき

る範囲の中で、体験入学ではないですけども、そういったものも視野に入れて、そういったものを流用して、特認校を皆さんがいっぱい使うことがいいのか悪いのか別にしても、その地域の小規模学校にしてみたら、やはりそういったことで生き残りをかけているということですので、そういったものを運用する考えはあるのかないのかをお聞きして、最後といたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） そのとおりでございます。1年という期間にこだわることなく弾力的に本当に子供が、そして保護者がここの学校へ行って勉強したいという、そういう要請があれば対応していきたいと、こんなふう考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時53分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

副議長 熊谷 吉 正

署名議員 植 松 正 一

署名議員 宗 片 浩 子

平成19年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年12月14日(金曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第18号 財産の取得について
日程第4 議案第19号 平成19年度名寄市一般会計補正予算
日程第5 議案第20号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
日程第6 意見書案第1号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書
意見書案第2号 沖縄戦「集団自決」に関する教科書検定に対する意見書
意見書案第3号 身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書
意見書案第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書
意見書案第5号 灯油等石油製品の価格を引き下げるための緊急対策を求める意見書
意見書案第6号 取り調べの可視化の実現を求める意見書
意見書案第7号 民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書
意見書案第8号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書
意見書案第9号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書
意見書案第10号 米価暴落の緊急対策と品目横断対策の見直しを求める要望意見書

- 意見書案第11号 食品偽装事件の根絶を求める意見書
意見書案第12号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書
意見書案第13号 後期高齢者医療制度の凍結と抜本的な見直しを求める意見書
意見書案第14号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書
意見書案第15号 「森林環境税(仮称)」の導入を求める要望意見書
意見書案第16号 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書
日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告について
日程第8 委員の派遣報告
日程第9 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第18号 財産の取得について
日程第4 議案第19号 平成19年度名寄市一般会計補正予算
日程第5 議案第20号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
日程第6 意見書案第1号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書
意見書案第2号 沖縄戦「集団自決」に関する教科書検定に対する意見書

意見書案第3号 身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書

意見書案第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

意見書案第5号 灯油等石油製品の価格を引き下げるための緊急対策を求める意見書

意見書案第6号 取り調べの可視化の実現を求める意見書

意見書案第7号 民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

意見書案第8号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

意見書案第9号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書

意見書案第10号 米価暴落の緊急対策と品目横断対策の見直しを求める要望意見書

意見書案第11号 食品偽装事件の根絶を求める意見書

意見書案第12号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

意見書案第13号 後期高齢者医療制度の凍結と抜本的な見直しを求める意見書

意見書案第14号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書

意見書案第15号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書

意見書案第16号 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書

日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告について

日程第8 委員の派遣報告

日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出につ

いて

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷吉	正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	佐藤	健一
局長	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	久保	敏
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市	長	島	多慶志君
副市	長	今	尚文君
副市	長	小室	勝治君
総務部	長	中尾	裕二君
生活福祉部	長	佐々木	雅之君
経済部	長	手間本	剛君
建設水道部	長	野間井	照之君
福祉事務所	長	中西	薫君
上下水道室	長	和田	博君
教育	長	藤原	忠君
教育部	長	山内	豊君
市立総合病院	長	内海	博司君
市立大	学	三澤	吉巳君
市立大	学	成田	勇一君
会計室	長	森山	良悦君
監査	委員		

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3 番 竹 中 憲 之 議員

2 3 番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

農業政策について外2件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきますと思います。

まず1番目に、農業政策についてお伺いをいたします。ことしもすべての収穫作業を終えて1年間の成果が問われるときを迎えましたが、市長の行政報告にもありましたように、水稻の作況指数は北海道で98、上川では103ですが、本市においては並と私も認識をしております。畑作は、小麦以外干ばつの影響を受けてやや不良で、野菜も収量、価格ともに低迷し、農家経済は非常に苦しい実態です。ここ数年は同じような傾向で、国内の産業構造の変化や農畜産物の市場開放などによる価格の低迷が長引く中で農地の取得や機械購入等による借入れが経営を圧迫し、農業所得の確保が難しくなっております。酪農においても海外でのバイオエタノールの増産に伴い、輸入穀物の高騰により大きな打撃を受けています。既に輸入関連加工食品については値上げをしておりますが、国内農畜産物には価格に転嫁できるシステムがなく、コスト高による経営の圧迫は深刻であります。国内の自給率は40%を割り込み、目標指数から逆行している状態です。さらに、E P

A、F T Aなど農畜産物貿易交渉で日本が妥協することになれば、農業に大きな打撃を与えるだけでなく、国民生活の安全保障にかかわる事態になるというふうに私は思っております。今後も国民、市民の立場でしっかりと訴えていく必要があると思います。

さて、このことを十分認識をしていただいて、市農業行政について4点にわたりお伺いをいたします。1番目、農業基盤整備について。農業にとって大型区画化、暗渠排水、土層改良、用排水路など生産基盤整備は農業政策の根幹をなすもので、現状の課題となっている担い手の育成、農地の集約化、営農規模の拡大等、経営安定化への基礎的政策であります。そこで、現在実施されている事業の規模と進捗状況をお知らせください。

また、先ほど農業情勢について述べたように、非常に厳しい状態を認識すると、補助残の負担は大きく経営を圧迫します。道の受益者負担軽減対策として促進特別対策事業、いわゆるニューパワーアップ事業が実施されていますが、この対策も平成22年度で終わりで、今後計画にある中名寄地区、あるいは天塩川20線の頭首工の改良工事については、次期対策の有無によっては農家負担は大きく変わってきます。道の財政も厳しいことは認識をしておりますが、農家経済を考えると市として積極的に道関係者に働きかけるべきと思いますが、その方針を伺います。

2番目に、農業・農村振興計画の取り組みについて伺います。活力と潤いのある農業、農村を目指してことしから平成28年度までの10カ年計画を立てましたが、特に担い手対策として新規事業の農業青年チャレンジ事業や振興作物、研究作物推進の取り組み状況について伺います。

3番目、名寄市の農業実態について。私なりの実態把握については先ほど述べましたが、改めて市理事者の農業に対する認識について求めます。特にことしの作況等を踏まえ、お考えがありましたら、お伺いをいたします。

4番目、新年度予算での農業政策重点項目は、農業予算において継続、新規で予定されている事業をお知らせください。特にバレイショ貯蔵施設、真空予冷施設など農協が補助事業の申請をしていますが、市の支援体制についても伺いをいたします。

次に、大きな項目で2番目、高校再編について、新設高校の姿とスケジュールについて伺いをいたします。北海道教育委員会は、公立高校配置計画を発表いたしました。残念ながら名寄市では風連高校が来年度平成20年度から募集停止となり、さらに名寄光凌高校と名寄農業高校が産業キャンパスとして再編統合されることに決まりました。新設高校は、平成21年度からスタートすることになりますが、産業キャンパス校としての運用実態と学校名、あるいは農業学科名の決定時期など、どのような機関で協議されるのか伺いをいたします。

農業高校の今後について。名寄農業高校は、2つの学科が統合されますが、広大な農場や施設があります。将来教職員の配置が減少することになれば、管理作業や施設保持について大きな問題が起きます。以前にも質問と提案をさせていただきましたが、社会人の農業研修センターとしての活用はできないのか、協議の経過があれば伺いをいたします。また、今後の考え方も伺いをいたします。

次に、大きな3番目ですけれども、平成19年度の決算見込みと新年度予算について伺います。財政力指数等の実態について。国の構造改革により地方交付税の削減や景気低迷による自主財源の減など、地方財政は悪化するばかりで明るさが見えてきません。ことは新たに健全化に関する法律が制定され、財政の健全化にさらに注意を払わなければなりません。そこで、19年度半ばではございますが、決算の見込みとあわせて財政力指数等についてお知らせ下さい。

次に、予算編成の考え方と重点政策について伺

います。厳しい財政状況は、多くの市民も認識をしておりますが、身近な行政サービスの低下などには敏感に反応をいたします。当然なことだというふうにも思いますが、各種補助金の見直し、利用料、手数料のアップなどは簡単に理解できるものではありません。逆に本当にみずからの襟を正しているのか、行政に問いたくなるのは必然だというふうに思います。そこで、庁内の経費節減や事業の厳選など、予算編成に当たりどのような指示をしているのか伺いたいというふうに思います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま黒井議員から大きな項目で3点にわたりお尋ねをいただきました。1点目につきましては私から、2点目につきましては教育部長から、3点目につきましては総務部長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

初めに、農業政策についての農業基盤整備についてでございますけれども、現在市の予算に関連する事業では道営事業で6つの事業がございます。主なものを申し上げますと、智恵文地区、それから共和、瑞生、東豊等々でございます。総事業費では64億451万円、既に取り組みをさせていただいている分につきましては35億269万円、率に置きかえますと54.69%となっております。このほかに、平成15年度より実施してまいりました公社営畜産担い手育成総合整備事業が総事業費11億3,000万円をもって本年度完了となります。また、市の予算の伴わない事業として平成18年度から20年度までの工期で地域水田農業支援排水対策特別事業、瑞生第2地区が総事業費で1億1,900万円現在実施中でありまして、さきに申し上げました6地区につきましては、道の施策であります。持続的農業・農村づくり促進対策事業、

通称ニューパワーアップ事業の対象事業でございます。この制度は、平成8年に本道農業、農村が大きな転換期に直面する中で本道農業、農村を持続的に発展させていくため、担い手を育成支援するための生産基盤整備や公共性の高い基幹整備や公共性の高い基幹水利施設について道と市町村が連携して農家負担軽減特別対策を実施することを目的として、道営農業農村整備事業に係る農家負担を市町村が一定割合まで軽減する場合、その費用の一部を道が助成するという事業の内容となつて策定されたものでございます。この事業は、5年を目途に見直され、現在3期目に入っており、平成22年度が最終年度となっております。平成23年度以降につきましては、まだ決定されておりませんが、道の財政状況等を見ると大変厳しいものがあると考えているところでございます。現在継続中の6地区は、1地区を除いて平成22年度までに完了する予定でございますが、道の財政状況などにより工期の延長もあり得ると考えているところでございます。また、新規事業として平成20年度には基幹水利施設ストックマネジメント事業、弥生地区が総事業費8億円で、天塩川20線の頭首工の改修が決定していますし、平成21年には経営体育成基盤整備事業、名寄東地区が総事業費33億円で計画されております。いずれも現事業の適用事業でございます。道にとって基準補助率プラスパワーアップ分、市ではパワーアップ分の負担となりますが、市の基幹産業であります農業の安定生産のためには必要な事業と考えているところでございます。今後とも改良区、農協、連携して事業の継続に向けた運動に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

次に、新名寄市農業・農村振興計画の担い手対策の取り組みについての御質問でございますが、農業担い手の育成と確保は基本計画の5本の柱の一つとして重要かつ緊急の課題と位置づけております。振興計画では、創設した新規事業、農業青

年チャレンジ事業につきましては農業青年がチャレンジする新たな農業経営に対し助成を行うものでございます。今年度の採択につきましては、1件目は花卉のサンダーソニア球根養成にかかわるハウス、かん水施設の整備、2件目では稲わら搬出と利用推進のための自走ロールベアラーの導入、3点目ではアスパラ促成栽培に係るハウス、かん水施設整備事業、4つ目ではアスパラ伏せ込み促成栽培に係るハウス、加湿器、かん水施設整備の4件を採択し、助成しているところでございます。本事業につきましては、農家子弟が所属する経営体、つまり親から自立した新しい取り組みに支援するもので、採択審査に当たっては名寄市営農技術対策協議会において意欲、事業遂行能力、先進性、モデル性、波及効果、地域リーダーとしての期待度など10項目にわたり審査をいたしております。実施後3年間は事業の実績報告を求め、優良事例については事例集の配布や農業関係団体の講習会、研修会の場で発表してもらうなど地域農業への貢献を期待しているところでもございます。また、振興作物に対する取り組み状況では、新産地づくり交付金の名寄地区、風連地区の一本化がなされ、当初交付金の減額が心配されていましたが、前年度並みの配分を受け、施設園芸作物、アスパラ、ナガネギ、ユリ根、トマト、花卉などでは反当7万円、園芸露地野菜ではアスパラ、ナガネギ、ユリ根、トマト、花卉で反当4万円、露地野菜ではカボチャ、ニンジン、大根、タマネギ、食用、加工用バレイショでは反当1万5,000円が振興作物へ活用されております。市単独の事業では、アスパラルネサンス事業でのアスパラ増収の取り組みに対する助成、優良バレイショ採種事業では優良品種バレイショの採種事業に取り組む団体への助成を行っております。農業振興センターでは、ホワイト及びグリーンアスパラガスの栽培試験、大苗供給、露地ナガネギの栽培試験、食用ユリの効率的な栽培法の確立、花卉の新品種比較試験、オリジナル品種の開発、培養技術の確立、

イチゴでは有望品種の育種など振興作物への研究展示を行っております。研究作物といたしましては、小果樹の展示研究へ向けての準備も進めており、来年度は展示圃の設置を考えているところでございます。

次に、名寄市の農業の実態についてのお尋ねでございます。今年の農作物の作況などを踏まえた名寄市農業の実態についての御質問でございますけれども、米につきましては平年並みと考えていますが、価格においては需要が停滞しており、低迷している状況に変わりなく、生産費の高騰を考えると厳しい状況にあるというふうに考えているところでございます。畑作の小麦、豆類、てん菜、バレイショにつきましては、小麦はやや良となりましたけれども、ほかの作物は干ばつの被害でやや不良となっております。ことしから品目横断的経営安定対策が導入され、対象作物作付の農業者にどのような影響があるのか、多少時間がかかるのではないかとこのように考えているところでもございます。野菜における主な作物のJA道北なよろの分析によりますと、食用バレイショにつきましては全国的に大豊作となり、食肉の偽装事件でコロケ、サラダなどの加工食品の生産が極端に減少し、まだ在庫を抱えている状況でございます。アスパラにつきましては、春の高温傾向で主産地の長野県と名寄市の収穫の始まりと終わりが同じになった点と十勝、石狩において作付がふえていることが原因と考えられております。カボチャにつきましても食味はよいが、収量が少し落ちる銘柄の味皇がことしの気温の影響で大きく落ち込んだのが原因と分析をいたしております。価格的にはカボチャ、食用バレイショ、アスパラの落ち込みが大きく、野菜総体的には前年対比2億5,000万円を下回る状況にあるというふうに考えております。本年度につきましては、国の農業施策の大きな転換と高温小雨の気候、食の安全性の問題、国際的な原油高による生産コストの上昇など、多様な問題が農業経営に影響を与えていると

考えております。さらには、農業だけでなく日本経済全体に深刻な影響を及ぼしていることは報道などによる御案内のとおりでございます。今後想定されますWTO、FTAの農業交渉の行方によっては国際規律の強化や関税、調整金財源の変化にも十分対応できる施策が必要と考えるところであり、地域農業の持続的発展を図るため、関係機関、団体一丸となった国への要請活動を強めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、新年度予算での農業施策の重点項目はとのお尋ねでございますが、初めに農地・水・環境保全向上対策の全市的な取り組みで平成20年度は新たに8地区、協定面積約8,900ヘクタールで、交付額約1億3,000万円を北海道へ要望をいたしております。現在地域での説明会を行い、地域組織立ち上げに向けて準備を進めているところでございます。

次に、ソフト事業といたしましては、名寄産のモチ米、ウルチ米の産地確立と消費拡大につなげる名寄産米振興事業及び修学旅行も視野に入れた都市交流の推進を図るためグリーン・ツーリズムの推進事業の推進、さらには名寄市食育推進計画と名寄市産地消推進計画に基づく運動の推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

御質問のJA道北なよろが事業主体で平成20年度採択を目指し国へ要望している施設への市の支援体制についての御質問でございますけれども、1つ目には市場価格に合わせた出荷をするために一定温度で貯蔵するバレイショの貯蔵施設で、処理量1,038トン、事業費2億4,360万円、うち国費1億1,600万円の施設でございます。もう一つは、スイートコーンなどの鮮度維持と輸送中の品質保持を図り、有利販売につなげる真空予冷施設で、処理量1日当たり最大20トン、事業費9,073万円、うち国費4,320万円の施設でございます。これらの施設整備に当たり、JA道

北なよろから市へ助成措置の要望をいただいております。市といたしましても名寄農業の大きな柱である畑作野菜の振興のため、産地間競争の強化に必要な施設と考えておりますので、農業・農村振興計画に基づき支援を現在検討しているところでございます。

以上についてお答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、高校再編についてお答えをいたします。

初めに、新設高校の姿とスケジュールについてでございます。本年6月に示されました平成20年度から平成22年度の公立高等学校配置計画案につきまして、7月18日に北海道教育委員会が主催する上川北学区の第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、地元として名寄光凌高等学校と名寄農業高等学校の再編統合案について新設校の姿や具体的内容について早期に示していただくよう要望してまいりました。その後9月10日にこの配置計画の決定通知があり、新設校は名寄光凌高等学校が母体校となり、名寄農業高等学校の学校施設を産業キャンパスとして活用することになっております。新設校の学校名、学科編成の詳細などについてはいまだ示されておりませんが、大学科については工業科2学級、家庭科1学級、農業科1学級であり、教育目標、教育課程等については名寄光凌高校と名寄農業高校の両校による委員会が設置され、現在検討されているところでございます。特に農業教育のあり方については、従来の農業後継者教育から多様な農業担い手育成に転換する必要があり、実践的農業者、農業技術者の養成はもとより、大学などの高等教育機関への進学など接続型の教育にシフトすべきであり、このための教育内容や教育課程の編成が望まれ、名寄市、名寄市教育委員会ではビジョンを示して北海道教育委員会に対して要望をしているところでございます。農業、工業、家庭の学科を一体的に有し、これらを支える広大で先端

的な実習施設と蓄積された教育技術をあわせ持つことになる新設校は、未来型の産業教育を切り開く全国的にも例を見ない新しいタイプの高等学校となる可能性を秘めております。新設校の将来とそこで学ぶ生徒の皆さんを地域がしっかりと応援していくことが重要であると思っております。平成21年度の新設校開校に向けての具体的なスケジュールについては、まだ明確に示されておりませんが、平成20年度の早い時期に学校名、教育課程などの新設校の体制が決定され、その後中学生の体験入学や学校説明会が開催され、平成21年1月に入学願書の受け付け、2月から3月に入学者選抜の実施となるものと思われま

す。次に、名寄農業高校の今後についてお答えをいたします。このたびの公立高等学校の配置計画では、名寄農業高等学校と名寄光凌高等学校の再編統合により、名寄農業高等学校は平成21年度から募集停止となり、平成22年度末をもって閉校となる予定でございます。しかし、平成21年度から新設校の産業キャンパスとして学校施設が活用されることとなります。したがって、平成21年度及び平成22年度は名寄農業高等学校と新設校の2校が併存し、学校施設を共同で活用することとなり、農業教育に係る実習助手を含む教職員は単独校の定数配分に依りて配置されるものと思われま

すが、平成23年度からは新設校4学級に対応した教職員の配置になるものと思われま

す。産業キャンパスとして活用される名寄農業高等学校の実習地、実習施設は教育活動を円滑に展開するためにしっかりとした維持管理が可能となるような方策が望まれることとあわせて、これまでも名寄市、名寄市教育委員会が要望してまいりました多様な農業担い手育成のあり方として新規就農者の実践的農業研修や道内の研修指導機関との連携など、産業キャンパスのあり方も含め、今後さらに関係機関と協議を深めてまいりたいと考えております。今後も名寄農業高等学校が築いてこられました地域の農業振興と後継者の育成という輝

かしい足跡が新設校においてもしっかりと受け継がれ、新しい産業教育として展開されますよう地元として応援してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、平成19年度決算の見込みと新年度予算についてお答えをさせていただきます。

初めに、19年度の決算見込みと財政指数等についてお尋ねがありました。平成19年度は、新総合計画がスタートした年度であるとともに、合併後旧風連町、旧名寄市が一体となって編成した予算が執行される最初の年度でもあります。平成19年度の一般会計の当初予算は、歳入歳出それぞれ186億8,500万円で、本定例会初日補正議決後の予算現額は189億4,500万円となっております。お尋ねの平成19年度の決算見込額についてであります。現時点での予測は大変難しく、極めて大きくくりでの数字で申しますと、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支はおおむね1億5,000万円から2億円程度、そこから翌年度に繰り越しすべき一般財源を差し引いた実質収支では1億ないし1億5,000万円程度と押さえております。

次に、財政指数等についてであります。自治体の財政力をあらわす財政力指数は平成18年度より若干上がって0.305程度、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は予算編成時の見込額である92.7%から1ないし2%減少してほぼ平成18年度並みの90ないし91%程度になるものと考えております。財政健全化の判断指標に盛り込まれた全会計における実質的な公債費の割合を示す実質公債費比率は、平成18年度並みか、それを若干下回るものと想定をしております。いずれにいたしましても、決算見込み、財政指数とも現時点での概数ということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、予算編成の考え方と重点施策にかかわっ

てお尋ねがありました。平成20年度の予算については、11月1日付で訓令とそれに基づく事務連絡を通知をし、各課で編成作業を行い、12月4日に締め切ったところであります。お尋ねの庁内での経費節減につきましては、さきの議員の質問でもお答えしたとおり、あらゆる分野での節約、省エネをさらに徹底をして経費の節減に努めてまいりたいと考えております。平成20年度予算の編成に当たって事務連絡で特に指示を出したことは、1つには基金に依存した財政運営にも陰りが生じていることから、総合計画登載事業であっても事業内容や事業規模、工事量の積算などを工夫すること、2つには新規事業については適正な受益者負担、事業の緊急性などを十分検討することとともに、既存事業の見直しを図り、財源の確保を図ること、3つには従来の予算を既得権として踏襲することなく、個々の経費の無駄を省き、ゼロベースで積算をし、消耗品など部内で共有できるものは共通経費として節減を図ることなど全部で12項目の指示を出したところであります。今後は、査定の中で事業の必要性や効率性、緊急性などを十分精査をし、予算編成作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、順番に再質問させていただきます。農業情勢、本当に数年前から厳しさを増しております。価格の低迷、ことしなんかは石油等の高騰というようなことでコストはどんどん上がっていく割には生産が上がらないというような状況の中で、そういった中ではそれぞれ工夫をしながら営農を続けているわけですが、その工夫にもいつかは限界が来るというようなことできちっと今からその対策をしていかなければならぬなというふうに思っています。基盤整備等の事業等については、六十何億円という予算の中でやっているわけです。

けれども、道の支援がなければかなり将来において農家経済の負担というのは大きくなっていくということで、市の財政にも大きな負担がかかっているというようなことですが、何としましてもこの地方の基幹産業である農業をきちっと確立していくことが大目的でありますので、今後とも大変だと思っておりますけれども、道のほうに要請していただきたいというふうに思います。

1つ伺いたいのですけれども、今中名寄地区でやろうとしている経営体育成事業等につきましては3.3億円ですか、去年からの傾向なのですか、それら事業、あるいは品目横断的な新しい政策等について先行きが不安というようなことでかなり高齢者、後継者のいない農家については離農しているということで、昨年から本当に大きな面積がきのうの報告にもありましたように農地の移動として集積をされているというようなことで、今その事業が起ころうとしているわけですが、20ヘクタール以上30ヘクタールの規模をもってやるというようなことになると、個人負担は例えばどのぐらいに試算されているのでしょうか。いわゆるパワーアップがないとすれば、どのぐらいの負担になるかちょっと伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、パワーアップ事業によっては負担の割合が変わってくると思いますけれども、いずれにいたしましても今まだ計画段階でございますけれども、詰めている段階でございますけれども、記憶の中では18戸ほどの方々と取り組まれるというふうに認識をさせていただいております。大きい方で億の負担をするのではないかなというふうなことで考えております。したがって、今お話ありましたように、できるだけ受益者の負担を減らすのだというようなことの取り組みにはパワーアップの取り組みを道に要請するというのは欠かすことできませんので、22年ですけれども、20

年ぐらいから私どものほうで運動を強力に展開をしていかなければ継続につながらないなというふうな考え方をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 大きい方で億単位というか、億の負担が将来的に出てくるというようなことですが、この状況の中ではその負担をするということは、今ようやく集積をして将来に向けてやろうとしている農家がさらにそれを圧迫されるということになると、やっぱり地域農業が崩壊するような状況になりますので、ぜひとも市挙げて、あるいは近隣の町村とタイアップをしながら、その事業を継続していただけるよう、さらに運動を強めていただきたいというふうに思います。

それから、農業振興計画で農業青年チャレンジ事業、非常によかったなというふうに思っています。農村地区は、やっぱり若い人が元気で活動することが、ある程度の経営者というのはそれらに刺激をされながら元気がついてくるものなのです。本当にわずかな金額といいますが、事業をやる上においてはそう大きな金額ではないのですけれども、そういう事業を起こすことが地域の活性化につながるというようなことで非常に私どもも喜んでおります。振興計画全体にかかわることですが、モデル地区とは言いませんけれども、ある程度集中、集約をしながら振興していくことが地域に影響力を持ってくるのではないかと、特に若い人たちに重点を置きながら元気をつけていただくということが大事でないかなというふうに思います。そういった中では、やっぱり若い人たちもそれなりの情報をいただかなければ何をどうやっていいかわからないというようなことで、今4件のチャレンジはさせていただいたのですけれども、さらにそういう人たちをふやしていただくように研修を積極的にやっていただけるような予算づけ

もしていただきたいなど。やっぱりいろいろ模索をしながら進んでいるということなので、何とか研修制度をもう少し充実をしていただきたいというふうに思います。さらには、ある程度先進的にやっていただける人たちが必要だというようなことでは、きのうも質疑がありましたけれども、法人化をしっかりやっていくと。なかなかこれは難しい事業なのですけれども、これをやっていただきたいというふうに思います。あるいは、今ある品目のブランド化あるいはPRというのを少しでも価値のあるものにしていただくためには、そういったことも行政と農協がタイアップしながらやっていただきたいというふうに思います。いわゆる法人化、研修制度、それからPR作戦といますか、この3点についてお考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今、まず冒頭、やる気のある農家、いわゆる意欲のある若手の後継者を含めて、そういった芽をどういうふうには開花させていくのかというようなお尋ねでございますが、今お話ありましたように、研修制度をとらせていただいておりますけれども、そればかりでなくして、このごろはいわゆるイベントを通じてふだんからのコミュニケーション、こういったものも必要なのでないだろうかというようなことで積極的に行政あるいは農協のイベントにお互いに参加し合いながら、意思の疎通を図りながら、情報交換をしながら取り組む意欲を持っていただけたらというようなことで、私どもも機会あるごとにそういったお話し合いの中に出させていただいて情報交換をさせていただいている、そういったことも必要なのだなというふうに思っております。

それから、法人の部分につきましては、きのう中野議員にもお話ししましたように、なかなか難しい取り組みでございます。一朝一夕にすぐ法人化ということには結びつきませんけれども、これは息の長い部分でございます。それと、今お話あ

りましたように、私どものほうではきのうお話しさせてもらいました地域連携型の農業生産法人、地域の中でどういうふうには法人化に向けて取り組みができるのか、どういう役割が担えるのか、こういったものをテストケースになるかと思っておりますけれども、課題として押さえてそういった話し合いも今後していきたいというふうに思っています。

それから、産地の部分につきましては、既に取り組みさせていただいている事業がありますけれども、先ほど申し上げました部分のほかにも産地づくり交付金の中でも協議会への事業の取り組み、あるいはPR事業等々をさせていただいております。それから、場合によったら東京、あるいはそういった催し物、本州方面の催し物にも積極的に私どものほうも参加させていただいてPR活動に努めていきたいと思っておりますし、とりわけ今私どものほうで考えているのは、杉並の交流をどういうふうには広げられるのかなというような考え方を、来年度きっかけをつくりたいなど、こんなことでのPRも戦略の中に描きながら取り進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 振興計画があるわけですが、この計画は10年かけてやりますけれども、なかなか最終の目的までに達するにはいろいろ変化もあろうと思うのですけれども、この計画をきちっと実行していくと、そういう熱意、情熱がやっぱり必要、これは生産者、あるいは行政、農協、それぞれ組織が力を合わせてやっていくことが必要なので、決して絵そらごとにならないように一つ一つ積み上げていただきたいというふうに思います。それには、常に毎年計画と検証をしながらやっていくこと、そして最終目標を目がけていくわけですが、毎年毎年それなりの成果、実績が上がることをある程度やっていただきたいというふうに思います。1つなぜか

なと思ったのが、研究作物の中にブルーベリーですとかカシスですとかというのがありますが、ちょっとなじみがない。研究ですからこれから、答弁にもありましたように展示圃といましようか、圃場にということですが、本当にこの地方に合って振興作物に値するものであれば、そこは積極的にやっていただきたいというふうに思います。青森では、あんなちっちゃな粒が3トンもあるというのですから、やっぱりすごいなと。私は、全然どのぐらいの経済メリットというか、つくることによってあるのかちょっとわかりませんが、そういったもので若い人たち、あるいは果樹ですから多少年とった経営者もチャレンジできる部分ありますので、もう少しそ野を広げていただけるように、来年その部分についてはちょっと注目をして見ていきたいというふうに思いますので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

それから、農業の実態については本当に私と同じで、そういうことだというふうに思います。1つだけ伺いたいのは、今ことしの状況で冷害でもなければ干ばつといってもさほどの大きな天災とまでもいかないう価格低迷ですとかそういったものがあるのですけれども、非常に農協全体では販売高7億円も8億円も減少しているというようなことですので、農協も何か営農資金対策の制度をつくるというような話していますけれども、農協からその辺の市に対する要望が来ているのか伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先般農協の組合長ほか参られて、そして6項目にわたって来年度に向けての農業に関連する支援要望を受けたところでございます。その中に、ことしの作柄の部分につきましても今お話ありましたように、農協として独自に農家負担の軽減を図るというようなことでの取り組みをされるというふうに伺っておりますし、私どものほうといたしましては今確定した

情報をつかみ切れていないのですけれども、セーフティーネットというような資金の対応も何かあるように伺っております。いずれにいたしましても、12月の段階で組勘の整理を一定程度されるというふうに思っておりますし、それから国あるいは道の動きもどういうふうになるのか、そこら辺を十分に踏まえながら来年度に向けての再生産に対する資金の手だてを取り組めるかどうか、今後またちょっと時間をいただいて検討を前向きに進めていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） そういうことで検討要望があるというようなことですので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

それから、重点政策、重点項目ですけれども、パレイショあるいは予冷庫等についても行政等の支援を検討しているというようなことで、いろいろアスパラの施設の問題もありましたけれども、農協が共同の取り組みですとか、そういう施設の取り組みをすることによって経済的に振興できるという部分がありますので、行政としてきちっと取り組んでいただきたいなと。できれば有利起債の、合併特例債はどうかわかりませんが、過疎債等を充当していただけるような対策に御努力をいただきたいなというふうに思います。

1つだけ伺いたいのですけれども、土別議会なんかでも今いわゆる干ばつ対策として畑作のかん水施設に対する助成がどうなのかというような議論が出ているのもちょっと聞いていたのですけれども、名寄地方としては以前智恵文地区畑作のかん水の事業について議論経過があるというふうに伺いましたし、今現在地域からそういった要望があるのか、短くお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありました

以前に検討した経過もございました。その段階ではちょっとやっぱり手届かないな、無理だなというような押さえをさせていただきました。具体的にことは干ばつだったのですけれども、状況的に声として私どものほうで受けてはおりませんけれども、地域のまとまりがなければ取り組めない事業というふうに理解をしておりますので、今後ともまた地域の声を大事にしながら、受けとめながら、取り組めるものかどうかということで検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） そういう要望があるかどうか私もまだ聞いてはいませんけれども、畑作においてのそういうかん水施設というのはかなり有効な手段でもありますので、地域の要望をちょっと聞いていただきたいなというふうに思います。

それと、高校再編の話に移らせていただきますけれども、農業高校は大学との連携でいろいろ大学生の農場研修なり、あるいは食品等について貢献をしています。この間新聞にもアスパラパウダーを利用したケーキというのですか、そういうことを加工して何とか地域の産業に貢献しようという努力をしていますし、北海道北部のほうの酪農等については名農を卒業して経営するというようなことで重要な北の拠点校として位置づけられています。ただ、やっぱり再編されますと若干そういうニュアンスが薄れるかなという心配をしています。特に教職員の減というのは大きな影響が出ますので、そういったことで総合的にあの施設を活用していわゆる農業の研修、農業生産の一つの大きな場所として位置づければ名寄としてもいいのではないかなというふうに思いますので、前に教育長も適正配置の道の教育委員会の説明のときにも来て名寄の立場として質問されていましたが、そういったことに対して道からの回答なり、あるいは協議をしているのか改めて教育長に伺い

たいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほどの答弁にもございましたように、9月10日に北海道教育委員会は名寄市に新たな産業キャンパス高校を設置するというので、道教委ではこういうパンフレットをつくっておりますが、このパンフレットにもはっきりと特色ある高等学校の一つとして産業キャンパス高校というのが、これはもう全道に配布させております。こういうふうにはっきり載っております、そういう意味では名寄市が長年北海道教育委員会に発信してきた、このことが実ったのかなと思っているところであります。しかし、北海道で初めての高校ということでございますので、今黒井議員のお話にもありましたように、さまざまな見通しのつかないといひましようか、前例のないそういう課題も浮き出ているところでございます。

そういう中で、私たちがかねがね要請してきたものが幾つかございます。その1つは、名寄光凌高校が今まで営々と築いてきた例えば地域への貢献、学校開放講座だとか、あるいは子供たちにヘルパー2級の資格を取らせてきたとか、こういう全道でも本当に特筆する取り組みとあわせて、名寄農業高校が昭和16年に設立されて以来ずっと重ねてきたこの実績、こういう伝統とこれまでの実績は新しい高校でも決して失ってはならないと、こう考えているところであります。このことを第一に北海道教育委員会にお話ししてまいりました。そして、その中で新たな高校としての特色ある取り組みをすることによって全道、全国から子供たちが夢を持って集まれるのではないかと、こんなことを考えながらずっとお話を続けてまいりました。先ほどもちょっと触れたのでありますが、今後の進み方としましては20年度、現在の名寄光凌高校、それから名寄農業高校、これは最後の入学生になります。そして、21年度には名寄光凌高校は新しい高校としての募集が始まります。そ

の間名寄農業高校は、現在の2年生、3年生、21年度の2年生、3年生はそのまま名寄農業高校の生徒として引き続き学習を続けることとなります。したがって、その3年生が卒業する平成23年3月をもって名寄農業高校は単置校としては閉じることとなります。そして、平成23年度に名寄光凌と名寄農業が一緒になった新しい高校が本格的にスタートすると。しかし、本校となる名寄光凌高校は、平成21年度に新しい高校としての生徒募集を行いますので、当然校名を決め、そして新しい学習内容を決めなければなりません。このことについては、今名寄光凌と名寄農業の両方から委員を出して合同委員会の中で鋭意検討中であります。ただ、農業については学科は決まっております。光凌の学科は、そのまま継続ということでございますので、電子機械、それから建築システム、あわせて生活文化、この3つはそのままこれからも続けていく、農業は一応1間口ということで想定されていますが、現在このことも農業高校を中心に学科名について検討中でございます。そして、教員の定数などについては、名寄農業高校が存続している平成23年3月までは名寄農業高校単置校として教員は配置になる予定になっております。

もう一つは、私たちが要請しておりました名寄農業高校の広大な施設設備と近代的な施設を活用して本当に高校生だけでなく民間の人たちも農業教育を施すことができないのかと、このことについても種々提案をしております。具体的には、例えば10月2日には市長と私と上川支庁の支庁長にもお会いして、産業キャンパス型高校への道としての支援とあわせて民間人育成についての支援もお願いしてきたところでございます。ただ、北海道教育委員会の今の基本的な考えとしては、まず本体である高校教育をどう進めるか、光凌と名農が一緒になったときの新しい高校の教育活動をどう進めるか、このことがはっきりと決まってからこのことについて本格的に手がけていき

たいと、こういう考えを持っているようでございます。ただ、私たちとしましては、上川支庁長にも、あるいは北海道教育委員会にもお話ししてまいりましたが、ぜひこの後継者育成、広い意味の後継者育成についてはプロジェクトチームをつかって、道と名寄市、それにあわせて北海道教育委員会、あるいは学校関係者、このプロジェクトチームで例えば名寄市はどういう役割を分担しながらこのことにかかわっていくか、そういうことを検討していきたいと、こういうことをこれからも引き続き要請していきたいと、こう考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 再度聞きたいのですが、ちょっと時間がなくなりましたので、次に移らせていただきたいと思っておりますけれども、今後ともその努力をしていただくようお願いを申し上げます。

最後の質問の再質問ですけれども、非常に厳しい財政状況の中でいろいろ統合してやる部分なんかも出てくると思うのですけれども、機種の管理ですとかそういったものを一括発注をして長期契約をするだとか、そういう工夫があるのかなのか、あるいは高橋議員の質問にもありました滞納に係る徴収の体制についても、これは市税というか、固定資産税ですとか自動車税ばかりではなくて、水道料金ですとか保育料ですとかいろんな分野があるのですけれども、そういったものを統合してやる考え方はないのか。それから、来年度の人員等の退職、採用等について今からわかる部分があれば、この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 1点目につきましては、現行コピー機でありますとか、また機器の関係ではありませんけれども、清掃であるとか、あるいは管理業務については複数年のほうが好ましいということで複数年でやっておりますし、それ

から税の関係は、税につきましては納税係という専門の係がありますけれども、時期によりましては課で対応、あるいは部で対応ということでやらせていただいていますし、またほかの保育料なり住宅の関係につきましても関係部署と協力をしながら進めているということで御理解をいただきたいと思います。

（「採用はないの」と呼ぶ者あり）

○総務部長（中尾裕二君） 申しわけありません。職員の採用につきましては、若干名ということでお答えをさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○総務部長（中尾裕二君） 退職予定者、今数字押さえておりませんので、後ほどお知らせをしたいと思います。申しわけありません。

○議長（小野寺一知議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

老人福祉にかかわる門口除雪について外3件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告に従って4点について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、第1点目は、老人福祉における門口除雪についてであります。門口除雪につきましては、老人福祉の問題だけでなく一般の門口除雪も大きな問題があるというふうに思っています、苦情も多く出ているやに聞いています。今議会では、特に老人福祉における門口除雪について質問させていただきたいというふうに思います。名寄地方は、特に近年豪雪地帯というふうにはなっていませんが、冬期の除雪が大きな負担になっていることは言うまでもありません。身体障害者や老人にかかわる福祉事業における門口除雪の本年度の予算は、1,052万円と計上されております。今冬については、業者と各個別においての契約が終了され、もう既に始まっていると思いますが、こ

の契約件数、いわば助成券の発行数をお知らせを願いたいというふうに思います。

また、福祉における門口除雪の業者の選定についてどのようになっているのかについてもお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、母子手帳についてお聞きをしたいというふうに思います。近年少子化により母子手帳の交付は減少しているのではないかとこのように思いますが、年間の交付数と経費について、また母子手帳の活用はどのようにされているかについてもお知らせを願いたいというふうに思います。

3点目は、承知のように石油類高騰に今大きな問題が出ておりますが、その課題についてお聞きをしたいというふうに思います。1つは、市の各施設における需用費、いわば燃料費についてであります。既にこの8月より20%以上上がっているというふうに報告もありましたが、昨年より40%近くも高騰しているという現状にあるわけです。今定例会では各施設の需用費の補正予算がありませんでしたが、今後の対応方についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、北海道は約半年間暖房が必要であります。多くの家庭では灯油による暖房と認識をしておりますし、生活必需品でもあります。石油類の高騰で輸送のコスト高、あるいはそのことよっての小売商品の値上げや小麦粉高騰による小麦粉製品の値上げなど、一般消費者はダブルパンチであります。特に年金生活者、障害者、低所得者にとりましては厳しい生活をしている中での灯油高騰ですから、生活はますます厳しいということを言わざるを得ないと思います。年金生活者、あるいは障害者、低所得者の生活保護世帯、いわば生活弱者への援助、支援等については12日の冒頭の行政として市長の決意もありましたので、割愛をさせていただきます。

4点目は、季節労働者の現状と雇用確保についてであります。承知のように、本年度より通年雇用促進支援事業が道内42の協議会で開始されま

した。名寄にかかわる季節労働者と通年雇用促進支援事業はどのような状況になっているのか、また名寄における季節労働者のここ二、三年の人数についての推移をお聞かせ願いたいというふうに思います。

短期特例一時金削減の影響と今後の対応についてもお知らせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 竹中議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。

1点目の老人福祉にかかわる門口除雪についてから3点目の石油類の高騰にかかわる課題については私から、なお大きな項目3番目の（2）、灯油高騰に伴う助成等につきましては答弁を省略させていただきます。4点目の季節労働者の現状と雇用確保については経済部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、大きな項目1番目の高齢者福祉に係る門口除雪サービスについて申し上げます。門口除雪につきましては、生活道路の最低限の確保という観点で除雪が困難な高齢者、障害者世帯に福祉サービスの一つとして提供をしております。昨シーズンから名寄市街地区では利用者の除雪内容が個別に違う実情から利用者と業者で直接契約し、名寄市は助成券を交付して契約額からの差額を利用者負担とする方式に変更してきたところでございます。御質問のありました本年度の除雪助成券の利用世帯は、直近の数字では447世帯で、助成額1,025万6,000円となっております。昨年と比べまして世帯数で108.5%、助成額で109.4%という状況となっております。直接契約となりました昨シーズンは、利用者や業者それぞれにさまざまな戸惑いがありましたが、個人負担が1万円以下でおさまってよかったという声なども聞いておりますが、説明不足の点や率直にまだ反省点、改良点もあると考えております。年々増

加する高齢者に比例する形でこのサービスの利用者及び助成額が増加する状況でございます。制度としては、基本的にはこれを維持し、継続していく考えに変わりはありませんが、状況に合わせた見直しは必要と考えております。

次に、門口除雪にかかわる委託業者について御質問をいただきました。業者の指定に当たりましては、除雪方法等で業者間の較差など利用者に混乱を招かないよう統一性を保つ必要があることから、官公需適格組合で地域割りの市道除雪と連携して戸別的な除雪が効率的に実施できるよう市道除排雪組合の三信組合と行ってまいりました。制度を変更して2年目ということで利用者側からは除雪範囲の縮小等により自己負担が少なくなったという声がある一方、個人契約なのだから業者選択の余地を広げてほしいという声、また指定以外の業者からは価格競争の原理からも指定枠に入れてほしい等々の御意見をいただいております。指定業者の拡大につきましては、業者育成の観点から実施する必要があると考えておりますが、市の除雪体制に即した対応を確保する意味からも信頼性を持った業者に限定することも必要ではないかと考えております。また、このサービスは生活の実情等を把握する必要性から民生児童委員の皆様との御協力でも運用しておりますので、さらに連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目2番目で母子手帳の交付状況についてお答えをさせていただきます。母子健康手帳は、母子保健法に基づき妊娠届け出が出されたときに交付をしております。交付数は、平成16年度は名寄地区233件、風連地区29件の262件、平成17年度では名寄地区270件、風連地区35件の305件、平成18年度につきましては名寄地区257件、風連地区29件の286件という状況となっております。その年間予算につきましては、母子健康手帳1冊単価は121円となっております。全体では35万円前後を見てきております。また、母子健康手帳は妊娠の

初期からお子さんが小学校に入学するまでの間の母と子の一貫した健康状態や成長記録が書き込まれていき、また母子の健康を守り、育児を応援するために必要な情報が記載されていきます。その活用につきましては、出産までの妊婦健診時やお子さんが生まれてからは子育て教室、乳幼児健診、予防接種などのときには必ず持参していただきまして、その際に医師、助産師、保健師が妊娠期の健康状態やお子さんの発達、発育状況、子育てのアドバイスなどを記載し、また保護者の方にはお子さんの成長を記録していただくなど有効に活用していただいているところでございます。

次に、大きな項目3番目、石油類の高騰にかかわる課題についてお答えを申し上げます。原油価格は高騰し続け、さまざまな分野に影響が出始め、国民生活を直撃しております。暖房用燃料の需要期を迎えまして、特に灯油は100円を超える状況で積雪寒冷地の当市にとりましても深刻な状況となっております。平成19年度予算要求時の単価と12月上旬の価格を比べますと、ガソリン、軽油で1リットル当たり15から17円の上昇、灯油、A重油で17から20円と大きく上昇しており、当然年度末に予算の不足が生じることになります。今定例会に燃料費の補正を行わなかったものにつきましては、需用費の中での調整及び節減を実施してもなお不足する額を3月議会に補正提案することになるものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、季節労働者と通年雇用促進支援事業の現状について、さらには短期特例一時金削減の影響と今後の対応について一括してお答えをさせていただきたいと存じます。

30年間続きました冬期雇用援護制度、技能講習制度などが平成18年度で終了し、新しい制度としてこの通年雇用促進支援事業が創設されました。この事業の目的につきましては、道内の季節

労働者の通年雇用化を促進するため、季節労働者の通年雇用の促進を自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会に参画し、国の通年雇用促進支援事業を受託するとともに、地域の独自の取り組みを実施することを目的といたしているところでございます。全道に42カ所あるハローワーク所在地に当事業の協議会が順次立ち上がり、当名寄地区におきましても8月6日に名寄地区通年雇用促進協議会を名寄、下川、美深、音威子府、中川の5市町村で設立させていただきました。この協議会では国から委託される事業と地域みずから取り組む事業がありまして、国から委託される事業では雇用確保対策事業、就職促進対策事業、また地域みずから取り組む事業では地域雇用確保対策事業、季節労働者資格取得支援事業がございます。これらの事業を実施するため10月1日からスタートし、12月17日には名寄市、下川町、美深町の企業事業主を対象といたしまして、国、道の助成制度の紹介や説明、あるいは多角経営などによる季節労働者の通年雇用に向けた事業所向けセミナーを開催していきたいというふうに考えております。また、12月18日にも音威子府、中川町において同じ内容のセミナーを開催し、より多くの方々の通年雇用化が図られますよう推進してまいります。今後の事業の推進につきましても道、ハローワーク、近隣の協議会と連携を密にしながら取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、名寄における季節労働者のここ二、三年の人数の推移についてのお尋ねでございますが、3カ年の名寄市の労働者の人数から申し上げますと、名寄市では平成16年度702名、平成17年度では639名、風連では平成16年度では277名、平成17年度では234名、平成18年度では815名で、風連と名寄との合併で同時にコード番号も名寄、風連が一本になったものでふえたものでございます。平成19年度の推移でございますけれども、過去の推計からしますと15

年と16年比較しますと200名の減、16年、17年の比較で申し上げますと106名の減、17年、18年の比較では58名程度の減少が見込まれます。757名程度と考えているところでございます。

短期特例一時金削減の影響と今後の対応について申し上げます。制度廃止、制度見直しに伴う名寄市における給付金等の減少額でございますけれども、冬期援護制度の冬期技能講習助成給付金あるいは冬期雇用安定奨励金合わせまして年間約2,800万円、雇用保険特例一時金は給付日数が10日間の削減分をもとにハローワークのデータで試算させていただきますと5,800万円を超える金額となり、両制度合わせますと約8,600万円程度減少すると思われ、このことは季節労働者のみならず名寄市の経済への深刻な影響が懸念されるところでございます。今後新たにスタートいたしました通年雇用促進支援事業に対し、地域に適合した事業と地域みずからの独自性が発揮できる取り組みに力を注いでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、それぞれ答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきますというふうに思いますが、まず1つ目の福祉にかかわる門口除雪のあり方ではありますが、実は昨年何人かの方から通常の降雪のときはいいのでありますが、降雪の多いときの除雪が非常によくはないというか、恐らくこれは路線のところが多く業者が入っているということだと思っております。その中で機材が少ないから回らないのかどうか、あるいは早目に門口除雪をするから2回目の除雪回ったときに雪が残るのか、その辺はちょっと承知をいたしません、路線内における企業が主としてそれを受けているということでもありますから、その辺の連携というのはどのように押さえているのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現状同一業者間が門口と路線を受けている場合については、一定程度の調整がとれているものと思っておりますが、議員今御質問にあった部分でございますと、当然そこら辺で連携がとれていないことに伴って今御意見をいただいているのかなというふうに感じております。個々の路線を削った雪と門口の部分であいていないというような部分につきましては、余り私どものほうに直接的な照会はございませんでしたけれども、私どもが門口の除雪と道路との業者を同じくするというにつきましては、当然連携をしていただくことを期待してそのように事業展開をしているものというふうに私は押さえております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知識員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） きちっと押さえていないと、あるいは行政のほうに苦情が来ていないということでもありますから、それは中身的に業者に苦情が行っているのかどうかちょっとわかりませんが、中身的に来年度からというふうに言ったほうがいいと思うのですが、三信でおおむね受け入れをしているということでもありますけれども、苦情が多いということになれば、あくまでも個人契約ですから、それはどこにやってもよろしいのであります。私は委託業者の登録制をしてはどうかというふうに思っています。それは、三信に加盟しないと入れないというわけでもないのでしょうけれども、しかし登録制にすることによって機材がふえるということが1つは大きなメリットがあると。ただ、この路線を受け持っている業者との連携がどうなるかというのは若干疑問なところがありますが、そのことによってより多く門口除雪をきれいにさせていただけるような、そういうシステムにはなるのではないのかというふうに私は思っていますが、その辺について新年度の登録制も含めた中でもし見解があればお聞かせ願

たいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 先ほどの答弁の中でも一部触れさせていただきましたけれども、次年度以降の体制につきましては現状の地域割りの事業者については今後も基本的には継続していきたいというふうに考えておりますけれども、新たに門戸を開放する部分といたしましては市道を除雪している三信組合との業者間との調整もございまして、条件つきというか、市道のほうに影響を余り及ぼさないこと、それから時間内に一定程度除雪を終わらせていただくこと等々もございまして、特定の家の門口除雪を行う形で登録をしていただいて、それを毎年更新していくような形で今のところ考えております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 路線のところのかかわりが難しいのかもしれませんが、委託業者の登録制度については再度路線のところも含めて検討を求めておきたいというふうに思います。

それで、先ほども若干石油類の高騰の問題で全体的な中身話ししましたが、この助成券の扱いで軽油の値上がりに伴う委託料というか、契約料の値上がりがあり得るのかどうか、あったとしたらどのような対策を打つのか、あるいは個人負担にさせるのか、その辺についてももしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 本年度の契約については、既にそれぞれの方が終了しているというふうに思っております。したがって、今灯油値上がり分についての差額請求については、契約書を取り交わしているという状況の中からはなかなか表に出てきづらいのかなというふうに思っております。ちなみに、平成18年度におきます契約金額3万円から3万5,000円までの部分につきましては、193件がこの枠におさまりました。今年度平成19年度の契約枠でございますけ

れども、同じ3万円から3万5,000円枠の中に195件、ほとんど同じ額の中での平成18年度、19年度の契約が行われておりますので、まだ除雪車の燃料に伴う高騰分につきましては契約の段階ではなかったものというふうに感じております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今の答弁、個人負担は恐らく出てこないというふうに判断をさせていただきました。

2点目の母子手帳の扱い、これはなぜ母子手帳の話をしたかということ、実は北海道でも出しているのですが、本州も多く父子手帳が配付をされていると言ったほうがいいのでしょうか、交付ではなくて配付です、されているところが数多くあります。中身的には、近年そういった意味で父子手帳の交付、あるいは違う子育ての手帳、こんな手帳も配付をしているところが多くありまして、特に近年核家族で少子化という意味でいくと、隣近所に同等の家庭がいなかったりということも含めて、お母さんはお母さんなりに悩み持ちながらもそれぞれの教室や何かでやっているのでしょうか、お父さんもかなり悩みを持っているというふうに聞いていまして、そういった意味では私勉強不足だったものですから、名寄で父子手帳を出しているというのを承知してなくて、出されているようではありますが、中身的にどのぐらいの方がこの父子手帳を配付をしているのかというのを承知をしていないのではないかとというふうに私は思っています。私も孫いるのですが、そんなの聞いたことないというふうに言われましたけれども、そういう状況でありますから、この父子手帳の配付のあり方についてどのように配付をされているか、あるいは父子手帳の活用のあり方についても答弁をお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私も子を持つ父として、それから立場上福祉事務所長という役目も仰せつかっておりまして、現実的に竹中議員か

ら質問を受けるまで実は父子手帳の存在を知りませんでした。率直に反省しております。父子手帳につきましては、子育てのサポートを父親が担うという役割が非常に大きな要素となっております。妊娠初期から子育ては始まっているというふうに言われていると思っております。しかしながら、最初のお子さんということになりますと、父親としてどうかかわったらいのかと戸惑いの声も多く聞かれるというふうに思っております。それで、実は父子手帳ここにあるのですけれども、初めてお父さんになられる方を対象にいたしまして、お母さん教室とあわせて実はお父さん教室を開催しているのですけれども、その際にこの父子手帳を交付させていただいております。この中身でございますけれども、父親としての役割、それから二人で育てていくことの大切さ、それから子育ての実践を踏まえた内容で教室をしておりますので、そのような内容を網羅させていただいております。妊娠期からの理解や積極的な子育てにかかわっていただきますように、手引書として有効に活用いただいているというふうに認識しております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） この父子手帳の配付の方法ですが、若干聞くところによりますと父親教室に来た方を中心に出されているように聞いています。これは提案であります。今所長のほうから第1子の方というふうに言われました。第1子のときに母子手帳の交付と同時に父子手帳を出してはどうなのかと、そこから生まれた後に父親教室や何かがありますということで出したほうが私は効果的ではないのかというふうに思っています。中身的に父子手帳がどのぐらい経費がかかっているかわかりませんが、先ほど聞きますと、母子手帳100円少々ですから、そんな大きな額ではないというふうに私は思っています。母子手帳と違って子供についていくものではありませんから、1子目に配付をすれば2子目、3子目、4子目と

同じように活用できるなというふうに思いますので、そんなことで御提案をまず申し上げておきたいというふうに思います。

次、3点目に、石油類の高騰にかかわる問題についてであります。先ほど各施設の燃料の中身については3月の補正でということになるというふうに答弁いただきました。もう二つほど気になるのは、もう契約は済んでいますから、指定管理者制度における施設の対応、いわば指定を受けた管理者がどのようにやってくるかわかりませんが、契約どおりで3月末をいくのかどうか私ちょっと承知をしません。その辺の対応というか、考え方というか、ちょっとあればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま燃料の関係と指定管理者のかかわりについて御質問いただきました。指定管理者の中でも、とりわけ施設管理が主たる業務という方については、今回の問題は影響がダイレクトに出てくると、こういうふうに判断をしております。原油価格がここにきて流動的でありまして、価格の推移を見ながら、どこに基準を置いて手だてをするのか、すればいいのかということで検討しまして、契約につきましては既にもう契約をしておりますから、追加契約という形をできるかどうか、これまたあわせて検討して3月で相談をさせていただきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今新たに提案ということになるわけですが、指定管理者制度、確かに石油類の高騰でありますから、別扱いということになるかもしれませんが、それは3月の議会の中で追加予算といってもかなり厳しい中身になるのかなというふうに思いますが、私としては契約どおりに進むことが本当はいいのではないのかなというふうに思いますが、それは相手があることですからわかりませんが、きちとした中身でその問題

について出していただければというふうに思います。

もう一つ気になるのが燃料の一番使うところ、ここで議論する中身のものではありませんが、実は炭化センターが非常に紙を燃やすとか、蒸すとか、そういうところで重油を使うわけがありますが、本年度の名寄市の負担金が3億2,840万円ほどだったというふうに思いますが、計上をされました。今冬は、当初の負担金どおりいくのかどうか分かりませんが、ただいろいろな灯油等の石油類の高騰の見方がありますけれども、一部では年明けたら下がるのではないのかという見方もありますし、年度内にもう一回上がるのではないのかというような、そういう憶測もされていましてかなり厳しいのでありますけれども、炭化センターの負担のあり方について、もし上がったとしたら組合のほうでやるわけでありすけれども、それも一緒に3月に上がるのかどうか、あるいは施設事務組合のほうで余力があるのだと、そこでどうにか吸収ができるというのなら、それはそれでいいのでありますけれども、どのような見方をしているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 炭化センターのほうで事務組合の副管理者ということでありますから、答弁をさせていただきます。

燃料類の高騰は、大変深刻な課題になっております。今回の値上げの分に含めましては、需用費全体の中でどうやりくりするかまず第一義的に考えております。それから、傾向といたしまして、実は安定処理ができるようになりました。したがって、毎年行っております、今16時間処理が基本でありますけれども、24時間処理というのを何回かやっておりますけれども、今回は安定処理できるようになりまして、それが少ないということですから、燃料費あるいは職員の時間外手当なども減少傾向ということになります。ただ、こ

ればかりは少しまだわからないところがありますので、何とか既存の予算の中でのやりくりで市町村の改めての負担を求めない方向でできないかと、こういう追求を今しているところであります。

なお、財源につきましては、今の予算のやりくりとあわせて繰越金が若干ありますので、その中でやれるような方法を今追求中ということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、そのような扱いで、一般財政も各自自治体厳しいわけでありすから、そのような方向で進めていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの父子手帳の扱いについて提案させていただいた第1子の母子手帳を出すときに同じように父子手帳も出せるのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 母子手帳をとりたというか、交付の請求にお見えになったときにはお母さんとお話しする機会がございますので、その中で議員の今御提案にあった中の部分につきましては、十分前向きに検討させていただきたいと考えております。

単価につきましても現実的には85円という、それほど高くない単価になっております。年間の交付数も第1子のみということでございますので、150冊ぐらいというふうに聞いておりますので、それほど大した額ではございません。それが例えば2人目のときに下さいといっても、それは十分お渡しできる範囲のものかなというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） では、そのようをお願いを申し上げておきます。

それでは次に、最後になりますけれども、季節労働者の問題についてちょっとお聞かせを願いたいのですが、通年雇用ということの基本にしながら

ら今回の制度進んでいるわけではありますが、雇用の確保の目標というか見通しあるのかどうか、名寄地方におけるというか、名寄市内におけるというか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほど協議会の立ち上げということでお話をさせていただきましたし、それから運営委員会というふうには呼ばせていただいているのですが、つまり幹事会、事務サイド、いわゆる企業の方々、商工会議所、行政、こういった方々で組織している運営委員会、この中でも3度ほど会合を開催させていただきました。皆さん方の御意見の中では、なかなか起業に結びつけるには難しいねというようなお話がありました。とりわけ名寄の分の中では、先般総会の折にも異業種の方々が新たな起業へのチャレンジといましようか、創出といましようか、そういったものをやっぱりしなければというようなお話がありました。そんなことからしますと、ぜひそういった企業訪問をさせていただきながら可能性を探っていきたいと思っておりますが、名寄市以外の分につきましてもなかなか起業は極めて難しい。でも、下川につきましては新たな事業、チャレンジをしている、成果としてまだ実を結んでいませんが、そういったチャレンジ事業に取り組んでいらっしゃるようでございますので、そういったところも連携とりながら、ぜひ企業創出に向けて取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今回のこの制度非常に矛盾だらけでありまして、支援事業といっても直接金が出せないという、そういう事業であります。先ほど報告受けましたが、8,600万円ほどですか、減少するという状況でありまして、新制度の中身でいきますとどのように通年雇用につなげるかというところのセミナーだとか講習会、あるいは試験受けるというか、資格取得というか、そん

なところしかないのであります。直接金、生活を補てんする、そういうのがないだけに非常にこの支援事業は矛盾だらけの支援事業だというふうに思っています、中身的に就労禁止だとかということもきちっとうたわれているわけですから、かなり厳しいなというふうに思っています。そこで、先ほど8,600万円ほどの減になるということではありますが、直接それでは生活の確保策として行政として、支援事業としてできないのなら行政として何か考えられないのかどうか、もしあるとしたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 新制度の内容につきましては、竹中議員おっしゃるように、旧来の事業から比べましたらかなり、季節労働者の皆さんに直接助成金が入ると、あるいは講習の料金が入ることになりません。したがって、大変厳しい状況を迎えているということでもあります。私どもは、まずはこの新制度の中で事業の皆さん方にそれぞれ通年雇用の可能性について追求していただくというのが1点です。そちらはそちらのほうでこの制度の趣旨でありますから、しっかりやっていこうということでもあります。行政として新たに直接季節労働者の皆さん方に仕事を生むということを今までも部分的にやっておりますけれども、現状まだその域を出ていないということでありまして、ことし1年間のありようなども研究しながら、新年度の課題にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 企業にということでもありますけれども、過日の新聞のリサーチの関係では道北まだまだ冷え込んでいて倒産件数もふえているという、そういう状況にあるわけです。そういうことからすると、幾ら企業に求めてもかなり厳しいという状況にあるのではないのかと私は思っていますので、その辺では行政も精いっぱい努力をしていただいて、通年雇用ができないとした

ら冬期間の生活援助にかかわるところの施策について出すべきではないのかと、確かに一般会計厳しい状況はありますけれども、私はそういうふうには実は思っています。先ほども言いましたように、新制度について多くの矛盾を抱えておりますし、政府の方針では少なくとも3年間はこの制度を進めるというふうには実は言っています。そういった意味では、これは今までの旧制度を受けていた地区はみんなそうでありますから、中身的には今日まで旧制度の継続問題等々では市長にも御尽力をいただいて大きな力になってきました。7日には実は連合や季節労働者の会の方が市長に要請もされているというふうには聞いていますが、新制度の改善に向けて今後市長には全力で国に働きをかけたいただきたいというふうに思います。

そこで、最後になりますけれども、市長としての考え方あるいは決意についていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 名寄地方における、あるいは北海道におけると申し上げてもいいかもしれませんが、冬期間の事業が積雪寒冷のために十分に展開できないというのは、歴史を追っても変わっていない悩みでございます。国のわずかではありましたけれども、冬期の支援についての政策は30年間続いてまいりましたけれども、平成18年でピリオドを打たれたと、こういう実態についてはただいまのお話のやりとりの中でのとおりでございます。私どもも名寄市のケースにつきましては雇用対策協議会という建設業の皆さんや、あるいはそこで働いている皆さんも含めての組織運動をずっと続けてまいりました。しかし、厚生労働省は財政の、これは財務省からの力ということになるのかもしれませんが、北海道、北陸等の積雪寒冷の地域に限っての政策が打てないと。こういうことで、これからの政策の展開はやはり地域の特区のような形でこの事業を提案をしていかないと、全国一律の法制下のもとに取り組むことは困

難だと、こんなふうに認識をしているところでございます。それだけに北海道の知事を先頭にした事業の創出、または国からの財政支援を引き出すと、このことに尽きるのではないかと、このように思っております。8月に私ども地元の協議会をつくりましたけれども、その際は構成自治体の首長にも集まっていただいて協議をした経過があります。その中で自治体でできることということの意見交換もしておりますけれども、現下の地方自治体の財政事情で今まで国等で進めてきたことを自治体で補完できるというところまでの体力的なものも含めて、ないという切実な意見を交換をさせていただきました。先日も季節労働者の代表者の皆さん方から切実な要望もいただいております。私ども業界にだけそのことを依存することではなくて、今まで市が進めている事業の中で冬の雇用創出につながるものがないかどうかと、こういう研究をしながら知恵を絞り出していきたいものだと、こんなふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、1人当たり10万円程度の冬期間の収入の道が断たれたことになるのではないかと、こんなふうに思っております。このことについては関係者と今後も鋭意協議をしながら対策を進めてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

人に優しい、地球に優しいまちづくりのために環境マネジメントシステムISO14001の取り組みについて外2件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問をさせていた

できます。

初めに、人に優しい、地球に優しいまちづくりのために環境マネジメントシステムISO14001の取り組みについて、(1)といたしまして、初めにマネジメントシステムISO14001に対する名寄市としての認識と必要性について。2012年に期限切れとなる京都議定書を受け継ぐ新たな温暖化防止の枠組みを話し合う国連気象変動枠組み条約の第13回締約国会議、COP13、略称バリ会議が今年3日から14日までインドネシアバリ島で開かれています。来年7月開催予定の北海道洞爺湖サミットの成否を占う会議ともなっており、今や待ったなしの温室効果ガス排出削減による地球温暖化防止対策が各方面から求められているところであります。日本は、京都議定書で定めた1990年比で二酸化炭素など温室効果ガス削減目標の6%の達成どころか2002年数値でプラス8%と増加しており、今後実効ある削減のための対策、手本を示すことが求められています。

(2)、環境マネジメントシステムISO14001取得の意義と効果について。ISO14001は、このような地球的規模の環境負荷軽減対策として経済社会活動のあらゆる局面で継続的な低減の判断基準となるものであり、事業者がみずから環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標をみずから設定し、達成に向けて取り組んでいく事業所内の体制手続であります。地球環境問題に対応するには、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければならないことはもちろんのこと、単に規制に従うだけではなく、自主的かつ積極的に環境保全の枠組みを進めていくことが求められており、環境マネジメントはそのために非常に効果的な手法であります。さらに、環境マネジメントに取り組むことにより市民、事業所、職員の環境意識の向上はもちろんのこと、省資源や省エネルギーが進み、経費節減の効果を発揮し、さらには組

織内部の管理体制効率化にもつながるとされています。つまりISO14001の基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、1、方針、計画、プラン、2、実施、ドゥー、3、点検、チェック、4、是正、見直し、アクションというプロセスを繰り返すことにより環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものであり、この考え方が効率的で確実な行政運営にも活用できるのであります。

(3)、環境マネジメントシステムISO14001認証取得宣言キックオフに向けて。ISO14001のシステムを構築した場合、そのことをみずから宣言する自己宣言か外部の機関に証明してもらう第三者認証が可能で、第三者認証を受けようとする場合には財団法人日本適合性認定協会JABを中心とした審査登録制度が整備されています。同システムは、組織としての管理運営手法について定めるものであり、具体的な内容や水準を定めるものではありません。無理をして難しいシステムをつくるのではなく、個々の組織の実情に合ったシステムをつくり上げることが重要であるとされています。また、この規格の特徴として方針の策定などに組織トップの責任ある関与を求め、トップダウン型の管理を想定しており、そのリーダーシップのもとに環境対策を継続的に改善していく効果的な仕組みを構築することが求められています。環境マネジメントや自主的な環境管理の取り組みについて客観的な立場からチェックを行う環境監査は、事業活動を環境に優しいものに変えていく効果的な手法であり、積極的かつ迅速な対応を求めるものであります。

(4)、環境マネジメントシステムISO14001取得の意思と今後の取り組みについて。今何ができるか、今何をすべきか、今何をしなければならないか、今まさに私たちの知恵と勇気と、そして行動力が試されています。かけがえのない地球を守るために、今の私たちのために、そして未来の子供たちのために今できることを勇気を

持って実行すべきであります。そのために市が率先して市民、事業者の模範となれるよう全職員が一丸となって庁舎内の省エネ、そして省資源など環境負荷軽減に取り組むべきであります。一人一人にできること、ほんの小さな取り組みの積み重ねが未来の地球を守り、そして私たち名寄市をさらに輝かせるのであります。人に優しい、地球に優しいまちづくりのために環境マネジメントシステムISO14001の取り組みについて市当局の御見解をお聞かせください。

大きな項目の2、市民に対し責任ある職務執行体制の確立について。このことにつきましては、今定例会行政報告10ページの中で公営住宅簡易ガス事業に係る損害賠償請求和解について書かれているとおり、市側の契約不履行によるガス供給事業者への支払い額が屋外配管部分の買い取り2,000万円、調停解決金900万円、合計2,900万円で和解をしています。さらに、26ページでは、なよろ健康の森クロスカントリーコースの利用に関しての調停は、同コースの一部で民間の土地所有者との民事調停が不成立に終わり、結果として今後林木の伐採をしてコースの一部変更を行い、大会準備を進めていくとの報告があったところであります。この件でも弁護士費用50万円、林木伐採費用40万円の支出があり、むなしく貴重な財源が消えていくわけであります。さきのガス供給調停問題では、島市長2カ月、今副市長1カ月それぞれ10%みずからへの減給処分を行い、行政執行上の問題で市民負担を生じたことにおわびを申し上げますと陳謝したところあります。

以上、2件の調停問題についての経過について申し上げましたが、市民の率直な思いとして二度あることは三度あるのではないかという漠然とした不安があるのであります。大変厳しい言い方にはなりますが、市長、副市長それぞれみずからの処分で問題が解決したとは到底思えないのであります。

まず、1として、行政執行上の問題とは何だっ

たのか。

2、この問題は果たして解決されたのか。

3、解決したのであればどのように解決したのか。

4、解決のためにどのような議論が交わされ、検証がなされたのか。

5、この問題はどのように職員に伝えられ、情報を共有したのか。

6、伝えたのであれば、それはいつの時期だったのか。

7、この問題に関し職員間の議論はなされたのか。

8、再発防止策は練られたのかどうか。

9、策は市民、職員に伝えられたか。

10、組織として縦横の指揮命令チェックはどう機能しているか。

11、組織として報告、連絡、相談は健全に果たされているか。

12、組織としての情報の発信、共有はなされているか。

13、組織としての事件、事故発生時、発生後の対応マニュアルはあるのかどうか。

14、各種マニュアルは常に点検、更新されているのかどうか。

15、組織として事案発生後の変化を市民にどう伝えてきたか、また伝えていくか。

これらの問題が解決されて初めて市民と市との間に信頼感、安心感が生まれるのであります。決して市長、副市長の処分なんかではないのであります。いいことも悪いこともすべて市民と行政がともに享受する、対峙立ち向かう、それこそが新名寄市総合計画でうたう市民みんなでつくる心豊かな北のまち名寄の発露であり、真の協働なのであります。市の御所見と対応についてお伺いをいたします。

大きな項目の3番目、訪れる人すべてに優しい市立病院を目指して。名寄市民のみならず広く道北地域の安心、安全のかなめとして昼夜を分かつ

ぬ地域医療に奮闘されている佐古病院長を初め医師、職員の皆様にまずもって心からの敬意を表するものであります。医師数の抑制や診療報酬削減など、国の医療費抑制策を原因とする赤字経営に端を発した道内自治体病院再編のあらしが吹き荒れる中、名寄市も含め道北12自治体のセンター病院としてますますその重要性を増す名寄市立総合病院の存在を市民として大変心強く思っているのは私一人ではありません。佐古院長が「名寄市立総合病院医師」、平成9年7月発行、この冊子であります。その巻頭言の中で創造的破壊で言う地域医療の確保と自治体の財政健全化というベクトルの違う大きな命題を抱えてこの荒波を乗り切らなければならない一節は、市立病院としてまさに市民の期待と制度破壊のはざまにあって大いなる苦悩と奮戦とを如実に言いあらわしており、共感胸熱くするものであります。そのようにつえとも柱とも頼む市立病院だからこそ、この春の長期入院の経験を交えて願うこと、頼むことを申し述べさせていただきます。

1、病院敷地内すべての建物、施設において定期的な安全点検等が行われているのかどうか。

2、階段は安全ですべての人に優しいのかどうか。高低2段の手すりとしり右側にも手すりは必要なのではないのでしょうか。

3、トイレはすべての人にとって快適なのかどうか。車いす対応トイレが圧倒的に不足しているのではないのでしょうか。

4、病室はそこで過ごす患者にとって快適なのかどうか。6人部屋のせつなさをいかほど理解していただいているのかどうか。

5、施設の増改築により、結果大きな犠牲を強いている部分はないのかどうか。運動療法室の利用患者にとって日々の大きな希望と喜びである朝日が奪われてしまうことへの対応に心を砕いたのかどうか。また、屋外の新たな機能訓練所、周遊訓練コースについて検討がなされたのかどうか。

6、職員、特に窓口業務は訪れる人すべてに真

に優しいのかどうか。笑顔を伝えているのかどうか。

7、そのために病院として何を実践しているか。

再び佐古病院長の巻頭言の一節をおかりするならば、一つ一つは小さなことですが、この積み重ねが病院の機能を時代に即したものと導いていると思います。まさにすべてはここに帰結するのであり、この言葉をもって私の質問の趣旨とさせていただきます。市側の前進的な答弁を御期待申し上げ、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） ただいま佐藤勝議員から大きな項目3点について質問をいただきました。1点目は私から、2点目は総務部長、3点目は病院事務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

環境マネジメントISO14001の取り組みにつきまして、5項目まとめて答弁いたします。私たちの住む地球の自然環境は、事業活動や日常生活を営むことにより地球的規模で環境破壊を引き起こし、生態系も脅かされております。これらの問題の解決には、国際的な協調が不可欠であり、公平かつ普遍性のあるルールが必要となります。ISO国際標準化機構は、あらゆる種類、規模の企業に適用できる環境マネジメントシステムに関する規格ISO14001を発効いたしました。これは、社会的ニーズと経済的ニーズとのバランスの中で環境保全、汚染の予防を継続的に推進することを目的とし、環境マネジメントシステムの普及促進を図っており、環境に配慮した経済活動を実践する上では最も有効な規範であると認識しております。ISO14001は、企業自身が事業活動によりどの程度環境に負荷を与えているのかみずから認識し、環境関連法規制その他の要求事項を満たしつつ環境の質の維持改善を図るため、PDCA、言いかえしますと、1番目に計画の立案、2番目に実施、3番目に点検、評価、4番目に見直しを行うの考え方に基きまして、計画

の目標の達成状況や施策の実施状況などを定期的に点検、評価し、計画的確な進行管理を繰り返して行います。その結果、事業活動による環境負荷を低減し、二酸化炭素排出量の削減や経費削減効果を生み出すことが期待できると言われています。道内におけるISO14001の公共行政分野における取得の状況は、現時点で北海道、札幌市ほか5市、2町村、1団体の10団体となっています。認定を受けるまでのコンサル料、進行管理に要する人件費、毎月点検する書類の膨大さなどの問題もあり、なかなか取得が進んでいないと聞いております。当市においては、みずからが資源、エネルギーを消費する事業者、消費者であることを認識し、国、道が定めた環境関係法令に基づいた取り組みとして公用車購入時には環境に配慮したハイブリッド車を優先的に選定し、行財政改革と連動してこの10年以上行革を推進しながら夏のクールビズ、冬のウォームビズの励行で燃料消費量の節減、10種類に及ぶ庁内ごみの分別の徹底と減量化を実施してまいりました。平成16年度から実施してまいりました地球温暖化対策の燃料消費量調査では、市公共施設全体で暖房燃料を中心に平成18年度決算数値で対前年度比5.7%二酸化炭素排出量を削減できました。厳しい財政状況の中で多額の経費を要するISO14001の認証取得を行わなくても、同じような効果が出る今まで取り組んできました二酸化炭素の削減及び経費節減対策を一層進めてまいりたいと考えております。また、地球温暖化対策実行計画も策定し、庁舎管理のみならずレジ袋を削減するマイバッグ運動、廃食用油のリサイクルなどのほか、多くの市民及び事業者に協力をいただく新たな対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、市民に対し責任ある職務執行体制の確立について一括してお答えをさせていただきます。

現在組織としての情報の発信や共有につきましては、毎週月曜日の庁議、月1回の部次長会議、その翌日の課長会議を開催する中で意思統一をし、課長会議の内容は文書による伝達ではなく、各係会議を開催をして報告をする、また緊急の案件についてはグループウェアの掲示板等を活用し、周知徹底を図っているところであります。御質問の趣旨は、合併後に組織が大きくなったことや近年の業務の専門化により縦割り型組織となり、職員間の連携に欠ける部分があるのではないかと、また組織全体の危機管理意識の共有に問題があるのではないかと、職員間のチェック体制が不足しているのではないかとのお指摘だと受けとめさせていただきました。確かに現行の法体制の中では新制度の創設や頻繁な法律改正等により担当職員が専門化し、個々の職員の専任化が求められてきていますが、業務分担を決定する際には必ず主務とするもの、サポートする従務とするものを分担し、担当者が不在であっても担当者がいないのでわからないと市民の方に御迷惑をおかけすることのないような体制、また主務とするものと従務とするものとの間で相互チェックをしながら問題が発生しない体制づくりを心がけておりますが、さらに徹底してまいりたいと考えております。今回行政報告の中にありました調停の問題に関しましても、その直接の原因は別にあるとしても、問題が長期化してしまった要因の一つに担当者がかかわって事務引き継ぎ等が円滑にしていなかったことも含めて組織としての対応に欠けるところがあったのではないかと総括をしております。改めて係長研修会等を開催し、今回の問題を職員全体で教訓化するとともに周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、3点目の市立病院の関係に関しまして御答弁申し上げます。

病院施設内外の定期的な安全のための点検がなされているのかという御質問についてでございます。電気設備、医療ガス設備、消防設備等法令によりまして毎月であったり、年に2回であったり、あるいは年に1回であったりという定期点検が義務づけられている設備がたくさんございます。専門業者による点検を実施をしているところであります。これから本格的な冬に向かいますので自動車で来院される方が多くなりますけれども、委託業者には早朝からの除雪をお願いして駐車スペースの確保に努めているところであります。また、歩行者用通路の除雪や凍結防止剤の散布など、あるいは避難口などの常時確保などにつきましては日々直営で実施をしてございます。当院には入院されている方、あるいは外来診療を受けられる方などたくさんの方々を利用されておりますが、そういった方々が安心して施設を利用できるよう点検を含めた維持管理に努めているところであります。

次に、何点かの部分につきまして御指摘がございました。平成4年、この病院につきましては改築をいたしました。その当時廊下につきましては、中廊下の方式をとってございまして、階段のですね、その部分につきましては幅1メートル35センチ程度しか今のところございません。そんなこともありまして、片方にしかつけていなかったのかというふうに思っております。しかし、議員御指摘のとおり、左が不自由な方もいれば右の不自由な方もいるということも考えます。構造的に手すりの取り付けは可能と今のところ考えてございます。いま一度確認をさせていただき、今回改築を予定してございます来年度の改築工事にあわせて実施をしたいというふうに思っております。

また、トイレについての御質問でございます。入院病棟につきましては、各病棟に1カ所ずつでございますけれども、車いす用のトイレが設置されています。また、これまで各病棟に和式、洋式トイレが混在をしておりましたけれども、平成17年度から年次計画により洋式トイレへ取りかえ

を実施をしているところであります。その際、可能な場合には入り口部分を広げるなどして車いすが利用できるようにしているところでございます。ただ、御指摘の件につきましては、限られたスペースの中での水回りの施設の増設ということでございますので、かなり難しい状況にあるということになってございます。現在のところ、先ほど述べましたような対応でしかしようがないのかなというふうに感じております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、特に5階病棟につきましては整形ということで車いすを使っていらっしゃる方が結構いらっしゃる、そんな関係もありまして朝などには一時期込み合うという状況もあるのも承知はしてございますけれども、何分にも限られたスペースという状況ですので、御理解をいただきたいと思っております。

一般病棟にはまた6人部屋がそれぞれ4室ずつありまして、合計20の部屋がございました。患者さんの居住性やプライバシー保護を考えると、必ずしも望ましいとは思ってございません。しかし、病床数を減らすということになりますと、経営上のこともあり、かなり難しいのかなというふうに考えてございます。今回の増改築事業でICU病床8床を整備する計画であります。その関連の中で病床、例えば2人部屋を1人部屋にする、6人部屋を4人部屋にするというような部分については検討してまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、増改築によりましてリハビリ棟の部分についての御指摘がございました。施設の現在の配置上、増築をする部分というのは限られた場所しかなかったということがまず第1点でございます。現行リハビリ棟と、それから一般病棟の間に広場がございます。これは、主にリハビリを受けている方の散策等に使っている場所になります。その部分にICU棟が建つわけですので、その部分がなくなるということになります。今回その場

所にICU病床が建つことになりまされども、患者さんには極力御不便のかからないよう新たなスペースを確保するように20年度の外構工事を実施する中で考慮してまいりたいというふうに思っております。

また、最後の笑顔を伝えているかという部分でございます。主には、窓口業務のことを指しているののかというふうに思います。重点的にその部分について申し上げさせていただきますと、窓口業務につきましては今年度4月より外部委託としてございます。受託会社の職員には、当然ながら窓口業務が当院の顔であるという意識を持って業務に当たっていただいております。まず、窓口職員は利用される方への誠実な対応はもとより、笑顔と優しい思いやりの気持ちで接遇を心がけてございます。また、窓口業務職員だけでなくすべての職員が協力して利用される方の満足の実現と向上のため、院内接遇研修を実施し、その向上に努力をしているところであります。業務委託導入後に大きく変更となった点につきましては、窓口を一新させていただきまして、制服が明るい色で統一され、親切対応の意識を持って窓口対応の実践に取り組んでいるところでございます。受託会社が定期的に接遇研修は実施をしております。また、当院で行われる接遇研修にもその職員は積極的に参加をして接遇の向上を図っております。さらには、接遇に関しまして個人目標を定めて後日の評価により検証を進めたり、あるいは他の医療機関との相互の接遇研修による外部の視点での接遇の意識改革の取り組みも実践しているところであります。日々の接遇を振り返りながら改善するところは改善するように心がけて、今後とも委託側と受託側の職員全員が連携しながら、利用される方の求められるサービスが実現できるように対応するように努めてまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきました。順次再質問をさせていただきます。

初めに、ISO14001にかかわる再質問がありますが、コストの関係でその意義は十分に認識されながらなかなかISO、環境マネジメントシステムへの取り組みには二の足を踏むという御答弁であったかというふうに理解をしましたが、今部長もおっしゃったとおり、システムとしてのいわゆる紙、ごみ、電気の部分だけではなく、組織の執行体制として非常に有益なシステムを兼ね備えているという意味から、まずはこのことに取り組むことによってすべてのほかの行政全般にそういった考え方を浸透させていくことができると、そういう副作用ではありませんが、側面的な色彩が非常に大きいというふうに思ったものですから、コストは確かにかかることは私も認識をしております。例えば岩手県の水沢市、人口6万ですが、初年度登録で200万円、それから年1回の定期審査で88万円、3年ごとの更新で184万円かかるというような、これについては自治体の規模が極端に違う場合は別でしょうけれども、大体この程度かなと。同じ岩手県の花泉町では1万5,000人なのですが、大体同じぐらいの経費がかかっているということでもありますから、大体経費としてはそのぐらいかかると。加えて、当然そこに人を配置しなければいけないというようなこともありますので、人件費もかかってくるということなのですが、それにも増してやっぱり今求められている費用対効果でいいますと、確かに費用を上回る成果が出ているのです。ただ、残念ながらかつては500以上あったISOの取り組みが更新によって400台にまで落ちているというのが現在の数字でありますから、確かに煩わしいというのもありましようし、同じシステムであれば再登録を、再更新をしないで同じシステムをもって、中身は同じなのだけれども、正式な更新はしないでやっていくというような形もあるようですが、今部長の御答弁をお聞きしたところ、非常にやっ

ばりこのISO14001の有益性については御認識されているということでありますので、先ほど申し上げましたこのシステムの持つ有効性も含めて、今後、今までもやってきているし、十分に削減の効果も出ているのだから、あえて取り組む必要はないというふうこれから進むのか、いや、待てよと、今すぐは無理としても確におっしゃったとおり有益性は認めているわけですから、取り組む意義はあるというふうに検討課題としておくのか、そのあたりいかがでしょうか。全く検討しないのか、あるいは検討課題として傍らに置くのか、温めるのか、そのあたり部長いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 一般のほかの議員の質問にもお答えしたのですが、今ISO14001と同じような性格を持つ環境基本計画の策定が実は名寄市では後期計画ということで先送りになっています。それで、ISO14001の中に環境基本条例を制定していますか、環境基本計画を具体的に環境方針の中に盛り込んでいますかという一項があります。それがありまして、先日の答弁では長年議会のほうに検討しますということをお約束をしておきながら、諸般の事情がありまして先送りになっていた部分につきましては後期計画と言わないで、職員の手づくりも含めて若干の人的配置は総務担当にお願いをしていただきながら、作業的にはできるものから手づくりを進めていきたいと思っています。その中に職員の意識改革ということも含めて、職員は自治研活動でこの十数年フリーマーケットに取り組んだり、ごみの分別の運動であるとか、マイバッグの推進活動についても積極的に取り組んできていただきまして、そういうこともありますので、まず優先するのは環境基本条例と環境基本計画、それにこのISO14001の精神を十分生かさせていただく形で計画の推進をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思いま

す。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） なぜこういう小難しい認証登録をとるかということは、私もそうなのですが、人であればだれしも長年同じことをやってきているとマンネリ化してしまったり、惰性に走ったり、あるいは緩んでくるということは、これは逃れられない部分かなというふうに思うのです。そこをきっちり縛るのがこのシステムということで、先ほども申し上げましたとおり、正式な認証がとれない、どうしてもとれないと、あるいはとって更新しないという事例もあるのですが、ではその場合には内部だけだとしても甘くなる、であれば外部的な目も入れる、例えば今市内の企業でもこういった認証制度をとっている企業が複数ありますので、そういった知識を持った、キャリアを持った方を庁舎内のシステム、認証をとらないまでもシステムをつくって民間の方に入っていて外部的な目で市役所内の物の動き、いわゆる紙、ごみ、電気を筆頭とした部分であります。そういったことをチェックするということも今後検討しなければいけないでしょうし、加えてこれは当然庁舎内だけでやってもほんの点でしかないわけですから、やはりそれを家庭に、そして地域に、職場に広げていくような取り組みを市が率先してやっていくべきだというふうに思うものですから、あえて今回このテーマを取り上げさせていただいたのですが、何でもそうなのですが、苦しいことというのは続かないですよね。やっぱり楽しい、それから成果が見えるという部分が特に環境問題、ごみについては子供も含めて、大人も含めて大事だというふうに思うものですから、そんな意味では家庭に対する呼びかけ、ただごみを出さないようにしましょう、環境を大事にしましょうといっても、これは何のことであって、では何をやったらいいのだと、電気を小まめに消費せばいいのか、冷蔵庫使わないときは無駄にあげないようにするとかということの具体的な事例を

家庭にも届けて、地域にも届けて、それにとって結果どういふことになったかというやりとりができるようなシステム、家庭とのやりとりのシステム、あるいは地域とのやりとりのシステム、そういったものを市が率先してつくと。それは、当然庁舎内でもやっていますよというようなことで、まずはここだけでやるのではなくて、名寄市全体でそういった取り組みをやるというようなリーダーシップを市にぜひとっていただきたいというふうに思うものですから、申し上げたのですが、再度その意気込みはいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） さまざまな環境保全に対するパンフレット、リーフレット等について今までも配ってまいりましたが、今議員おっしゃるように、環境基本計画を実際に実行する段階では相当住民の方々、それから事業者の方々にも御協力いただく部分が多々あるかと思っています。そこを率先推進していくのは、市職員の力、担当の力だけでなく市職員全体の力も大きいと思っておりますので、今御指摘の部分につきましては環境基本計画をつくって実行に移す段階では十分参酌をして進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 時間の制約もありますので、少し積み残した形で次の質問に移らせていただきます。

職務執行体制について15項目、私の考えられる頭で一生懸命考えてどうなのでしょうかというように出してみたのですが、一括してお答えいただいたものですから、残念といえば、総務部長、大変残念な思いは正直あります。私もそうですし、市民の皆さんも一つ一つについて、1についてはこうですよ、2についてはこうですよという形でシンプルでもいいから答えていただくと大変わかりやすかったのかなというふうには思います。そんな残念な気持ちも込めながら、今御答

弁にもあったとおり、直接の原因は別にあるというようなお答えだったのですが、そのあたりが私もわかりませんし、市民の皆さんも多分わからないと思うのです。なぜ2,900万円、お金にこだわるわけではないのですけれども、なぜそれまで、当初予定していたものとできた結果が違ったことによってなぜ2,900万円、あるいは合計90万円というお金が出ていくのだろうというようなことの直接の原因は別にあるということでさらっと終わらせてしまったら、市民の皆さんにはただ疑問が残ると、不安が残る、不信が残るということですので、これはやっぱりだれしもやろうと思ってやったことではないし、犯そうと思って犯したミスではないというふうに私は思っていますので、そこはあからさまにこういう経過でこういうことになったのだと。私が一番言いたいのは、この中にも書きましたけれども、再発防止策、御答弁ではメインがいてサブがいる、そういう組み合わせでやっていますよということだったのですが、これ私も不勉強で何年に発生したかまでは把握していないのですが、しかし1年、2年よりはもっと前に起きている事件、事案だと思っております。それが今回この議会が終わってから職員の皆さんの中で議論をしていくということであれば、確かに処分、市長、それから副市長以下処分はされましたが、決して私も先ほど申し上げましたとおり私たちが求めているのは処分ではないのです。再発防止なのです。こういうことがあったから、この部分はこういう対策をして再発防止を図ったのだと、見ていてくれと、二度と再び皆さんには無駄な出費はさせないから任せておいてくれというような、そういった安心感を市民の一人としては持ちたいという思いがあるものですから、あえてちょっとくどくどと言わせていただいたのですが、総務部長、いかがでしょうか、そのあたり。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 今回の原因とその防止策ということで再質問をいただきましたけれど

も、1つは平成7年9月に締結をしましたガス供給契約に端を発したものでありまして、もう一つは平成14年12月に損失補償契約を締結するも根本的な解決には至らなかったという、こういう2つの案件でありまして、その後それぞれ担当者におきまして熱意と誠意を持って交渉に当たってきたものであると私自身は考えておりますけれども、結果として交渉が長期化したことであって信頼関係を損ねて当事者間での妥協点を見出せなかったと、こういうふうに認識をしております。やはり時宜を得た話し合いをしないと、お互いの行き違いも含めまして話し合いの信頼関係が崩れていくと、こういう結果として当事者間での調整がつかなくて調停と。今回は、片一方が調停成立、もう一方が不成立という形に終わりましたけれども、1つには時宜を得てきちっとスピーディーに解決をしていくのが1点ございまして、もう一つはやはり担当者一人で抱え込むのではなくて、同僚、上司と問題解決をしていくことを日常的に協議をしながら取り組んでいくと。市立病院で実践をしておりますヒヤリハットという取り組みがありまして、これは日常的な軽微なことでも報告をして公にしていくと。これを参考としまして、担当者個人で抱え込まないで問題によっては係あるいは課、部単位でその対応の検討をしていくと。こういうことを組織的に取り組む必要があると考えておりまして、これに対応したシステムなり、あるいはマニュアル等もつくりましてそうした取り組みを積み重ねることによってしっかりと意識を浸透させていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） よくわかりました。今部長がおっしゃったとおり、複数で確認をしていくということがやはり再発防止には、私の考えの範囲でも最も有効的な手法かなというふうに思います。ですから、限られた人員で多くの業務をこなしていくという困難さはあるのでしょうか

ども、複数でやはり確認をし合うと、チェックし合うという体制をつくっていただくと。そのシステムができたなら、市民の皆さん、そして私たちにもぜひこういう仕組みをつくったということは明示してください。わかる形で、何らかの形、ホームページもあるでしょうし、広報もあるでしょうし、いろんな形で市民の皆さんにこういう形で再発防止に向けて具体的な策を練ったのだということを見せてください。それだけはお約束をさせていただきます。よろしいですね。

それから、これについては余りくどくどと言う、もうそれに尽きるかなというふうに思っておりますので、今お約束をいただいたということで病院の問題のほうに移らせていただきます。病院なのですが、私ごとで恐縮なのですが、この春大変お世話になったものですから、あれこれと言えぬ立場でもないのですけれども、逆にそれだけによくわかるというか、そんなこともあるものですから、所管でもあるにかかわらず……そうなのです。お許しくださいということで、あえて質問をさせていただきました。本当に恐縮をしながら、そう言いながら結構言いたいことは言わせていただいたのですが……本当にそうなのです。これ7点ほど挙げさせていただいたのですが、今部長がおっしゃったとおり、上りの右側がないのです。これは、例えば私に例をとってみると右側が必要なのです。左側を痛めている人は、多分右側を使う、必要としていると思うのです。右側の人は、逆に左側ということで、今現在は左側にしか設置されていないものですから、しかもやっぱり今は子供もいれば、大人もいるというようなことで高低2段の手すりが一般的になってきていますので、その辺は今お答えの中で早速というふうなことでありましたので、大変これについては切実なのです。ですから、本当にありがたく聞かせていただきました。

それから、3番目の車いすのトイレの部分なのですが、部長もおっしゃったとおり、5階は整形外科なものですから、ほとんどの方が車いすを使

用するということで、しかもほかの病棟でも今入院されている方、平均的に以前と比べると高齢化している傾向あるかというふうに思いますので、車いすを使う方がふえているということでもありますので、朝やっぱり並ぶのです。自然現象が発生した中で並んで待っているのは、これは非常に御理解したいのですけれども、御理解できないというのが現場の思いでございますので。私は、たまたま土別市立にも行くことがあるのですが、お聞きしたら、各フロアに6つあると。それは、決してがちの車いす対応ではなくて、カーテンで仕切った本当に簡易的な車いす対応トイレも含めて、ベッド数は名寄市立より少ないです。しかし、6つずつあるのです。ですから、逆に言うと車いす対応トイレは一般の方も利用できるのです。ですから、一般の方が利用できるということも含めて、これは本当に365日朝から晩まで毎日のことですので、トイレが先か手すりか先かと言われれば、私はトイレのほうを選ぶかもしれないのですけれども、これはやっぱり本当に水回りで経費もかかりますから、大変なことは承知で申し上げているのですが、速急な計画検討を求めています。

それから、6人部屋。今お聞きしましたら、20部屋6人部屋があるということです。これ例えば4人部屋にしたとしたら、あと5室あれば全室4名でおさまるのですね。4人にしたら2人ずつはみ出しますから、プラス5室4人部屋をつくと今の20室分の6人の部分が賄えるというようなことで、不可能な数字ではないと思うのです。今、今回の増改築の中で見直しもしていきたいというふうなお話もありましたので、その辺は期待をさせていただきます。

病院に出入りしているとステッカーが張ってあります。名寄市立総合病院は、あいさつ日本一を目指しますと、あれは本当にいいことですし、ぜひそうあってほしいと。雪質日本一もよろしいでしょうし、私たちの病院は地域のかなめでもある

し、笑顔も一番なのだよと私たちが誇らしげに言える日が本当に一日も早く訪れることを待っているのですが、そんな意味では職員教育、それは委託先であれ何であれそこにいる職員は職員でありますから、さらに笑顔をつくる、つくった笑顔ではなくて心からにじみ出る笑顔です。それをぜひ出していただけるように期待をするものであります。

それから、これは佐古院長先生にぜひお聞きしたいので、今すぐの答弁は決して求めないのですが、ちょっと資料があるのです。「問題な日本語」という本が、これその3なのですが、今回出たのですけれども、その中で患者様という、34ページ。名寄市立も、私も患者様だったのです。患者様というふうな呼ばれ方をしました。この質問として、病院などで患者さんと言わずに患者様と言っていますが、違和感があります。患者にとって様をつけることはおかしいのではないのでしょうかという質問に対して、答えが書いているのですが、これの1つ、そういうふうにかつては患者さんと軽く本当にさりげなく言っていたのが今患者様というふうになってきて、これは大げさに言うといんぎん無礼に当たる部分でもあるということで、なぜそうなったかという、厚生労働省の医療サービス向上委員会が2001年11月に国立病院等における医療サービスの質の向上に関する指針の中で様をつけろと。この答申の中では個人の名前に対して様をつけろと、佐藤様とか、佐古様とか、それがいつの間にか患者様になってしまったということも書かれているのですが、患者という呼び方は尊敬表現にはなじまないものだということが、そんな書き方があって、さらに様をつけると病院側と患者との距離をより隔てるというふうにもなってしまいますし、たかが呼称、呼び方とはいいいながら、患者様と言われるほどと皆さんきっと違和感を持っているのかなというふうに思いながらこの部分を読んだのですが、この問題は新聞などにも取り上げられ、あちこちの病

院で患者さんに戻す検討が始められているようですということでこのページは終わっているのですが、患者というよくない印象のある呼び方に尊敬表現の様はなじまないものであり、様をつけると病院と患者との距離をより隔てることにもなりますというふうなまとめがあるのですけれども、このあたりをぜひ院長先生に、実はこんな話をする者がいたのだと、どうだろうというようなお話をぜひ伺っていただければ、その後、決してこれは結論を急ぐものでもありませんし、内部でも十分お話いただければさらに幸いですので、結果も経過も含めてお伝えをいただければ大変ありがたく思います。

そんなことで本当につえとも柱ともする市立病院でありますので、今後ますますの職員の皆さんの検討もお願いしながら、私の質問を終わります。
○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

学校教育について外2件を、岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い質問をしてみたいです。

まず、学校教育について、小中学校の2学期制についてお尋ねいたします。1872年、学校制の公示により今の学校システムができ上がり、以後130年来たっています。制度的な疲労も出てきていると感じております。2学期制を通し学校そのものを考え、直していく必要があると考えております。現在の子供たちの状況は、物質的な豊かさで高度に情報化された変化の激しい社会の中にあって子供たちにとっては将来を展望することが困難になってきており、社会状況に由来する学習する意味の希薄化、また家庭の環境の違いによる学習意欲の格差など子供たちを取り巻く環境は大変厳しくなってきました。不登校や理由の希薄な問題行動の増加、利便性を追求してきた結果、コンビニを代表とされるような欲しいときに欲しいものが安易に手に入る社会となってきました。加えて携帯電話に象徴されるような個別化さ

れた生活環境の中で子供たちは育っております。一人でやることも、みんなでやることも、やり続けることも苦手になってきている子供たちが増加しているように感じております。保護者においても家庭教育に対する親の自覚不足、親の過保護や放任などから、その教育力は低下する傾向にあり、価値観の多様化により確固たる自信を持って子供たちに倫理を伝えられない大人の増加、また学校教育への無限とも言える個別化されたサービスを求めるようになってきているように考えます。学校教育においては、授業が生命線であると考えております。学校は、学びの場であり、子供たちが学ぶ楽しさやおもしろさを感じるためには、子供たちの学ぶ意欲を引き出し、確かな学力と豊かな心の育成に向けて取り組むことが今学校にとって最も重要な課題ではないでしょうか。平成14年度からの完全学校週5日制の導入により、新学習指導要領のもと現在に至っておりますが、これを機に学校活動全体において時間的、精神的ゆとりを確保する観点から2学期制を導入する学校が全国に広がりを見せております。既に導入をしている学校の効果としては、教職員に時間的、精神的ゆとりが生まれ、それを児童生徒との触れ合いや指導の充実に生かすことができた。学期末の慌ただしさが解消され、教育活動にじっくり取り組むことができるようになった。休業日、行事、定期テストの見直し、再編により授業時数の確保が容易になった。学期のスパンが長くなることにより、授業の進め方に工夫が可能になった。1つの学期が長くなることで子供の変容をより長期的な視点でとらえることができる。児童会や生徒会活動など従来から前期、後期で実施している教育活動との整合がとれるといった効果が出ているとの報告があります。私は、過去の質問において授業日数の確保のためにも夏休み、冬休みの日数の削減、各学校にあります開校記念日の休日をなくそうということを求めてきました。子供たちのための教育という観点から、2学期制への取り組みに

対する考え方を伺いたします。

さらに、名寄市においては名寄小学校で通知せんの2学期制を行っていたのですが、どういう考えで行い、その検証はどうなったのかもお知らせください。

次に、全国学力調査の結果を踏まえてについてお尋ねいたします。私は、十数年ぶりに行われましたこの学力テスト、非常に有意義であったと感じている一人でございます。新聞紙上でテストの点数の順位ばかりが取りざたされておりますが、私はやはり小学校6年生で46位であったというこの観点よりもトップと北海道の差が10ポイントの学力の差があった、こちらのほうが重要ではないかなと思っております。やはり今後順位を上げるのではなく、いかに学力の定着を図るか、これからが重要な課題ではないかと思っております。名寄市においても指導改善検討委員会で今後取り組んでいくそうでございます。その現状の理解と把握についてお知らせいただきたいと思っております。

また、その情報は市町村単位、学校単位では公表しないとのことです。私たちは、公表することをそう望んではおりませんが、しかし情報を持たない私たちは教育長を初めこの検討委員会の皆さん方の責任は非常に重く感じております。どういう状況なのかを私どもわからない中で報告を受けるわけですから、やはりしっかりとした検討を加え、来年からの授業、または方向性をしっかりとつくっていくようお願いしておきます。

続きまして、給食センター及び食育についてお尋ねいたします。1点目、名寄市はごみの分別、資源化の促進に取り組んでおりますが、その一環として学校給食をつくる過程で発生する料理くずや残飯などの生ごみを堆肥化し、その堆肥を利用して作物を栽培し、その作物を学校給食の食材に用いて子供たちが食するという食物の循環、いわゆる学校給食フードリサイクルを実践できないものかと考えております。単に学校給食の料理くずや残飯のリサイクルだけではなく、食育、環境教

育の観点からも極めて有効であると思われ、物を大切に育てる子供を育てるために大きな教育的効果が期待できるはずですが、既に取り組んでおります札幌市においては、残飯が14%もあったのが4カ月で4%減り、10%になった、残量全体は減少傾向にあります。特に野菜が主の野菜サラダは、子供たちの苦手な料理ですが、フードリサイクルが始まってから激減しているそうです。その子供たちの感想は、サラダは好きでなかったけれども、自分たちでつくった野菜だから食べないと思っただけで食べたらおいしかった、自分たちが育てた野菜が給食に出たときはとてもうれしかったと、感想が多かったそうです。このフードリサイクルへの取り組みの見解を求めたいと思っております。

次に、栄養教諭制の取り組みについてお尋ねいたします。名寄市学校給食センター運営委員会よりの答申書が出されました。学校給食の目標、食に対する指導の目標を今後栄養教諭がどのように教育現場で実践されるのか、またどの授業で食育を教えていくのかお知らせください。

最後に、テレビジョンのデジタル化について。国は、2011年7月24日よりアナログ放送を全面にデジタル放送への移管を決めております。今テレビは、日本国内に1億二千数百万台あると言われております。そのうち現在デジタル化を実現しているのは、まだ15%にしかすぎません。あと4年でどれだけ実現可能かは、私もちょっと理解に苦しむところでございますが、これが実際に実施されますと、アナログのテレビで映像を見ることができなくなるわけでございます。やはりそうなった場合に名寄市においてまずテレビが見られなくなる地区はあるのかどうか、まずその点を確認させていただきたく思います。

続きまして、高齢者への周知ということで、若者はワンセグ携帯でもパソコンでもテレビは見られます。しかし、高齢者は情報がテレビで見られなくなるということだけはあってはなりません。やはり悪質な商行為が行われる可能性もございま

すし、お年寄りの楽しみはやはり食べることとテレビを見ることと孫の顔を見ること、この3つだとよく言われておりますが、昭和二十何年でしたか、テレビが放送開始になり、私も昭和32年生まれですけれども、当時はテレビがなくて近所の家へ「ひょっこりひょうたん島」を見せてもらいに行ったことがございます。やはりその当時は娯楽であったかもしれませんが、今の世の中にあってももう娯楽で切り捨てるほどのものではないですし、やはり生活の中の情報源としても非常に大切な位置を占めているのがテレビだと思っておりますので、高齢者の皆様方への正しい情報の周知については名寄市としてはどのようにとり行うのかもお知らせ願いたいと思います。

また、これは国が行うことではございますが、名寄市としても、やはり低所得者への負担増が非常に叫ばれております。すべての人がデジタルのテレビを買えばいいですけれども、うちもまだ決断ができておりませんが、チューナーをつけて見ようという方々も多々いると思います。今チューナーは、大分安くなったとはいえ2万円前後、まだ4年あるわけですから、きちとした周知のもと低所得者の皆様方には今もしつけてしまえば2万円、国はそれを5,000円まで何とかメーカーに下げられないかということをお打診しているそうです。正式な時期に取りつけたらお安くつけられるよとか、またそういった低所得者に対する名寄市の優しい思いやりの今後の予算などをつけていただければありがたいなと思っておりますが、その負担についての見解を求めます。

最後に、名寄市の行政の管轄としてテレビも多数抱えておりますが、その行政管轄のテレビジョンの対応についてはどのように行うのかを最後にお知らせ願いたいと思います。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目

は私から、3点目については総務部長からの答弁となります。

学校教育についての1番目、小中学校の2学期制についてお答えをいたします。2学期制につきましては、全国的に見ると、高等学校での導入が多く見られます。道内の小中学校では、大空町や中標津町、札幌市の一部などで導入が進められてきております。近隣では東川町が平成14年度から取り組みを開始しており、現在全小中学校で実施をされてきております。名寄市においては、名寄小学校が平成15年度より通知表を前後期制としております。2学期制が導入された経緯については、平成14年度に現行の学習指導要領がゆとりの中で生きる力をはぐくむとして実施され、あわせて週5日制が導入された時期と重なっており、学期を長くし、授業時数を確保することでゆとりのある落ち着いた雰囲気の中で基礎、基本の定着を図ろうとしたものでございます。しかし、実施に当たっては授業時数の確保の観点から、大きな比重を占めている学校行事等の精選や評価のあり方、さらには保護者への説明と理解が大きな課題でありました。現在の状況から考えますと、学習の連続性を図り、長いスパンで評価できるなどメリットも多くあるものの、授業時数確保の観点からは小学校におきましては多くの学校で始業式、終業式の日においても通常どおりの授業が組まれるようになってきており、3ないし4時間程度の授業時数の確保と考えられます。また、中学校におきましては、それに加えて定期考査が1回分少なくなるため、20時間程度の確保が見込まれます。しかしながら、テストの間隔が長くなるため、中間での細かな小テストが繰り返し行われることなども予想され、実質的にはそれほど大きな時数確保にはつながらないものと考えられます。また、学習発表会など学校行事の実施時期に制約を受けたり、通知表の発行回数が減ることに対する保護者の理解が不可欠となることから、名寄小学校では休業前の7月、12月に個人懇談会を設定し、

家庭との連携を図る工夫を行っております。名寄市教育委員会といたしましては、今後学習指導要領の改訂も間近であり、その動向とあわせて2学期制のメリット、デメリットを含めた効率的な学校運営のあり方について研究を深めてまいりたいと考えております。

次に、全国学力調査の結果を踏まえてについてお答えをいたします。全国学力・学習状況調査の結果を受けて北海道教育委員会では、北海道検証改善委員会を設置し、結果の分析と学力向上に向けた改善方策等を検討しているところでございます。また、北海道教育庁上川教育局においても指導の改善を図るために調査問題の分析やすぐれた改善事例の普及啓発を図ることを目的として上川管内検証改善検討委員会を設置し、国語、算数・数学の2教科において管内から専門の教員を集め、検討を行っております。この検討委員会には名寄市内からも3名の教頭が選ばれ、検討協議に参加してきており、近々それぞれの検討委員会から改善案が発表されるものと考えられます。名寄市教育委員会といたしましては、これらの検討委員会の報告を待つばかりではなく、名寄市内の子供たちの状況を分析し、それに対応した指導方法を構築していくために名寄市教育研究所に調査研究を諮問いたしました。これを受けて名寄市教育研究所では、新たに全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会を設置し、市内教員等10名を指名、国語、算数・数学の2教科における学力調査結果の分析や今後の指導改善策を検討しております。検討結果ができ上がり次第、名寄市教育委員会に報告するとともに、1月31日に行われます名寄市教育研究所の研究発表大会の中で名寄市内全教職員に検討内容の説明を行う予定としております。このことから指導改善検討委員会では、分析結果から浮かび上がった課題について学力調査に対する対処療法的な手だてではなく、基礎的、基本的な学力の定着を図るものになるよう指導改善策を検討するとともに、チームティーチング等のさら

なる充実や名寄市教育の財産とも考えられる各学校で蓄積されたすぐれた授業実践案を市内各学校共通のものとする事で全学年の授業の改善充実を図ることとしております。さらに、名寄市教育委員会として、常々各学校に指導してまいりました早寝早起き朝ごはん運動の奨励、読書活動の充実、家庭学習の奨励等についてより一層の取り組み強化を指示していくことで基礎学力の確かな定着を図ってまいりたいと考えております。

大きな項目の2点目、給食センター及び食育についてお答えをいたします。初めに、残飯利用のフードリサイクルへの取り組みについてでございます。札幌市では、環境に配慮したごみ処理体制の確立として、市教委、市、リサイクル業者、農協などと連携し、ごみの分別、資源化の促進を図っています。その一環として、平成18年度より市内の小中学校の約4割に当たる128校で給食の調理くずや食べ残しを集め、民間のリサイクル施設で堆肥化し、できた堆肥を市内の協力農家やNPOに提供しております。協力農家ではインゲン、コマツナ、シュンギクなどの野菜を栽培してもらい、食物の循環、さっぽろ学校給食フードリサイクルとしてモデル校の小中学校で給食の食材として使用され、順次全市の小中学校へ広げる計画が報道されております。名寄市の学校給食センターでは、平成6年ごろまで市内の養豚農家に調理くずや学校から出る残食などを使用していただきましたが、豚の栄養バランスと残食にビニール、ストロー等異物の混入があることから中止した経過があり、現在は全量炭化ごみとして平成18年実績1日平均で280キログラム、年間41トンを48万8,000円で処分しております。仮に単独で1日280キログラムを処理する高温バイオ型生ごみ処理機を購入し、肥料原料や土壌改良材などの資源化事業を取り組みますと、試算でインシャルコスト年間172万円、ランニングコストで200万円、計372万円と多額となることから、費用対効果を考えますと設置は難しい状況と

考えられます。しかしながら、環境教育と食育の推進は教育の観点からも極めて大事なことであり、現在策定中の食育推進計画市民委員会にも話題提供するとともに、各市町村での学校給食での調理くずや残食処理方法について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、栄養教諭制度の取り組みについてでございます。平成17年に学校教育法の一部改正で、食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭制度が施行されました。名寄市の学校給食センターには2名の道費派遣学校栄養職員が勤務し、学校給食の調理管理と衛生管理の職務に従事しておりますが、このたび栄養教諭の資格を有しましたので、教育委員会では平成20年4月に栄養教諭の配置を検討することとしております。栄養教諭制度については、ことし6月、学校給食センター運営委員会内に学校栄養教諭制度検討委員会を設置し、1つとして栄養教諭の職務内容、2つとして栄養教諭の勤務態様について審議していただきました。去る11月開催した第2回の学校給食センター運営委員会で素案が報告され、審議の結果承認されたところであります。栄養教諭の職務内容については、在籍校及び未配置校における児童生徒の食の指導と学校給食センターでの調理、衛生管理の職務を基本とし、当面安全、安心な学校給食の実施を最優先いたします。2名の栄養教諭のうち1名は、2週1サイクルで必ず学校給食センター業務を担当する出勤体制で、配置先は学校給食センターの直近の小中学校とし、名寄地区は名寄小中学校、風連地区は風連中央小中学校を在籍校とし、配置1年目は在籍校を中心として、2年目以降は未配置校の食育指導に当たることとなります。身分は学校籍となり、学校給食センターは兼務発令となります。また、栄養教諭に負担過重とならないよう学校給食センターでは担当業務の見直しや効率化を図り、適正な運営に努めるとともに、学校における食に関する指導は学級担任や教科担当と十分連携し、教職員が共通理解に立ち、

実態に応じて指導できる体制に配慮してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、テレビデジタル化について一括してお答えをさせていただきます。

地上放送につきましては、2011年7月24日のアナログ放送終了、デジタル放送への完全移行まで残すところ3年7カ月となりました。名寄市においては、NHK、民放4社のいずれも2008年中にデジタル中継局が整備され、放送開始が予定されております。地上デジタルテレビ放送は、従来のアナログ放送と比べてより高品質な画像と音声を受信することができ、電波障害が発生しにくいと、電波障害エリアも大きく変わることが予想されます。デジタル化による市内での難視聴エリアについては、ほとんどないものと思われれますが、現在のアナログ放送において市所有施設などが原因で電波障害が発生し、共同受信施設を設置をして視聴いただいている4つの区域につきましては平成21年度に電波受信状況の調査、翌年度において調査結果に伴う受信施設の改修を予定しております。また、総務省に届け出のある民間施設による電波障害区域については、所有者に対し総務省からデジタル化への対応について周知しているとのことであります。

次に、市民の皆さんへの周知につきましては、総務省発行のパンフレットを公共施設へ配置したほか、今後市の広報紙を通じてデジタル放送完全移行までのスケジュール、視聴するための設備、費用、アナログテレビの不法投棄防止の呼びかけ、デジタル放送移行に便乗し、十分な知識を持っていない世帯などへの悪質商法等に対する注意喚起などについて呼びかけることとしております。また、高齢者など立場の弱い方々に対しましては生活福祉部との連携により周知を図ってまいります。受信環境を整えるためには、テレビを地上デジタ

ル対応テレビに切りかえるか、専用チューナーを接続しなければ視聴できません。国では、チューナーをなるべく安価で購入できるようメーカーに要請をしていますが、現時点では2万円から10万円程度が実勢価格のようであります。テレビ放送は、報道から娯楽までさまざまな情報を手軽に得ることができ、災害時などにおける情報伝達手段の一つでもあり、ほとんどの国民が利用する公共性の高いものであります。市としては、国、道などの対策を見守りながら市独自の対策を講じることができるかどうか今後検討してまいりたいと考えております。現在市が管理する施設でのテレビは、病院を除き学校などを含めると300台以上を保有しております。今後は、地上デジタルテレビ放送移行にあわせて、購入から相当年数を経過したテレビの廃棄処分を含めてそれぞれの施設の配置台数についても見直しをし、2011年7月までにはテレビの更新、チューナーの接続など受信環境を整え、デジタル化に対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、引き続き再質問のほうをさせていただきます。

小中学校の2学期制、今言っただけ今すぐということではないですけれども、部長の答弁の中で授業時間数の確保にはそう大きな影響はないということだったのですが、ということはこれからの学習指導要領、その後の学力の問題とも関係あるのですが、今の現状のままでも十分対応できるという考えでよろしいのですね。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） まだ名寄市の中で実践した経験がございませんけれども、今までの2学期制の中で、先ほども申しましたようにメリット、デメリットの部分の中で、小学校においては比較的授業時数を確保するのは、完全週5日制の部分の中でそれぞれ工夫をしながら学校の授業数

を確保してきているということで、小学校の中で非常に厳しい部分があるのかなと、中学校については定期考査がなくなるわけですから、その分ふえてくるということでもあります。ただ、全国的なそういった状況でありますけれども、名寄小学校でも通知表の前後期制をやっております、その検証についてはまだはっきりしたもの出ておりませんが、15年からやり始めて5年目に入っているわけですから、それらの部分と前後期制のシステムを稼働したときに実際にどういうふうに時数が確保できるのかどうか、これから検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 子供たちにとって何が一番ベストなのか、この機会に再度検討していただいて、2学期制ということも頭に置いてやっていただきたいなと思います。ただ、文科省、道教委という指導のもとやるわけですが、小中高大と教育都市名寄として右倣えでとらえてすべて動くのではなく、独自でそろそろ、本当に子供たちのためによかれと思ったらどんどん進んでいただきたいというのが私の思いでございます。ぜひこの2学期制ということを、私ども今回総務文教常任委員会で2カ所の視察させていただいて、もう14年から始めたところもありますし、15年、16年から始めたところもあります。しかし、実際やって行動したまちは、モデル地区でやってその後すぐ全市的にこれはいいということをやっているところがほとんどです。やった以上そのアンケートをとりましても、保護者の皆様、教職員にとっても非常にやはり時間数がとれて子供との触れ合いの時間が多くなってゆとりができたという、先生がそれだけ思っていただけが一番ありがたいかなと。一部不平不満を言っているのは、子供たちだけです。冬休みが1日、夏休み3日短くなったとか、休みが減ったということで、子供たちにおいてはやはりちょっと休みが減ったとい

うことが大きな影響を与えているようですが、今もう授業日数は200日ですよ、学校。そうすると、2学期制にすると100日、100日でちょうど半分で分かれるのです。夏休みで1つ区切ってしまうと、ああ、これで終わったというよりも、その後も継続して10月までまだ学習が続くのだよということは、本当に勉強のほうにも力が入るといってちゃんと報告が出ているのです。そういったことも踏まえまして、ただ既存の中で何とかしようという頭だけではなく、新たな方法、施策もどこか片隅に置いて検討を継続していただくようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、学力の問題ですけれども、これも道教委が、上川支庁がというよりも、私はもっともっと教育長が持っている情報を踏まえたときに名寄市独自として考えていかななくてはならないと思っております。例えば名寄市が東小学校、西小、名寄小学校のオープンスペースの子供たちと南小学校、豊西小学校の子たちはどれぐらいの差があるのか、これ私ども情報ないですから、このオープンスペースで勉強することが本当に子供たちのために今現在になっているのかどうか、こういったことだって学力との兼ね合いというのはあるわけですから。それに全国で46番目、順位は私はいいませんけれども、ポイントが非常に低かったということを考えますと、名寄市の絶対評価のあり方が本当に正確なのか、そういったことも私も子供を持つ親としてはちょっと心配な部分があります。例えば中学校で3もらっていたけれども、本当は2でないのかなと。その通知せんの安心感というのをちょっと持てないような、そういう不信感を与えないようにやっぱりそういったしっかりとした説明責任も果たしていくことが大きいのではないかなと思っております。教育長も読まれたと思いますけれども、島田洋七さんのがばいばあちゃんの言葉、数百万部売り上げた大ベストセラーですよ。おばあちゃんから学んだことをまとめたもので、その中で勉強のところがちょっとあ

りますので、お知らせしておきたいと思います。通知表はゼロでなければええ、1とか2とか足していけば5になる、人生は総合力だから、体育が5で、あとは全部1と2だった島田洋七、おばあちゃんにごめんねと言うと、返ってきたのがこの言葉だそうです。クラス全員が学級委員長になって、全員が東大に行って、全員が総理大臣になったら、だれが国民をやるのだ、世の中頭のいい人は少しでいい、全員がおれが、おれがでは国が5つに分かれてしまう、人生は総合力やと。これは、私どもにとっても非常に生きていく上でも重要なことだと思います。ただ、今の時代の学習というのは気づきの教育であって、それをどううまく子供たちに伝えるかというのが大切な教育だと私は思います。今余りにも学校にすべてのサービスを求め過ぎる親が多いと思うのです。ですから、もっともっとこういったことも含めて家庭にどんどんバックすればいいと思うのですが、そういったことはなかなかできないのですか、教育長、どうでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 学力・学習状況調査につきましては、先日の川村議員のときにもお答え申し上げました。全国と比べてどうかとか、あるいは北海道の中でどうかとか、あるいは名寄市内の小学校の間でどうかとか、こういうことを主体に考えていくのではなくて、今岩木議員が後半でお話しになったような子供たちにどういう学ぶ力をつけていくか、このことを主体に考えていかなければならないと思っているところでございまして、今教育研究所で鋭意分析といいましょうか、傾向を調べているわけでございますが、中間的に私に寄せられた部分では、小学校、中学校とも基礎、基本の部分ではできていると。このことに1つ安心を私は覚えているのでございます。ただ、応用力においては、やはり全国的にもそうでありますように名寄もそう際立ってすぐれた部分は見当たらない。正解曲線でいけば、同じような曲線

をたどっている。したがって、新しい学習指導要領でうたわれております基礎、基本の定着、この大きな柱は名寄市もしっかり守られてきているのかなということに1つ安心感を覚えたところではありますが、やはり順位は考えるなといいますが、全国に比べて北海道が非常に下位にあったと、このことはやはり重く受けとめていかなければならない。したがって、学校におけるいわゆる学習活動についてもいろいろな指針を出す中でさらに名寄市の教育効果を高めるような、そういう創意工夫を教育研究所にお願いしたところでございます。この中ではそれぞれ結果についての大綱的な分析も行われ、そしてその対策も示されると思いますので、そのことをもって市民にも保護者にも説明責任を果たしていきたいと。途中経過でとやかくお話しする部分ではございませんので、それをお待ちいただければと、こう思っているところであります。

それから、もう一つは、これは世界のPISAの検査などでも出ておりますが、家庭学習が極めて日本の場合は少ないということで、これも今中間的でございますが、名寄を調べてみてもそういう部分が当てはまる場所がございます。名寄は、平成16年から家庭学習の奨励を大きな柱の一つに挙げてまいりました。その成果がどこまで上がっているか今は検証していないのでありますが、これもやはりこれからさらに力を入れて進めていかなければならない。言ってみれば、宿題を多く出すか出さないか、北海道は宿題を出す率は全国では極めて低いのであります。中学校ではさらに低い、小学校より。その原因が那边にあるかはさらに分析しなければならぬと思いますが、名寄市ではやはり宿題だけにこだわらず、家庭の学習環境をどういうふうに整えていくか、保護者にしっかりとお考えいただくことも大切ではないかと。家に帰れば、ただゲーム機で時間を過ごしたり、テレビを見たりとか、それで夜遅くまでいるとか、こういうのが名寄市内でも実際に学習状況調査の

中で見られております。こういうことをどういうふうに家庭にしっかりと切り込みをかけていくかということも大きな課題として今後考えていかなければならない、こういうふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 学力の今後につきましては、そういったことをしっかりと踏まえて子供たちのためにぜひ頑張っていたきたい。ただ、学力の中で1つ、教育長、何日か前の新聞に出ていました漢字の八につと書いてヤッツ、答えはハチツ、そういう小学1、2、3年生が非常に多い。私も慌ててこれちょっと穴場であると思ってうちの娘にやったら、ヤッツと言われたので、ほっとしましたけれども、学力というのはそういう基本的な覚えなくてはいけないことはやはり低学年のうち、九九絶対覚えなくてはいけないのと同じように、そういった余り難しくない漢字であってもうっかりすると忘れてしまう。まして今、テレビで漢字の読めないばかな芸能人が非常に受けているという現状もあるわけです。それが非常に見ているとおもしろいのです、漢字読めないことが。子供も何か履き違えてしまうのではないかというような、そういった踊らされるという部分もありますので、基本的な学力、当たり前覚えておくことをしっかりとやはり低学年のうちにやるということが大切だと思います。

今教育長もおっしゃいました宿題なのですけれども、私も大学、高校、小学3年生と子供をずっと小学校通ってきて、みんな担任の先生本当にいい先生で一生懸命やってくれます。だけれども、その先生によって宿題であるとか家庭学習の出す量が本当に違うのです。多い先生は、1年、2年生のときに1日に漢字絶対覚えなくてはいけないのだよと4枚も5枚も出す先生がいる。そうすると、保護者の方からはちょっと多過ぎるのでないかという苦情がある。次の子供のときに1枚しか出なかったら、今度少な過ぎる先生だと。どれがいいかどうかはわかりませんが、同じ教育

課程で同じ勉強をしてどれぐらいのことを家庭学習しなくてはいけないかというのは、一律右倣えでやるわけにはいきませんが、余りに差があってはなかなかの教育を信じていいのかわからないという現状も起こり得ますので、教育委員会としても特に小学校低学年の基礎学力をつけるうちにはきっちりとした指導をされることを強く要望しておきたいと思っております。

続きまして、給食センターです。フードリサイクル、その機械を入れてランニングコスト200万円、372万円実際やるにはかかっていくのだよ、逆にそれほど大きな金額かなというような気はするのですが、これを学校給食だけではなくて一般市民の中からもそういった協力者があらわれれば、そういった食育ということをもっと全市民的に大きく結びつけられるチャンスかなとも思います。給食なのですけども、ここに西小学校の子供たち白書、好きな給食何だというアンケートがあります。その結果、皆さん大体予想できますか。小学校1年生から6年生まで3位までに全部入っている食べ物、ラーメンです。

(「カレーライス」と呼ぶ者あり)

○8番(岩木正文議員) 当たり。カレーライス、ラーメン、フルーツポンチ、残念なことに名寄の大根、お芋がおいしかったという子がいないのです。ということは、やっぱり家でもそういったどんぶり物であったり、ラーメンであったり、カレーライス、それにハンバーグが載っていてハンバーグカレーだよという食事がどうしても、うちもそうですけれども、多くなるのです。ですから、私給食というのは大切だと思うのです。うちの娘も非常においしい、おいしいと。学校行くのに何楽しめと言ったら、給食が一番好きと言いますから。それほど給食というのは楽しみでありますけれども、やはりこういったフードリサイクル、今後とも研究していただきたいのですが、今の子供たちの食生活について教育長どう思われますか。

○議長(小野寺一知議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) 食育が大きく取り上げられたのも、今岩木議員のお話のことではないかなと思うのであります。本当は家庭で小さいときからしっかりと正しい食事のあり方、正しい食事のあり方と言えば誤解を招くかもしれませんが、そういう食についてのしつけがなされていくのが私は望ましいのではないかと、こう思っているのであります。私たちの味覚というのでしょうか、この味覚という感覚も本当に3歳ぐらいの間につけられると。そこをパスしてしまうと本当の味覚を得ることができないと、こんなことを言われております。そういう意味では、親の果たす責任は非常に大きいかなと。こういうことをまず第一に考えるのであります。それはもう言うてもしようがないことでもございますので、学校で預かったら学校でどう教育していくかということであり。栄養教諭が20年度から配置になる、先ほどの残った食事、残食の問題もございしますが、配置になることによって残食も減ることを実は私も期待しているのであります。正しい食事のあり方と同時に食事のありがたさとか大切さ、こういうものをさらにしっかりと教えることによって残すものが少なくなる。実は、市内でもある小学校などは完食の表をつくりまして、完食マークできるように全部食べたよといったら印をつけていくのであります。1カ月ずっと丸がついたら、担任の先生からよかったね、おめでとうと言われる、そういうことをすることによってしっかりと食べる子がふえたという実績もございしますが、そういうことばかりでなくて、やはり栄養教諭が配置されることによって根本的なそういうものもぜひ進めていかなければならない。

もう一つあわせて、おくれればせかどうかはわかりませんが、やはり家庭でも食事のあり方、これをしっかりと指導して、さらに指導していく、20年度から栄養教諭が配置になる、これを大きなターニングポイントとして、保護者にもいやすくも朝御飯がなかったというような家庭が絶対出な

いように指導してまいりたいと、こう考えております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） ぜひそういったことを含めて頑張っていたいただきたいなと思います。今お話に出ました栄養教諭のあり方なのですけれども、給食センターにお勤めの道からの派遣のお二人、今度はその仕事とは別にまたさらに栄養教諭として風連中央小学校、名寄小学校へ週交代で配置になり、そこでの食育の指導を行うという、非常に大変だと思うのです。名寄市としては、今後食育ということ踏まえて新たな名寄市独自の職員の配置というのは考えていないのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 栄養教諭の配置につきましては、共同調理場の中で基準といいますか、決まっております、名寄市の場合は児童生徒が2,300ということで、この場合1,501名から6,000名までは2名の配置というふうになっております。それで、平成20年からそういったことで2名の配置で進めていきたいと思っておりますけれども、今後の部分については今のところはこの2名でいきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） それとあと、前段の質問でも言ったのですが、食育というのは授業の中のどの部分で取り組んでいこうと考えているのかちょっとお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほども申しましたけれども、まだどの授業ということではなくて、これから学級担当だとか、あるいはそれぞれの食の指導の先生、それらの方々と栄養教諭が相談をしながらその時間帯を決めていくということになりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 食育ということもこれから本格的に始まっていくわけですので、やはり

重要な食についても今後とも邁進していただきたいと思いますと思っております。

それと、1点だけ、給食センター、給食費未納の件、これは質問ではございません。私も郵便局引き落としですか、先月うっかりしておりまして引き落としになりませんでした。申しわけございません。しかし、給食センターのその後の取り組みが偉い、すごいと思ったのは、今までなかったのです。3日後にお便りで給食費引き落としにならないために現金で子供に持ってきてください、そういう姿勢が私は大切だと思うのです。今までは来月まで引き落としするまでほったらかしですよ、1回落ちなかったら。それを続けてしまっただけで4万円、5万円になって何とかしようというから遅いのです。先生からお手紙でお金を持たせてくださいといったら、親もやっぱり動くと思うのです。

（何事か呼ぶ者あり）

○8番（岩木正文議員） ちゃんと封を張って中見えないようにして、それはわからないようにしてももちろんやっていますけれども、でもそういった積極的な取り組みをやったりやらないと、後々後手後手の未納を追っかけるよりはいいことだなと私は思って、給食センターよく頑張っているなということを所長のほうに申し伝えておいてください。教育関係、これで終わらせていただきます。

続きまして、テレビのデジタル化ということなのですけれども、これはあと1億台ぐらいのテレビの対応をしていかなくてははいけません。これは、試験電波が来年飛んで名寄市がどうなるかという結果を見たときに、またそれから高齢者への周知を行っていった場合に、国に対してもどうしてもその時期が間に合わないのであれば延期を求めるといっても、名寄市だけではなくて歩調を合わせて、そのときにみんながデジタルに移行したときお年寄りもみんなが見られるような状況にぜひ持っていただきたいと思いますということを要望して、

質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

15分間休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時05分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第18号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

市営住宅維持管理事業費につきましては、本定例会議案第12号 平成19年度名寄市一般会計補正予算として議決をいただきました。

本件は、平成7年に公営住宅建設事業におきまして市内ガス事業者との間で締結をいたしましたガスの供給契約における供給戸数の減による損失補償として供給業者が施工した屋外配管施設を2,000万円で取得しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議案第19号 平成19年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成19年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、原油価格の高騰に伴い低所得者世帯に対する支援を行うため、歳入歳出それぞれ204万8,000円を追加して、予算総額を189億4,753万5,000円にしようとするものであります。

灯油の小売価格は、需要期に入っても高騰が続いており、12月現在の価格が本年8月と比べ20%以上の上昇となることから、本市は生活保護世帯を除く名寄市社会福祉協議会が実施する歳末助け合い運動配分委員会で決定する低所得者などの世帯及び障害者が暮らすグループホーム等に入居する単身者に対して緊急的に支援を行うものであります。

支援内容は、前述の世帯に対して1世帯当たり年間平均消費量を1,000リットルと想定しておおむね値上がり分の2分の1に見合う100リットル分を、また前述の単身者に対してはその3分の1となる35リットル分をそれぞれ灯油券で配付しようとするものであります。

歳出につきましては、3款民生費に204万8,000円を追加し、歳入につきましては16款道支出金で70万円を追加し、差額134万8,000

0円は19款繰入金の地域福祉基金繰入金で調整しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 若干お聞きしたい部分があります。まず、今回は、この福祉灯油、5名の方が一般質問に出すということで、緊急に市のほうも対応していただきまして、本当にありがたく思っております。これから生活貧窮者が少しでも灯油価格の高騰から救われるのではないかなというふうに私は思っております。老人世帯では、1度、2度ストーブの温度を下げるのではなくて、夜は早く寝て朝は遅く起きると、早寝早起き朝ごはんではなくて逆になってしまう、そういうことで灯油をたかないという方向に進んでおります。

ちょっと質問をしたいのですけれども、先ほど生活保護者を除くと言われました。それで、生活保護者は別個の形で出ております。冬期薪炭費ということで出ておりますけれども、その部分で対応するのか、また非課税世帯の部分の単価というか、年収は幾らで押さえるのかというのをちょっと教えていただきたいのと、非課税世帯以外に残った五十何万円はどういう部分の方々に使うのか、3点ちょっとお聞きいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今回の補正でお願いしております灯油券の配付につきましては、まず生活保護者を除くいたしましたのは、保護世帯につきましては人数に比例いたしまして11月から3月までの5カ月間にわたりまして冬期加算金が支給されております。私ども今回の基本的な考え方というのが、8月と12月の灯油価格差を年間消費量に置きかえまして、その半分程度を支援しようとするものでございまして、一般的にこの灯油券を支給する世帯につきましては燃料手

当の部分の手だてがない方について支援をしようというふうに考えているところでございます。

それから、もう一点の社会福祉協議会歳末助け合いの世帯を対象にしておりますけれども、この世帯につきましては社会通念上経済的に弱者と見られる世帯というふうに定義されておまして、生活の向上に努力されている方を対象としておまして、ひとり親世帯、独居老人世帯、18歳未満の子が4人以上の多子世帯、長期病弱者を抱える世帯、その他の所得の世帯となっております。この調査につきましては地区の民生委員児童委員の方々が訪問の上聞き取り調査を行った後、配分の公正さを期すために社会福祉協議会や町内会連合会、それから民生児童委員連絡協議会、日赤奉仕団、更生保護助成会のそれぞれの代表者等で組織いたします配分委員会で決定されることになっております。したがって、実態的な細かな部分までの所得の押さえというのは、こういう団体でやっている以上聞き取りの範囲に限られるというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今お聞きしたら、まず生活保護世帯はそちらのほうでやっていただけるということで安心いたしました。ひとり親世帯もそちらのほうでやっていただけるということで。去年の決算特別委員会の折に、給与収入が100万円以下の方が509人おられます、調べによると。私は、ここの部分の境というのがなかなかつかみにくいかなという部分があると思うのですけれども、その部分の配慮を市としてどう持っているのかちょっとお聞きしたいのと、今政府でも各自治体でもいろんな部分で灯油の助成だとかいろんな部分を行っています。あるまちでは、高齢者全員に4,000円を配付しているまちもありますし、また低所得者だけに出しているところもあります。国でも今この石油高騰にかかわる緊急の措置が政府与党と政府によって開かれております。その中で中小企業の借り入れの部分、また建設業、

漁業の燃料だとかの借り入れの部分だとか、あと離島寒冷地の生活関連対策、省エネルギーや新エネルギーに自宅を変えた部分の助成金だとか、国際原油の安定の働きだとか、石油製品の価格の監視だとかを進める6点を出しております。年内にもう一回与党で開かれて、ある程度の灯油代の補助の部分、寒冷地のものは出てくると思います。そのときには、もう各市町村の議会はほとんど終わっている状況であります。その中で、やはり先ほど言ったように100万円以下の方々というのは509名おられます。この中には福祉灯油が入る方もいますし、きっと入らない方もおられるというふうに感じますので、私はこの29日に、この年内に行われて決まる政府のものが出た時点で市として地域住民の方々に何らかの形でPR等々していただきたいなと思うのですけれども、この2点をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。
○福祉事務所長（中西 薫君） 今回の配付の方法につきましては、年内にこの生活弱者と言われる方々に灯油券をお届けして年を迎えていただくという配慮に基づきまして、この歳末助け合いの義援金配分を利用いたしましてお届けしようということで私どもは決定をさせていただいたところでございます。議員今御質問にありますとおり、例えば所得でいって世帯をつかまえる、それから高齢者の世帯を所得によって把握するというようなことでそれぞれに対象世帯があるというふうに思っております。そのこの決め方もあると思いますが、この場合でいきますと市が直接窓口を設けて、申請をいただいて、個々に審査をしてお配りする形になっていこうかなというふうに思っております。この場合の対応でございますが、今前年非課税の部分につきましてはもう既にことしの課税で前年分の所得が非課税かどうかというのはわかります。今現実的にどうかという部分になりますと、給与所得者の源泉は1月でしたでしょう

か、出てくる。そういうことになって調査をして市が決定していくという話になりますと、2月期、3月期ということになってまいります。それよりは、ことしの冬を越すこの12月のときにこの制度を歳末助け合いの配分委員会を通じてお届けすることが一番スムーズに配付できるということで今回の対応を決定させていただいたところで、御理解をお願いしたいというふうに思います。
○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。
○生活福祉部長（佐々木雅之君） 国の支援の関係につきまして若干説明させてもらおうと思っております。

国のほうから今出ている情報では、3月の特別交付税で福祉灯油の関係と、それから地方バス、それから船の関係については行うということなのですが、実際に交付されるのは、政府レベルでは普通交付税も含めた交付税の総額については増額していません。だから、もともと決まっている普通交付税の枠の中で、まだ執行されていない特別交付税の3月交付分を使って支援をしていただくということになるかと思っております。そうすると、実質的にはルール分と、それからルール外の財源調整分と2つの区分に分かれていまして、その中に色がつけられただけという形になりますので、実質は道が出していただける140万円に対する2分の1の道補助金だけが特定財源で、残りは全部市の一般財源かぶりという形になるかと思っております。できるだけ多くの方に配ることが本当は喜んでいただけるのですが、今回のルールは生活困窮者、低所得者ということで差額の2分の1程度を支援したいということで全額支援ではないことと、それからある市によってはたくさん対象者を広げて配るところもあるのですが、国からの支援は実質的なことでいうと特別交付税での対応ということで実の入らない、市にとっては余りおいしくない支援になりますので、その辺早期にお配りして安心していただくことのほうも選択させていただきましたので、御理解賜りたい

と思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。本当に生活困窮者は見えないところにいます。よくテレビでは会議室にあるのではないのだ、現場にあるのだというふうに言われております。なかなか見えにくい部分もあると思いますけれども、その方々のために全力を尽くして頑張っていたきたいと思います。障害年金の生活者は、年間約80万円ちょっと、もしその方の奥さんが国保を受けていれば、国保月2万8,000円ぐらいしかもらえないところもあります。ですから、年間で30万円ぐらいの世帯の方もいるのです。そういうところにやっぱり目を向けていていただきたいなというのをお願い申し上げ、私の質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第20号 名寄市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本件は、名寄市立大学条例の一部改正に伴い、

委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

お諮りいたします。本件につきましては、全議員による提出でありますので、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 意見書案第1号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書、意見書案第2号 沖縄戦「集団自決」に関する教科書検定に対する意見書、意見書案第3号 身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書、意見書案第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書、意見書案第5号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書、意見書案第6号 取り調べの可視化の実現を求める意見書、意見書案第7号 民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書、意見書案第8号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書、意見書案第9号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書、意見書案第10号 米価暴落の緊急対策と品目横断対策の見直しを求める要望意見書、意見書案第11号 食品偽装事件の根絶を求める意見書、意見書案第12号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書、意見書案第13号 後期高齢者医療制度の凍結と抜本的な見直しを求める意見書、意見書案第14号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書、

意見書案第15号「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書、意見書案第16号「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書、以上16件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外15件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識議員） 日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知識議員） 日程第8 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の行政視察報告を申し上げます。

視察期間であります。11月13日から16日までの4日間でありました。今回当常任委員会は、道外の先進地を視察させていただける決定を受け、この機会を有効に活用して愛媛県松山市、香川県さぬき市、大阪府高槻市、京都府亀岡市の4市を訪問させていただきましたが、視察先が広

範囲でありましたため、初日と最終日は移動日となり、残る2日間で4市を訪れるという強行日程であったとともに視察項目も12項目52点に及ぶボリュームあふれる行政視察となりました。

最初の視察先は、松山市でありました。14日午前9時半に松山市役所を訪問させていただき、松山市市民活動推進条例、松山市子ども育成条例、よりよい学校給食の3項目について各担当職員から説明を受け、意見交換を行ってまいりました。

松山市市民活動推進条例についてであります。条例策定に当たっては学識経験者や市民活動団体など9人の委員で12回の検討を行うとともに、市民から募集した12件の意見を参考にしながら、17年10月に前文と4章20条から成る条例案を施行するとともに、行政組織に市民参画まちづくり課を設置し、積極的に推進する体制も整えていました。同条例における特徴的な取り組みは、これからの市民活動を推進するためには市民の視点に立った公益活動の担い手を育てることと位置づけるとともに、活動推進のための基金については事業者の寄附とその同額を行政も補助金として支出するマッチングギフト方式を採用、上限40万円のNPO活動立ち上がり支援と同30万円の政治促進支援に分け、NPOを支援するなど新たなまちづくりの方向性を見ることができました。

一方、松山市子ども育成条例は、子供を取り巻く状況が学校週5日制の完全実施などにより大きく変化していることから、条例化が必要と判断し、平成14年9月に各関係者に学識経験者を加えた19人で市民検討委員会を組織し、16年4月に健全育成型の条例を制定しました。その内容は、4章18条で構成され、今を生き、未来を担う子供たちを社会全体ではぐくむことを推進し、もって子供の健やかな成長に寄与するを目的としながら、子育ての伝承、社会の連帯、子供が社会において保障されるべきさまざまな権利を基本理念として、保護者、市民、青年、高齢者、市民団体、教育福祉機関、事業者、市の責務と役割を定めて

います。中でも特徴的なものとしては、8月8日を松山こどもの日と定め、市民と一体となったイベントを開催しています。また、子ども育成会議の設置、子ども会議の開催など市民総ぐるみの取り組みであることを実感しました。

最後に、よりよい学校給食については、調理等学校給食業務の一部民間委託の導入を前提に推進実施計画を策定して取り組まれていましたが、注目したのは地元産を含めた学校給食食材への地産地消のより一層の推進を掲げていたことです。この目的を達成するため、購入食材の規制条件の緩和、地元生産者との情報共有や相互理解の促進、地産地消の日の実施などと積極的に取り組む一方、環境の整備、アレルギー対応などを体系的に実施していました。

松山市での行政視察を終えた後、一路さぬき市に向かい、午後3時からまちづくり基本条例、学校2学期制、合併から5年を経過してをテーマに視察を行いました。

まちづくり基本条例は、公募者4人、連合自治会など各種団体選任11人の計15人による条例案検討委員会によって15年8月から検討を開始、4回の会議を経て16年4月に答申がなされ、翌17年4月に施行されました。同条例は、前文に始まり、基本原則、市民参加、情報共有、協働などを柱に17条で構成されており、自立する都市を目指して市民と行政が協働体制を築き、市民が主体となるまちづくりを進めることを掲げています。また、この関連で18年度には新しいまちづくり支援事業補助金をつくり、単位自治会及び単位自治会の連合体が取り組む事業に1事業最高額40万円以内で補助することとしており、7事業が適用を受けていました。

学校2学期制については、学校内外の行事が秋に集中しており、生徒指導上の問題があったこと、特に中学3年生が学習に集中できず、進路に対する目的意識への自覚時期がかなりおくられている状況などを打開するため、10月に学区を区切る2

学期制の導入が打ち出されました。実施に当たっては教育長、学校長、PTAなどの代表15人による検討委員会で協議を行い、14年度から小中1校ずつを研究モデル校としてさまざまな問題点などを整理した後、18年度から順次実施に取り組んでいます。具体的メリットとしては、始業式、終業式が年3回から2回となることで授業時間が確保できるほか、学校行事を見直すことで特色ある教育活動が創造できるとしていましたが、逆にデメリットとして10月の第2月曜日という学区の区切りがはっきりしない、さらに教師側からも教育課程の組み方に苦勞している声が聞かれたようですが、教育委員会としてはこれらデメリットを克服する取り組みも具体的に進められていました。

合併にかかわってであります。同市は平成14年に5町が合併して誕生しました。合併を契機に住民がまちづくりに強い関心を示している一方で、合併により税と費用の負担が多くなったと感じている市民が54%を占めたものの、新市住民間の一体感という面では大きな問題には至っていませんでした。しかし、行政面では約8,000万円を持ち出して市内循環コミュニティバスを運行させましたが、負担となりつつあるとともに、合併特例債についても財政事情の悪化を懸念し、近年は抑制しながらの活用としていました。

高槻市の視察は、翌15日午前10時からとなり、高槻市市民参加に関する指針、コミュニティ・市民公益活動、高槻市学校園2学期制について視察させていただきました。

まず、市民参加に関する指針であります。平成13年に策定した第4次総合計画を受け、行政内部での研究会、検討会、そして公募市民、団体関係者ら12人による市民参加懇話会の設置及び協議と続き、18年2月に行政内部職員7人で市民参加の指針検討会を構成し、指針づくりに努め、ことし2月に市民参加に関する指針を策定したものです。この指針では市民参加の意義、推進の方

向性などについて明記する一方、市民参加、協働、市民、説明責任、市民活動、まちづくりの定義も明確化されており、市民にとって理解しやすい指針であり、協働のまちづくりを目指す名寄市の将来にとって大いに参考となるものであります。

また、コミュニティー・市民公益活動についてであります。協働のまちづくりを推進していくためには市民公益活動、いわゆるNPO活動支援は欠かせないものであるとし、係長級職員12人による実務担当者連絡会、公募委員37名による市民活動促進懇話会を設置する一方、15年3月に市民公益活動サポートセンターを開設、さらに行政内部の課長級職員22人で市民公益活動推進方針策定委員会を誕生させ、推進方針をつくり上げるとともに、17年度からは協働活性化モデル事業補助にも取り組み、具現化を図っています。

次に、学校園2学期制についてであります。同市では平成16年から検討を開始し、翌17年度から3地区で調査研究を開始、18年度には16校園で試行をスタート、今年度より完全実施となりました。この2学期制によって教育課程を100日プランで編成するなどの授業改革、評価方法の工夫改善などの評価改革、すべての行事の見直しなどの行事改革、学校システムの再考などの意識改革などの4つの改革が図れるとしていました。18年度における実施校園からの報告では、児童生徒、保護者、教職員の評価が分かれるものもありますが、教育長、部長級職員、校長会による教育改革支援連絡会、課長級、教頭会による同幹事会などを有効に活用しながら改革推進を図っており、教育都市名寄においても十二分に検討すべき課題であるという共通認識を持ったところであります。

亀岡市の視察は、同日午後2時からでした。理数大好きモデル地域事業、生涯学習高齢者さわやか教室、出前タウンミーティングについて学びを深めました。

理数大好きモデル地域事業は、科学に対する好

奇心と探究心をはぐくみ、科学的な見方や考え方を育て小中学校の学力向上を図るため、平成17年度から19年度までの3カ年の指定事業で、各校共通の取り組みとしては水をテーマとした事業を設定し、大学や企業、地域住民と連携をとり、出前実験授業なども取り入れて幅広く子供たちに好奇心を持たせ、探究心と不思議を感じ、見つけ出せる力を向上させています。アンケートの結果でも、理科の授業が楽しくなったと答える子供たちが多くいました。

生涯学習高齢者さわやか教室は、同市が行っている生涯学習都市宣言を踏まえ、平成16年度からすべての市民が恵まれた生活環境のもとで生涯にわたって健康で文化的な生活を営むことのできる地域社会を目指し、65歳以上の市民を対象に6月から翌年2月までの間7講座が行われています。その内容は、落語講演、歌唱教室、文化祭などを行い、年間5講座以上の受講者に修了証書を授与しており、毎年380人前後が授与されました。

出前タウンミーティングは、平成15年度から実施されています。各課合計47のテーマを設定し、市内在住のグループ、団体を対象に平日の午前9時から午後9時までの90分以内で開催、年間利用者は17年度で18団体439人、利用者からは政策、施策がよくわかったなどと評価を得ていました。

最後となりますが、今回の行政視察では各委員からの質疑が続出し、予定時間を超過することも間々ありました。その内容についても御報告すべきところではありますが、一定限られた報告時間です。委員質疑で引き出された視察内容の詳細については議長に復命書として提出しております。同復命書を御一読いただくことで御理解をいただき、総務文教常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 次に、民生常任委員会、渡辺正尚委員長。

○民生常任委員長（渡辺正尚議員） 民生常任委員会の行政視察報告について御報告いたします。

委員会は、佐々木生活福祉部長、内海市立病院事務部長の同行をいただき、10月17日から19日の3日間の日程で富良野市、芽室町、帯広市を視察研修してまいりました。

初日、環境基本条例制定までの経過と制定後の効果についてをテーマに富良野市を訪問し、市民部環境生活課後藤主査から説明を受けたところです。富良野市は、国が平成5年に環境基本法、翌6年に環境基本計画を、北海道が同8年に北海道環境基本条例、同10年に北海道環境基本計画を定め、環境への負荷を低減し、持続的発展の可能な社会を目指す仕組みを受けて、市は平成13年3月に独自の富良野市環境条例を制定し、富良野市環境基本計画を策定しました。その策定までの取り組みは、富良野市環境条例前文で、水と緑豊かな自然環境と地理的条件に恵まれた中で農業と観光が調和した都市として発展してきた。しかし、私たちは自然の生態系を構成する一員でありながら、資源やエネルギーを大量に消費し、私たちの身近な環境にさまざまな公害や負荷を与え、人類の生存基盤である地球環境にも影響が及ぶまでに至った。このような認識のもと、私たちはお互いに協力し合い、学び合い、みずから参加して環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げ、人と自然とが共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すため、ここにこの条例を制定するとうたっていることから十分にかがいが知ることができます。富良野市環境条例制定と富良野市環境基本計画策定に伴う環境施策を具体的に展開するために、平成13年に富良野市まちをきれいにする条例、富良野市環境保全行動計画をそれぞれ策定し、対象とする環境範囲を自然、生活、快適、地球、教育、学習に区分し、施策を展開しています。具体的な施策としては、とりわけ廃棄物の処理及びリサイクル事業は瞳目に値するもので、同市の清掃事業は昭和初期の馬車でま

ちの中心部だけごみを収集する事業から昭和58年のごみの3種分別（生ごみ、その他のごみ、乾電池）などを経て、ごみの資源化を目指して平成13年10月からは一般廃棄物の処理方法を14種分別に移行を開始しています。平成18年度のデータを見ると、一般廃棄物処理では年間の総搬入量が8,525.1トンで、圏域5市町村による広域分担共同処理量が4,640.9トン、富良野市の単独処理量が3,884.2トンとなっており、その処理内訳の比率は資源化率が91.9%、埋め立て処分率が2%、焼却率が6.1%となっています。昭和63年度と比べても資源化率が43.9%の増、埋め立て処分率が42%の減、焼却率が1.9%の減で資源化率の大幅な上昇とその努力が認められます。職員が自前でごみ分別の手引やごみ収集カレンダーを作成し、市民の協力を得ながら資源化率を高め、ごみ減量化への努力は富良野市の環境条例、環境行政への取り組む姿勢を含め、大いに参考となりました。

18日の午前中は、芽室町公立芽室病院を視察し、赤ちゃんに優しい病院、BFH（ベビーシッターフレンドリーホスピタルのそれぞれの頭文字からBFHと言います）の取り組みについてをテーマに研修しました。病院の各担当者より、赤ちゃんに優しい病院とはWHOとユニセフが定めた母乳育児成功のための10カ条を実践している施設のことで、芽室町でも平成7年から認定を目指して取り組み、平成7年の母子別室から平成9年には出産直後からほぼ母乳で母子同室とし、平成14年からはカンガルーケアを開始し、完全母乳へ切りかえています。平成15年にBFH導入委員会を設立し、母乳育児サークルを設立、平成16年に第1回目のBFH申請をしましたが、書類審査で現地調査対象には至らず、認定されず、翌年2回目の申請をし、平成18年8月にBFHの認定を受け、同年10月に認定記念講演会を開催し、以降中学校等で親子講演会や母乳育児講演会に取り組んで現在に至っています。母乳育児の成

功のための10カ条に基づく母乳育児支援を推進することを柱に、妊娠中、出産直後、産後、退院後の基本方針や授乳、離乳の支援ガイドを策定し、取り組むことにより、単なる赤ちゃんの栄養面ばかりでなく、授乳を通じて母と子の関係（愛情）の高まりや病院の手伝いの仕方（訪問外来等）で母は変わることの成果を得ています。スタッフ数は、産科医師1名、小児科医師1名、助産師8名、看護師9名、ほか10名で、産婦人科12床、24時間3交代で、産科外来は助産師1名、准看護師2名、病院における年間出生数は平成18年で362人となっています。勤務体制は、固定チーム受け持ち制で出産後まで担当し、基本的には妊婦健診、お母さん教室、母乳育児外来、新生児1カ月健診は病棟助産師対応、妊婦健診は外来助産師対応等、連絡ノート等により外来との情報交換を密にしています。BFH認定と並行して子供の人格を尊重するとともに、子供を産み育てやすい環境を整備するための町の役割を初めとして、学校、家庭、地域、企業等の役割を定めた芽室町子どもの権利に関する条例も平成18年に制定しているなどの説明を受けました。

各委員からの主な質問要旨は、取り組みのきっかけは、母の変化は、医師の理解は、母乳が出ない人への対応は、双子の対応は、母子の関係、親子のきずな、施設改善と経営への影響、議会の動きは、入院環境、おしゃぶりの使用は、産科と小児科や保健行政との連携は、看護体制は、親のネットワークなど多岐にわたりました。その答えとして、取り組みのきっかけは、ある助産師が講演を聞いたことから刺激を受け、日本におけるBFHの現状などの資料作成や学習が始まったとのことでした。お母さんの中には出産直後からの同じベッド、授乳などについてつらいなどという声もあるが、着実に変化があり、医師との関係もかなりの壁があった、言葉でわかっているが大変なことが多い、経費の面でもきついが、1室4床を確保し、ベッドもシングルだと小さいためセミにし

ている、看護体制や助産師の中でも意見の違いが出て苦労もあるが、得られる成果から病院全体の理解も定着してきた、へその緒を切らないまま母の母乳を探す姿は感動ものだ、母乳が出ない人でも同室で母子の愛情関係は大切、双子は手伝いが必要だが、大丈夫、母子の関係と問題のネグレクトとの関係はまだはっきりしないが、議会からは安定経営を求められている程度、親のネットワークは重要だし、取り組みはすごい、月2回会議室に昼を敷いて病院を拠点に活動している、おしゃぶりを与えないし、赤ちゃんのあごの使い方が違う、退院後の保健行政との連携は情報交換等システムがあり、連携しているなどのお答えがありました。

少子化、核家族化という社会背景の中で若い人たちが本当に安心して産み育てる環境整備のための医療体制の充実、地域の環境、親子の環境、人と人とのつながりやネットワークの構築等、厳しい自治体病院の現状の中でも具体的な実践を通じて一つ一つ形にし、親の信頼を高めていくことに多く学ぶべき点がありました。視察テーマでもある芽室町の母乳育児への取り組みから、お金や効率だけでは得られない大事なものが残せるよう、今後の名寄市の取り組みにも生かしていかなければならないことを学んできました。

午後からは帯広市を視察し、帯広市立病院跡の多機能ケア施設花びより設置までの経緯と運営についてをテーマに研修しました。小規模多機能ケア施設設置に至る経緯につきましては、次に述べるとおりです。帯広東地区に設置されていた帯広市立病院は、市内の厚生病院、協会病院、北斗病院、国立病院などの充実で機能充実を図るか、廃止して民間に移行するかを選択を迫られていました。市を2分する議論が展開され、結果的に市内の他病院の充実の状況を考えると市立病院の役割は小さいと判断された。50床の規模では多科目診療から特科診療への転換が必要だが、医師の充足に懸念もあり、特色ある医療の提供は困難と判

断された。市は、196床の病床を抱える病院建設計画を作成したが、医師充足の懸念と2億円以上の単年度赤字が見込まれ、議会の承認を得ることができなかった。市立病院建設計画破綻に伴い市立病院の廃止、単なる診療所への転換ではなく50床の病床を生かした民間活用型の小規模多機能ケア施設整備に移行する。このことから、診療所と生活支援サービスと住居との3つの機能を兼ね備える帯広東内科循環器科クリニックとデイサービスセンター花びよりとマンションふるさと館を併設する小規模多機能ケア施設が整備され、要介護高齢者などが365日24時間安心して暮らせるサービスの提供が開始されることになりました。高齢者マンションふるさと館の整備と運営については、1つ目として都市部においては65歳以上の高齢者にマンションを貸さないという現状の中で高齢者向け優良賃貸住宅が必要であると考え、この事業では26戸整備された。2つ目に、高齢者が安心して暮らせる住宅を供給するために、北海道知事の認定を受けた高齢者向け優良賃貸住宅で入居者には年収等に応じて国による家賃の補助がある。家賃は、1DK12戸、2DK14戸で4万3,500円から7万100円となっており、家賃補助は1万2,000円から2万8,000円となっている。入居率は、1年から15年は90%、16年から30年までは80%で積算した。4つ目に、北海道の高齢者向け優良賃貸住宅制度と財政支援については、有限会社花びよりケアサービスがオーナーとして事業を実施し、管理事業者は木野農業協同組合、事業費は公共工事単価と比べて7割程度圧縮し、償還負担の軽減を図ることができ、このことにより20年間で収支均衡が図られることが可能になった。高齢者向け優良賃貸住宅制度における支援内容は、整備事業に係る補助は廊下、エレベーターなどの共用部分に対し、国、道3分の2とオーナー3分の1となっている。道は、平成17年まで補助していたが、平成18年度以降制度を廃止、家賃補助金も同様となった。

家賃補助は、家賃と入所者負担額の差額を国2分の1、道2分の1で実施、道は平成17年度、18年度の2年のみ補助、19年度以降は道分を市が負担することとなった。補助の期間は20年。土地は、市有地では認められなく、オーナー名義が条件で、市立病院跡地を提供された。家賃と食事サービスの合計で月額10万円以内で賄えているので、退去者が出るとかわりの高齢者が入居するなど経営的にはよい状況にある。今回の事例は、50床しかない帯広市立病院を増床改築計画を進める市と過大な財政負担に反対する議会との間で激しい議論の応酬が行われ、最終的には予算は否決されています。その結果、市立病院の廃止、民間病院の誘致、高齢者マンション、デイサービスセンターを併設する現在の姿に軌道修正され、地域医療の維持と住民ニーズに直結した福祉の増進が図られています。地域医療を守る政策も多種多様であることと、議会と執行者との活発な議論がまちづくりにとってよい選択になったことを改めて認識しました。

19日には、福祉車両の現状についてをテーマに帯広市内で福祉車両の改造を手がける有限会社イフを訪問しました。この会社は、障害者一人一人の障害に合った福祉車両の製作や改造、メンテナンス、車用品販売など車に関する業務を展開しています。代表の内藤憲孝さんは、ユニークな経歴の持ち主で、高校の卒業を待たずにレーシングカーを製造する会社に入社、以来17年間にわたってレース仕様車で技術を取得、平成15年に独立して現在の福祉車両プロショップイフを興えています。社名のイフは、20代のころに近親者が脳溢血で肢体不自由となり、もしこの不自由さを克服できる車があればと改造に着手したことから命名したとのことでした。経歴に劣らず、それまでのレース仕様車の改造から福祉車両の改造に思い切って転換した創業の精神もかなり異色で独創的と言えるものです。内藤さんの話では、大手自動車メーカーでは既に福祉車両を販売しているも

の、いずれも高価な上、車種も限定されているために高齢者や障害者にとって新しい車になれるまで大変な苦勞が伴い、このため既得既存の車を個別対応に改造することで出費を抑制し、操作性を向上させることに主眼を置き、福祉車両の個別な注文に応じて改造に取りかかるとのことでした。これまでに手がけた福祉車両の改造は、優に200件を超え、中でも同社の主力商品は各種運転補助装置の製作、取り付け、調整を初めとし、回転シートやリフトアップシート、脱着式シートや安全楽々乗りおりステップで、特に乗りおりステップは同社の自社開発商品で、車高に合わせて2段ステップが2万5,000円、3段ステップが3万円で販売されており、好評を博しているとのことでした。このほか、既存の車いすを電動いすに変身させるチェアライダーも需要が高まっていることなど、プラスワンの発想でお身体の御不自由な方々の症状に見合った改造を行うことで、多額の出費が必要となる新車購入や費用がかさむ大がかりな改造でなく、つかみやすい場所に手すりが1つあるだけで行動半径が広がるのですと内藤さんは話していました。今回の同社視察では、従来までの福祉車両に対する概念と異なり、ふだん使いたれた用具や用品をより使い勝手のよいものに手を加えるという同社のプラスワンの発想に、改めて福祉施策の着想性と行動力の大切さを再認識させられました。

以上を申し上げまして、民生常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 次に、経済常任委員会、木戸口真委員長。

○経済常任委員長（木戸口 真議員） 議長の御指名をいただきましたので、経済常任委員会の報告をいたしたいと思っております。皆さん方には大変お疲れのところかと思っておりますけれども、まだ飛ばすわけにもいかないので、どうかよろしくお願いたします。

経済常任委員会の行政視察報告を申し上げます。委員会は、10月24日から26日までの3日間の日程で河東郡鹿追町、中川郡幕別町、帯広市を行政視察いたしました。初日鹿追町、2日目幕別町と担い手支援事業を視察いたしました。

初めに、鹿追町の農業研修生受け入れ事業の内容について報告いたします。鹿追町では、グリーン・ツーリズムを生かし、都会の若者や農業ファームイン等の体験や実習を受ける一方、農業労働力の不足が相まって受け入れ事業が増加しました。受け入れ当初はホームステイが主体でしたが、風土や生活習慣の違い等の問題解決を図ることから、平成10年7月に意欲ある20歳以上の独身女性対象の施設ピュアハウスを整備いたしました。その後においても研修滞在施設ピュアモルトクラブハウスを初め、農業体験宿泊施設等が整備されております。また、産業研修生の受け入れを本格的に行い、これまで95名が入居し、これまでの成果としては町内に20名が残っており、そのうち8名の女性が地元で結婚をしております。しかし、新規参入者については農地が余っていないことから、難しい状況にあるとのことでした。今後の課題としては、滞在施設の整備が必要であり、人間関係のトラブルで帰省する者も多いことから、双方がどのように対応するかなどが課題となっております。また、グリーン・ツーリズム事業も行われており、平成14年から都市在住の高齢者を中心とした交流事業や修学旅行の受け入れ事業等も行い、成果を上げております。その他の特徴的な取り組みとしては、定住促進住宅建設奨励制度として町外からの定住希望者、産業後継者や産業実習生用に町内に新たな住宅を建設する場合に限度額を100万円として、住宅建設面積1平方メートル当たり1万円を商品券で助成する制度も設けております。

次に、幕別町における幕別農業担い手支援センターの内容について報告いたします。幕別町の農業が持続的、安定的な農業基盤を構築するため、

担い手の確保育成を柱に、それらの担い手が持続的に農業経営を行うことができるよう担い手へ農地を効率的に集約し、農地保有合理化事業を活用した農地流動化を推進するために、担い手農地流動化情報が一体的に機能する新たな農業支援システムの構築とシステムが円滑に運営されるよう体制の再整備を行うために、平成14年6月に財団法人幕別町農業振興公社を設立いたしました。また、農業振興公社内には農業担い手支援センターが設置され、施設が建設されたのが平成15年2月で、研修棟、宿泊棟を設けております。総事業費は4億3,540万8,000円で、研修施設や宿泊施設を有し、有効活用し、町との管理、連携としては認定農業者、農業制度資金、町就農認定、新規就農支援、実践研修としては研修生受け入れ農家対策を行っています。

具体的な事業の内容では、1つ目としては、農地流動化対策事業については平成14年に農地保有合理化法人の認可を取得し、経営規模拡大、集団化、効率的、集団的に農地の利用集積を行うために出し手及び受け手からの申し出を受け、農地利用調整会議において効率的な利用集積を行っています。

2つ目として、担い手確保育成対策については、新規参入育成を対象としたフロンティアコース、新規学卒者、Uターン後継者を対象としたニューファーマーコース、30代の中堅後継者を対象としたリーダーコース、短期農業体験コース、冬期に行う聴講制度の5つのコースがあり、農繁期、農閑期には農業全般の知識習得を行っています。

3つ目として、農業情報提供については、町内5カ所に農地マッピングシステム、衛星システムを導入し、農家基本情報整備として農業気象システムを有効に活用しています。また、農家の意向調査も実施しております。

4つ目として、農業生産法人育成については、現在特定農業法人が法律化されていますが、企業の参入については建設業者の2業者が農業法人を

立ち上げております。

幕別町は、国内でも屈指の畑作地帯であり、ただいま述べましたように、担い手対策も大変充実していると感じました。さらに、短期研修生受け入れ事業、新規就農対策では幕別農村アカデミー事業などにより、平成10年から18年までに10名の新規就農認定者を確保している状況にあります。

まとめとして、鹿追町ではピュアモルトクラブハウス、幕別町では幕別農業担い手支援センターがそれぞれ核となり、地域の農業労働不足の確保、後継者の育成事業や花嫁対策やグリーン・ツーリズム事業などに取り組み、成果を上げています。名寄市においても農業担い手研修センター計画を持っていますが、現状では棚上げされており、今後農業者との対話の中で必要性の熟度を高めていく必要があると考えます。さらに、体験型農業を取り入れながら農業のよさ、地域の環境に触れることができる滞在型研修センターの設置についても検討しなければならないと思うものであります。また、平成22年に名寄農業高校のキャンパス型移行に伴う施設の利用について、市の担い手センターへの再利用について検討されようとしていますが、名寄としてどのような構想を持ち、どれくらいの規模で運営をしていくかをしっかりと論議をして取り組まなければならないと思うものであります。

次に、帯広市の帯広市中心市街地活性化計画についての視察内容について報告いたします。中心市街地の活性化は、帯広市にも車社会の到来や消費者ニーズの多様化などから、大型商業施設の郊外移転による商業機能の低下や居住人口の減少や中心市街地の衰退が顕在化しています。これまで平成12年に中心市街地旧法の計画を推進してまいりましたが、昨年中心市街地活性化法の新法を受けて基本計画の作り直しが余儀なくされました。新法では、基本法の制定を進め、認定になったまちに補助金の助成を強く進めるように変わっ

たため、帯広市でも平成19年6月に申請を行うため、国の要件である活性化法定協議会設置に向けて組織の立ち上げ準備と素案の位置づけを本年1月全体庁議の中で進め、所管の産業経済委員会に報告、2月20日から1カ月間パブリックコメントを行い、市民の意見集約を行いました。市としては、市民ギャラリー整備事業、大規模小売店舗立地法の特例区域を制定し、商工会議所・商店街振興組合連合会、広小路商店街振興組合が中心となり、広小路商店街アーケード再生等事業など、その他の団体で取り組む事業としてはまちなか歩行者天国事業、北の屋台事業、十勝花街道フェア、イルミネーションプロジェクト、商人塾事業、共通駐車券事業、買い物客に共通バス券を提供し、来街者の利便を図る買い物共通バス券事業等、行政と民間業者の住宅事業と商店、商工会議所による中心市街地活性化を生むためのイベントや事業を進めることなどを基本計画に盛り込んでおります。また、中心市街地活性化協議会の設立に向け、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定により、2団体で立ち上げなければならないため、商工会議所、中心市街地整備推進機構を指定し、特定非営利活動法人十勝まちづくり住の会として、両者の共同で帯広市中心市街活性化協議会を組織することを5月25日に決定し、23名の商店、民間建設業者、町内会、市民の方々に設立されました。その中、7月27日、法定協議会で最終成案の意見を諮問し、7月30日に内閣総理大臣へ帯広市中心市街地活性化基本計画の認定を申請し、8月27日には帯広市長に総理大臣より基本計画認定の通知がありました。協議会で基本計画の内容について協議しましたが、その時点においてバス会社、建設会社、商工会議所、商店街、高齢者住宅、アーケード事業等を初めとするほとんどの事業が準備会で決まっており、具体的な進め方としては確実にを行う事業については民間建設会社の方々の考えを聞きながら、国の事業メニューに沿った補助を受けられる事業とする作

業や計画の期間でできる事業を積極的に行うため、申請を出す前に開発局、経済産業省、各種補助金など話し合いをし、補助が出るのが決定した中で内閣府に申請を行っています。

まとめとして、本市においても中心市街地活性化計画策定に向け準備を進めていますが、計画の策定に当たってはこれまでの計画策定を優先する手法から、帯広市のように先に民間事業者や商店街から事業内容の希望をとる中で申請前に各省庁と事前補助の調整と補助金の認定をもらっていることが必要であることから、事業の精査を行い、民間事業者と行政の役割を明確にしながらしっかりと財源確保を行った上で申請ができるよう進めていかなければなりません。今後名寄市では、平成20年度中に基本計画策定と国による認定が見込まれています。中心市街地の活性化はもとより、道北の中核都市としてのまちづくりを目指してしっかりとした取り組みが必要であると認識いたしました。

以上、凝縮して経済常任委員会の行政視察報告といたします。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 次に、建設常任委員会、中野秀敏委員長。

○建設常任委員長（中野秀敏議員） 議長より御指名をいただきましたので、建設常任委員会の行政視察について御報告申し上げます。

当委員会は、11月12日から15日の4日間の日程で新潟県加茂市、同じく新潟県加茂市、埼玉県八潮市の3市を視察研修してまいりました。

13日は、初日の訪問先である加茂市では、商店街近代化事業についてをテーマに商工観光課の担当から説明を受けたところです。加茂市は、新潟県のほぼ中央に位置し、人口3万2,225人、面積13.368平方キロ、製造業が基幹産業となっており、特に全国シェアの7割を占める伝統工芸の桐だんすや木製建具関係の小規模な事業所が多く、加茂川沿いに栄えたまちであります。商業地区は、加茂川沿いに1.5キロの間に駅前地区、

穀町、本町、仲町、上町、五番町、新町、若宮町の8商店街で中核をなしているが、江戸時代に大名行列の通過する街道として商店街が形成されたことにより、狭い道路に沿い商店街を中心とした古い建物が建ち並び、一方通行で駐車スペースもないことから、駅前商業ゾーンの整備が叫ばれる中、加茂市施行による加茂駅前地区土地区画整理事業にあわせ、駅前地区商店街近代化事業を昭和60年度から平成元年度の期間で事業費が17億円、穀町商店街近代化事業を昭和63年から平成4年までの期間で事業費19億7,800万円、本町商店街近代化事業を平成4年度から5年度の期間で事業費が11億300万円で3商店街の近代化事業を行い、中心市街地としての機能を有する健全な市街地として整備されました。この事業により駅前を中心に消費購買が集中したことから、残りの商店街についても引き続き近代化を図ってきました。仲町、上町地区は新潟県施行により都市計画道路宮寄上加茂線街路事業により道路拡幅整備をすることにし、商店街では街路事業とあわせて個店の改造及び共同施設のアーケードを設置し、ハード面の近代化を図るとともに、経営意識、店づくり、商品構成、品ぞろえの見直しといったソフト面での近代化を図るため、仲町商店街近代化事業を平成8年度から10年度の期間で事業費12億4,600万円、仲町商店街多目的広場整備事業を平成10年度から11年度で事業費5,680万円、上町商店街近代化事業を平成10年度から14年度の期間で事業費13億4,100万円で整備し、平成15年度から五番町区間の商店街近代化事業に取り組んでおり、最初の事業に着手してから今日まで27年間に及んでいるとのことでした。また、この事業により商店街が手狭になるなどとし、現在地から離れたり閉店する場合は行政が購入し、駐車場等として整備をしたり、振興組合の事務局長の賃金や事務所経費を負担するなどしながら事業を推進してきたそうです。各商店街では商店街振興組合を結成し、北越の小京都を

テーマに落ちつき、にぎわい、旧さの中に新しさを感じるまちづくりを目指し、一体感を持った店舗の改装やアーケードの設置など調和のとれた都市景観の整備がなされました。この地方には古くから雁木があり、その流れもあるアーケードは最近ではウォーキング等にも活用されているとの現地での説明でありました。

14日は、新発田市を訪問し、新発田市議会二階堂議長より歓迎のごあいさつをいただいた後、新発田駅前土地区画整理についてをテーマに新発田駅前周辺整備課の担当者より説明を受けたところです。新発田市は、越後平野の北部に位置し、江戸時代には10万石の城下町として栄え、昭和30年には6村、31年には2村と合併、平成に入り、15年7月には豊浦町と、そして17年5月に紫雲寺町、加治川村の2町村と合併し、現在人口が10万5,000人、行政面積が532.82平方キロの新潟市に隣接する中核都市で、県内有数のコシヒカリの産地であります。新発田市では、昭和56年に大倉製糸工場が閉鎖となったことから、駅前が空き地となり、土地利用計画とし、平成5年12月より新発田駅前土地区画整理事業推進協議会を発足し、協議がされました。さらに、平成8年にジャスコ駅前店が撤退し、平成11年には協議会より土地区画整理の早期事業化の要望書が出されましたが、土地利用の核となる施設が決まらない状況が続きましたが、平成13年に県立新発田病院の新発田駅前移転が正式に決定され、翌14年に新新発田駅前活性化推進協議会が発足し、土地区画整理のみでなく駅前周辺の活性化を含めた開発事業と位置づけし、平成15年度に新発田駅前土地区画整理事業を着手し、現在平成18年11月に新病院が開院し、ことし平成19年度には駅前公園と駅前広場が供用開始となり、平成20年度にて事業の完了を迎えることとなりました。全体事業費が105億円で、財源の内訳として国庫補助金が36億4,000万円、県補助が3億8,000万円、市費が64億8,000万円と

なっていますが、合併特例債を充当することで財源確保のめどが立ったところであります。当初住民負担である減歩率については地元の理解が得られませんでした。最終的に減歩率の引き下げで理解を得ることができました。コンセプトとして、駅前の県立病院と県立リウマチセンター及び県立新発田病院附属看護専門学校近辺の公園を核とする健康ゾーンとし、ジャスコ跡地から商店街を結ぶ歴史的建築遺産がある一帯を結ぶ地区をにぎわいと歴史と遊びのゾーンとして形成されています。

以上が新発田市の土地地区画整理事業の概要であります。本事業は駅前の大規模遊休地に公共施設を誘致したことにより、道路等の整備事業とあわせ、商業機能の低下が懸念された駅前地区を活性化させるために国土交通省のまちづくり総合支援事業を導入し、公園等の整備をし、新発田市の新しい顔として地域の活性化が図られています。名寄市においても現在駅前に大きな遊休地を有し、中心市街地の活性化のためにも参考になる点も多く、今後積極的な対策の必要性を強く感じたところでもあります。

15日は、八潮市を訪問し、50年、100年先を見据えた景観まちづくりについてをテーマに都市開発部都市デザイン課の担当より説明を受けたところでもあります。八潮市は、埼玉県南に位置し、南は東京足立区、葛飾区に隣接し、江戸時代には食料供給基地で米や野菜中心の純農村でありましたが、都心部まで15キロという立地条件により高度成長期以降多数の工場が立地し、住宅、都市化が進み、東京通勤比率は27%、人口7万7,000人の市であり、面積は18平方キロであります。平成17年8月のつくばエクスプレスの開通を契機とし、市民、事業者、行政との協働により地域の特性を生かし、統一感ある八潮らしい景観のまちづくりに市民参加のもとで取り組んでいます。

主な施策としては、景観法に基づく景観計画である八潮市みんなで景観まちづくり条例を平成1

7年3月に策定し、統一感ある町並みを誘導するため、色彩、形態、意匠の基準を定めています。背景として、景観まちづくりに関する市民意識とともに、調和のとれた町並み形成を図るための具体的な基準の策定が課題となったことが挙げられています。市全域を特性別に区分し、区分ごとに建築物等の基準を定めることにより、調和のとれた町並みの形成を誘導しようとするもので、地域性を活かした景観形成を図る地区を特定区域、今後促進する必要がある地区を促進地区に位置づけ、地域性を活かした継続的な景観まちづくりを推進しようという試みであります。

2点目に、高層建築物の増加により住環境、操業環境の悪化や乱雑な町並み形成等の問題が生じたとして、平成19年3月に高度地区を定め、建築物の最高高さを制限しています。内容は、商業地域、工業専用地域を除く市街化区域において最高25メートルを制限とし、工業地域では住居系用途に供する部分は15メートルまでとするものであります。

3点目に、平成19年3月に制定された屋外広告物条例で景観計画に規定した屋外広告物の設置等に関する制限について実効性を担保するため、きめ細かな規制、誘導を行い、その内容は駅周辺商業特定区域及びつくばエクスプレス沿線100メートル以内は鉄道に向けた一般広告及び区域内での屋上利用広告を禁止し、高度地区内で屋上利用広告は県条例で定める最高高さ48メートルより低い25メートルまでと制限した。

4点目、八潮駅北口周辺地区において、駅開業に伴う市の顔となる町並み誘導を目指してすべての地権者の合意による景観まちづくり協定を締結し、公開空き地の整備等を実施している。具体的には、民有地についても2メートルの後退部分、セットバックを公開空き地とし、協定に基づき市が負担し、統一した景観を形成することとした。町並み景観は、地域の風土や気候、自然が織りなす風景とそれらにはぐくまれた伝統文化活動など

地域固有の景観の中で、そこに暮らす人々が主役となって進めていくべきものであることを再認識したところであります。地域の個性や魅力を形成していく上で景観という視点も50年、100年を見据え、ふるさとの思いへの心をどう後世に共感してもらえるかを考えるきっかけとなった研修でありました。

署名議員 竹 中 憲 之

以上を申し上げ、当建設常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

署名議員 東 千 春

○議長（小野寺一知議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成19年第4回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時30分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

質 問 文 書 表 （一般質問）

平成19年第4回定例会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	佐 藤 靖 (P 36)	1. 平成20年度予算編成にかかわって (1) 市長訓令と事務連絡の意味 (2) 平成20年度主要事業について 2. 名寄市立総合病院にかかわって (1) 名寄市病院事業長期計画に関して (2) 医療スタッフ（医師・看護師等）の確保に関して (3) 病院の将来展望に関して 3. 名寄地区中心市街地活性化にかかわって (1) 協議経過と今後の見通し
2	高 橋 伸 典 (P 48)	1. 高齢者・障がい者用公営住宅の福祉対策について (1) 高齢者・障がい者の住宅状況について (2) 今後の福祉施策について (3) 高齢者・障がい者住宅の推進について 2. 福祉灯油の推進について (1) 福祉灯油の状況について (2) 今後の対応施策について 3. 道路の里親制度導入について (1) ボランティアグループ等による市道の花壇・清掃の実施状況について 4. 滞納者へのサービス制限条例について (1) 市税（各項目）の滞納金額と滞納人数（法人含） (2) 徴収率向上の対策及び実績 (3) サービス制限条例の制定について
3	宗 片 浩 子 (P 57)	1. 市道南2丁目通り踏切について (1) 市道南2丁目通り踏切の幅員拡幅について ア JR旅客、JR貨物との協議は イ 北海道との協議は

		<p>(2) 冬期間の踏切の安全対策について</p> <p>2. 障がい者福祉について</p> <p>(1) 障害者自立支援法の見直しと特別対策について</p> <p>ア 名寄市の障がい者福祉計画の見直しはどのように行われているのか</p> <p>イ 障害者自立支援法の特別対策の取り組み方は</p> <p>3. なよろ観光ひまわり畑について</p> <p>(1) 観光ひまわり畑の中止について</p> <p>(2) 観光ひまわり畑発祥の地を民間活力で継続を</p>
4	大石健二 (P 66)	<p>1. 第1次新名寄市総合計画から</p> <p>(1) 計画の構成と期間について</p> <p>(2) 計画行政の取り組みについて</p> <p>(3) 事務事業の評価について</p> <p>2. 名寄市自治基本条例（仮称）制定と地域自治区（仮称）創設から</p> <p>(1) 自治基本条例（仮称）制定に向けた取り組みについて</p> <p>(2) 地域自治区（仮称）創設に向けての取り組みについて</p> <p>3. 改正・中心市街地活性化法から</p> <p>(1) 中心市街地活性化法認定申請に向けての取り組みについて</p>
5	佐々木 寿 (P 76)	<p>1. 環境保全と創造について</p> <p>(1) 地球温暖化対策について</p> <p>(2) 名寄市環境条例及び基本計画（仮称）の策定について</p> <p>2. 協働のまちづくり推進策について</p> <p>(1) 名寄市まちづくり懇談会について</p> <p>ア 現在までの主な意見・提言・質問・要望内容と今後の行政としての取り組みについて</p> <p>(2) 行政広報について</p> <p>ア 行政広報の取り組みについて</p> <p>(3) コミュニティバスについて</p> <p>ア 市内循環バスの拡大運行について</p> <p>イ 公用車の活用について</p> <p>3. 福祉灯油制度について</p> <p>(1) 灯油価格上昇による市民への影響について</p> <p>(2) 低所得者に対する福祉灯油制度の制定について</p>

6	川村幸栄 (P 90)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保税の市民負担と後期高齢者医療制度について 2. 福祉灯油について 3. 住宅リフォーム助成制度について 4. 風連地区からの市立病院などへの通院手段について 5. ポスフル店周辺の交通安全について 6. 全国学力テスト（学力・学習状況調査）について
7	駒津喜一 (P 100)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中小零細企業への支援について <ol style="list-style-type: none"> (1) 市融資制度について (2) 企業立地促進条例等について 2. 雇用対策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 新卒者雇用の現状と再就職者への支援 3. 市内遊休地の活用について <ul style="list-style-type: none"> ・名寄駅前 ・営林署跡地 ・旧雪印工場跡地 4. 教員住宅の管理について <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状と今後の計画について
8	渡辺正尚 (P 110)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経費削減について <ol style="list-style-type: none"> (1) 庁舎内の経費削減は民間企業の発想を取り入れては (2) 今後の工事発注についての考え方は 2. 道路特定財源の影響について <ol style="list-style-type: none"> (1) 暫定税率が無くなった場合の影響は (2) 道路特定財源を一般財源にするとどうなるのか (3) 医療に対しての影響について 3. 冬期除雪体制について <ol style="list-style-type: none"> (1) 何時までも随意契約で良いとは思わないが (2) 高齢者除雪サービスについて
9	中野秀敏 (P 118)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業、農村の振興について <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地流動化と農地集積について (2) 農業生産法人の育成の取り組みについて 2. 風連地区の住民自治組織移行について <ol style="list-style-type: none"> (1) 移行に伴う行政班再編の考え方について (2) 移行に伴う公民館分館のあり方について

		<p>(3) 移行に伴う各コミセンの管理について</p> <p>3. 小中学校の適正配置と施設整備について</p> <p>(1) 小中学校適正配置等検討委員会における審議の状況について</p> <p>(2) 老朽化、未耐震化の学校施設の整備に関する考え方と適正配置との関連について</p>
10	木戸口 真 (P128)	<p>1. 風連地区街路灯の負担状況と今後について</p> <p>(1) 平成19年度事業内容は</p> <p>(2) 統一に向けた話し合いの経過と今後は</p> <p>2. 灯油等の高騰による弱者に対する影響と支援対策について</p> <p>(1) 低所得者、高齢者、生活保護者、障がい者に対する調査支援は</p> <p>3. 風連地区「ふれあいプラザ」の処分に関わる経過について</p> <p>(1) 寄贈を受けて2年が経過した中での売却方針となった経過は</p> <p>(2) 住民に対する周知・意向は</p> <p>(3) 風連市街地再開発事業での利活用での対応は</p> <p>4. 名寄市小中学校の特認校の状況と支援対策について</p> <p>(1) 名寄市内の特認校の現況は</p> <p>(2) 特認校の支援対策と今後について</p>
11	黒井 徹 (P142)	<p>1. 農業政策について</p> <p>(1) 農業基盤整備について</p> <p>(2) 農業・農村振興計画の取り組みについて</p> <p>(3) 名寄市農業の実態について</p> <p>(4) 新年度予算での農業政策重点項目は</p> <p>2. 高校再編について</p> <p>(1) 新設高校の姿とスケジュールについて</p> <p>(2) 名寄農業高校の今後について</p> <p>3. 平成19年度決算の見込みと新年度予算について</p> <p>(1) 財政力指数等の実態について</p> <p>(2) 予算編成の考え方と重点政策について</p>
12	竹中 憲之 (P153)	<p>1. 老人福祉に関わる門口除雪について</p> <p>(1) 門口除雪のあり方について</p> <p>(2) 門口除雪に関わる委託業者について</p> <p>2. 母子手帳の交付状況について</p> <p>(1) 母子手帳の活用状況は</p>

		<p>3. 石油類の高騰に関わる課題について</p> <p>(1) 各施設における需用費（燃料費）について</p> <p>(2) 灯油高騰に伴う低所得者等への助成等について</p> <p>4. 季節労働者の現状と雇用確保について</p> <p>(1) 季節労働者と通年雇用促進支援事業の現状について</p> <p>(2) 短期特例一時金削減の影響と今後の対応について</p>
13	佐藤 勝 (P161)	<p>1. 「人にやさしい、地球にやさしいまちづくり」のために、環境マネジメントシステム「ISO14001」の取り組みについて</p> <p>(1) 環境マネジメント「ISO14001」への認識と必要性について</p> <p>(2) 「ISO14001」取得の意義について</p> <p>(3) 「ISO14001」取得の意志について</p> <p>(4) 「ISO14001」取得のための今後の取り組みと見通しについて</p> <p>(5) 「ISO14001」認証取得宣言（キックオフ）に向かうべき</p> <p>2. 市民に対し、責任ある職務執行体制の確立について</p> <p>(1) 組織としての指揮命令は、どう機能しているか</p> <p>(2) 組織としての「報告・連絡・相談」は健全に果たされているか</p> <p>(3) 組織として、情報の発信・共有はなされているか</p> <p>(4) 組織として、事件・事故発生時、発生後の対応は</p> <p>(5) 組織として、事案発生後の変化を市民にどう伝えてきたか、伝えていくか</p> <p>3. 訪れる人、すべてにやさしい市立病院をめざして</p> <p>(1) 病院内外の施設点検について</p> <p>(2) 階段は安全ですべての人にやさしいか</p> <p>(3) トイレはすべての人にとって快適か</p> <p>(4) 病室はそこで過ごす人にとって快適か</p> <p>(5) 施設の増改築により、結果、大きな犠牲を強いる部分はないか</p> <p>(6) 職員は訪れる人、すべてに真にやさしいか、笑顔を伝えているか</p> <p>(7) そのために、何を実践しているか</p>
14	岩木正文 (P172)	<p>1. 学校教育について</p> <p>(1) 小中学校の2学期制について</p> <p>(2) 全国学力調査の結果を踏まえて</p> <p>2. 給食センター及び食育について</p>

		<ul style="list-style-type: none">(1) 残飯利用のフードリサイクルへの取り組みについて(2) 栄養教諭制の取り組みについて <p>3. TVデジタル化について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 高齢者への周知(2) 低所得者への負担について(3) 行政管轄のTV対応について
--	--	---

第 4 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 19 年 11 月 30 日～平成 19 年 12 月 14 日 15 日間

本会議時間数 17 時間 10 分

議 案 番 号	議 件 名	議決年月日	議 決 要 旨
平成 19 年第 3 定 付託議案第 1 号	名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定について	19. 9. 3	総務文教常任委員会 付託・閉会中継続審査
		19.11.30	修 正 可 決
平成 19 年第 3 定 付託議案第 5 号	名寄市下水道条例の一部改正について	19. 9. 3	建設常任委員会付託 ・閉会中継続審査
		19.11.30	原 案 可 決
平成 19 年第 3 定 付託議案第 6 号	名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について	19. 9. 3	建設常任委員会付託 ・閉会中継続審査
		19.11.30	原 案 可 決
平成 19 年第 3 定 付託議案第 7 号	名寄市水道事業給水条例の一部改正について	19. 9. 3	建設常任委員会付託 ・閉会中継続審査
		19.11.30	原 案 可 決
平成 19 年第 3 定 付託議案第 16 号	平成 18 年度名寄市各会計決算の認定について	19. 9. 3	決算審査特別委員会 設置・付託、閉会中 継続審査
		19.11.30	認 定

平成19年第3定 付託議案第17号	平成18年度名寄市病院事業会計決算の認定 について	19. 9. 3	決算審査特別委員会 設置・付託、閉会中 継続審査
		19.11.30	認 定
平成19年第3定 付託議案第18号	平成18年度名寄市水道事業会計決算の認定 について	19. 9. 3	決算審査特別委員会 設置・付託、閉会中 継続審査
		19.11.30	認 定
議 案 第 1 号	公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する 条例の制定について	19.11.30	総務文教常任委員会 付託・閉会中継続審 査
議 案 第 2 号	特別職の職員の給与の支給特例に関する条例 の制定について	”	原 案 可 決
議 案 第 3 号	名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部改正について	”	”
議 案 第 4 号	名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部 改正について	”	”
議 案 第 5 号	名寄市職員団体のための職員の行為の制限の 特例に関する条例の一部改正について	”	”
議 案 第 6 号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正に ついて	”	”
議 案 第 7 号	名寄市基金条例の一部改正について	”	”
議 案 第 8 号	名寄市特別会計条例の一部改正について	”	”
議 案 第 9 号	名寄市下水道条例の一部改正について	”	”

議案第10号	名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について	19.11.30	民生常任委員会付託 ・閉会中継続審査
議案第11号	指定管理者の指定について	〃	原案可決
議案第12号	平成19年度名寄市一般会計補正予算	〃	〃
議案第13号	平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第14号	平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第15号	平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第16号	平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第17号	平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第18号	財産の取得について	19.12.14	〃
議案第19号	平成19年度名寄市一般会計補正予算	〃	〃
議案第20号	名寄市議会委員会条例の一部改正について	〃	〃
意見書案第1号	産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書	〃	〃
意見書案第2号	沖縄戦「集団自決」に関する教科書検定に対する意見書	〃	〃
意見書案第3号	身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書	〃	〃

意見書案第４号	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書	19.12.14	原 案 可 決
意見書案第５号	灯油等石油製品の価格を引き下げるための緊急対策を求める意見書	”	”
意見書案第６号	取り調べの可視化の実現を求める意見書	”	”
意見書案第７号	民法７７２条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書	”	”
意見書案第８号	メディカルコントロール体制の充実を求める意見書	”	”
意見書案第９号	障害者自立支援法の見直しを求める意見書	”	”
意見書案第１０号	米価暴落の緊急対策と品目横断対策の見直しを求める要望意見書	”	”
意見書案第１１号	食品偽装事件の根絶を求める意見書	”	”
意見書案第１２号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書	”	”
意見書案第１３号	後期高齢者医療制度の凍結と抜本的な見直しを求める意見書	”	”
意見書案第１４号	被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書	”	”
意見書案第１５号	「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書	”	”
意見書案第１６号	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書	”	”
報 告 第 １ 号	専決処分した事件の報告について	19.11.30	報 告 済

報 告 第 2 号	例月現金出納検査報告について	19.12.14	報 告 済
	委員の派遣報告について	”	”
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査（調査） 決 定